

平成 23 年 12 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月9日】

1 福沢美由紀（日本共産党） 28～37ページ

議案第82号 亀山市子どもの出生祝金条例の制定について

- 1 誕生祝金条例を廃止することにより、どのようなデメリットがあると考えているのか

議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 保育士派遣業務委託料の内容について
- 2 新エネルギー普及支援事業について
- 3 木造住宅補強事業について

2 森 美和子（公明党） 37～45ページ

議案第82号 亀山市子どもの出生祝金条例の制定について

- 1 条例の目的及び対象人数と費用について
- 2 第2条第2項「未成年後見人等」とはどういった方を指すのか
- 3 今回廃止される条例において市税等の滞納により支給されなかった方はいたのか
- 4 対象者への周知について

議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第3款民生費、小中学生医療費無料化事業1，700万円増額について
 - (1) 無料化に伴う医療費の伸びについて
 - (2) 知事公約による県の医療費無料化の動きについて
 - (3) 今後の亀山市の負担について
 - (4) かかりつけ医等による医療費抑制の取り組みについて
- 2 子ども手当給付費 1億7,532万8千円減額について
 - (1) 減額の理由について
 - (2) 対象者への周知について

3 宮崎勝郎（緑風会） 45～54ページ

議案第82号 亀山市子どもの出生祝金条例の制定について

- 1 制定内容について
- 2 現在施策の亀山市子ども出生祝金及び誕生日祝金条例との整合について
- 3 昨年、12月定例会に提案された亀山市子ども出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止を否決されたために新しく提案されたのか
- 4 今後、制定される亀山市子どもの出生祝金条例の支給について、十分検討されたのか

議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

1 歳入について

(1) 第1款市税、第2項固定資産税2億3千9百万円について

(2) 第17款寄附金、第3目総務費寄附金の内、リニア中央新幹線亀山駅整備基金寄附金50万円について

2 歳出について

(1) 第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費、新エネルギー普及支援事業補助金900万円について

(2) 第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1項道路橋梁総務費、狹隘道路後退用地整備事業4,140千円について

(3) 第8款土木費、第2項道路橋梁費、第5目交通安全施設費、施設整備費4,792千円について

4 大井捷夫（新和会） 54～63ページ

議案第82号 亀山市子どもの出生祝金条例の制定について

- 1 新たに制定する条例の目的と支給内容について
- 2 財源余剰による新たな子育て支援策について
- 3 対象者及び周知方法について
- 4 他市町の取り組み状況について
- 5 担当部の一元化について

議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 新エネルギー普及支援事業補助金について
- 2 ケーブルテレビ活用促進事業補助金について

5 竹井道男（市民クラブ） 63～74ページ

議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 市民税の補正について
 - (1) 市民税、固定資産税の補正の内容について
 - (2) 平成24年度の市税収入の予測について
- 2 地方交付税の増額補正について
- 3 財政調整基金繰入金、臨時財政対策債の減額補正について
- 4 小中学生医療費無料化事業の増額補正について

6 鈴木達夫（ぽぶら） 74～81ページ

議案第82号 亀山市子どもの出生祝金条例の制定について

- 1 条例の制定・改廃の背景と趣旨について
- 2 国の動向及び他市町との比較について

- 3 亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止に関し、子ども総合センターとの協議について

議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第3款民生費、第2項児童福祉費、小中学生医療費無料化事業について
 - (1) 補正の要因について
 - (2) 県制度との関連について
 - (3) 子育て支援施策の一環としての成果について

7 服部孝規（日本共産党） 81～85ページ

議案第86号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

- 1 歳入の繰越金2,360万円の中には、一般会計からの繰入金も入っているのではないか

8 櫻井清蔵（ぽぷら） 85～91ページ

議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 下記の補正は細部説明によると、市民の要望が当初の見込みより多く寄せられたことによるものであると理解をしてよいのか
 - (1) 「ケーブルテレビ活用促進事業」
 - (2) 「新エネルギー普及支援事業」
 - (3) 「木造住宅補強事業（住宅耐震診断委託料）」
 - (4) 「狭隘道路後退用地整備事業」
 - (5) 「交通安全施設整備費」
- 2 歳入（子ども手当負担金）及び歳出（子ども手当管理費、子ども手当給付費）について

9 豊田恵理 92～98ページ

議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第3款民生費、第2項児童福祉費のうち小中学生医療費無料化事業について
 - (1) 医療費が増加した原因は何か
 - (2) 医療費無料化した後の傾向はどうか
- 2 第3款民生費、第3項生活保護費のうち扶助費について
 - (1) 生活扶助費が増加している原因は何か
 - (2) 他市の状況と亀山市の傾向はどうか
- 3 歳入、第17款寄附金、第1項寄附金及び歳出、第12款諸支出金、第1項基金費について
 - (1) 寄附金の内、ふるさと納税について
 - ア ふるさと納税の内訳について
 - イ ふるさと納税の使途について

ウ 寄附金の使い方及び広報活動について

質 問 内 容 （通告要旨）

【12月12日】

1 服部孝規（日本共産党） 104～115ページ

住宅リフォーム助成制度の応募結果とこの事業の効果及び来年度以降の取り組みについて

- 1 住宅リフォーム助成制度がつくられ、11月14日に締め切られたが、応募の状況はどうだったのか
- 2 現時点でこの事業の効果をどう考えているのか
- 3 来年度以降の取り組みはどうするのか

学童保育所に対する櫻井市長の公的責任の認識を問う

- 1 市内の民設の学童保育所は、児童福祉法が規定する「適切な遊び及び生活の場を与え」る場所といえるのか

市が雇用する非常勤職員の待遇の改善について

- 1 今年度の予算特別委員会で、非常勤職員の賃金表の区分が多すぎると指摘したが、総務部長は「今年度、見直しをする」と答弁した。見直し結果を問う

2 新 秀隆（公明党） 116～124ページ

CSR事業について

- 1 CSR（企業の社会的責任）の状況について
 - （1）市内企業の現状について
 - （2）市内企業の対応状況について
 - （3）今後の推進について

危機管理体制について

- 1 災害時の避難所・防災倉庫等の施設管理体制について
 - （1）現状について
 - （2）地震時の自動オープン錠の導入について

市民の安心・安全を守るまちづくりについて

- 1 市内道路・通学路の保全状況について
 - （1）自治会等の要望について
 - （2）学校の要望について

鳥獣被害対策について

- 1 有害鳥獣被害の実態について
 - （1）有害鳥獣被害対策について
 - （2）柵・檻等以外の新たな有害鳥獣被害対策について

3 尾崎邦洋（緑風会） 124～130ページ

駅前高塚線改良工事について

- 1 改良工事計画の進捗状況について
- 2 亀山高等学校前の交差点について

亀山東小学校運動場の雨水の排水問題について

- 1 現状の問題について
- 2 今後の改善計画について

4 中村嘉孝（新和会） 130～142ページ

平成24年度予算編成について

- 1 予算編成の基本的な考え方と目指す方向について
- 2 行財政改革大綱に掲げる「歳出構造の刷新」と「歳入改革の推進」について
- 3 税外収入の確保（新規財源を含む）に積極的に取り組むことについて
- 4 緊急雇用対策に配分される総体事業費について
- 5 地域主権戦略大綱による「地域自主戦略交付金」に対する市の考え方について

地方公営企業「関ロッジ」について

- 1 「関ロッジ」の現状について
- 2 耐震補強について
- 3 今後の運営の方向性と考え方について

5 竹井道男（市民クラブ） 142～158ページ

平成24年度予算編成の基本的な考え方について

- 1 平成24年度の予算編成の特徴点について
- 2 後期基本計画と中期財政計画との整合について

医療センター経営健全化の取り組みについて

- 1 地域医療再構築プランの進捗について
- 2 寄附講座の状況について
 - (1) 医師派遣での診療体制への効果について
 - (2) 損益への効果について
 - (3) 職員の勤務状況について
 - (4) 寄附講座の継続について
- 3 医療センター改修計画について
 - (1) 地域医療再構築プランとの整合について
 - (2) 投資タイミングの判断について
 - (3) 資金計画、収支計画について

今後の地方自治の在り方について

- 1 今回の大阪府知事・大阪市長ダブル選挙の結果が今後の地方自治に及ぼす影響について
- 2 道州制について
- 3 今後の亀山市の国や県との関係について
- 4 今後の他市町との関係・広域行政について

質 問 内 容 （通告要旨）

【12月13日】

1 福沢美由紀（日本共産党） 170～181ページ

代表避難所のあり方について

- 1 代表避難所の内、市が管理する施設と指定管理されている施設で、避難訓練や避難所開設について、どのような違いがあるのか

橋梁の安心・安全を図る対策について

- 1 特に耐震性についての市民の関心は高いが、市はどのような対策を取っているのか

2 森 美和子（公明党） 181～190ページ

生きがいを持てる福祉の展開について

- 1 生活保護について
 - (1) 5年間の推移について
 - (2) 年齢別の動向について
 - (3) 医療費用抑制の考え方について（後発医薬品等の利用）
 - (4) 就労に結びつく対策について
- 2 地域福祉権利擁護事業について
 - (1) 利用実態について
 - (2) 高齢者・障がい者の相談窓口について
 - (3) 周知の方法について

期日前投票の手続きの簡素化について

- 1 県内の動きについて
- 2 今後の方向性について

3 前田 稔（緑風会） 190～202ページ

後期基本計画の考え方について

- 1 財政見直しについて
 - (1) 合併特例債について
 - (2) 財政規模について
- 2 施策について
 - (1) 人口52,000人目標達成の施策とは
 - (2) マニフェストとの整合性について
 - ア 後期基本計画ですべて達成できるのか
 - イ 北東部の消防署所について

ウ 市民税1%市民活動支援について

エ 関の山車会館について

4 岡本公秀（新和会） 202～208ページ

東日本大震災における瓦れきの受け入れについて

- 1 三重県内の瓦れきの受け入れについての新聞報道等に対する当市の対応について
- 2 一般の瓦れきの受け入れについて
- 3 微量の放射性物質を含む瓦れきの受け入れについて
- 4 飛灰の取り扱いについて
- 5 安全な瓦れきの受け入れについて

5 鈴木達夫（ぽぶら） 208～219ページ

溶融処理施設事業について

- 1 新市まちづくり計画変更の凍結の影響について
- 2 総合環境センター「溶融施設」の予算関係について
- 3 溶融炉の今後における取り組みについて
 - (1) 指定管理、第三セクター運営方式について
 - (2) 包括的運転管理方式について
 - (3) 産業廃棄物の受け入れについて

常備消防力適正配置調査とGIS（地図情報システム）の関係について

- 1 調査内容の概要について
- 2 調査結果の最終報告について
- 3 GISの活用について

6 坊野洋昭（緑風会） 219～228ページ

都市計画道路の見直しについて

- 1 見直し指針（ガイドライン）の内容について
- 2 見直し作業はどうなったか
- 3 亀山市の見直し作業は、どこでどの様に検討したか
- 4 亀山市分の見直しの内容は
- 5 見直し作業の議会への報告内容は

市道野村布気線について

- 1 平成25年供用開始に向けての努力はどうなっているか

7 中崎孝彦（新和会） 229～236ページ

亀山駅前とその周辺整備について

- 1 亀山駅周辺まちづくり支援事業について
 - (1) この事業は、亀山駅前とその周辺の整備を念頭においてスタートしたのかについて
 - (2) 事業成果及び投資効果について
 - (3) 整備手法及び庁内協議について
- 2 前期基本計画の「都市づくりの推進」の中で、亀山駅前とその周辺の整備について、後期基本計画（案）としての考え方について
- 3 亀山駅前とその周辺の整備について、市長の見解を伺う

質 問 内 容 （通告要旨）

【12月14日】

1 櫻井清蔵（ぽぶら） 240～249ページ

人権について

- 1 9月定例会において質問をしたが、条例を制定する考えを再度尋ねたい
 - (1) 条例制定への意欲について
 - ア 「広報かめやま」で市民の意識調査がなされたが、評価について知りたい
 - イ 副市長の9月議会における答弁の検証をしたい

東日本大震災に係る瓦れき処理について

- 1 亀山市としての考え方について、市長の見解を知りたい（被災後の現地視察の観点より）
- 2 被災地の早期の復興のためには、当市の環境センターの溶融施設の活用を政府に対して申し出るべきであると思うが、市長はどのように考えているのかを知りたい
- 3 三重県においても、すでに松阪市が受け入れを検討しているとの報道がなされているが、どのように受け止められているのかを知りたい

住宅リフォーム助成事業について

- 1 応募状況についてを知りたい
- 2 概要の運用状況についてを知りたい
- 3 なぜ補正・流用の考えはなかったのかを知りたい（特に高齢者・障がい者の助成について）

2 宮崎勝郎（緑風会） 250～260ページ

土地利用について

- 1 亀山市の土地利用計画の今後はどのように考えているのか
- 2 南部地域の利用計画はどうしていくのか
- 3 南部地域の開発行為に伴う開発指導は現在どうしているのか

リニア中央新幹線について

- 1 リニア中央新幹線の中間駅誘致の現状について
- 2 JR東海が中間駅の建設費をJR東海の全額負担と発表されたが、当市の市長としてどう受け止めるのか
- 3 今後亀山市として中間駅設置の実現が可能であれば、市長としてどのようなまちづくりを考えているのか

亀山市の道路行政について

- 1 都市計画道路と地方道路の位置づけについて
- 2 市道と和賀白川線開通の見通しについて

- 3 市道和賀白川線の開通に伴う周辺道路の整備について
- 4 亀山市の道路における環状線の位置づけはどのようにされているのか

住宅リフォーム助成について

- 1 リフォーム助成制度の反響について
- 2 申込（申請）状況について
- 3 申込者が多く抽選となったと聞かすが、抽選に外れた方に対する対応はどうするのか

3 豊田恵理 260～272ページ

亀山市の公共交通について

- 1 新生活交通再編事業の進捗状況について
- 2 公共交通網の地域間格差について
 - (1) 現在、市内のどの地域が路線の空白地域であるか
 - (2) 路線があっても不便であるとの意見が出ている地域はどこか
- 3 各部・室の取り組みと今後の方向について

亀山市の交通安全計画の取り組みについて

- 1 自転車事故を未然に防ぐための対策について
 - (1) 児童・生徒への自転車乗り方指導について
 - ア 小学校・中学校では指導は行われているか
 - イ 乗車中に多い事故はどのようなものか
 - (2) 高齢者への自転車の乗り方指導について
 - ア 市では乗り方指導は行われているか
 - イ 高齢者に多い事故はどのようなものか
 - (3) 自転車に関する交通環境について
 - ア 車道・歩道について
 - イ 道路照明、防犯灯、通学安全灯について
 - (4) 亀山市の自転車運転取締りに関する対応について

4 高島 真 272～281ページ

ご当地ナンバープレートについて

- 1 市内の原付の登録台数について
- 2 原付のご当地ナンバー制について

亀山市の農業の将来像について

- 1 現在の耕作面積について
- 2 中山間地域の対策について
- 3 後継者対策について
- 4 農業従事者の環境作りについて

白鳥の湯について

- 1 利用者数等の実績について
- 2 利用者の再来率及び年齢層について
- 3 年間パスポート制について

平成23年11月30日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成23年11月30日（水）午前10時 開会及び開議

- 第 1 諸報告
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 現況報告
 - 第 5 議案第83号 亀山市職員給与条例等の一部改正について
 - 第 6 議案第82号 亀山市子どもの出生祝金条例の制定について
 - 第 7 議案第84号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について
 - 第 8 議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
 - 第 9 議案第86号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 第 10 議案第87号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 第 11 議案第88号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 第 12 議案第89号 平成23年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 第 13 議案第90号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 第 14 議案第91号 平成23年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について
 - 第 15 議案第92号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（21名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中崎 孝 彦 君
5番	豊田 恵 理 君	6番	福沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴木 達 夫 君
9番	岡本 公 秀 君	10番	坊野 洋 昭 君
11番	伊藤 彦太郎 君	12番	前田 耕 一 君
13番	中村 嘉 孝 君	14番	宮崎 勝 郎 君
15番	片岡 武 男 君	16番	宮村 和 典 君
17番	前田 稔 君	19番	小坂 直 親 君
20番	竹井 道 男 君	21番	大井 捷 夫 君
22番	櫻井 清 蔵 君		

●欠席議員

18番 服部孝規君

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	川戸正則君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	岡崎賢一君
上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	落合弘明君	監査委員事務局長	栗田恵吾君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邊靖文
書記	山川美香		

●会議の次第

(午前10時00分 開会)

○議長(小坂直親君)

おはようございます。

ただいまから平成23年12月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしてあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果報告書1件が提出されており、印刷の上、お手元に配付いたしてありますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長におきまして、

5番 豊田 恵理 議員

17番 前田 稔 議員

のご両名を指名いたします。ご両名にはよろしく願いいたします。もし、会期中におきまして、ただいま指名の方にお差し支えが生じた場合には、それぞれ次の議席の方にお願いいたします。

次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月21日までの22日間と決定いたしました。

次いで日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成23年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国は、人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、急激な円高等による低迷する経済状況など先行き不透明な厳しさの中にございます。こうした背景を踏まえて、地方自治体においては、地方分権の進展も相まって、持続可能な行政経営はもとより、市民みずからが地域に愛着と誇りを持ち、多様な主体の参画により地域の力を結集しつつ、自立した地域コミュニティーを基盤に持続的なまちづくりを進めていくことが求められております。

このことは、東日本大震災の被災地において、復旧・復興に向け今なお懸命に続けられる助け合い・支え合いの活動を通じて、その必要性が再認識され、地方の基礎自治体における共通課題として関心が高まってまいりました。

一方で、核家族化の進行や生活圏域の拡大、情報化社会の進展などにより、住民の価値観やライフスタイルの多様化が進む中、昨今の社会問題の一つとして、家庭や地域社会におけるきずなやつながりの希薄化が取り上げられております。

こうした状況の中にあつて、本市は人口5万人の都市規模から、各地域を中心として、人と人とのよい関係づくりがしやすい地域特性を有しており、それを基盤とした活発な市民活動の展開によりさまざまな形でその成果が生み出されてまいりました。最近の話題を振り返ってみましても、東日本大震災後初めてとなる地区コミュニティー主導の総合防災訓練の実施を初め、B級グルメ「亀山みそ焼きうどん」を通じたまちの活性化や全国レベルでの交流の促進、また、地域ボランティアによる道路、公園など身近な公共空間の維持管理活動の拡大、さらには100円商店街等の実施による商業の活性化、閑宿の町並み保存やまちづくり観光の発信など、市民主体・地域主体の魅力あ

る取り組みが上げられるところであります。このほかにも、各地域を舞台にさまざまな分野において亀山らしい取り組みが展開されており、市といたしましても、これらを地域資源としてとらえ、まちづくりに生かすとともに、各地域における市民のつながりを改めて大切に考えた中で、地域づくりの契機や原動力となる取り組みを支援させていただきながら、地域経営の視点に立って、市民力で地域力を高めるまちづくりを一層推進してまいりたいと考えております。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「美しい都市環境の創造と産業の振興」のうち、産業の集積、雇用の創出につきましては、交通の要衝である本市の地域特性を生かし、企業立地による活力あるまちづくりを進めるため、本年度、企業立地促進法に基づく亀山市地域基本計画の策定作業を県とともに進めております。先月、有識者等で組織する亀山市産業活性化協議会を設置し、現在、当協議会において計画内容に係る協議をいただいておりますので、来年度の早い時期における計画策定を目指してまいりたいと考えております。

次に、にぎわいの場の創造、商店街の活性化のうち、亀山市商業活性化調査研究事業につきましては、市民に身近な市内商業の目指すべき方向・方策について、先月、調査研究の取りまとめを行ったところであります。今後はこの成果を生かし、事業者・商業団体・行政など地域が一体となって市民の暮らしを支え、まちに活力を生み出す市内商業の活性化に向けた取り組みの実現を目指してまいりたいと考えております。

次いで、住環境の向上のうち、住宅困窮者の居住の確保を図る民間活用市営住宅事業につきましては、JR井田川駅前の単身者向け民間賃貸共同住宅を10戸借り上げ、先月末から順次入居をいただいております。

続きまして、「市民参画・協働と地域づくりの推進」についてご説明申し上げます。

市民参画・協働と交流の場の創造につきましては、亀山市協働の指針に基づく協働事業提案制度により、本年度提案のありました市民提案2件について、先月29日に協働事業選定委員会公開プレゼンテーションを行いました。今後は、当選定委員会の意見を尊重しつつ、予算化に向けた協議等を進めてまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画の推進につきましては、これまでの活動実績を総括評価するとともに、市民意識調査の結果やワークショップ、審議会等の意見を踏まえ、来年度から5カ年の亀山市男女共同参画基本計画の策定を進めているところであります。

続きまして、「健康で自然の恵み豊かな環境の創造」についてご説明申し上げます。

循環型社会の形成・エコシティーの実現のうち、新エネルギー普及支援事業につきましては、本年度100基を目標に、住宅用太陽光発電システムの導入に対し補助支援を行ってまいりましたが、東日本大震災後の電力不足の影響等により、今月、申請数が目標数に達するとともに、その後も補助制度の活用に関する問い合わせが続いている状況でございます。このため、需要動向に柔軟に対応しつつ事業展開を図っていくため、本議会に関係経費の予算補正を提案させていただいております。

一方、総合環境センター内に古紙等を保管するためのストックヤードを建設する資源物ストックヤード整備事業につきましては、本年度内の完成に向け、今月、建設工事に着手いたしたところで

あります。ところで、資源物の持ち去り行為につきましては、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき厳重な対応を行っており、市民の方々の通報をもとに、これまでに5件の禁止命令を行っております。このうち1件につきましては、禁止命令違反となる2度にわたる持ち去り行為を現認いたしましたので、先月、亀山警察署に告発を行いました。

次に、自然との共生のうち、鳥獣被害緊急総合対策事業につきましては、坂本棚田にシカなどが侵入することを防ぐさくを設置することについて、地域関係者との調整が整い、現在、設置に向けた準備を進めておりますので、完成後は農作物被害の軽減が見込まれるところであります。

次いで、農業の振興につきましては、本市の特産品であるお茶を振る舞った場合のPR効果を検証することを目的として、今月18日及び20日に閑宿散策案内施設において、観光客を対象とした「亀山茶カフェ」及びアンケート調査を試行的に実施いたしました。今後は、この調査結果を踏まえながら、より効果的なPR活動を展開し、市内外に「お茶どころ亀山」を発信してまいります。

次に、健康づくりと地域医療の充実のうち、医療センターにつきましては、三重大学との連携による亀山地域医療学講座の開設に伴い、本年度から三重大学の総合診療科及び整形外科の医師3名が常勤し、診療体制が充実いたしました。このことにより、先月末現在における本年度の診療等の実績は、昨年度同期と比較し、外来患者数、入院患者数及び救急車による受け入れ患者数、並びに手術件数がそれぞれ増加いたしております。今後も、地域医療再構築プランに基づく取り組みを進め、よりよい医療の提供に努めてまいります。

次いで、安心・安全なまちづくりのうち、代表避難所等の誘導標識につきましては、既に設置を行っておりますが、先般、避難所等を表示する広告つき電柱看板の設置に関し、民間事業者と協定を締結いたしましたので、さらに充実が図れるものと期待をいたしております。

一方、火災の発生状況につきましては、本年5月までに昨年の発生件数を超過するなど増加傾向にありましたが、7月以降は歯どめがかかり、今月15日現在では、前年同期の11件増の32件となりました。とりわけ秋季火災予防運動では、消防団による火災想定訓練を初め、防火フェア、住宅防火診断等の取り組みを実施したところであり、防火意識の啓発に功を奏したものと考えております。

また、消防力の充実につきましては、引き続き消防力の適正配置に係る調査を実施しているところであります。去る9月の中間報告では、最も効率的に対処できる消防力の配置について、目標とする緊急車両の所要時間を設定した中で署所の適正配置を科学的に調査分析しており、さらに来月中には、配置人員を含めた最終的な調査結果を取りまとめる予定であります。この調査結果を踏まえ、本年度内に市全域の消防力の適正配置について結論づけてまいりたいと考えております。

ところで、本年9月の台風12号、15号による災害復旧工事につきましては、被災した市内の各所について工事発注の準備を進めておりますので、早期復旧に向け、進捗を図ってまいります。

続きまして、「道路・交通ネットワークの形成」についてご説明申し上げます。

新たな国土軸の形成につきましては、リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議の主催により、リニア中央新幹線の建設主体・営業主体である東海旅客鉄道株式会社が、本年3月に名古屋市内にオープンしたリニア・鉄道館において親子学習会を開催し、16組32名の参加がありました。実物のリニア車両の見学などを通して楽しく学んでいただきながら、次代を担う小学生に将来の亀山について期待を膨らませていただきました。

次に、公共交通機関の整備のうち、井田川駅前整備事業につきましては、既に待合室の建築工事と駅前ロータリーの土木工事をそれぞれ発注いたしましたので、本年度内の完成に向け、工事進捗を図ってまいります。

続きまして、「生きがいを持てる福祉の展開」についてご説明申し上げます。

障がい者の社会参加の促進につきましては、今月12日に第14回車いすレクダンス「ふれあいフェスティバル全国大会 in 亀山」が西野公園体育館で開催され、全国各地から約800人の参加者が集い、交流が図られました。本大会を通して障がいのある人、ない人にかかわらず、だれもが暮らしやすいまちづくりに向けた意識の醸成が図られたものと考えております。

次に、高齢者・障がい者の介護・支援のうち、亀山市地域福祉計画につきましては、パブリックコメントの実施を経て、このほど計画を策定いたしました。本年度中に亀山市社会福祉協議会において策定予定の亀山市地域福祉活動計画とあわせ、本市の地域福祉の指針とし、だれもが住みなれた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、地域のきずなを大切にしまちづくりを進めてまいります。

一方、高齢者保健福祉計画につきましては、介護保険事業計画と一体的に策定するため、鈴鹿亀山広域連合と連携を図りながら、来年度から3ヵ年の計画について、現在その策定作業を進めているところであります。また、亀山市障害者福祉計画の中間見直し及び第3期亀山市障がい福祉計画につきましても、亀山市地域自立支援協議会において計画内容の検討を進めております。

ところで、先月16日には、総合保健福祉センター及び医療センターを会場に「であい、ふれあい、ささえあい」を合い言葉とした実行委員会の主催による「あいあいまつり2011」を開催いたしました。本年度は、市民が医療センターをより身近に感じていただけるよう、病院内に医療・予防コーナーを設けるなど新たな試みも行い、子供から高齢者まで世代を超えて多数のご来場のもと、福祉・健康・医療について意識を深めていただきました。

次に、人権の尊重につきましては、本年度、三重県人権大学に職員1名を派遣し、人権知識の向上と人材育成に努めるとともに、人権に関する市民意識調査を実施し、現在、その集計・分析を進めているところであります。また、来月3日には、広く人権意識の高揚を図るための「ヒューマンフェスタ in 亀山」を開催し、さらなる人権意識の啓発に努めてまいります。

続きまして、「次世代を担う人づくりと歴史文化の振興」についてご説明申し上げます。

子育て支援のうち、待機児童緊急対策施設整備事業につきましては、来年1月の待機児童館の開所に向け、現在、総合保健福祉センター分館の改修工事を鋭意進めているところであり、この取り組みを通じて待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。また、本館の愛称を「ばんび」とし、あしたから入所児童の申し込みを受け付けてまいります。

一方、子供の出生及び誕生日の祝い金につきましては、第3子以降の子供の出生を市全体で祝福するため、対象となる保護者に対し出生祝金の支給を継続する一方、子育て支援施策の充実に取り組んでまいりましたことから、誕生日祝金の支援制度を廃止するため、本議会に亀山市子供の出生祝金条例の制定を提案させていただいております。

次に、芸術文化の振興につきましては、亀山市文化振興ビジョンに基づき、3年に1度を目途に開催する「(仮称)かめやま文化年」の創設を周知するとともに、幅広く市民に文化に対する意識醸成を図るため、今月3日の文化の日に「市民文化フォーラム」を開催いたしました。今後は、ワ

ークショップの開催など市民の機運を高めるための取り組みを進めてまいります。

次いで、歴史文化の継承につきましては、先月22日から歴史博物館において、市内に伝えられたさまざまな資料に残された銘文から市域の歴史を知る企画展を開催し、地域の歴史文化の紹介を行っているところであります。

次に、歴史的な町並みの保存整備のうち、亀山城周辺保存整備事業として実施しております、亀山城多門櫓復原整備工事につきましては、本年8月に工事着手して以降順調に進捗しており、先月には、工事の過程を市民の方々にごらんいただくための現場説明会を開催いたしました。また、解体工事に伴う建造物調査では、多門櫓にかかわる新たな発見が多々ありました。こうした調査成果を復原工事に反映させるため、国・県との調整を含め、一部工事内容の見直しを進めているところであります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

行財政改革のうち、外国人仮住民票発行システム導入事業につきましては、来年7月を目途とする住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に備え、外国人住民の住民票の基礎となる仮住民票の作成を行うシステムの構築等に係る業務委託契約を締結するとともに、法務省入国管理局との連携調整を図り、現在、外国人登録の有無に係る確認等の作業を進めているところであります。これらの作業を通じて、外国人住民の住民基本台帳への登録が的確に行えるよう、万全を期してまいります。

ところで、第1次亀山市総合計画後期基本計画の策定につきましては、先月、亀山市総合計画審議会に対し、後期基本計画（案）等について諮問を行い、現在、当審議会において審議が進められております。今後、当審議会の答申を尊重しつつ、当該計画の最終案の取りまとめに向け、鋭意努力いたしてまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年8月21日から11月20までにかかる3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育委員会委員長に教育行政の現況について報告を求めます。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成23年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告申し上げ、議員各位を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災発生から間もなく9ヵ月という月日が過ぎようとしています。文部科学省の来年度概算要求は、35人学級の小学2年生への拡大実現に向けた予算が盛り込まれる中、震災復旧・復興対策費に大きなウエートを置いているところでございます。まだまだ被災地における正常な学

校教育活動には時間がかかるという状況であります。改めまして、一日も早い復旧・復興を願うものであります。

また、タイの大洪水で、バンコクの日本人学校が臨時休校措置をとる中で、児童・生徒1,300人以上が一時帰国いたしました。市内の小・中学校へも3人の児童・生徒を受け入れたところがあります。

一方、先月と今月の2ヵ月の間に、新聞等の報道にありましたように、市内の中学生が亀山警察署に逮捕されるという事案が3件続き、生徒や保護者、地域の皆様に大変ご心配をおかけしております。これらの事案は、平成13年4月1日に施行されております改正少年法にのっとった措置ではありますが、少年法の目的に掲げられているとおり、少年の健全育成を期すことと認識しており、教育委員会としましては、今後も、学校関係者はもちろん、児童相談所や亀山警察署などの関係機関との連携を一層深めながら対応してまいります。

次いで、「亀山市ファミリー読書リレー」等の本市の取り組みや「図書館まつり」や環境整備等の学校の取り組みが評価され、このたび亀山西小学校が「子どもの読書活動優秀実践校」として文部科学大臣表彰を受賞いたしました。また、川崎小学校区放課後子ども教室「川崎フレンズ」につきましても、平成16年度から子供の居場所づくりに取り組み、保護者を中心として高齢者・中学生・地元企業の協力を得て実施されており、その活動は他の模範となることから、昨年度の「三重県放課後子どもプラン推進表彰」の受賞に引き続き、このたび、すぐれた地域による学校支援活動推進に係る文部科学大臣表彰を受賞いたしました。

さらに、FBCフラワーブラボーコンクールにおきましては、県内参加校51校のうち、川崎小学校が大賞を、神辺小学校が農林水産大臣賞を、亀山東小学校が三重テレビ賞を、白川小学校が中部電力賞を受賞いたしました。これらの活動は、保護者・地域住民の皆さんと学校が一体的に地道な取り組みを重ねた結果であると存じます。これからも、亀山の子供たちの「確かな学力」、ひいては「生きる力」を培うために、学校を中心としながらも、市民の皆様のご理解、ご支援を得ながら努力してまいりたいと存じます。

それでは、最初に学校教育についてご説明申し上げます。

まず、先月と今月の2ヵ月間におきまして、市内全小・中学校を対象とした教育長の学校訪問を終えました。訪問では、目指す学校像実現に向けた学校経営の進捗状況を各学校長から聞き取るとともに、本年度新規採用教員や「ふるさと先生」及び市外からの転入教員の授業を参観したり、懇談の場を持ったりいたしました。その中では、亀山のソフト面・ハード面での恵まれた教育環境の中で精いっぱい組織的な実践を積み重ね、特色ある成果が出せるように努めることを確認し合いました。また、情熱と使命感にあふれた教職員と接し、教師という仕事にやりがいがあることを改めて確認し合ったところでございます。

次に、インフルエンザの感染予防対策についてでございます。

本年度は、幸いにもこれまで亀山市におきましてインフルエンザ流行による学年閉鎖等の措置をとるには至っておりません。教育委員会としましては、すべての公立幼稚園及び小・中学校に手指消毒用アルコールやマスクを配付し、感染予防の対策を講じたところであります。また、亀山茶のうがい用粉茶を活用させていただき、今後とも児童・生徒の健康状態を把握しながら、感染予防に努めてまいります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、教職員の研究活動でございますが、先月12日、昼生小学校において「よりよいつながりなきずき、共に高まり合う子どもの育成」、また関中学校においては「かけがえのない自分に自信を持ち、お互いの良さを認め合い、つながり高まり合える生徒の育成」を研究主題として、教育研究発表会を開催いたしました。他市からの参加者を含め250名を超える教職員がそれぞれ2校に分かれ、授業づくりや指導方法の工夫などについて話し合いました。基礎・基本の定着や発展学習、またICT機器の効果的な活用や学び合い学習など、さまざまな指導方法について熱心な研究討議がなされました。

次に、体育活動についてでございます。

先月開催された鈴亀地区中学校総合新人大会では、団体種目において、剣道女子で亀山中学校が、またソフトボールで中部中学校がそれぞれ準優勝いたしました。さらに、個人種目においては、柔道女子で亀山中学校が準優勝に、また硬式テニス男子で亀山中学校が優勝を果たしました。

今月2日に西野公園及びその周辺を会場に開催された鈴亀地区中学校駅伝競走大会において、男子の部で中部中学校が2位、女子の部でも中部中学校が6位と健闘し、県大会に出場いたします。それぞれの健闘をたたえるとともに、今後の活躍に期待します。

次いで、文化活動についてでございますが、今月10日に亀山市小・中学校音楽会が開催され、各小・中学校の代表が合唱や合奏を発表し合い、音楽を通して表現することの喜びや豊かさを体験しました。

また、今月12日には、第8回「青少年のための科学の祭典」が開催され、参加した親子が体験を通して自然、科学に対し関心を持ったり、楽しさを学んだりすることができました。

続きまして、学校施設等の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、少人数教育に対応する井田川小学校教室増設事業でございますが、第1理科室を普通教室へ転換する改築工事は完了し、教室等増設工事設計業務委託につきましては事業を進めているところであります。

次に、亀山中学校グラウンド整備事業でございますが、グラウンドの排水機能の向上を図るため、工事請負契約を締結し、事業に着手したところであります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、成人式についてでございます。来年1月8日に亀山市文化会館におきまして成人式を開催いたします。本年度は約450名の方々が晴れて成人を迎えることとなりますが、現在、式典を開催するに当たり、新成人の方々を中心とした実行委員会を設立し、みずからの企画運営により、準備を進めております。

次に、生涯学習フェスティバルについてでございます。来年2月25日、26日の両日にわたり、亀山市青少年研修センター一帯におきまして、「第7回亀山市生涯学習フェスティバル」を開催する予定でございます。現在、公募により出展作品を募集中であります。市民のサークル活動や公民館講座の学習成果発表の場として、作品展示・舞台発表をするとともに、これから学ぼうとする人への生涯学習のきっかけづくりをねらいとしたふれあい体験も企画しております。

続きまして、図書館についてご説明申し上げます。

図書館では、健康・医療分野に関する書籍をわかりやすく分類し、展示するとともに、市広報に

より当該分野の新刊書籍を毎月紹介いたしております。また、健康推進室との共催により「親子で楽しい歯みがき」と題した講座を開催し、市民の皆様の健康に関する課題の取り組みに寄与するとともに、書籍の利用促進を図っているところでございます。

以上、教育行政の現況についてご報告申し上げます。よろしくご審議、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

教育委員会委員長の現況報告は終わりました。

次に、日程第5、議案第83号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第83号亀山市職員給与条例等の一部改正についてでございますが、平成23年9月30日、平成23年度の国家公務員の給与について、民間給与との格差を解消するため、月例給の引き下げ及び平成18年4月の給与構造改革による給与改正に伴う経過措置額の減額・廃止を主な内容とする人事院勧告が行われました。市では、経済・雇用情勢、民間給与等を反映した人事院勧告にこれまでどおり準拠し、亀山市職員給与条例等について所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、まず、医療職給料表（一）を除くすべての給料表について、中高年齢の職員の給料月額を中心に引き下げ改定を行います。

次に、今回の給料表の改正に伴い、平成18年の給与構造改革に伴う経過措置額を上乗せした給料月額を0.49%引き下げいたします。

続きまして、平成24年度は、平成18年の給与構造改革に伴う経過措置額の2分の1を減額して支給することといたします。

次に、ただいま申し上げます、改正をした平成18年の給与構造改革に伴う経過措置額を平成25年4月1日に廃止いたします。

次に、年間給与において民間給与との均衡を図るため、引き下げ改定が行われる給料月額及び経過措置額を受ける職員の平成23年12月に支給する期末手当については、本年4月から11月までの間に支給を受けた給料等と、本年6月の期末手当と勤勉手当の合計額にそれぞれ0.37%を乗じて得た額の合計額を減じた額といたします。

なお、施行日は、給料表の改正及び経過措置額を上乗せした給料月額の引き下げ改正につきましては平成23年12月1日とし、経過措置額の2分の1を減額して支給する改正につきましては平成24年4月1日とし、経過措置額を廃止する改正につきましては平成25年4月1日といたします。

なお、本議案につきましては、職員の給与月額等の改正について、施行日を12月1日とし、本日公布する必要がありますことから、ご審議をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。
これより、本案に対する質疑を行います。
通告に従い、発言を許します。
3番 尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

緑風会の尾崎です。
通告に従いまして議案質疑をいたします。
議案第83号亀山市職員給与条例等の一部改正について質疑をさせていただきます。
まず最初に、市では経済・雇用情勢、民間給与等を反映した人事院勧告にこれまでどおり準拠し、亀山市職員給与条例等について所要の改正を行うとありますが、この中にある民間給与、民間といいますが、大企業、中小企業、零細企業とかいろいろな企業がありますけれども、ここでいう民間給与というのはどういうふうなものなのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

3番 尾崎邦洋議員の質疑に対する答弁を求めます。
広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

おはようございます。
人事院勧告におけます民間給与との比較に関するご質問でございますが、まず比較対象となります従業員規模につきましては50人以上と規定をされておりまして、いわゆる中小企業の部類に属する事業所以上といたしまして、全国より約1万500の民間事業所を無作為により抽出をいたしまして、そこに勤めます約43万人の従業員の給与を現地調査し、比較をしているとのことでございます。なお、本年度につきましては、東日本大震災の影響によりまして、岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業所は除かれておりまして、調査をされたとのことでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

続きまして、国家公務員の平均給与とその年齢、また亀山市の職員の平均給与とその年齢についてお聞かせいただきたいと思っております。なぜこういうことを聞くかといいますと、人事院勧告そのものは国家公務員の給与を決めるということだと思っておりますけれども、それに準拠してやるという亀山市の平均年齢がどれくらい違っているのか、その辺のところを確認したいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員の質疑に対する答弁を求めます。
広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

国家公務員の平均給料につきましては、平均年齢42.5歳で、平均給料は34万946円となっております。一方、本市の職員の平均給料につきましては、一般職に当たります行政職（一）

表の適用職員につきましては、平均年齢が42.2歳で、平均給料33万901円となっております。
ころでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

ありがとうございました。続きまして、この改正の中に医療職給料表（一）を除くすべての給料表ということで示されておりますが、中高年齢層の職員というのは、この中に書いてありますけれども、7級の17号以上の方が中高年齢層になると。また、引き下げ改定の中心となってこの対象者を減額するようになっておりますけれども、この中で中高年齢層と言われる方は実際に何名おられるのか。それと、この中で最高に減額される方の年額及び低い方ではどれぐらいの減額になるのか、またその年齢についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

今回の人事院勧告に準拠をいたしました行政職（一）表の適用職員の給与改定といたしましては、やはり国と同様に40歳以上の職員が0.11%から最大で0.49%の月例給の引き下げとなるころでございます。対象職員につきましては、主査級40歳以上でございますけれども、こちらが6人、主任主査級41歳以上でございますが、こちらで39人、主幹級45歳以上でございますが64人、室長級46歳以上でございますが、こちらで73人、最後、部長級でございまして、54歳以上でございますが17名ということで、合計で199人となっております。この中で減給補償を除く職員の中で、月額給料を抜きまして最大に減額されます月額の下げ幅につきましては、7級の部長級で2,200円でございます。年間総額で約3万5,000円となります。一方で、最少の下げ幅につきましては、主査級といったところで300円でございます。年間で約4,800円の引き下げといったことになるものでございます。

○議長（小坂直親君）

3番 尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

中高年齢層といいますのは、お子さんがおられる方が、結構高学年になっておられてお金のかかる時期だというふうに判断しておりましたので、どの辺の層かというので聞いたんですけど、極端に大きい金額でもないように、これは感じ方があるんですけども、そういうふうを感じるもので、お聞かせ願いました。

そこで、最後に市長にお尋ねしたいんですけども、この文章の中にもありますように「国家公務員の給料を決めるための人事院勧告に準拠して」ということになっております。準拠すれば問題ないのかもわかりませんが、説明文の中には「これまでどおり」というお言葉が使われております。ということは、今後も人事院勧告に準拠して行っていくつもりなのか、それとも、今後は市独自の考え方で給与改定を行っていくおつもりなのか、その辺の点について市長にお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

3番 尾崎邦洋議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

尾崎議員のご質問にお答えをいたします。

亀山市におきましては、給与改定につきまして、これまで人事院勧告に準拠することを基本に進めてまいったところでございます。議員のご趣旨は、人事院勧告に準拠するのではなくて、市独自で給与改定ができないのかというお尋ねだというふうに拝察をいたしますが、例えば国、都道府県、それから政令市などのような独自で人事委員会を設置しておりますところにおきましては、民間事業所の給与実地調査を行うことが可能でございます。それは、ひいては民間事業所との賃金格差を解消するための独自の給与体系を構築することもできるものというふうに考えております。しかし、本市は5万人規模の都市でございます。全国政令市以外の地方自治体は人事委員会を設置していないというのが実は現状でございます、独自に人事委員会を設置して、民間事業所の給与実地調査を実施するには現実問題として無理があるものというふうに存じております。そうした地方自治体は、やはり国の人事院勧告に準拠していくことが合理性があつて、望ましいものであるというふうに私自身感じさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

3番 尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

どうもありがとうございました。簡単ですけれども、これにて私の質疑を終わります。

○議長（小坂直親君）

3番 尾崎邦洋議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第83号については、所管の総務委員会にその審査を付託いたします。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時36分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど本会議におきまして、総務委員会にその審査を付託いたしました議案第83号を議題いたします。

総務委員会委員長から提出の審査報告書は、印刷の上、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略し、直ちに委員長から委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第83号 亀山市職員給与条例等の一部改正について

原案可決

平成23年11月30日

総務委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 小坂直親様

○議長（小坂直親君）

櫻井清蔵総務委員会委員長。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、ただいまから総務委員会における審査の経過並びに結果について報告をいたします。

先ほどの本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第83号亀山市職員給与条例等の一部改正については、平成23年9月30日、平成23年度
の国家公務員の給与について、民間給与との格差を解消するため、月例給の引き下げ及び平成18
年4月の給与構造改革による給与改正に伴う経過措置額の減額・廃止を主な内容とする人事院勧告
が行われ、亀山市においても、人事院勧告に準拠し、亀山市職員給与条例等について所要の改正を
行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

福沢美由紀でございます。

委員長報告に対して質疑を何点か、させていただきます。

今回の公務員の賃下げについては3年連続となると思うんですけども、先ほどの尾崎議員の質疑を伺っておりまして、そんなにたくさんじゃない、わずかですねというようなコメントもございましたけれども、3年連続という中で、この賃下げが公務員労働者の生活に対する影響ということ

に対してのご議論があったのか、あればその内容をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井清蔵総務委員会委員長。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

福沢議員の質問にお答えしたいと思います。

委員会で審査をした中で、福沢議員がおっしゃる亀山市職員の給与の引き下げが3年連続であるが、そのことについて委員会で議論があったのかということでございますけれども、委員からいろんな意見があったように思うんですけど、給与の改定の一部の中で、医療職（一）表についての据え置きはどのようなものかと、そのような質問がありました。その連続引き下げの中で、平成18年4月に給与構造改革のことについてもいろいろ話も出ましたんですけども、基本的に地域手当等の継続を図るという答弁もありましたんで、今の社会情勢をかんがみただ中で、やはり人事院勧告に当市の職員の給与改定はやむを得んやないかという結論に達したように、私は委員長として感じたので、皆さんに諮って、本会議に委員会の報告をさせていただきました。以上です。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。給与について考慮しなければいけない根拠というのがあると思うんですけども、確かに民間との格差というのは考慮の一点として上げられておりますが、もう一つ考慮すべき要素として上げられているのが生計費とありますんで、そこら辺の部分、議論があったのか、なかったのかということについてお伺いをいたしました。

もう一点お伺いします。

○議長（小坂直親君）

委員長報告の内容について質疑するように申し上げておきます。

○6番（福沢美由紀君登壇）

委員会の傍聴を私もさせてもらっていたんですけども、人事院勧告に準拠することが仕方ないということで全会一致となったということなんですけれども、中身としてどういう議論であったかというところが、先ほどいろいろあったというふうに委員長さんもおっしゃったんですけども、もう一度お聞かせ願いたいという質疑はしてもいいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井清蔵総務委員会委員長。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

福沢議員にお答えしたいと思います。

当市における人事院勧告の準拠について、本会議でも答弁があったと思うんですけども、人事院勧告以外に亀山市独自で行う考えはないのかというようなことが尾崎議員からも質問があったと思うんですけども、私も委員会の中で聞かせていただいたんですけども、平時とといった表現がいかわかりませんが、平時のときと緊急時、例えば市の財政が困窮した場合に人事院勧告だけではできないだろうと、だから、市長としてどうやというような質問をさせていただいたよう

に記憶しております。平時と緊急時との区分け、そこら辺については、正直はっきりした答弁は引き出すことができませんでした。ただ、福沢議員のおっしゃる3年引き下げで、亀山市職員の生活がこれで守られるのかということに対して十分考慮すべきじゃないかというご趣旨はよくわかるんですけども、当委員会としては市長の提案された議案に対して人事院勧告に従うということで、職員給与の改定を行うということに委員会として全員が賛同させていただいたというのが経緯でございます。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第83号について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

議案第83号亀山市職員給与条例等の一部改正について、日本共産党を代表いたしまして、反対の立場で討論をいたします。

今回、質疑予定であった服部議員が欠席となっており、また総務委員会にも日本共産党は所属しておりませんので、質疑を委員会でもする機会が得られなかった中での討論となることをお許しいただきたいと思っております。

今回、この議案について反対をする1点としましては、先ほど少し質問もさせていただいた中で、3年連続の給与引き下げとなるということでありまして、1回1回は本当にわずかなんですけども、例えば98年からの13年間、平均したら72万円を超える引き下げとなっております。また、引き下げるターゲットとしてベテラン職員が、今回も前回もそうでしたけれども、二重、三重と50代前後のベテラン層の方に対して賃下げをされたということについても、ベテラン職員の生活実態、先ほどの質疑の中でもありましたが、教育費もとてもかかる世代でもあります。また、将来にわたって公務員労働者の人生設計をゆがめるものでもありますし、財界が要求する熟練した安い労働力の確保というものを進めていく一端になるものではないかと思う危機感を感じます。

また、今回の賃下げですけれども、係る事務費と照らし合わせてどれぐらいの意味があるのかということも疑問ですし、公務員の給与を引き下げることによって、また民間の給与が引き下がってくるという悪循環を起しているということは今までの例でも確かにありました。2009年のボーナスをカットしたときも、やはり公務員給与に準じて民間がボーナスをカットしたという結果になったこともあります。それが経済に対して決していい影響を与えない、そういう意味もあります。

また、東日本大震災での公務員の働きを見ておられますと、全力で奮闘を続けている公務員労働職に対しての賃下げという意味でも認めることはできないものであります。

以上の理由によりまして、問題の多いこの議案に反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（小坂直親君）

6 番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

以上で予定しておりました通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案第 8 3 号亀山市職員給与条例等の一部改正について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第 8 3 号亀山市職員給与条例等の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

会議の途中ですが、午後 1 時まで休憩をいたします。

(午前 1 1 時 5 2 分 休憩)

(午後 1 時 0 0 分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 6、議案第 8 2 号から日程第 1 5、議案第 9 2 号までの 1 0 件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第 8 2 号亀山市子どもの出生祝金条例の制定についてでございますが、次代を担う子供の出生を祝うとともに、その健やかな成長を願い、子供の出生祝い金を支給することを目的として、本条例を制定するものでございます。

主な制定内容でございますが、まず、祝い金の対象者は、出生により新たに市の区域内に住所を定めた第 3 子以降の子供の保護者であって、3 人以上の子供を養育する者といたします。ただし、市税等の滞納者である場合は、対象者としなないことができることといたします。

次に、祝い金の額は、第 3 子以降の子供 1 人につき 3 万円とし、祝い金は子供が出生により新たに市の区域内に住所を定めた日の属する月の翌月に支給するものといたします。

次に、対象者は、祝い金の支給を受けようとするときは、あらかじめ必要な事項を市長に届け出ることといたします。

なお、施行日は平成 2 4 年 4 月 1 日とし、本条例の制定に伴い、亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例を廃止いたします。

次に、議案第 8 4 号亀山市道路占用料徴収条例の一部改正についてでございますが、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が、平成 2 3 年 1 0 月 2 0 日に施行され、同政令により、「道路法施行令」が一部改正されたことに伴い、関

連する本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している道路法施行令第7条第6号が第7号に繰り下げられるとともに、同条第7号が削られ、同号に掲げる施設及び自動車駐車が同条第8号イに新たに規定されたことに伴い、条項の整理を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第85号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてその概要をご説明申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億5,502万1,000円を追加して、補正後の予算総額を203億8,256万4,000円といたしております。

まず、繰越明許費の補正でございますが、亀山城周辺保存整備事業並びに道路橋梁災害復旧事業につきまして年度内に完成が見込めないことから、やむを得ず繰り越すものでございます。

また、債務負担行為の補正につきましては、保育士派遣業務委託料、各種健診業務委託料について、平成24年度の委託先の選定のため、追加するものでございます。

それでは、今回の主な補正内容からご説明申し上げます。

まず、予算全般にわたりまして、人事院勧告に基づく職員人件費、各施設における管理費など額の確定したものについて補正を行っております。

総務費につきましては、勸奨退職者等の増加による退職手当のほか、ケーブルテレビ活用促進事業、並びに新エネルギー普及支援事業について、それぞれ補助金を増額計上いたしております。

また、災害対策事業として、防災行政無線基地局更新に伴う工事請負費や、木造住宅補強事業として住宅耐震診断委託料を増額計上いたしております。

民生費では、障がい者への自立支援事業のほか、子ども医療費等の福祉医療費助成事業や小・中学生医療費無料化事業を増額計上いたしております。また、民間保育所への入所者の増加に伴い、民間保育所児童保護費を増額計上いたしました。

衛生費では、溶融炉処理施設管理費の減額、農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計の補正に伴い、繰出金の減額補正を計上いたしました。

土木費では、狹隘道路後退用地整備事業や交通安全施設整備費を増額するほか、公共下水道事業特別会計の補正に伴い、繰出金の減額補正を計上いたしました。

消費費では、東日本大震災に係る公務災害補償共済費負担金について追加掛金を計上いたしました。

教育費では、中部中学校における空調機整備事業費の確定に伴う減額のほか、歴史街道遺産活用事業などを増額計上いたしました。

次に、諸支出金につきましては、ふるさと納税制度などによるご寄附をいただきましたので、リニア中央新幹線亀山駅整備基金や地域福祉基金などへの積み立てを行うものでございます。

次に、歳入でございますが、主な補正内容として、市税におきましては、法人市民税、固定資産税を増額するほか、地方交付税につきましては、交付決定額について増額計上いたしております。

また、国庫支出金として、障がい者自立支援給付費負担金や民間保育所運営負担金、生活保護費負担金などを増額する一方、安全・安心な学校づくり交付金を減額いたしたところでございます。

県支出金として、交通安全対策事業交付金や川崎地区コミュニティセンター建設に係る森林整備

加速化・林業再生基金事業費補助金などを計上する一方、知事並びに県議会議員選挙費について執行経費の確定に伴い、減額いたすものでございます。

繰入金につきましては、前年度の精算に伴い、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金を計上するほか、前年度繰越金、市税等の増額計上に伴い、財政調整基金繰入金を減額するとともに、市債につきましても臨時財政対策債の借り入れを減額いたしております。

次に、議案第86号平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億6,823万3,000円を追加し、補正後の予算総額を42億6,163万3,000円といたしております。

補正の内容は、人件費に係る補正や過年度負担金返還金を計上するほか、医療費の伸びに伴い、一般及び退職被保険者等に係る療養給付費並びに高額療養費を増額計上いたしております。

次に、議案第87号平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2,114万1,000円を追加して、補正後の予算総額を7億5,144万1,000円といたしております。

補正の内容は、人件費に係る補正のほか、平成22年度決算の精算に伴う一般会計繰出金を計上いたしております。

次に、議案第88号平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ95万6,000円を追加して、補正後の予算総額を8億5,735万6,000円といたしております。

補正の内容は、人件費に係る補正のほか、処理施設維持管理費を増額補正いたしております。

次に、議案第89号平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ6,708万9,000円を減額して、補正後の予算総額を16億3,131万1,000円といたしております。

補正の内容は、人件費に係る補正のほか、国庫補助事業費の決定に伴う建設改良費の減額補正でございます。また、処理区域外接続協力金を計上するとともに、下水道事業基金への積立金を計上いたしております。

次に、議案第90号平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、人件費に係る補正が主なもので、収益的支出を226万7,000円減額して、補正後の予算額を11億3,876万1,000円に、また資本的支出を40万円増額し、補正後の予算額を6億5,060万円といたしております。

次に、議案第91号平成23年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正内容は、人件費に係る補正で、収益的支出を240万円減額し、補正後の予算額を17億4,870万円といたしております。

また、債務負担行為の補正につきましては、給食業務委託料について、平成24年度からの業者選定のため追加するものでございます。

次に、議案第92号平成23年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正内容は、人件費に係る補正が主なもので、収益的支出を155万6,000円減額して、補正後の予算額を1億6,084万4,000円に、資本的支出を84万円増額し、補正後の予算額を434万円といたしております。

以上が一般会計、各特別会計及び企業会計の補正予算の主な内容でございます。詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成23年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました各会計補正予算の主な項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

最初に、一般会計でございますが、補正予算書の4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございますが、第10款教育費の亀山城周辺保存整備事業4,043万5,000円につきましては、亀山城多門櫓修理工事において追加工事や県との協議に時間を要しまして年度内完成が見込めないため、また、第14款の災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業4,722万円につきましては、さきの台風被害による災害復旧のうち、市道4路線につきまして隣接地権者や国土交通省との協議などに時間を要しますことから、両事業ともやむを得ず翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

次に、第3表 債務負担行為補正の保育士派遣業務委託料2,499万7,000円、並びに各種検診業務委託料2,413万2,000円につきましては、いずれも平成24年度業務の速やかな推進を図るため、委託業者を選定しようとするものでございます。

それでは、一般会計補正予算に関する説明書の歳出から各予算の説明欄をごらんいただきながら、順次ご説明をさせていただきます。

初めに、人件費でございます。80ページ、81ページをお開きいただきます。

今回の補正は、人事院勧告に基づき、給料などの引き下げによる減額及び退職手当の勧奨退職者の増加による増額計上が主なものでございます。特別職の報酬につきましては、その他特別職の職員数減などにより、13万4,000円を減額するものでございます。

次に、一般職につきましては、人事院勧告によりまして給料を421万円減額するほか、職員手当につきましては、下段の内訳欄、退職手当について、当初の定年退職者6人に加えまして、勧奨退職などにより本年度13人分の退職手当が必要となりますことから、1億8,841万円を増額するものでございます。そのほか、81ページの上段に給料及び職員手当の増減額の明細を記載いたしました。

なお、人件費の補正に関しましては、これらの増減理由などから、各費目にわたり補正をいたしておりますが、個々の説明は省略をさせていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

また、各施設における管理費などの額の確定したものについても、減額補正を行っているところでございます。

戻りまして、19ページをごらんください。

議会費の議会映像インターネット配信事業7万8,000円は、議会報告番組を12月定例会よ

りインターネットによる番組配信に伴い、委託料を増額計上するものでございます。

次に、21ページをごらんください。

中段のケーブルテレビ活用促進事業150万円は、ケーブルテレビへの加入に対する経費を定額補助するもので、当初見込み額600件に対しまして、完全デジタル化への移行に伴い、加入件数がふえ、700件に上る見込みでありますことから、不足分の100件分の補助金を計上するものでございます。

次に、23ページをごらんください。

中段の新エネルギー普及支援事業900万円は、太陽光発電システムの補助申請件数の増加に伴い、当初見込み100件に対しまして、追加の100件分の補助金を計上するものでございます。

下段の災害対策事業559万5,000円は、防災備蓄品の補充のほか、防災行政無線基地局の更新を図るものでございます。

また、木造住宅補強事業135万円は、耐震診断の申請件数の増加に伴いまして、当初見込みの140件に対し、追加分の30件分の委託料を計上するものでございます。

次に、35ページをごらんください。

民生費で、上段の地域団体支援事業28万2,000円は、社会福祉資金として寄附されました寄附金を地域福祉に活用するため、社会福祉協議会へ補助金として支出するものでございます。

次の国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の繰出金につきましては、それぞれ特別会計の人員費等に係る繰出金の補正でございます。

下段の福祉事業457万2,000円は、平成24年4月より障害者自立支援法が改正されることから、障がい者自立支援システムの修正に伴う委託料を計上いたしております。

次の自立支援事業4,810万円、並びに地域生活支援事業360万円は、障がい者への福祉サービスの支給料の増加によりまして、それぞれ増額計上をいたしました。

次に、39ページをごらんください。

下段の学童保育所費221万7,000円は、関小学校区並びに昼生小学校区における学童保育所の児童数の増加に伴い、指定管理料及び補助金を増額計上するものでございます。

次に、41ページをごらんください。

上段の小中学生医療費無料化事業1,700万円につきましては、医療費の増加に伴い、増額計上するものでございます。

中段の民間保育所児童保護費2,707万5,000円は、市内私立保育所への入所児童数の増加に伴いまして増額計上するもので、財源といたしまして、歳入予算におきまして保護者負担金や国庫支出金などを計上いたしております。

次の子ども手当給付費の1億7,532万8,000円の減額につきましては、平成23年10月から特別措置法による支給額の見直しが行われたことから計上するもので、歳入予算におきましても、国庫支出金などを減額いたしております。

次に、43ページをごらんください。

上段の一般管理費424万8,000円は、7月から9月の間に実施をいたしました土曜日保育の実施などにより増額計上いたしております。

次の障がい児支援事業291万9,000円につきましては、在園時に加配判定が行われました

ことによりまして、臨時雇賃金を増額するほか、県の障がい児保育環境改善事業費補助金により、備品購入を行うものでございます。

次に、45ページをごらんください。

中段の扶助費1,460万円は、生活保護受給世帯の増加に伴いまして、国庫支出金を財源といたしまして、それぞれ関係経費を増額計上いたしました。

次に、57ページをごらんください。

土木費で、上段の狹隘道路後退用地整備事業414万円は、狹隘道路に接する敷地の建物の建てかえ時の制度利用者の増加が見込まれますことから、報償費や助成金を増額するものでございます。

次に、59ページをごらんください。

上段の施設整備費479万2,000円につきましては、西野公園西側の国道1号線側道と県道白木西町線との交差点に、車両感知式電光表示板の設置など交通安全施設の整備を行うため、増額計上をいたしました。なお、財源といたしまして、歳入予算におきまして、全額を県支出金として交通安全対策事業交付金を計上いたしております。

次に、63ページをごらんください。

消防費で、中段の活動費946万2,000円につきましては、さきの東日本大震災により消防団員公務災害補償共済負担金の掛金の改正が行われまして、1人当たりの掛金が1,900円から2万4,700円と増額になりましたことから、追加分を増額計上するものでございます。なお、負担金の全額につきましては、特別交付税による財源措置が講じられております。

次に、67ページをごらんください。

教育費で、上段の要・準要保護児童援助費30万円につきましては、認定児童数の増加に伴いまして増額計上するものでございます。

下段の空調機整備事業につきましては、中部中学校における空調機整備事業について事業が完了いたしましたので、関係経費1,087万5,000円を減額するものでございます。

次に、71ページをごらんください。

中段の歴史街道遺産活用事業80万円につきましては、歴史街道遺産サインの設置に伴う交付金が交付されることになったことから増額計上するもので、歳入予算において、国庫支出金を計上いたしております。

下段の一般遺跡調査事業129万3,000円は、埋蔵文化財詳細確認調査件数の増加に伴い、委託料などを増額するものでございます。

次に、73ページをごらんください。

下段の関まちなみ文化センター管理費6万7,000円、並びに関宿資料館管理費40万2,000円は、いずれも保守点検委託料を減額するほか、さきの台風により、施設のといを修繕する必要が生じたことから、修繕料を増額計上いたしました。

次の関宿防災対策調査事業につきましては、平成23年度国庫補助金の額の確定に伴いまして、事業費を100万円減額するものでございます。

次に、75ページをごらんください。

下段の外国人児童生徒教育支援事業51万円は、県支出金を財源といたしまして、亀山西小学校に新たに外国人児童・生徒教育支援補助員を1名配置することから、報償費を増額計上いたしました。

た。

次に、77ページをごらんください。

諸支出金では、ふるさと納税及び指定寄附による寄附がございましたので、寄附のご趣旨に沿い、それぞれの基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

戻りまして、9ページをごらんください。

市税の説明欄の個人所得割につきましては、納税義務者の所得の減少等に伴いまして4,000万円減額するものでございます。

また、法人税割につきましては、一部の企業業績が回復基調にありますことから、5,700万円を増額するものでございます。

その下の固定資産税説明欄の償却資産につきましては、一部企業の設備投資などによりまして2億3,900万円増額計上いたしたところでございます。

次の地方交付税につきましては、既に交付額が確定した普通交付税並びに特別交付税を計上することといたしまして、1億4,720万9,000円を増額するものでございます。

次に、11ページをごらんください。

国庫支出金につきましては、それぞれ補助対象事業費の決定などにより、それぞれ補正を行うものでございます。

次に、13ページをごらんください。

県支出金では、中段の県補助金のうち、交通安全対策事業交付金479万2,000円は、三重県交通安全共済事業の精算に伴い交付を受けるもので、歳出において、交通安全施設整備費に充当をいたしております。

次の森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金3,933万5,000円は、川崎地区コミュニティセンター建設事業に対し、補助金の交付決定を受けたものでございます。その他県支出金につきましても、それぞれ補助対象事業費の決定などにより補正を行うものでございます。

次に、15ページをごらんください。

中段の財政調整基金繰入金につきましては、前年度繰越金や市税等の増額計上によりまして、1億9,450万円を減額するものでございます。

次の後期高齢者医療事業特別会計繰入金2,023万1,000円は、前年度の精算に伴い、計上をいたしました。

次に、17ページをごらんください。

上段の繰越金3億2,851万5,000円は、前年度繰越金の未計上分でございます。

次の諸収入、一般廃棄物処理事務受託収入231万円は、三重県災害廃棄物処理応援協定に基づき、さきの台風12号によりまして甚大な被害を受けました紀宝町、熊野市からの要請により、災害ごみの受け入れに伴う収入でございます。

下段の市債につきましては、市税等の一般財源の歳入増により、臨時財政対策債3億4,280万円の借り入れを減額するものでございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、86ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では第1款総務費で、給与改定等による人件費の減額のほか、第2款保険給付費で、医療費の伸びにより、一般及び退職被保険者に係る療養諸費並びに高額医療費など1億2,718万6,000円を増額計上いたしております。

また、第9款諸支出金で、過年度負担金返還金3,761万6,000円を計上いたしました。

一方で、歳入では、第5款療養給付費等交付金で、療養給付費の伸びに伴う交付金1億4,579万1,000円を計上するほか、第10款で、前年度繰越金2,360万2,000円を計上いたしております。

次に、102ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳出において、第1款総務費で、給与改定や職員異動などによる人件費の増額のほか、第3款諸支出金で、前年度決算の精算に伴い、前年度繰越金を財源といたしまして、一般会計繰出金2,023万1,000円を計上いたしました。

次に、112ページをごらんください。

農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳出で、第1款事業費の95万6,000円につきましては、給与改定等による人件費のほか、処理施設維持管理費といたしまして、汚泥引抜き手数料を増額するものでございます。

歳入につきましては、第5款繰入金で、一般会計繰入金952万2,000円の減額のほか、第8款繰越金で、前年度繰越金1,047万8,000円を計上いたしました。

次に、122ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳出では、第1款事業費におきまして、職員数の増や給与改定等による人件費のほか、国庫補助事業費の確定に伴う建設改良費の減額など1億377万1,000円を減額計上するものでございます。

また、第3款諸支出金では、基金費として下水道事業基金への積み立てといたしまして3,668万2,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、第3款国庫支出金を7,745万円減額し、これに伴い、第7款市債につきましても4,830万円を減額するほか、第8款繰越金では、前年度繰越金1,417万4,000円を計上いたしましたことから、歳出補正額との調整によりまして、第5款の一般会計繰入金784万9,000円を減額するものでございます。

また、第6款諸収入におきまして、区域外からの接続に伴う協力金5,183万2,000円を計上いたしております。

次に、141ページをごらんください。

水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、職員数の減や給与改定等による人件費の補正が主なものでございまして、収益的支出の第1款水道事業費用226万7,000円減額、142ページの資本的支出では、第1款資本的支出40万円を増額計上いたしております。

続きまして、149ページをごらんください。

病院事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、職員数の減や給与改

定等による人件費の補正が主なもので、収益的支出の第1款病院事業費用240万円を減額するものでございます。

また、152ページの債務負担行為につきましては、平成24年度から26年度までの業者選定のため、給食業務委託料1億4,820万円を追加計上するものでございます。

続きまして、161ページをごらんください。

国民宿舎事業会計補正予算（第1号）でございますが、今回の補正は、職員異動に伴う人件費の増のほか、関ロッジ再生委員会業務委託料の減額など、第1款宿舎事業費用を155万6,000円減額いたしまして、162ページの資本的支出では、厨房内の空調機の更新に伴いまして、第1款資本的支出を84万円増額するものでございます。

以上をもちまして、一般会計並びに特別会計等補正予算の補足説明を終わります。どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案説明は終わりました。

次に、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明12月1日から8日までの8日間は、議案精査のため休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明12月1日から8日までの8日間は休会することに決しました。

次の会議は12月9日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

（午後 1時38分 散会）

平成 2 3 年 1 2 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

平成23年12月9日（金）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第82号 亀山市子どもの出生祝金条例の制定について

議案第84号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

議案第86号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第87号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第88号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第89号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第90号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第91号 平成23年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第92号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長 櫻井 義之君 副市長 安田 正君

企 画 部 長	古 川 鉄 也 君	総 務 部 長 (兼)選挙管理委員会事務局長	広 森 繁 君
総 務 部 参 事 (兼)契約監理室長	笠 井 泰 宏 君	市 民 部 長	梅 本 公 宏 君
文 化 部 長	川 戸 正 則 君	健 康 福 祉 部 長	山 崎 裕 康 君
環 境 ・ 産 業 部 長	国 分 純 君	建 設 部 長	岡 崎 賢 一 君
上 下 水 道 部 長	三 谷 久 夫 君	関 支 所 長	稲 垣 勝 也 君
医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長	伊 藤 誠 一 君	会 計 管 理 者	片 岡 久 範 君
危 機 管 理 局 長	伊 藤 隆 三 君	消 防 長	渥 美 正 行 君
消 防 次 長	早 川 正 男 君	教 育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君
教 育 長	伊 藤 ふ じ 子 君	教 育 次 長	上 田 寿 男 君
監 査 委 員	落 合 弘 明 君	監 査 委 員 事 務 局 長	栗 田 恵 吾 君

●事務局職員

事 務 局 長	浦 野 光 雄	書 記	渡 邊 靖 文
書 記	山 川 美 香		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(小坂直親君)

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

質疑に先立ちまして、議員の皆様申し上げます。本日は同一議案に対し、複数の議員の質疑が予定されておりますが、重複した内容の質疑は控えていただきますようお願いをいたします。また、質疑に当たっては、議題となっております事件について内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて質疑をすることのないようご注意を申し上げます。

それでは、通告に従い、順次発言を許します。

6番 福沢美由紀議員。

○6番(福沢美由紀君登壇)

6番 福沢でございます。よろしく申し上げます。

順次質問をさせていただきます。

まずは1点目です。誕生祝金条例を廃止する議案が出ておりますけれども、これに対しまして、通告では廃止することによるデメリットを伺おうと思っていましたが、まずその前に確認を一つさせていただきたいと思います。

昨年度、この出生祝い金も誕生祝い金も廃止するという条例案が出ましたときに、子ども手当と

目的が重なるから廃止するというような言い方で廃止されたわけですが、今回のこの条例はそこに対する考え方はどうなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

おはようございます。

少しご質問の趣旨とはそれるかもわかりませんが、まず条例の制定理由につきましては、今回、条例所管の市民部と子育て施策の所管部の健康福祉部両部に関係いたしますので、まず私から説明をさせていただきたいと思っております。

社会状況の変化に伴いまして、子育てをする市民のニーズも年々多様化をしております。そのため、これまでも途切れのない子供の支援施策のほか、今年度には喫緊の課題でもありました待機児童を解消する取り組みといたしまして、待機児童館を整備するなど、市独自の施策を展開してきておるところでございます。今後につきましても、子育て応援プラン後期計画に基づきました事業を着実に実施し、子供を安心して産み育てることができる基盤整備に取り組むとともに、その持続性を確保していくことが必要でありますことから、本市の全体的な子育て施策を教育委員会も含めまして十分議論をした中で、今回現金支給として誕生日祝い金を廃止しようとするものでございます。

一方、出生祝い金につきましては、次代を担う子供の出生を祝うとともに、その健やかな成長を願い、出生祝い金を支給するということが条例の目的といたしまして、今回提案をさせていただいたところでございます。子ども手当のことにつきましては、現在、大筋は固まってきておるようでございますけど、まだ国の施策のところでございますし、今回、市といたしましては現物給付を今後とも子育て応援プラン等に基づきまして着実に推進をしていくと、そういうふうな考え方のもとに、この従来の条例を整理させていただきました。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

再度確認ですけれども、昨年度出されたときのように、国が、子ども手当があるから、この現金給付が重なるからという意味ではなくて、市独自での考えでされると。国も不安定ですけれども、子ども手当が一体どうなるのかということが、なくなったりふえたりすることが今後あるかもしれませんが、そういうことにリンクしていくのではなく、市独自での考えだということかどうかをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

基礎的な自治体の役目としては、要するに現物給付をベースにやっていくということでございます。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、この亀山市がこの条例を制定したときの思い、3人目以降も安心して産んでいただいて、育てていただくことを応援するという思いのところ、この誕生祝い金を廃止することによってどうなっていくのかということを確認したいんですけども、わかりやすいところで、まずお誕生日ごとに、記念日を大事にしたいという思いが、まずこの制定のときにあったと思うんですね。お誕生日ごとに子育ての施策をお知らせしたり、市のメッセージをお伝えしたり、毎年毎年されてきたわけなんですけれども、そういうところは一体、これを廃止することによってはどうするのかという言い方に、このデメリットというところを変えて具体的にお答えいただきたいなと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

具体的にというお話でございますので、私の方からご答弁をさせていただきます。

従来、そのお祝いとともに市長のメッセージを贈らせていただいておりますが、その裏面には、市の子育て施策をご紹介するという意味で記載もさせていただいております。特に、子育て支援事業につきまして、第3子の誕生日にお知らせする、そういう機会がなくなり、それが大きなデメリットになるのではないかとございまして、健康福祉部におきましては、現在、実施しております母子手帳の配付や赤ちゃん訪問、また健診時のご案内、それから広報、そういったものに加えまして、新年度におきましては、子育て全般についての行政サービスや制度をお知らせするために、例えば子育て支援ガイドブックのような、健康福祉部だけでなく、市全体として子育てに関するさまざまな事業を網羅した冊子を作成しまして配付をさせていただきたいと、このように検討をいたしております。

これにより、第3子のみを対象とするのではなく、お子さんを持つすべての家庭に各子供支援サービスを知っていただけるようにやっていきたい。このように考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

全般的な子育て支援をしていくという中で、ガイドブックというものを考えておられるということは大変いいことだとは思いますが。毎年毎年の記念日を大事にするという部分がどうであるのかなということと、あと全体的なことになると子供の医療費のこともよく言われるんですけども、この誕生祝い金は6歳までの1年1年を大事にしていろいろ言っておられるということで、私も3人子供がおりますけれども、大事な私だけの子供じゃなくて、本当に大事な子供を育てているんだなあ、育てさせていただいているんだなあみたいな思いもする温かい制度だったと思うんですけども、そこの部分を手厚くしたからこれが要らないでしょうというのがないと非常にわかりやすいんですけども、今のご答弁ですと、ガイドブックの部分が伺われたんですけど、ほかにこれを廃止できる理由として上げられましたらお伺いしたいんですけども。

○議長（小坂直親君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

子供支援施策につきましては、平成19年4月の亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の施行後におきましても、途切れのない子供支援施策や待機児童館を整備するなど、市独自の施策を含め、県下でも比類のない手厚い対応を展開してまいりました。平成23年度では、子育て施策全体で合計70事業、約30億円の規模にまで上っております。今後につきましても子育て応援プラン後期計画に基づきました事業の着実な実施を目指し、子供を安心して産み育てることができる基盤整備に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

先ほど言われましたけれども、制定当初に考えておられた第3子以降の子供さんも安心して産み育ててくださいよという部分が今、先ほどやと3子目だけじゃなくて、子育てが全体にどの子にもできるようにというような言い方をなされたわけですが、3人目以降の少子化施策という意味合い、3人目を降を応援するという意味合いから、もうそうじゃないよということにシフトしていくということなのですかということの1点の確認と、当初言われていました国の手当で埋もれがちで、そうじゃなくて亀山市独自でちゃんとステップアップできるように、見えるようにということとされたという部分であるとか、記念日を大事にしたいという部分についても、3人目ということも含めて少し意味合いを変えた子育て施策を考えておられる、当初の思いからは変わるんですねということをお伺いしたい。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

現在あります条例では、3人目以降のお子さんに対します出生祝い金、また誕生日祝い金ということで、その記念日をお祝いするという意味がございました。その辺では、今回は第3子以降の出生についてのみという対応になり、その出生をお祝いするという趣旨になっております。したがって、記念日を大切にするという理念は変わっておらないというふうに考えております。

また、3子目以降に限らず、全体に対しての福祉施策というご指摘でございますが、まさにそのとおりでございます。今まで行ってまいりました子供支援施策、これは何子目のお子さんにも限らず手厚くやっているものというふうに考えておりますので、それをさらに進めてまいりたいというふうに考えております。特に3子目として独自の施策としましては、例えば保育料の無料化、そういったものもありますが、そういったものも引き続き取り組んでまいる所存でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

保育料無料化も前からあることやし、医療費も6歳までは前からありましたし、要するに、さらに手厚くするよというのは、先ほども確認しましたけど、ガイドブックを使いやすいようなものを

つくりたいということと、私も見ていまして、赤ちゃん訪問の対象もふえたなということとか、待機児童館というものも一つはわかりますけれども、そういう内容を確認させていただいて、次の質問に移りたいと思います。

補正予算について3点お伺いいたします。

まず1点目ですけれども、保育士派遣業務委託料というのが債務負担行為で上がっているんですけれども、この内容をまずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

債務負担をお願いしております保育士派遣業務委託料でございますが、来年度の保育所の保育士派遣について補正をお願いするものでございます。新年度予算の議決後に入札等の業務を開始した場合、年度当初から業務開始に向けた準備期間が十分確保できませんので、できるだけ早い時期に準備を始められるよう、今議会に債務負担行為として提案するものでございます。

この内容は、保育士につきまして、特に産休とか病休とか、そういった保育士の代替としまして、委託を受けて保育士の派遣を求める、そういった制度でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

保育士の採用が非常に大変だということは、三重県でも言われているんですけど、なぜこの保育士の採用を派遣という雇用の仕方しなければいけないのか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

なぜ保育士の派遣を受けるのかということでございますが、この業務は先ほども少し触れましたが、保育士の産休、育児休業、病休、または退職等によりまして保育士に欠員が出た場合、あるいは途中入所による園児数の増加で保育士の増員が必要となった場合に、保育士資格を持った保育士の派遣を受けて職員の不足を解消するために実施するものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

直接雇用じゃなくて、派遣でするのは何ですかということをお伺いしたんですけれども、その意図が伝わらなかったようなんですけれども、派遣で雇用するのと、直接募集して雇用するのとではかかってくるお金も違ってくると思うんですけれども、その違いはどうか。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、直接雇用との比較ということでございましたが、先ほど申し上げましたような事情によりまして、比較的緊急にといいますか、そういった保育士の必要ということもございまして、現に保

育士を市で採用したいということでさまざまな募集活動も行っておりますが、それでは充足できないという意味も含めまして、そういった派遣の制度も取り入れているところでございます。

それから、経費的な部分につきましては、非常勤の保育補助員の時間単価は1,000円でございますが、派遣契約の保育士の契約単価は、今年度の額で申し上げますと、7.75時間勤務の保育士は1,458円、4時間勤務の保育士は1,353円となっております。なお、その単価には派遣会社における管理費や交通費等も含んでおりますので、実際に派遣される保育士に支給される時給は、市とほとんど変わらない額となっているものと伺っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

確かに、非正規の雇用率が亀山市は県内でも高いということをお聞きしていますけれども、都合のいい、短期間でいい雇用で構いませんという人がそんなにたくさんごろごろといらして、見つかるとは思いますが、そもそもそこが私は、毎回毎回、こうやって債務負担行為で派遣のお金をつけていくということがどうなのかなという疑問があるんですけども、子供の福祉というものを一番最優先に考えようと思ったら、そういう臨時さんだけでいいですよということではなくて、やはり私も2年前に質問しましたように、同じ仕事をしている方をきちんと正規雇用することによって、普通に直接雇用できる非正規の方でも雇用しやすくなるのではないかなと思いますし、いい方がいらっしゃったら、本当にずうっと市で働きたいという方をきちんと見つけて、市で雇っていくという努力をしていくということが担保されていないと、ただ派遣で、どこの方かわかりませんが、短期間的な方を入れるというだけでは、私はこれは子供のためにならないのではないかなと思ってお伺いをしました。

次の質問に移りたいと思います。

新エネルギー普及支援事業についてお伺いします。

これについても、まず内容をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

おはようございます。

新エネルギー普及支援事業につきましては、亀山市太陽光発電システム設置補助金交付要綱に基づきまして、市内の住宅及び事業所に太陽光発電システムを設置された方に対し、補助金を交付する事業でございます。個人住宅につきましては、市内においてみずからが所有する住宅に設置する方に対し、1キロワット当たり3万円、上限10万円を補助いたします。

また事業所につきましては、市内においてみずからの事業所に出力10キロワット以上の設備を設置した方に対して50万円の補助を交付する事業でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今回の補正の内容としては、個人のお宅の太陽光発電の分だということでもいいんですね。それで、

これはたくさん申し込まれた方があってこうやって補正を組んでいただくわけですが、目標がどれぐらいで、その、一体今どこら辺にあるのかということをお伺いしたいんですけれども。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

この目標というような部分につきましては、太陽光発電システム設置によりましてのCO₂削減というようなことが一つの目標でございます。計画は、亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画ということで、削減目標を2012年、来年度でございますが、1,310トンで太陽光発電システム設置によりまして1台当たりの二酸化炭素の削減量を年間で1.34トンと見込んでおりまして、現在、ちょっと換算値が少しアバウトでございますが、本年度の当初の100基を加えて533基ぐらいになるかというようなことで、現在の目標については、目標値に対してCO₂の削減が714トン、1,310トンに対して714トンとなっておりますので、目標に対する達成度が54%というようなことで、今のところ半分少しということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

半分少しの目標であるということで、2012年までということなんですけれども、そもそこの補助金を永久にしていくものなのか、こういう2012年ですとか、そういう温暖化計画ということの中でエンドがあるのかとか、時限的なものなのか、そこのところの確認をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

今後の取り組みといたしましては、太陽光発電の普及は、先ほども申しました地球温暖化防止対策の観点からも重要な取り組みと考えておるところでございますが、亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画の見直しが平成24年度となっておりますことから、来年度にはこの制度の抜本的な見直しを行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

来年度はどういう形での見直しになるかわかりませんが、目標からは54%ということで、もうちょっと頑張っていただきたいというところなんですけれども、最後にさらに100%に近づくために考えておられることがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

具体的な検討作業については来年度させていただくわけですが、一つには1キロワットの設置費用が当初70万円と見込まれておったのが50万円を切るような額になってきて、随分設

置しやすくなった環境にもあるというふうなこともございますので、そういった設置価格も含めた検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今のご答弁は見直しをどうするかという見通しのお考えだと思うんですけども、今の段階でこうやって補正を上げていただいたんですけども、まだ目標額に近づいていないのをどうやって上げていきますかということをお伺いしたんです。お願いします。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

本議会に予算補正の提案をさせていただいております、11月現在で既に予定件数の100件がございまして、先ほどの数字の五十数%というのは、この100件をカウントしたところでございます。実際に900万の増額補正をお願いしております、この数字はさらに進むものと、また来年1年ありますので、そういった部分も含めて、この目標数値にいかにつづけるかということを今現在、この計画の達成の中で考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ご答弁がいただけないようなんですけども、周知をしていただくとか、さらにやっぱり一番安定した新エネルギーと今のところ思いますので、いろんなことがこれから研究されていくんでしょうけれども、亀山市が先んじて頑張っているところを24年度に見直し、物が安くなってきているからということになりますと、補助額が下がってくることもあるのかなあという予想も立てられますので、ぜひ進めていただきたいと思います、早いうちにとお思います。

次の質問に移ります。

木造住宅の補強事業についても補正が出ておりますが、これについても少し内容をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

ご質問の木造住宅の耐震診断事業でございますけれども、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、その住宅補強をしていただくための評点と申しますか、どういう強度の状態にあるかということ指数であらわせていただくために診断をしていただくと。対象といたしましては、0.7未満の木造住宅に対して診断の後に、計画事業と申しておりますけれども、それ以後設計をしていただいて補強工事に入っていただく、この木造診断事業でございます。

平成23年度は住宅耐震補強計画事業、設計でございますけれども、この補助金の増額や住宅耐震補強事業、これ工事でございますけれども、こういう補助制度では、7月より県の補助金の上乗せや、10月からは住宅耐震補強事業と同時に挙げるリフォーム工事につきましても、市内の事業者

が施工する場合に限りまして補助の対象とさせていただいております。このような住宅所有者等がより利用しやすい制度とさせていただいたところでありまして、耐震診断の問い合わせ、申請件数も多くなっているところございまして、今回30件の増額補正をお願いしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

工事や計画や診断がある中で、今回の補正は耐震診断の分であるというふうに考えていいんですね。

それで、診断をしないと次に進めないわけなんですけれども、今までも何回か補正をしていただいている中で診断をしていただいて、工事で1.0以上になったという耐震化率というんですか、目標的なところがどれぐらいで、今どういう状況にあるのかということがわかる数字を教えてくださいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤局長。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

この事業につきましては、補強工事まで含めまして亀山市耐震化促進計画という形でつくらせていただいています。現在の22年度末におけます木造住宅の耐震化率は84.5%でございます。計画を策定いたしました時点では79.6%ございました。これに比べまして、約5ポイントの耐震化率の上昇を見ております。

目標でございますけれども、計画の方では23年度末で90%、現在は84.5%でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、今84.何がしかで、90%になるまでにあと何件していただくといいとか、そういうのがもし、23年度末はもうすぐですよ、もう3月までということなんですけれども、どれぐらいしていただく目標に到達できるのかということと、あと地震、この3・11以降皆さんも関心がおありで、こうやって補正を組まないといけないということになってきているんだと思うんですけれども、周知の方はどのようにされているのかということもあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤局長。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

84.5%の算出の根拠でございますけれども、残り5.5%になりますけれども、現在、住宅棟数は約2万ということですので、あと1,000件ほどになります。

周知の方法でございますけれども、木造住宅耐震化補助制度の市民への周知でございますけれども、市広報、ホームページの掲載、それとケーブルテレビの放映をさせていただいております。それと、年間30回を超えます行政出前講座、それと年2回、耐震診断実施者を対象に耐震相談会を

開催させていただいております。制度の活用について説明をさせていただいているところがございます。今後もあらゆる機会を通じまして大規模地震に備えた住宅耐震化の必要性を説明し、耐震化率の向上を図ってまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

おはようございます。

公明党の森でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第82号亀山市子どもの出生祝金条例の制定について、お伺いしたいと思います。

まず、条例の目的及び対象人数と費用についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

7番 森 美和子議員の質疑の対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

おはようございます。

本条例の目的は、第1条に規定をしておりますが、次代を担う子供の出生を祝うとともに、その健やかな成長を願い、子供の出生祝い金を支給することを目的といたしております。

年間支給対象者数は、過去からの実績から60人程度と見込んでおりますので、180万円程度でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

次代を担う子供の出生を祝うとともに、その健やかな成長を願うというのが目的であると。それから、年間60人の180万円ということで確認をさせていただきました。

先ほど福沢議員の質疑の中にもありましたが、昨年、市長は亀山市の子育て支援は、現金給付を国が、現物給付を市が行うと述べておられましたが、今回の条例は、それでは子育て支援ではないのか確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

本条例は、市内に住所を有する方が第3子以降の子供を出生したとき、その保護者に市長からのメッセージとともに3万円の祝い金を支給し、みんなで祝いしようとするもので、子育て支援というような色合いは薄いものと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

亀山市に3人目以降、生まれてきてありがとうという思いでこの条例をつくられたと考えさせて

いただきたいと思います。

そうしますと、2番目に移ります。

この条例の第2条2項に「未成年後見人等」とありましたが、これはどういった方を指すのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

お尋ねの未成年後見人でございますが、民法の制度の中で、未成年の子供に対して親権を行う者がいないとき、これは法定代理人のことで、親族その他利害関係人の請求により、家庭裁判所が選任いたすものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

そうしますと、祖父母や里親などもこういった未成年後見人に入ってくるのか確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

祖父母や里親が適用されるのかというようなお尋ねでございます。

第2条の規定による保護者とは子供の親権を行う者とされておりまして、この親権者は原則として未成年の子供の父母といたしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

じゃあ入らないということですか。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

この親権者という部分で原則では父母ということで、先ほどもご答弁させていただきましたように未成年の後見人とか、その他の事情、それから祖父母、里親の事情によって、原則としては父母を対象にするということで、そのケースによって考えていきたい。原則はこうということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ちょっとよくわからなかったんですけど、何でこの質問をしたかということ、子ども手当の場合は里親は支給されないというような報道がありましたので、亀山市のこの条例に関して、それが里親に育てられている子供たちに行くのかということの確認をさせていただきました。もしご答弁があ

れば。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

失礼しました。

先ほども申しましたように、裁判所の方でそういった選任がされた方については受給対象になると。それ以外については受給対象とならないということでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

3点目に移らせていただきます。

今回、亀山市子どもの出生祝金及び誕生祝金条例は廃止をされますが、この廃止される条例において市税等の滞納により支給されなかった方はいたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市税の滞納による受給者はいるのかということで、平成22年度、23年度の出生祝い金、誕生日祝い金の滞納等による未受給者は保護者で23名、児童数で24名でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

23名の保護者がいるということだったんですけど、条例には子供への支給ではなくて、保護者に支給をされるとあります。感情としては、1番目に確認をさせていただいた「亀山市に生まれてきてくれてありがとう」という思いでの、この条例の中において親の都合で支給をされないというのがちょっと納得いかなかったんですけど、何か救済策があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

救済措置はあるのかということで、先ほどの23人の保護者の方につきましては、附則の第3項、第4項により、1年間の経過措置がございますので、この間に制度の説明とあわせて滞納されておる方への納付を促してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

1点、納付を促していくということで、これは廃止をされる条例に関してもそのことは努めてこられたんだと思うんですけど、納付された方が何名いらっしゃったのかというのがわかれば教えていただきたい。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今ちょっと手持ちに資料がございません。後ほどご答弁をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

4番目に移らせていただきます。あとで答弁お願いしたいと思います。

対象者への周知についてお伺いします。

この誕生祝い金の条例が廃止されますが、これは途中まで、就学前までいただけるんですけど、何年か残っていたとしても、ここで切られるという、廃止とともにもうもらえないということになるかと思うんですけど、その確認と、それからやはり混乱が起きるんじゃないかなと思うんですが、周知の方法について確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

まず、4月1日以降の誕生日祝い金についての適用の件でございますけれども、附則において、亀山市の子ども出生祝金及び誕生祝金条例が、議員が言われるように平成24年4月1日に廃止となりますので、経過措置分を除き、4月1日以降の誕生日祝い金は支給しないということとなります。

それと周知の方法ということで、23年度における出生祝い金の支給対象者及び誕生日祝い金の支給対象者のうち、小学校へ入学される方を除く対象者約400人見えるんですけども、その方々に対して個別に文書を送付して、新たな制度の内容について周知をしまいたいと考えております。また、窓口におけるチラシや市広報、市ホームページ等においても同様に周知をしまいたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

しっかり行っていただきたいと思います。

次に移らせていただきます。

議案第85号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、第3款民生費の小・中学生医療費無料化事業1,700万円の増額についてお伺いをしたいと思います。これ、市長の公約の目玉事業だと思うんですが、この無料化に伴う医療費の伸びについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

医療費の伸びについてということで、本年度は、平成21年度、21年10月診療分から実施しておりますが、平成21年度の月平均助成額が約709万円、平成22年度の月平均助成額が約

726万円、2.4%の増ということで、それから平成23年度10月分までの月平均助成額が約813万円、12%増と毎年増加をいたしております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

医療費無料化になるまで期間があったんですけど、その間、親御さんも無料化になるまで待つという形で本当にたくましいなあという思いで聞いていましたけど、この医療費の伸びが想定内なのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

この伸びが想定内なのかということでございますけれども、お子さんが医療にかかられるという部分につきましては、例えばインフルエンザ、感染症とかそういった、年によって、そういった費用が、それによってお医者さんにかかられるという場合については、その年の状況によって医療費というのは上がったり、通常、今のこの経緯から見ますと年々右肩上がりのような状況と考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ちょっと想定内なのか想定外なのかがわからなかったんですけど。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

医療費については右肩上がりというのは、一応想定はいたしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

2番目に、三重県知事が鈴木知事になられて、知事の公約によって県の子供の医療費の無料化の動きが今あると思うんですけど、今現在どんな状況になっているのか確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

県による医療費の無料化の動きということで、平成24年9月から実施をされます県制度の乳幼児医療費助成制度については、対象範囲を小学校就学前までの児童から、小学校卒業までの児童の入院及び通院を対象といたしております。その関係によりまして、名称を乳幼児医療費から子ども医療費に改められるということでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

平成24年9月から小学校6年生まで、卒業までの子供たちに県が負担をしてもらえると、入院、通院は確認しましたが、所得制限はあるのかないのか1点確認したいのと、それから現物給付、窓口での無料化、この動きについてちょっと確認をしたいんですが、これはずうっと県の考え方としては県内統一したいということで、一貫して窓口での無料化は行ってきておりません。市長も何とか風穴をあけたいということで動いていただいていると思うんですが、新たな知事が誕生して違った動きが、変化があるのか、また本市として今現在どんな働きかけをされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

まず、所得制限についてはあるということで伺っております。

それと、県の現物給付化の動きということでご答弁をさせていただきますと、福祉医療に係る窓口無料化、現物支給につきましては、以前から、県を主として県内市町で構成をされております福祉医療費助成制度改革検討会において検討しているところでございます。今回は、先ほどもご説明をさせていただいたように、知事の公約である乳幼児医療制度の対象者の拡大を先行しておりますが、もともとの課題である精神障がい者の対象拡大や現物給付化につきましても、検討課題として引き続き検討してまいりたいということでございます。それと、これについては従来どおり、そういった要望は積極的にやっていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

本当に積極的にやっていただきたいなあと、新たな知事が誕生して、少し県としても風穴があいていくのかなあと思ったんですけど、なかなか難しい部分があるのかなと思いますけど、引き続きの働きかけをお願いしたいと思います。

では、3番目の亀山市の今後の負担についてですが、今確認させていただいて、結局、小学校卒業までの医療費が県が負担していただくと。入院、通院もしていただくということになれば、亀山市は中学校卒業までですので、中学生分と所得制限の世帯でいいということなんでしょうか、その確認と、それから結局最終的には亀山市の負担分はどのぐらいになるのか金額がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

先ほどのご答弁漏れについて先に、滞納者の部分でございますけれども、納付などその事情を聞いて、催告により、今年度21人が納付をしていただきまして、その残りが23名ということでございます。

それと、今後の亀山市の負担についてということで、この制度の実施に伴う影響として、22年度決算から試算いたしますと年間6,300万円が対象となり、2分の1が県の補助となることか

ら、年間約3,150万円が軽減をされます。それと、負担分については、議員が申されたとおりでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

議長にお願いしたいんですが、答弁漏れは一つの質疑が終わってからにさせていただかないと、途中でそうやって言われてもちょっと答えようがないので、すみません、お願いしたいと思います。

今、亀山市の負担については確認をさせていただきました。

最後に、かかりつけ医等による医療費抑制の取り組みについてお伺いしたいと思います。

県における窓口の無料化が行われていない状況であるので、一たんは親御さんに払っていただかなければいけないので、むちゃくちゃなことではないとは思いますが、今、医療機関のはしご、いわゆるコンビニ受診等の懸念も考えられます。あわせて、やっぱり子育て世帯の方たちには、市民の皆さんで負担をしていただいているということをやはり認識をしていただく必要があると思っております。こういったところからの取り組みが、何かなされていれば教えていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

先ほどは失礼いたしました。

かかりつけ医による医療費抑制の取り組みという視点でお答えをさせていただきます。

現在、福祉医療費助成制度の内容は資格取得のため、窓口に見えたときやホームページ、市広報を通じまして周知をいたしております。本制度は、子育てを支援するサービスとして安心して医療が受けられることを目的としておりますが、近年、議員が言われるように医療費がふえていく中、本事業が持続できるよう、安易な受診をなくすことやかかりつけ医の推奨など適正な受診を行っていただくよう、市民の方々の協力も必要となってきますので、今後周知をしまいたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

やっぱり核家族化の中での子育ての不安、そういった状況から何かあったら病院に行って、自分にとっての安心感につながっているんだと思うんですね。そうすると健康福祉部長が先ほどご答弁された子育てハンドブックみたいなものを亀山市が今後つくろうとされている、そういった中にもかかりつけ医は持ちましようとか、こういう症状のときにはこうしたらいいですよということが書かれてあれば少し親切なのかなあって、そういう抑制にもつながっていくんじゃないかと思うので、またさまざまな工夫を要望しておきたいと思っております。

それでは、2点目の子ども手当給付費1億7,532万8,000円の減額についてお伺いをしたいと思います。

この子ども手当に関しては、政権交代によって始まった国の制度ですが、なかなか先ほどの副市

長のお話にもありましたように、国の方が定まらなくて、いわば地方自治体にとっては非常に迷惑をこうむっておるという部分なものです。平成22年度は1年間の時限立法で、平成23年度は9月まで前年度と同様の支給額となるつなぎ法で引っ張ってきた経緯がございます。

また、子ども手当特別措置法が8月に制定をされて、平成23年度10月以降の支給額が改定をされ、民主・自民・公明の3党合意のもとで平成24年度以降も継続の予定ということは聞いております。1点目として、この補正での減額の理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

減額の理由ということで、先ほど議員が申されたように、23年度当初予算においては、平成22年12月20日の大臣の合意のもと、3歳未満の子供1人につき月額2万円、それ以外の中学生までの子供1人につき月額1万3,000円ということで法案を提出することとなっておりますので、この内容に基づきまして予算計上をいたしております。

しかしながら、先ほど来、議員が言われるように、国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律、いわゆるつなぎ法案が23年度から施行され、支給額も平成22年度と同額の子供1人につき月額1万3,000円となりました。このつなぎ法案による9月分までの支給額6億9,685万円、10月から平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、いわゆる子ども手当特別措置法が制定をされ、この制度による平成24年2月支給見込み額が3億2,092万円となり、差額分を減額補正いたすものでございます。

なお、あわせて歳入の国庫支出金及び県支出金を減額補正いたしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

減額の確認をさせていただきました。

2番目に移ります。

対象者への周知について、これ10月分から支給額が変わっているんですが、どのように周知をされてきたのか、あわせて苦情等がないのかお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

対象者への制度が2回も変わっておりますので、その周知についてということで、子ども手当特別措置法による支給内容でございますが、3歳未満の子供及び3歳以上小学校終了までの第3子以降の子供が1人当たり月額1万5,000円、3歳以上小学校卒業までの第2子までの子供及び中学生が1人当たり月額が1万円となり、平成24年3月分までが対象となります。

制度の周知につきましては、10月1日号の市広報や市ホームページに掲載をして内容を啓発するとともに、今回新たに対象者全員、これは3,782名でございますけれども、その方々から認定請求書を提出していただく必要がございますので、11月上旬の書類発送にあわせて詳細な制度

説明のチラシを同封してまいります。

現在、平成24年2月支給に向け準備をいたしておりますが、今回の補正にも計上いたしておりますシステム改修作業など、必要な事務作業と認定請求書の確認作業も行いながら、迅速に対応をしてまいりたいと思います。

それと、今のところ苦情というのは聞いてはございません。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

本当に国に翻弄されて事務処理も、現場も大変かと思いますが、まず対象者である市民の皆さんにしっかりと周知をしていただいて、混乱が起きないようにお願いをして質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

7番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時07分 休憩）

（午前11時17分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

1年ぶりにこの場に立たせていただきました。今から、通告をしてありますので、通告に従い、質疑をさせていただきます。

まず、議案第82号亀山市子どもの出生祝金条例の制定について、4点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、この亀山市子どもの出生祝金条例の制定内容についてお尋ねしたいんですが、まずこの条例制定について、今現在も施行されております亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の改正と私は思うんですが、これは法制的にはいかななものか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

14番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

法制的にというご質問ですので、私の方からご答弁をさせていただきます。

今回、附則で廃止をいたしてございます。ある条例の制定、または改正に伴いまして、既存の条例を廃止する必要が生じた場合に用いる手法をとらせていただきました。

今回の出生祝金条例につきましては、子供の出生祝い金を支給することを目的として新たに制定する一方で、本条例の制定に伴いまして、既存の出生祝金及び誕生日祝金条例を廃止いたしますこ

とから、このような手法をとったものでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それは手法の一つだと私は思います。過去から見ておりますと、やはり今まであった条例を廃止して、新たに条例を制定するのかなというふうに私は理解しておりましたんですが、この手法があると。この中で両方とも制定も廃止も、いわゆる4月1日という日になっております。これについての問題はないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

条例の廃止、制定に伴います施行日についてでございますが、施行日であります平成24年、来年でございますが、4月1日の午前0時を境に条例の効力が発することとなりまして、施行日が重複するといったような法的な問題は生じないというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それじゃあ、過去にもこのようなこともあったと思います。私は条例の廃止については3月31日が妥当だと思いますが、その点、問題はないと思いますので、それはもうこらでとめたいと思いますが、この中で出生祝い金条例の制定については、提案理由の中にもありましたように、次代を担う子供の出生を祝うとともに、その健やかな成長を願うという、子供の出生祝い金を支給するという目的でございます。この中で、今までありました誕生日祝い金条例も含めましての中で、新たにここで制定が、私はいかなるものかというふうに思っております。というのは、今まであった条例を何も新たに制定しなくても、誕生日だけカットしやあいんじゃないかというふうに私は思います。いかがですか。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回、新たに条例をご提案させていただいた、一部改正でもよかったんやないかというような議員のご質問であろうと思いますけれども、この中で議員も先ほど申されたように、目的の中で、次代を担う子供の出生を祝うとともに、その健やかな成長を願う、子供の出生に対して祝い金を支給すると、これが目的となつてございますので、前の条例とは若干異なるということで、今回、提案をさせていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

提案理由の中で次代の担う子供の祝いということですが、前と違うというのは、そうすると前の、例えば出生祝い金、誕生日祝い金については、違うというのはどういうように受けとめたらいいの

か、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

現条例につきましては、一つの考え方の中に、子育て支援であったり、それから少子化対策であったり、そういった政策的な意味合いが含まれておったと。今回についてはそうではなくて、出生に対してお祝いを支給するという点で目的が変わったということでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

よくわからん答弁でございますけれども、先ほど福沢議員の質疑の中でも、副市長の中で子育て支援が十分できてきたんで、誕生日祝い金は外してこれのみにするというような答弁だったと私は理解しておりますが、私はこの当時、亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例が制定されたときに、子育ての支援とともに、亀山市が発展するための定住化施策にも一つ入っておるんじゃないかというふうに理解しておったんですが、ところが、そういう部分がなかったのか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

議員が申されるように、定住化という考えも一つございました。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、それがあったということであれば、なぜここでこの誕生日祝い金を外すのか、そこらを、これはやはり市長の施策の一つです。これは市長がどのように思われておるのか、私はわかりませんが、この部分についても確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

亀山市は行政経営上の重点施策として、次世代育成、健康医療等、重点施策としてこの施策の推進を進めてまいってきておるところでございます。その意味では、従来から進めてきていただいておりますもの、また新たに中学生までの医療費無料化等々、この施策の拡充も含めて、現在、子育て支援の施策体系、トータルで70事業、約30億になりますけれども、展開をいたしておるところでございます。

その一環として、この従来の誕生日祝い金も含めた条例、昨年12月にも議会の方へ廃止のご提案をさせていただきました。そのときのさまざまな環境の変化、あるいは議会の皆様のご議論

も踏まえて、今回、昨年以降、さまざまな角度から、後期計画を今策定いたしてまいっておりますので、その中で検討させていただいてきたという経過の中に、まずはございます。

その上で、国の子ども手当につきまして、自民、民主、公明、3党での合意形成がなされ、ある意味、基本的には現金給付は国の責任において行うべきものと。我々地方自治体は、それぞれの地域の特性に応じて現物給付、さまざまなサービスでそれを支えていこう、こういう思いも、今日までもそうですし、今後もそのように基本的に考えておるものでございます。

そういった中で総合的に判断をさせていただきまして、今回、従来の趣旨から新たな条例制定として、次代を担う子供たちの出生を地域社会全体でそれを祝うという目的から、子供の第3子の出生に対して祝い金を支給することを目的として、今回、条例のご提案をさせていただいたという経過の中にございまして、その一連の総合的な流れの中での今回のご提案ということで、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

長々と答弁いただきました。私も時間が限られておりますので、答弁は短くお願いしたいと思いますが、市長の気持ちはよくわかっております。しかし、いろいろな施策の中で、この定住化も含めた、今、市民部長の答弁にもあった中で、やはりそれであれば残すべきではないかというふうに私は思っております。市長は市長の施策の中でやられるのでありますので、それは市長の思いを聞かせていただきました。

その次に、この条例が昨年12月に、今、市長の答弁にもありましたように提案されました。その中で、この廃止が否決になったということで、この1年間かけられて、新しくスタイルを変えてここで提案されたというふうに私は思っております。私もその当時、この条例を否決した一人でございます。そういう部分から見て、この新しい条例が正しいのかというふうに、私はちょっと理解に苦しんでおるわけでございます。

今までいろいろな中で申し上げておりますが、亀山市の定住化、さらには子供の現物支給にしろ、今まであったものをなくすというのは、非常に抵抗は市民の方にもあろうと思います。3人目の子供さんが生まれることにお祝いをする、さらにはその子が6歳までの誕生日を毎年お祝いしてあげるといふ市の今までの姿勢が、非常に前へ進んでおるといふように私は受けとめておったんですが、この部分について、ここでその祝い金の部分だけでも廃止になるという部分が出ておりますが、これについての受けとめをもう一度確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

まず経過でございますけれども、福沢議員に副市長の方からご答弁をさせていただいた内容とともに、12月議会以降、答弁のとおり、関係部署と協議を十分させていただき、なお、議会の議論も尊重いたしまして、後期基本計画を策定していく中で検討してまいったところでございます。

その結果として、先ほど市長も言われたように、国の動向も検証した中で、国と地方のそれぞれの役割をより明確にしていくということが今後の地方分権においても重要であり、市といたしまし

ては、今までも途切れのない子育て支援策を実施してまいりました。今後も、引き続き子育て支援に係る各種サービスを行っていききたいというふうなことでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

当市は子育て支援については、特に県下でもトップを行くと、私は自負しております。そういう部分の中から、これも誕生日祝い金も含めまして廃止にするというのは、いささか疑問が残っております。しかし、その当時、昨年12月に否決されたときは、両方とも否決になっております。これは議会との絡みがあるのか、市民との絡みがあるのかわかりませんが、片っ方だけ残してという提案と私は理解しております。その中での気持ちは、執行部としてはどう考えておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

基本的には、子育て施策をこれからも持続、継続発展をさせていきたいという思いを強く持たせていただいております。しかし、そういう中で、やっぱりさまざまなニーズ、限られた財源体制の中で、それを持続させていくということの大切さ、これも非常に重要であるというのが1点、もう1点は、議会の皆さんの考え方、ご意見、これも昨年度以降、さまざまな場面でちょうだいいたしておりますけれども、一方では、新たな待機児童対策等、本年度からスタートいたしておりますが、議会の皆さんのご意見を十分尊重させていただいて今回の判断に至っておるということで、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

市長の思いは、よく受けとめさせていただきました。

次に、この制定されている亀山市子どもの出生祝い金条例に対して、出生祝い金の額について十分検討されたのか。過去も3万円で行ってまいりました。今回も3万円というふうに思っています。そこへ誕生日祝い金が廃止になり、今までどおりの出生祝い金3万円はそのままというふうに私は理解しておりますが、十分検討されたのかどうか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

検討につきましては、先ほど来からご答弁をさせていただいておるように、庁内の中で関係部署と十分協議をしております。検討もいたしておりました。

その中で、出生祝い金の金額につきましては、現条例を尊重する形の中で、同額の3万円というふうなことでさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

現条例を尊重するという意味であれば、誕生日祝い金も現条例はあるんですね。出生のみを考えたら、尊重して3万円、それは理解できます。しかし、祝い金も今まであった中で、片っ方の3万円の部分で、逆に十分検討されたか。例えばですよ、5万円にするとかというのが妥当じゃないかなど、私の考えでございますが、それは提案されておるそちらの方の考えをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたように、出生祝い金の金額につきましては、現の条例を尊重する形におきまして3万円といたしております。

まず、その目的の中でも、子供の出生に対して祝い金を支給する、それは市全体としてお祝いをするという意味合いも含んで、そういった金額にさせていただいた次第でございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

ここで私が5万、市民部長が3万と言っておっても、それはまた委員会に託したいと私は思っています。

それじゃあ、この件については、また後ほどいろいろな方々も質疑されると思います。こちらでとめたいと思います。

次に、議案第85号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてお尋ねいたします。

まず、歳入についてでございますが、第1款市民税の法人割5,700万円、固定資産税の2億3,900万円が増額されておりますが、これは市民部の皆さん方の頑張りによってふえてきたんだと私は理解しておりますが、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回の増額補正でございます。法人市民税につきましては、当初予算編成に当たり、主要事業所50社に対する決算見込み額調査や、会社四季報、決算短信などから、均等割、法人税割を合わせて9億4,220万円を計上いたしております。円高等の影響により、経済情勢が不透明な中、液晶・電機関連では、当初見込んだ額より減少し、自動車、その他製造業の一部の事業所においては業績向上が見られることから、全体で5,700万円を増額し、9億9,920万円としたところでございます。

一方、固定資産税の償却資産につきましては、主要な事業所18社、リース事業所7社の25社に対する資産見込み状況調査を行い、その結果をもとに、また25社以外につきましては、設備投資が微増であると見込みまして、現有資産の減価償却の減少を1割相当として28億4,190万円を計上いたしました。

しかしながら、液晶関連及び自動車製造業等の一部事業所における設備投資に牽引され、予想以

上にリース資産の増加があったことから、2億3,900万円を増額し、30億8,090万円としたところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

いわゆる税がふえることは、我がまちの財源がふえるということで、ありがたいことだと思います。

ここでちょっと確認したいんですが、新規の企業が亀山に設立されたとか、そういうふうなことはないんですか。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

新規の企業の影響という部分では、償却資産については申告ということでございますので、今のところ、市民部へのそういった情報というのはございませんけれども、そういった場合は、申告によって償却資産が上がってくるというようなことでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございます。

それじゃあ、次に第17款寄附金、第3目総務費寄附金のうち、リニア中央新幹線亀山駅整備基金寄附金50万円についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

リニア中央新幹線亀山駅整備基金寄附金の50万円につきましては、ふるさと納税制度をご利用されての寄附でございます。ご本人の希望により、先ほどの基金への積立金としまして、本議会に増額補正をあわせて計上しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

ふるさと納税制度を利用してということでございますが、これは市民の方か市外の方か、ちょっとまた後で確認したいと思います。その方々、市内であろうと市外であろうと、リニア中央新幹線の亀山駅の整備のために寄附金を50万円、奇特な方と私は喜んでおります。

今後、こういう方々の思いも込めて、また一般質問の中でもお尋ねするんですが、リニア中央新幹線の亀山駅の設置についての誘致を、やっぱり市民の方かと思うんですけども、こういう思いが強うございます。今、具体化になるかとしておる新幹線の停車駅の問題も含めまして、今後、企画としてどのような思いを持っておるのか、もっとこういうのを皆さん方にも呼びかけていくのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、今回のご寄附につきましては市内の方ということで、市内の方のお気持ちを大切に、リニア中央新幹線の誘致活動に積極的にいきたいというふうに思っております。

なお、そのふるさと納税の寄附、あるいはリニアの市民会議への加盟とかといった部分も含めて考えていきたいというところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

次に、歳出についてお尋ねしたいと思います。

まず1点目でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費、新エネルギー普及支援事業補助金900万円についてでございます。先ほど来も聞かれておりますが、再度確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

本議会に予算補正を提案させていただいた理由でございますが、この11月で既に予定件数の100件の申し込みがございまして、昨年度実績の1.5倍に達していることや、現在でも問い合わせが多いことから、900万円の増額補正をお願いしております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

申込者が多かったということでございますが、これは私が思いますと、3・11の大震災がありました。そういう部分から、この夏場はこういうふうに節電の問題等々でいろいろあったと思います。そういう部分も、やはりこういうふえた部分の一環かなあというふうに私は思います。先ほどの福沢議員の中ではそれには何ら触れられておりませんでした。そういう申込者の思いもあるんですかね。そこを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

3・11の東日本大震災後、他の市町村については結構申請件数が多かったということでございますが、亀山市としても、この夏以降、かなり多いというふうなことで、こういった震災の影響と、さらには、自然エネルギーへの関心や、節電の意識が高まったことが申請件数が多くなっている理由だというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それじゃあ、次に第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費、狹隘道路後退用地事業の414万円についてお尋ねしたいと思います。

これの中で報償費と助成金となっておりますが、この部分をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

この事業は、幅員4メートル未満の道路に接する敷地において建物の建てかえなどの際に、基本的に道路の中心から2メートル後退していただき、建築基準法に定められた4メートルの幅員まで道路を拡幅しようとするものでございます。その際、後退用地につきましては、原則市に寄附していただき、後退部分の用地にある門や塀などの撤去費用、用地の測量などに係る費用も市が一部助成して、後退していただいた部分についても、市が舗装整備し、道路管理をしていくものでございまして、その後退部分の先ほど申し上げた費用の一部の助成が助成金でございまして、報償費につきましては、2方向寄附していただく場合につきましては、その用地分の面積相当分を固定資産税評価額の相当分に対しまして掛けた部分の額を報償金としてお支払いするというものでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

助成金はよくわかりました。特にこの報償費の問題については、先ほどお支払いという、私はそれであれば用地購入費ではないのかなあというふうに思いますが、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

この部分につきましては、あくまで後退した用地をご寄附いただくというところでございますが、2方向の狹隘に接した部分につきましては、ご寄附をいただくことに対する報償ということですので、かつその単価につきましては、固定資産の評価額というところで乗じた額ということにしておりまして、あくまで用地買収じゃなくて、ご寄附していただいた部分の報償費ということでお支払いをさせていただいておるというところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

ある程度理解させていただきます。

それじゃあ、最後の項目でございます。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第5目交通安全施設費、施設整備費479万2,000円についてお尋ねしたいと思います。

これにつきましては、聞くところによりますと、県の県民共済、そういう部分の財源をとということ聞いておりますが、そういう部分から、この事業について確認したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと時間を延長しておりますが、お許し願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を願います。

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

施設整備費の財源につきまして、県補助金の交通安全対策事業交付金で、これは議員がおっしゃるように、三重県交通安全共済事業が平成23年3月31日をもって市町における見舞金請求期間が終了したため、制度廃止に伴う清算により、三重県より交付されたものでございます。

本交付金における交付対象事業につきましては、三重県市町交通安全対策事業交付金交付要綱に基づき、交通事故の防止喚起のための事業を行うこととなっております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それじゃあ、事業内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

事業内容でございますが、平成22年11月に西野公園体育館の西側の死亡事故が発生しました交差点におきまして、車両感知式電光表示器を設置する工事費として300万円を、また幼稚園、小・中学校のPTAの方々から通学安全灯設置要望を受けており、そういった要望にもおこたえすべく、通学安全灯の設置に使い、安全確保に努めてまいります。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

よくわかりましたが、それじゃあ、私がここで今、この補正予算書を見せていただきますと、財源が県のみというふうに思っておりますが、この点、今度は市費も使って整備していくべきものであるというふうに思いますので、それを要望して、私の質疑を終わります。

○議長（小坂直親君）

14番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番 大井捷夫議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

師走になり、慌ただしくなっております。約1年ぶりの質問の機会を賜りましたことに感謝を申し上げます。

朝から同僚各位の質問がなされ、重複は避け質問をさせていただきたいと思っております。

開会の日、市長の方からは市政現況報告、経過報告が示されました。そういう中で、私見も入れまして、市長、担当部長にお尋ねをしたいというふうに思います。

通告、聞き取りを受けております。細部につきましては申し上げましたが、どうか簡潔に明快なご答弁をいただければと思いますので、まず冒頭に申し上げ、質問に入らせていただきます。

今回は、大きく3点ございます。

議案第82号亀山市子どもの出生祝金条例の制定についてであります。

そこで、まず1点目は、新たに制定する条例の目的と支給内容については、朝から3名の方からの質問に対しての答弁で理解をいたしました。廃止も含めまして、再度確認のために、また市民の方にもわかりやすくお聞かせをいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小坂直親君）

21番 大井捷夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回、制定に当たり、昨年の12月議会以降の議会の議論を含め、庁内で十分議論をいたしてまいりました。午前中に副市長の方からご答弁を申し上げさせていただいたように、市の全体的な子育て施策を考え、今回、現金支給としての誕生日祝い金を廃止し、次代を担う子供の出生を祝うとともに、その健やかな成長を願い、子供の出生祝い金を支給するというを目的に、今回、提案をいたしたものでございます。

内容につきましては、市内に住居を有する第3子の子供を出生したとき、その保護者に市長からのメッセージとともに、3万円の祝い金を支給いたします。施行日は、平成24年4月1日でございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

2点目でございますけれども、国の制度が来年度も従来の児童手当の拡充ということで継続されるということですが、今現在、非常にあいまいであるのか、この見直しを先行して行うのか。

また、現況報告を見ますと、子育て支援施策の充実に取り組んできたことから誕生日祝い金を廃止とあります。

さらに、今回の条例制定で、今後、誕生日祝い金約1,000万円の財源が減額になりますことから、来年度以降、この財源を活用した新たな子育て支援策についてどのように考えてみえるのか、お聞かせをください。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

新たな子育て支援策ということでご答弁をさせていただきます。

子育て支援に関する施策といたしまして何本かの大きな柱がございますが、健康福祉部で行っている現物給付としての子育て支援策がその中心になるものと考えております。

その中で新たな施策としましては、まず本年度取り組んでおります亀山市待機児童館の整備と、それに伴う待機児童の受け入れ、また川崎愛児園の改築に対する支援も市独自の社会福祉法人に対する助成条例に基づく支援であり、定員を超える公立保育所での園児の受け入れや、待機児童を有する保育環境の改善として大きく期待をしているものでございます。

さらに、市単独のソフト事業といたしましては、子ども総合センターの取り組みのほか、例を挙げますと、予防接種だとか、ブックスタート、不妊治療費助成などの母子保健事業などを行っております。

これらの事業は、質を落とさず継続していくことが重要で、今後も子育て支援に取り組んでまいりたいと存じます。つきましては、今回の誕生日祝い金の廃止を新たな施策の財源とするのではなく、まずは待機児童館の運営や、保育士確保、相談支援体制の充実など、既存事業の財源として活用し、将来的には保育サービスの充実、また保育環境の整備など、さらに投資していくべき事業もありますので、総合的に取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

この子育て支援の取り組みを今聞かせていただきました、いろいろな施策をとということですがけれども、ちょっと午前中の方とダブリますけれども、まず再確認させていただきたいのは、出生祝い金についても廃止をしてもいいのではないのか、なぜこの祝い金だけを残すのかという点について再度ご答弁を願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

出生祝い金も廃止する考えはというお尋ねでございます。先ほどもご答弁をさせていただいておるように、昨年12月議会以降、庁内で十分協議をし、また議会の議論も尊重した中で検討してまいりました。その結果として、出生祝い金につきましては、第3子以降の子供の出生に対し、その保護者にお祝いのメッセージとともに祝い金を支給して、市全体でお祝いしようという思いから、今回、提案をさせていただいた次第でございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

今回の提案は、生まれてきた子供の第3子以降に支給されてきたものと、第3子以降の子供に誕生日祝い金を就学するまで支給をしてきたもの、第3子の出生祝い金だけを残すというものでございます。この制度が実施されますと、子供を持つ家庭に対する幸福度への配慮、つまり福祉プラス少子化対策から福祉を切り捨てて、少子化を重点に置いた施策になるのではないのか。しかも、従来の制度の恩恵にあずかっているご父兄の方には、少子化対策にも結びつかないばかりかを危惧するところでございます。

また、あわせて財政が苦しい、財源がないから廃止する、見直すという安易な考えは、余りにも

近視眼的なもので、将来の展望は開けないのではないかと危惧するところであります。

そこで、ひとつ市長にお尋ねをいたしたいと思うんですけれども、例えば例を挙げますと、フランスで12年前に事実婚という制度ができて、出生率が回復していると聞き及んでおります。日本でも多くの女性が働いているのに、法律は明治の時代からそのままになっている、これはおかしい、これじゃあ少子化はとまらないという意見が出ていていると聞いております。

また、平成20年3月の議会で請願が出てまいりました300日の関係ですね。それにつきましても、亀山市の議会としても採択をして、時の鳩山法務大臣の方まで、私は直接意見書を持って亀山の意向を伝えました。

そういう点で、市長、こういう今の国の状況の中で少子化対策について、今の私からの所見も含めて、どのような時期にそういう事実を確認されているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

少子化対策の事実を確認しておるのかということと、今少し触れられました民法との関係で事実婚のお話もされました。要は社会の構造といいますか、社会のニーズが非常に大きく変わってきた。そういう中で、戦後、高度成長期に、例えば教育において教育の社会化、社会全体で教育をしていこうという流れが出てまいりました。今の流れは、子育ての社会化ではないのかなあというふうにまず考えておまして、それは国・地方それぞれ役割を担いながら、子育て支援を充実していこうという大きな流れの中にあろうかというふうに思っております。

ただ、一方で、先ほどご指摘のような民法との関係で、まだまだ課題が山積しておるものがございます。これにつきまして、現在の日本におきまして制度化されていないような問題、あるいは今後も子育て支援を国・地方がどのように考えていくのか。こういう中で、前進をしていくものというふうに私自身は考えておるのでございますが、いずれにいたしましても、次世代育成、このことの重要性にかんがみて、将来的にもこの基盤をしっかりと整えていくということが大変大事だと思いますし、我々地方自治体として、限られた資源の中でできることをしっかりと模索していきたいということと、国への制度的な問題、あるいは財政的な問題のことにつきましては、各自治体ともしっかりと連携しながら、働きかけを強化していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

市長の思いはお聞かせいただきました。この制度は、もともと平成19年度からそれまで市単独事業としてあった亀山市児童手当制度をよりわかりやすくするため、第1次総合計画の戦略でプロジェクトの一つとして子育て支援と定住プロジェクトを具現化した事業で、児童の健全育成を図る、明るい家庭を築くための目玉事業であったはずであります。

今、市長が申されました全国市長会、あるいは東海、三重県の市長会等を通じて国へという話もございましたけれども、やはり国への提言といいますか、物を申すというのは、市長みずからトップセールスとして、新しい子供に対する手当の地方負担、子供の子育て支援システムの導入に当た

って地方と十分協議するよう求める、そういう要望書も県内からも市長みずから出されております。そういう点で、市長、どうかそういう取り組みで国に対して積極的に働きかけていただきたいということをお願い申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

3点目でございます。周知期間を設けるとあります。対象者及び周知方法をどのようにするか、これは午前中の森議員に対する答弁で理解をいたしました。この制度の内容、趣旨について懇切丁寧にしっかりとホームページ、あるいはインターネット等、周知文書でもって徹底的にお知らせをしていただき、理解を深めていただきたいということを希望しておきたいと思っております。

4点目でございます。他市町の状況についてでございます。この制度は子育てに係る経済的支援ということで、子育て支援や少子化対策、定住化対策の一つとして取り組まれてきたと理解しております。このような祝い金制度と類似している他市町の状況についてお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

この祝い金制度と類似した市町の状況についてということで、三重県内の市町では、東員町、南伊勢町、紀宝町で実施されております。一例として、東員町においては従来の育児応援費の助成に関する条例にかえて、平成22年度から出生祝金及び小中学校入学祝金支給条例を制定しており、出生時、各入学時にそれぞれ5万円を支給しておるという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

昨年も桑名とか静岡の掛川とかが廃止をされたというふうには報告を受けておりますけれども、東員町につきましては、新たな施策として取り組んでいるというふうにお聞きをいたします。こういう制度は、全面的にやめる方向ではなく、新たに各自自治体さんも取り組んでもらっております。どうかその辺の状況も的確に把握をしていただいて、今後、これにかわる施策がないのか等も含めて、ひとつ取り組んでいただきたいということを希望しておきたいと思っております。

この項の最後の5点目でございます。給付は、市民部保険年金室、子育て支援策は、健康福祉部、子ども総合センターと担当部局が分かれていることから、お互いの連携が図れずに、昨年度、議案審議でも説明不十分というご指摘があり、結果的に否決になったということで、事業評価を行う上でも一元化を図るべきではないのかというふうに思いますが、ご所見をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

子育て支援事業は広範にわたりますので、今回の出生祝い金につきましては、私どもと市民部との連携でもありますし、またその他のさまざまな施策につきましては、健康福祉部単独のものもございりますが、健康福祉部と教育委員会の連携、こういったことで進めている事業もたくさんございます。

これらの事業につきましては、庁内での施策の方向性を見きわめ、ぶれることなく、一元的に行

っていく必要がございます。つきましては、庁内協議を密にいたしまして、課題や成果を検討しながら進めてまいりたいというふうに存じます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

この子育て支援を担う健康福祉部に、本来この事業は任せるべきであるというふうに私は思っておりますけれども、やはり法的には一元化が望ましいのではないのかなというふうに思いますが、業務の遂行上、今言われた教育委員会との連携とかということもございますので、その辺のところは十分議論をしていただいて、円滑な推進をお願いしたいというふうに思います。

次に、議案第85号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）のうちの、まず今回の補正は、新エネルギー普及支援事業補助金900万円とケーブルテレビの活用促進事業補助金150万円が計上されております。この2点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

住宅リフォーム助成事業補助金につきましては、今回は抽せんで切られたということですので、これは一般質問でも質問があるようでございますので、この2点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目は、新エネルギー普及支援事業補助金900万円増額についてお伺いします。

これも午前中から、福沢議員、宮崎議員の方からも質問がございました。東日本大震災から、はや9ヵ月が過ぎようとしておりますが、ことしの夏は、新聞・テレビの報道によりますと、節電に対する国民意識も大きく変わった年であったというふうに思います。電気は使えることが当たり前で、スイッチを押せば電気が点灯することが生活の中で普通のこととされておりますが、電気の恩恵といえますか、ありがたみを痛感された方も多かったことかと思っております。

そういった状況のもと、自然エネルギーの普及拡大が求められ、全国においても官民挙げて太陽光発電の普及促進を図っていくという動きが大きな流れとなりつつあります。こうした民間施設、公共施設を問わず、太陽光発電の普及を図っていくことは、地球温暖化対策の観点からも重要と考えているところでございます。

そこで、1点目でございます。本市において太陽光発電システムは、平成18年度から、みずから居住する住宅を設置する方に対して補助金を交付してきたものであります。平成18年度からどれだけの方が利用されていたのか、まず1点目、お聞かせを願いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

平成18年度からの実績でございますが、平成18年度から平成22年度までの補助実績といたしまして、平成18年度は23件、平成19年度は25件、平成20年度は25件、平成21年度が68件でございます。これまでの間は、6万円ということで補助をさせていただいております。平成22年度からは10万円という補助になったということもございまして、133件ございまして、合計いたしますと、274件の個人住宅に対して補助してありますが、平成22年度以降の補助で事業所もということでございますが、事業所の実績はございません。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

2点目でございますけれども、今年度当初予算は1,100万円で、個人用住宅向けに100基と、それから事業所向け2基として当初予算計上されております。個人住宅用では、既に100基が申し込まれている状況とお聞きしますが、当初の予算計上の算定根拠についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

平成23年度の当初予算におきましては、昨年度実績が133件であることから、それまでの過去の実績も踏まえて100件の予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

3点目でございます。国におきましては、去る8月26日に再生可能エネルギー特別措置法が成立いたしました。この法律では、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスによって発電された電気を電気事業者が買い取ることを義務づけておるというものであります。再生可能エネルギーの利用については、温暖化防止の観点から、化石燃料を必要とせず、温室効果ガスを出さないクリーンな発電でございます。

そこで、今までにCO₂削減の効果はどの程度であったのか。福沢議員の方からも午前中に質問があり、亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画が定められておる中で、その目標値がたしか54%だというふうにお聞きいたしました。この目標に対してその成果をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

福沢議員の方にもご答弁申し上げておりますが、太陽光発電システム設置によりますCO₂削減効果につきましては、先ほど申されました亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画では、削減目標を来年度、2012年度に1,310トンで、太陽光発電システム設置によります1台当たりのCO₂の削減量を年間で1.34トンと見込んでおります。

市内には市の補助制度ができる前に太陽光発電システムを設置されているところもございまして、中部電力に聞き取りを行いますと、平成22年度末で433基が設置されておると、これは契約件数でございますが、ということでお伺いしております。

なお、中部電力への聞き取りにつきましては、家庭用と事業用の区分がされていないというふうなことで、例として家庭用として積算をしますと、本年度の当初の100基を加えまして、433プラス100で533基となり、二酸化炭素の削減量は714トンとなり、したがって、目標

値に対する達成率は、現在、先ほど議員申されましたように54%になっております。しかし、事業用につきましては、家庭用よりも発電出力が大きいことから、これ以上の達成率があったものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

亀山市地球温暖化防止推進計画目標値54%の達成率とお聞きをいたしました。

最後に伺いますが、今後も持続可能な社会の実現に向けて、地球温暖化防止対策に寄与する太陽光発電等、新エネルギー活用普及をさらに推進していく考えには変わりはないものと考えます。太陽光発電のみならず、その他の再生可能エネルギーに対して補助をしていく考えはないのかをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

午前中もご答弁させていただいておりますが、来年度、平成24年度には亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画の見直し時期でございますので、来年度には制度の見直しや補助金のあり方について抜本的に検討してまいりたいと考えております。

平成21年度までの制度の中で小型風力発電の助成をしておりましたが、その申請もございませんでして、今現在、太陽光発電ということで補助をさせていただいておりますが、来年度については、幅広く検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

3・11の震災以降、非常に電源確保という点では、ベストミックスという視点で取り組んでいかなければいけないというふうに感じております。そういう点では、さらなる研究もしていただき、普及開発にご努力を願いたいというふうに思っております。

最後に、大きく2点目は、ケーブルテレビ活用促進事業補助金についてでございます。

この事業は、亀山市も高度情報化に向けて、平成12年から2年間かけて取り組み、着々と推進、情報ネットの確率精度も上がってまいりました。ことしの7月24日、全面地デジ化がスタートし、全国的にも大きな混乱もなく移行できたとお聞きします。

亀山市としても、問題、苦情もほとんどないと聞いておりますが、ケーブルテレビ加入についても推進を図られ、当初目標の75%はクリアされ、今や80%を超えているというふうに聞きます。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、今の加入率は、現状どのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

加入率ということでございますが、旧亀山市のケーブルテレビ加入料金の補助につきましては、合併前の平成14年度、15年度の2ヵ年で約3,500件の補助を行っております。また、関町においては買い取りというようなことで加入権が設定してございます。

また、合併後の平成19年度に開始しました今回の補助制度では、地上波デジタル放送移行への有効な手段としての活用から約4,000件の補助を行い、合計で7,500件の補助を実施してまいりました。

その結果、平成23年9月末現在の加入率は、82.5%になったところでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

2点目でございますけれども、このたびの地デジ化によって亀山市としては大きな問題はなかったのか、苦情等はなかったのか、お聞かせを願いたいと思います。

また、この補助金は、いつまで続けるのか。やはり目標は100%に設定し、達成まで継続すべきではないのか、将来の方向性についてお聞かせをください。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、地デジ化による問題点というふうなご質問でございますが、当市内では一部でケーブルテレビに引き込みができず、やむを得ずアンテナを立てていただいたご家庭や、通常の中電共聴と言われる共聴施設で、そのままデジタル放送が受信できると誤解されているご家庭がございましたが、そのほかは大きな問題点や苦情というのはございませんでした。

この補助金でございますが、制定開始当初の目標であります75%を現在大きく上回っておりまして、さらに補正をお認めいただきましたら、今年度末には86%となるというような見込みもございます。

こういったことに加えまして、ケーブルテレビへの加入による地上デジタルへのスムーズな移行ができたことを成果ととらえまして、補助対象を9月末までにケーブルテレビの引き込み工事を完了された方までとさせていただいたところでございます。

また、各ご家庭での選択によりアンテナでの受信をされている方もお見えになることや、市広報等での周知によりましてケーブルテレビに加入を希望された方については、既に申請をいただいたというふうにご考えておりまして、この補助金につきましては、終了させていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

今、古川部長の方から話がございました。85%近い、あと15%の方には、中には自分でアン

テナを立ててやりたいという選択肢もある、そういう人も市内には見えるということでもあります。そういうことで、100%には大変なのかなあという気はしております。現実には難視聴地域として坂本地区、加太地区は、ほぼ100%近く加入されていて、難視聴対策としては完全に完了したんじゃないのかなというふうに感じております。

そういうことで、この制度も一たん中断いたしまして、たしか50%近い達成率のときだったと思いますけれども、再度私どもも粘り強く復活をしてくれという要望をして復活していただいて、これだけの85%に近づけていただいた、これのご努力には非常に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

以上、今回の質問をさせていただきました。この私を取り上げさせていただいた3件は、いずれも常任委員会は総務委員会に付託であろうと思います。午前中の宮崎議員の方からもございました、常任委員会でしっかりと議論を、私も総務委員でございますので、させていただいて、さらなる議論を深めてまいりたいというふうに思っております。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

21番 大井捷夫議員の質疑は終わりました。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。答弁についても、よろしく願いいたします。

最初に、議案第85号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について質疑をさせていただきます。

最初に、市民税の補正について2点お尋ねをいたします。

まず、最初1点目に、市民税、固定資産税の補正の内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

午前中に宮崎議員からも同様のご質疑がございましたので、私としては市民税のうち、固定資産税、法人市民税、それから個人市民税と三つを聞く予定でありましたが、二つについては答弁がございましたので、市民税のうち個人市民税、今回は4,000万円の減額補正がございました。23年度の現年課税分が23億8,300万の予算規模となりまして、22年度の決算額24億700万を下回るような水準となってまいりました。まず、この個人市民税の減額の背景について確認をいたしたいと思います。

それから、あわせまして固定資産税、特に償却資産の増額補正の中でリース資産があったということで、今回、2億4,000万近い増額補正となりました。このリース資産、昨年もこういうことがあって増額補正となりましたけど、つかまえる時期ですね、予算時期ではリース資産についてはつかみ切れないものなのか。やはりこういう12月の時期でないでリース資産の増についてわからないのか、あわせてこれも質問させていただきます。

○議長（小坂直親君）

20番 竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市民税、個人市民税につきましての減額補正についてご説明をさせていただきます。

個人市民税につきましては、当初予算編成に当たり、景気は緩やかに回復しつつあると一部で伝えられていたことから、個人所得も若干上向くと予測し、均等割、所得割を合わせて24億2,330万円を計上いたしておりました。しかしながら、予測した以上に個人所得が上向かず、所得割の納税義務者が300人ほど減少したことにより4,000万円を減額し、23億8,330万円としたところでございます。

それと2点目のリース資産の関係でございますけれども、リース資産も含め償却資産の申告時期は1月31日となっております。リース資産につきましては、企業にとっては特定の市町村の投資計画を把握することが、はっきり言って難しく、はっきりした回答が得られないことから、当初予算計上に当たっては、去年の2割減少と見込んだところでございます。

また、1月の申告以降、修正申告を提出されれば価格を訂正しなければなりません、年内に修正申告が見られないことから、そういうことが予測されることから、今回、補正をさせていただいたということでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

個人市民税については毎回確認をしておりますが、昨年ぐらゐの答弁だと、団塊の世代の退職が入ってきて、所得割なんか減ってきたというふうなことだと思いますが、今回、300人減少したというのはどういう状況なのか。離職なのか、そういった定年みたいなことで退職するのか、もしわかっておりましたら確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

300人ほど今まで所得割で納めていただいた方が減ったと。その中身につきましては、大体3分の1ぐらゐが収入減による均等割の方へ移られたと。あとの残りの3分の2の方については修正申告、税の申告によって所得割でかかってみえた方が均等割に移られたということの内訳でございました。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

収入が減ったというふうなことで理解をさせていただきます。

次に、企業の方の面から見ますと、法人市民税、固定資産税の償却資産部分が増額補正となっております、先ほどの法人市民税の方で少し回復したんで、個人の方も回復するんじゃないかということでもございましたけれども、個人の収入はあまり回復していないようですが、企業の収益や投資への意欲というものは少し回復基調ではないかと感じておりますが、その辺の状況については今どのようにとらえておられるのか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

法人市民税につきましては、リーマンショックによる影響で、平成21年度決算額では5億6,385万円まで減少に転じております。それ以降につきましては、徐々に回復傾向が見られるというところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

リースの関係も2億ぐらいあるんですけども、投資についてはどういうふうな感じなのか。今、収益の方はわかりましたけれども、設備投資の状況を何かとらえておられるのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

固定資産税の償却資産につきましては、液晶関連企業の大型投資の影響によりまして、平成21年度決算額5億6,833万円をピークに、通常の設定投資はございますものの、今後、液晶関連企業を含む主要な企業の新たな大型投資がなされないものいたしますと、現有資産の減価償却が進みますことから、右肩下がりとなる見通しでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

投資がなければ、当然徐々にそれで償却されていくので落ちるということで確認をさせていただきましたが、次に2点目に、平成24年度の市税収入予測ということで、若干補正からずれるかもしれませんが、今回の補正内容を見ますと、個人市民税は減少傾向、それから法人市民税は、リーマンショック以降、何がしかの回復基調になってきたんではないか。投資の方も、全くないのかなと思っておりましたら、何がしかの投資も動いているということから見ますと、少しずつ企業の方は回復基調になっているのではないかなと、そんなふうな感想を持ちましたが、24年度のそろそろ予算編成時期でもありますので、この補正も踏まえて、まず24年度の市税全体をどのようにとらえておられるのか、確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

平成24年度の市税収入の見通しといたしましては、主要な税目のうち、個人市民税につきましては、23年度決算見込み額を景気低迷の底と想定いたしておりますが、個人所得の伸びは依然見込めず、横ばい、もしくは若干の減少と予測をいたしております。

なお、税制改正による扶養控除33万円の廃止及び特定扶養控除12万円が減少となりますので、平成24年度は若干増加をする見通しでございます。

法人市民税につきましては、リーマンショックによる影響から、平成21年度には約5億6,000万円まで落ち込みましたが、以降は回復傾向であり、本年度は9億9,800万円程度見込ん

であります。現在、主要な事業所50社に対します決算見込み額調査を実施しており、現下の経済情勢が続くとした場合、平成24年度は、横ばい、もしくは減収すると予測いたしております。

固定資産税につきましては、土地・家屋が3年に1度の評価がえとなり、現下の経済情勢から若干の減収が予測されます。

償却資産につきましては、現在、主要な事業所に対する資産見込み状況調査を実施しており、今後、液晶関連企業を含む主要な企業の新たな大型投資がなされないものいたしますと、現有資産の減価償却が進みますことから、右肩下がりでの減少となる見通しでございます。

以上のことから、現段階では、市税収入全体といたしまして、23年度決算見込み額約114億円に対し、固定資産税を中心に減少するものと認識いたしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

全体的には厳しいというふうな、今回の補正では少し上昇傾向であるけれども、24年度はちょっと厳しいんじゃないかなというふうなことでございました。

特に企業関係の税収が一番大きいわけですので、23年度は東日本大震災があったり、急激な円高、これもヨーロッパの金融危機も関連しながら、円高もすごく厳しいものがありますし、またタイの洪水によって企業の影響もあると。結構企業にとっては、この平成23年度は相当厳しい年であったのかなあというふうに思いますが、この辺の影響の度合いというものは、当然これは収益が落ちれば法人市民税が落ちてまいりますので、どういうふうにとらえておられるのか。

それから、シャープの新たな投資計画というの、これは来年には間に合いませんけれども、その辺が報道されていたり、議会でお聞かせ願っているものがもし投資が始まるとすれば、再来年には少し償却資産として税収が上がってくるというふうになると、やっぱりその辺の企業の動向、少しそういうことしの特徴的な評価がなかったように思いますが、それはどういうふうにとらえておられるのか、再度確認をしたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

ご質問の東日本大震災などにおける影響でございますが、テレビや新聞報道などによりますと、海外経済の低迷や、円高、タイの洪水による影響が広がるなど、そういった不安要素があり、景気がどんどんよくなるとは言いがたい状況であると伝えられております。

そのような中、当市においてはシャープ株式会社亀山工場の液晶事業の構造改革に伴い、第2工場ではタブレット端末用中小型液晶パネルを生産できる設備の投資や、第1工場では、スマートフォン向け中小型液晶パネルの生産開始が24年春ごろからと聞いております。多額の投資が見込まれます。これにより現有資産の減価償却は進むということでございますが、一たん下げどまるというようなことが想定されます。

いずれにしましても、今後、経済情勢等の動向を十分注視してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

24年度のことはちょっと聞くのは早過ぎるわけですが、やはりこれまでみたいなことにはならない部分もありますし、税をどうきっちりつかまえていくのかというのは、やはりこの税によって行政は動いているわけですので、一番中心となる市税の部分、7割は行っていませんけど、六十数%を市税が占めているわけですので、やはりその辺は的確に把握していただかないと、途中の補正となると当初予算からずれが出始めてしまう、ぜひここはきっちりと確認をしていただきたいと思います。

次に2点目に、地方交付税の増額補正についてお尋ねいたします。

地方交付税は、6月補正で480万円補正がございましたが、今回、大幅に1億4,700万近い増額補正がございまして、9億8,100万程度の額となりました。今回の大幅な地方交付税の増額補正の背景について確認をいたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

地方交付税につきましては、6月補正で8億3,380万円に補正をいたしておりますが、現時点で確定をしております交付額に合わせ、このたび1億4,720万9,000円の増額補正を行って、9億8,100万9,000円とするものでございます。

今回の増額補正の主な理由でございますが、国調人口の増加といったことも一因でございますが、臨時財政対策債振替額の算出方法について、これまで人口基礎方式といったもので算定をしておりましたが、財政力による方式にて算出する割合が多くなったといったことで、財政力の弱い地方公共団体に配慮されることとなりました。

本市におきましては、今年度、7年ぶりに交付団体に転じることとなったことから、先ほど申し上げました理由によりまして普通交付税の交付額が増額となったものでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

臨時財政対策債が人口基礎方式から財政力で判断をするというふうなことでございました。8月の全協で資料をいただいて、まだ亀山市は合併後ですので、10年間は旧の市町で配分されてくる。新市の額ではないですので、従来ですと旧関町部分が3億から4億近くいただいておりましたけれども、今回は随分その部分がふえてきているという資料がございました。多分をそれを受けての今回の増額補正かなということで質問いたしておりますが、特に旧関町部分の財政力指数は0.744から、23年が0.568と悪くなっていると、このことが臨時財政対策債の交付の限度額の部分を引き下げて交付税の方へ回ったというふうなことだろうと思うんですけれども、そういうふうな考え方でいいのかどうか。要するに、起債はあまり認めずに、現金で給付されると。交付税として現金として国から給付されているというものが、今回の増額として一部ふえてきているのかどうか。要するに、臨時財政対策債じゃない交付税として措置されているというふうな考え方でいいのかどうか、再度確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただきましたように、財政力の弱い地方公共団体に現金で交付をするといった方法になってきてございます。特に旧関町、旧亀山市におきましても交付団体といったことになってございますので、そういった意味から、今回、増額補正をさせていただいたといったこととでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

そうしますと、先ほどの市民部長の答弁でも、まだまだ経済環境は厳しいということで税収の方も見込めないということになると、24年度も亀山市も交付団体、財政力指数が1を切ると、当然旧の関町さんの部分は、もともと1を切っておりますので、この辺も含めて臨時財政対策債の発行ではなく、やはり現金化されて交付をされてくるものが来年の中でも多くなるというふうな見方でいいのかどうか、あわせて確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

臨時財政対策債の振替額の今後の算定方式につきましては、国の方針では、引き続き財政力の弱い地方公共団体に配慮するというふうにされております。しかしながら、経済状況等によりまして、今後の推移につきましては、非常に不透明なところもあるといったことで、来年度の予算編成に向けて、国の動向等を注視し、臨時財政対策債の発行について見きわめていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

これは、また3月の予算段階でわかりますので、改めて議論をさせていただきたいと思います。

次に大きな3点目に、財政調整基金繰入金、臨時財政対策債の減額補正についてお尋ねをいたします。

財政調整基金繰入金は、当初9億9,450万円の繰り入れから、今回1億9,450万円の減額補正が行われ、8億円の繰り入れとなりました。

臨時財政対策債も当初予算が8億4,680円、起債をいたしておりましたが、3億4,280万円の減額を行い、5億400万円の起債額となってきました。

昨年度もちょうどこの12月に補正がございまして、昨年は財政調整基金繰入金はそのままとして、逆に基金への積み立てを補正されました。私は、そのときに、なぜ繰入金を減額したのかというふうな質問をさせていただきましたが、今回は減額補正でされたということでは評価をしたいと思います。実はこれは、やはり去年の質問の例からいきますと、繰入金を減額せずに基金へ積み立てれば予算規模が膨らんでしまうと。要するに、ある意味見せかけの規模になるということで、や

はり実質の規模に合わせるべきではないかということによってまいりました。そういう意味からいいますと、この減額補正をしたことは評価したいですし、臨時財政対策債も必要な額だけを起債すべきと、これまでも随分言ってまいりました。

改めて、昨年のこの基金への積み立てという考え方から、今回のこの両方とも減額補正をされたということについて、今後の対応もございますので、改めてこの機会にこの財政調整基金繰入金、臨時財政対策債をこの12月時期に減額補正をした考え方を確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

今回、市税や地方交付税、それと前年度繰越金の計上による歳入の増、また事業費の確定などによります歳出の減額によりまして一般財源に余剰が生じたといったことから、予算規模の縮減といったことも踏まえまして、財源対策として当初予算に計上いたしました財政調整基金繰入金では、資金繰りを考慮いたしまして1億9,450万円を減額するとともに、臨時財政対策債を3億4,280万円減額補正をするものでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

昨年の議論があるので確認をしておりますけれども、やはり余剰資金というのか、補てん財源というのか、今回の税収増であったり、それから思わぬ交付税が入ってきたということで、やはりそういうことから、不用額も当然これは出てまいります。そういうときの処置の仕方ですね。去年は繰り入れた、ことは減額したと、やはり今後のこともあるんで、私は適切な予算規模に合わせていくためには一たん戻すべきだという発想だし、余分な起債はすべきではないというふうなことを言ってまいりましたが、そこの答弁がなかったように思いますが、改めて今後もこのような考え方で進められるのかどうか、それは時に応じて変えられるのか、確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただきましたように、予算規模の縮減といったことを考慮いたしまして減額補正をさせていただいてございます。本年3月の補正予算のときにおきましても、減額といった形で補正をいたしてございます。

今後も、財源対策として計上いたしました財政調整基金、また臨時財政対策債につきましては、一般財源に余裕が出てまいりましたら、減額補正といったことで予算計上していきたいというふうな考えてございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

財源があればの補正ですので、財源が出れば予算規模に合った、そういうようなご答弁でありましたので、今後は多分基金へ積み立てることはないのだろうということを確認をさせていただきます。

す。

次に、先ほどもご答弁の中でお話がございましたが、新たな財源、要するに税収増であったり、交付税の増であったり、それから当然不用額も出てまいります。そのときに今回みたいなことも補てん財源として発生するわけですけれども、特に一番大きいのは、前年度の繰越金が当初低い額で見積もってありますので、この9月、12月で一気に入ってくるということになると、これは大きな補てん財源になるのではないかな、そんなふうに思います。

ことは5億3,000万近くのお金がこの12月で全額繰り入れをされてきたということからいきますと、今回の財政調整基金繰入金や臨時財政対策債の減額補正5億3,700万ぐらい、減額補正分としてあるわけですが、そのうちの3億が繰越金となってきたと。そういう意味からいきますと、この繰越金の見積もりといたしますか、どれぐらいあるんだろうかというのは、やはりこの時期になると来年に向けて、どんな予算を組むのか、そのときにどれぐらいの財源が翌年に回っていくかというふうなのに非常に興味の出る時期でありますので、そういう面からいきますと、毎年これも聞かせていただいておりますが、まだ若干早いのかもかもしれませんけれども、23年度の実質収支の予測について、今の段階でどれぐらいを思っているのか。

多分去年聞いたときには、もうちょっと少ない数字でしたけれども、現実には10億近く出てきたということです。また、ことしもそういう2けたに近いような実質収支が生まれてくるのかどうか。これの半分が繰越金になってまいりますので、今の段階でわかる範囲で結構ですので確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

本年度におきます実質収支額の予測につきましては、今後の歳入、歳出を考えてみますと、特別交付税の交付額につきましては、東日本大震災の影響により非常に不透明であるといったことが一つ上げられます。また、今後の不用額等、現時点では不確定な要因がありますことから、非常に難しいところでもございます。

仮に12月補正後の予算総額203億8,000万円でございますけれども、これと過去3年間の予算執行率96%強でございますが、これをもとに算定をいたしますと、8億円弱といったものになってまいります。

今後、3月定例会で執行残等の補正を行ってまいります。それぞれ歳入歳出決算額ではどうしても差が生じてまいります。できれば、来年度以降の安定的な財政運営を図っていく上でも、この8億円を超える実質収支額が出ればというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

この額については9月決算しか議論ができませんので、ちょっとどの時期でこの議論をしていいのかというのはわかりづらいわけですけれども、また毎年10億近く出ているので、そのうちの5億がまたこういう繰越財源として活用できてくるということで、ちょっと確認だけをさせていただきました。

次に大きな4番目の、小・中学生の医療費無料化事業の増額補正について質疑をさせていただきます。

これも森議員から質疑がございましたので、森議員とかかわらない部分で質問をさせていただきたいと思います。

今回、23年度の当初予算では8,670万が計上されておりますが、この12月補正で1,700万の増額補正、1億円を超える数値となってまいりました。同様に県制度の部分も230万の増額補正がされております。22年度は当初予算8,600万で、決算は8,700万、ほぼ同額の水準だったと思います。森議員の質疑の中では、12%の急激な伸びということでは想定内であったというふうな答弁でございますが、そうすると想定内であれば、最初から1億組めばいいということになりますけれども、年度途中で伸びがあっても想定内というふうに考えられたということでございますが、もう一度、想定内という意味と12%の意味ですね、それであれば当初から伸び率を計算して組んでおけばよかった。やっぱり急激な変化がこの半年のうちに起きたのかどうか、それについて確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

医療費の伸びということで、特に4月、5月が増加いたしております。春先のインフルエンザ等の流行性疾患によるものと、そういった状況から全体的な今回の補正も含めてさせていただいたと。

また、近年におきましては、各健康保険組合の付加給付制度、月単位で医療費に係る一定の補てん金ということなんですけれども、その限度額が引き上げられたと、その分が自己負担増、ふえてきた分についても影響しておるということでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

4・5月でのインフルエンザ等への増加と健保組合の付加給付の拡大、引き上げがあったということで、自己負担分もふえたということですが、ここについて私のちょっと勉強不足でしたが、どれぐらい上がっているのか。3割負担で済んでいますけど、さらに負担分がふえているということであれば、どれぐらい、もしそれがなかった場合ですね、その辺の影響度合い、それも入れて12%というふうに見ているのかどうか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

きちっとしたパーセントというのはお示しできませんけれども、当然11.2%の中の数%については、その影響はあるというようなことでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

少し具体的な数字が出ないようなので、また委員会でも出していただければありがたいと思いま

す。少しこの辺は変化点ですよ、この前なかったものが変わってきているわけですので。

そういうこともありまして、2点目に再分析ということでご質問したいと思います。

今回、1,700万円増額補正をして、1億円という大きな数字の予算となってまいりました。制度導入時、これも本会議の質疑で当時の部長の答弁では、今回の医療費助成の対象、当時の答弁ですので、対象者数が小・中学生の約3,900人の増加を見込んでいると。この経費の試算に当たっては、19年度の国保に加入する5歳から14歳の1人当たりの医療費の平均が年7万7,000円と、このことをベースにして、その3割の2万1,000円掛ける3,900人で8,100万円としたんだというふうな答弁がございました。そうなりますと、この内容が基本的には、この小・中学生の医療費無料化事業の積算根拠になっていると、要するにベースですね。それに、今部長がおっしゃったようなさまざまな付加要素が加わって年々変化があるというふうになりますと、私は今回のこの補正予算に当たっても、そういうところの根拠となったものと、例えば22年の決算であったり、それから23年のこの半年の実績を比較しながら、何が増加要因になってくるのかという、私は再分析が必要ではないかなというふうに考えているんです。ですから、そういう意味では、単純に4月から9月の伸びだけを見て、その延長線上に1億という数字があってはまずいのではないかと。結局、結果的に、いや、9,000万で終わったということになるだけであって、やはりそういう意味では、この当時の答弁になった数字の根拠というものからどう変化しているんだという再分析も必要だというふうに考えますが、その辺の分析などはやっておられるのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

本事業は平成21年10月診療分からの実施であり、実績のデータがなかったということから、当時、国民健康保険のデータをもとに、平成22年度当初の予算編成を行ったところでございます。

また、平成23年度当初予算においては、平成22年度決算前に予算編成を行ったため、平成21年10月診療分から平成22年9月診療分の実績をもとに予算編成をいたしております。

そんなことで、当初はデータがなかったもので国民健康保険の診療分から割り出しておりますけれども、今回については、実績をもとに予算の編成をしたということでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

だから、23年はしようがないにしても、今回の補正が1,700万上がるわけですよ。そうすると、何にしても、22年度の決算が出た段階で、私が言っているのは、その7万7,000円をベースにして2万1,000円がはじき出され、人数は変わってきますので、これはしようがないですから、3,900人で当時は掛けてあります。要するに、2万1,000円という試算があるわけですよ。これが変動しておるわけですね、インフルエンザが多くなれば多くなる。例えば乳幼児がふえれば、今回、県の制度で230万でしたか、それは就学前は230万のっているだけなんです。小学校、中学校が1,700万、相当多くの金のがのっかってくる、そうすると医療の質も違うんだなということ、ぼんやりわかるわけですね、私でも。ただ、どこら辺がどう動いてい

るんだということをきっちりとらまえていないと、来年度も予算をつくるわけですよ、今の段階で。

じゃあ、私が予算の根拠はと聞いたときに、いや、昨年の実績を使ってやったんだとおっしゃると、12%の伸びを使うわけですね、今度は。来年もしなかったら、どんと今度は減額補正をしちゃうと。当然これは県の制度は全く無視した話をしますけれども、そうすると、やはりこれだけ大きな事業を打っているわけですので、何がしかの分析めいたものを作っておかないと、ただ成り行きの数字だけを追っかけながら、あとは補正で動かせばいいということではないと思うんですね。

結局、朝から議論をやっているのは、現物・現金という話になってはいますが、制度として確保していくということやると、当然そこを担保する、財源をどうするんだという議論も重要な議論になってくると。どこかを縮めなきゃ、この財源は生まれませんよね。

先ほど部長がおっしゃったように、収入の伸びは少ない、企業の投資もあまり見えない。ことしは相当苦しかったんで、企業の関係、来年の法人市民税もあまり伸びがなさそうだね。そうすると、来年は結構縮むわけですよ、税金全体が。確かに県から来るんで、そこは三千何百万から、それを全く無視しますと、その議論を、下手すると1億という数字になってくると。

ですから、いろんな制度がいっぱいあるわけですので、それはやめられない制度になってきている。やっぱりきちっと再分析をやって、積算根拠ではないですけど、補正根拠みたいなものも出すべきじゃないかなと思うんですよ。それはどんな方法があるのか、私もよくわからないんですけど、きっちり、せめて就学前とか小学校とか中学校ぐらいの幅では、小学校でも低学年、高学年の幅で、どんな今診療状況なのか、額だけでもいいんで、私はあるべきだと思いますが、その辺のお考えをもう一度確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回、22年度の決算の実績が把握できますので、その各診療所からのデータがございます。これについては、レセプトの状況ではございませんので、あくまでも点数が報告をされると。その中で年齢とか、それから大まかな、どういう科にかかったとか、そういったことは把握ができますので、そういったことも十分今後分析をしながら進めて、この予算編成に生かしてまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

制度設計をしたときの数字だけが今残っておりまして、結果的に22で、また23の決算が入りますが、やはりもう少し私たち自身も、県の制度は全くちょっと無視した議論で、横に置きますけれども、県の制度で多分2分の1補助があっても、3割負担分だけが税金で今お支払いしていると。7割は国保でやったり健保でやったり、そこはそちら側が持っているわけですね。そうすると、森議員がおっしゃいましたように、医療費がふえれば健保だったり国保にも影響を及ぼしてくると。そういう意味からいくと、なかなか健保だったり、国保であっても苦しい状況がずっと続いている中で、医療費を抑制させるという気はないですけども、どんな傾向なんだぐらいは市側から提供しながら、それはお子様をお持ちの家庭にはデータを提供しながら、適正な診療と同時に、適正

な予算というものを見詰めていくと。そうなると、その年々の変化点だけはきっちり我々にも報告したり、つかんでいただかないと、ベースと変化点という部分では、こういうことも今後きちっとやっていただいて、多分減ることはない費用でありますので、ぜひまた、これは要望しちゃあまずいですけれども、予算編成に向けてきっちりとこの辺については検証していただくことをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

20番 竹井道男議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時20分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

通告により質問をさせていただきます。

私も、議案第82号亀山市子どもの出生祝金条例の制定についての質疑をさせていただきます。

午前中からさまざまな質疑がありましたので、できるだけ重複を避け、別の視点、違った角度で質問できたらなああと、多少かぶりますけれども、お許しを願いたいと思います。

まず、82号については、議案の出し方、形、提出の仕方について質疑をさせていただきたいと思います。

今回、提出をいただきました同議案の条例の制定、改廃の背景及び趣旨という中には、次代を担う子供の出生を祝うとともに、その健やかな成長を願い、子供の出生祝い金を支給することを目的として本条例を制定するものとなっておりますが、しかしながら、並列的に制定されていた現行の誕生日祝い金の廃止については、附則において廃止をうたっているだけで、その意味で、当然、現行の誕生日祝い金の廃止になる、廃止になってしまうんですけれども、廃止に対しても背景と趣旨の書き込み、説明の文章があつてしかるべきと考えますが、いかがでしょうか。市民の方々にもわかりにくく、説明責任として十分とは思いません。この辺の認識、見解を初めに聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

8番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回、提案いたしております亀山市子どもの出生祝金条例の制定につきましては、新たに制定する条例の目的や内容等につきまして、制定の背景と趣旨に記載をいたしたものでございます。また、この条例を制定することにより、附則において現条例を廃止いたすものでございます。

なお、平成19年3月議会における現条例の制定時においても、同様に附則において亀山市児童手当支給条例を廃止する手法を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁を聞いていますと、新しく出生祝い金の制定について提案をしたから、従来の誕生日祝い金の廃止、この背景と趣旨の書き込みがなくても十分説明責任を果たしているんだということですね。

それからもう一つは、同じように19年の、それまでの児童手当の廃止も同じ手法でやったという答弁ですけれども、その児童手当の廃止のときの環境というか要件とは、これは全く違うと思うんです。児童手当というのは、従来の児童手当は月に2,000円ずつですね。これも、もちろん3子以降の方、小学校へ上がるまで毎月2,000円ずつ、それから出生のときは2万円ですね。これを廃止したんですけれども、それで現行の出生のとき3万、そして1年に3万円ずつ今支給しているんですけれども、言ってみれば、従来の支給額とかサービス料をその当時はしっかり担保して、あるいは上積みをして、後で重複する分は抜くんだということなら、これは十分対象者は理解できますよ。今回の場合は、誕生日祝い金を廃止するんです。だから、これはその対象者、あるいは市民の方に、しっかりこれは説明する責任がある。逆に言いますと、示せるような出し方、これが非常に私は必要だと感じます。

次に移ります。

2番目も、これは整理しておきたいんですけれども、今回、定例会の前に出していただきました総務委員会の資料の中で、出生祝い金については政策的なものではなく、第3子以降の子供を出生された保護者に対して云々という書き込みがございます。それで、私、おおよそ市が予算をつけて行使する事業が政策的なものでない、こんなもんがあるんであろうかという素朴な疑問が生まれました。この事業が政策的でないということを説明していただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

議員ご質問の政策的なものではないという考え方についてでございますが、現条例の背景には、少子化対策、子育て支援策や定住化を具現化した市独自の施策であります。今回、条例は誕生日祝い金を廃止し、市内に住む第3子以降の子供の出生に対し、その保護者にお祝いメッセージとともに祝い金を支給しようとするものでございまして、支給することが目的となっております。政策的な色合いは薄い事業としてとらえているものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

少子化対策、あるいは子育て支援、そして定住化にもなかなかつながりにくいという判断だから政策的でないということなんですけれども、だから政策的色合いが薄いというんですけれども、薄いお茶で濃いお茶でもお茶っ葉を入れればお茶だと思うんです。そういう意味で、この政策的でないという観点から、もう一つ質問をさせていただきます。

もう一度読みます。この条例の目的、次代を担う子供の出生を祝い、健やかな成長を願い、出生

祝い金を支給するというのを、これ文字どおり読めば、亀山で出生されたすべての方に、これはお祝いをするべきじゃないんですか。第3子のみから支給するという事は、これはあくまでも政策的と考えるのが常識だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

第3子のみを限定することは政策的なことではないのかと、そういった趣旨のご質疑でございます。昨年の12月議会以降、先ほど来からご答弁申し上げますように、関係部署と協議し、議会の議論も含め、検討してまいりました。その結果として、出生祝い金の対象者につきましては、現条例を尊重して、同様の第3子以降の子供にしたというふうなことでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

「正鵠を射る」という言葉がございます。物事の核心、要点を外さないということですが、今の答弁は正鵠を外した答弁、さっぱり理解ができません。その意味で、もっと明確なクリアな答弁を求めたいと思います。

総務部長、同じような給付金、祝い金制度の中に、亀山市高齢者祝い金制度がございます。この祝い金制度については、条例ではなく要綱で定まっている。金額的にも、むしろ敬老祝い金の方が少し上回っていると思うんですよ。それで、同種の祝い金制度が、片や条例で、片や要綱で定まっている、この辺をどう整理すればいいのか、説明を求めたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

祝い金の支給などの地方公共団体の独自サービスの提供につきましては、必ずしも条例形式による必要はございませんが、議会の審議という民主的な手続を経ること、また広く市民の方に周知できるアナウンスメント効果といったことが期待をされますことから、条例制定をされることが多いものでございます。こういったことで、今回の出生祝い金につきましても、これまでどおり条例形式によることとしたものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

敬老祝い金が要綱で定まり、そしてこの出生祝い金が条例で整理しなくてもいいということなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

今回、関連をいたします現制度が条例化をされておるといったことも一つございまして、条例形式にしたといったことでもございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

整理しなくてもいいという判断と聞かせていただきました。

この項のまとめとして、この誕生日祝い金制度の廃止については、その趣旨とか背景を含めて、廃止に対する思いをしっかりと文面で丁寧の説明をして理解をする必要が、私はあるのではないかと思います。その意味において、背景と趣旨がしっかりと説明できる条例の一部改正、あるいは手順として、この亀山市出生祝い金及び誕生日祝い金の条例の廃止について真正面から議会に提案をしていただき、議論し、その後、出生祝い金に関して要綱を定めるという手順が、他の条例とか要綱との整合の中でそれが正しい姿ではないかなあと、そんな思いがしまして質問をさせていただきました。

この手続論については、本論と少し離れ、あまり生産的ではないかもしれないんですけども、コンプライアンスを旨とする議会においては、しっかりと整理をする必要があるという思いで質問をさせていただきました。

では、次の項に行きます。

国の動向及び他市町の比較についてという質問を書かせていただきました。先ほどの大井議員の中でも答弁がございましたので、できるだけこれは避けますけれども、一応私の知り得る範囲の中では、県内14市では、この出生祝い金の制度がないと、それから町で三つ制度があるということですね。

それからもう一つ、特徴として、金額的にも支給の方法にしても、例えば先ほどご紹介がございました東員町は出生祝い金で5万、そして小学校の入学、中学校の入学のときに5万円出すと、それから南伊勢町は出生祝い金が20万という形で、非常に金額的にも支給の方法にしてもインパクトがある、いわば政策的なものであるように私は思います。その意味で、この議論を幅広くしたいと思っておりますけれども、もっと金額を上げるとか、そういうことでなくて、そういうインパクトがある、支給の方法にしても金額的にも、そういう議論がこの議案を出される前に庁内であったかどうかという確認だけはしておきたいと思っております。お願いします。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

祝い金の手当額につきましては、庁内でそれも含めて十分検討、議論を含めてさせていただきました。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

もう一度確認させてください。出生祝い金3万円が提案されましたけれども、この額について、もう少し上回る、あるいは小学校入学時等、そういう議論もあったかどうか確認をしたかったので、答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

議員が言われるように、年齢、それから金額の大小、それらすべて議論の中にございました。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

わかりました。

それでは、誕生日祝い金について、もう一度確認をさせていただきます。この事案は、国の子ども手当、今までもさまざまな議論がございました。これとの関連は避けて通れないわけがございます。それから第1次総合計画の中にも、子育てに係る経済的負担の低減という政策体系の中にあつて、次に質問する小・中学生の医療費無料化と同様に実施した事業と認識をしていますが、国の子ども手当の動向の中で、この亀山市の誕生日祝い金の廃止が認められた場合、この影響についてどう把握しているか、説明を求めたいと思います。

また、あわせて、このことを対象者や市民の方にどう理解を求めるのかということでご答弁をいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

本年8月に制定をされました子ども手当特別措置法では、24年度以降も継続をしていくことが盛り込まれておりますが、第3子の子供に対する子ども手当が10月以降1人当たり月額1万5,000円、第1子、第2子が1万円となり、3人いる世帯では年間42万円支給となります。第3子のみで申し上げますと、従来の児童手当が月額1万円、年間12万円でございます。平成22年度からの子ども手当が月額1万3,000円、年間で15万6,000円、今回制定をされた特別措置法では月額1万5,000円、年額で18万円となっております。国が行う現金給付も増加をしていることから、今回、誕生日祝い金の廃止につきましては、経済的な面において影響はないものと思われまふ。

それと、市民の方に理解という面でございますけれども、市民の方々へは、本制度の改正内容につきましてお知らせするとともに、子育て支援に係る各種サービスについてPRをしてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

確かに第3子に限って言えば、子ども手当が1万3,000円から1万5,000円になるんですから年間の額は上がりますけれども、その方々は当然1子も2子もお持ちなんですから、その方が1万3,000円から1万円になるんですから、全体としては、当然これトータルとしては45万円から42万円に下がる、7%ぐらい減になると思うんですね。説明をどういうふうに求めるかということも含めてあれなんですけれども、次の項に移りたいと思います。

実は私、ここ一、二年の議会、あるいは委員会の中で、子ども総合センターとのかかわりにつ

て、口を酸っぱくといいますか、かなり意見を言わせていただいたつもりです。22年の組織変更に伴って、子供の支援の一元化を図るために子ども総合センターができたわけでございます。今回のこの条例の制定、あるいは廃止にどんなかわりを持って、どんな議論があったのか、少し前の議員の質疑と重複をしますけれども、改めて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今回の条例提案に係る協議でございますが、子ども総合センターとしての子育て支援策とのかかわりを含め、市民部とも十分協議をしてきたところでございます。

また、市全体といたしまして、企画部、教育委員会など関連する部署ともしっかりと協議を行ってきたところでございます。

その上で、子育てに関しましては、現物給付を行う担当といたしまして、部をまたいで教育委員会や市民部と情報共有しながら連携をとっており、特に教育委員会とは職員の兼務体制のもと、発達が気にかかるお子さんに対する連携は言うに及ばず、保育所、幼稚園を通した子供の支援や、保育士、教諭のスキルアップなど、途切れのない子供支援、子育て支援につなげているところでございます。

健康福祉部は、子ども総合センターでございますが、といたしましては、子育て支援施策の推進に専念していくべきというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

きょうの議案質疑の1番目の福沢議員の質問に対し副市長が、これは健康福祉部と市民部を横断する施策であるからということでご答弁をいただいたこと、あるいは健康福祉部の山崎部長の発言が多かったことに関しては、私は評価をさせていただきたいと思います。現金給付と施設や制度や環境といった、その現物給付に対する考え方とか、亀山市が子育てに優しいまちを目指す、そんな中で、この部分が今欠けているんだと、ここを充実していかなければならない。やはり健康福祉部が、これをさまざまな部署を引っ張る形で子育て支援を一体化していくという形のことを望んで、この項の質問を終わらせていただきます。

次に、議案第85号、一般会計の補正予算でございますが、1項目めの補正の要因についてということは、もう説明を受けましたので省きます。やはり1,700万の補正を見て、この事業のチェックとか評価をしたいがために質問をさせていただきますが、1,700万の補正については、ことしの4月、5月にインフルエンザがはやって23.2%とか、5月で40%ふえたんだとか、あるいは先ほど竹井さん、各健保連初め健康保険組合の給付に対する上限が上がったから個人に戻ってこないから、その分を市が負担をしなければいけないという説明がございました。

そしてもう一つは、21年10月から始まった制度の中で、21年が709万、そして22年度が726万ですか、それで八百二十何万になったということで、非常に上がっていたということなんですけれども、一つだけ押さえておきたいんですけれども、竹井議員と同じ質問なんですけれども、やはりそういう環境の中で想定内なのか想定外なのかという話がありました。押さえておきた

いのは、予算の見込みが甘かったという認識を述べていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

再度のご質問で、私、「想定内」とご答弁申し上げたのですが、インフルエンザとか、そういった突発的ないろいろの増ということで、「想定外」ということでご訂正をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

県制度の関連についても、森議員の質問の中で、およそ小学生の医療費6,300万、現行でございまして、半分の3,150万円が市の軽減分であるという説明がございましたけれども、ちょっと確認したいんですけれども、中学校卒業まで通院・入院を問わず、なおかつ所得制限もなしに、自己負担なしに医療費の無料化をしている市町がどこが県にあるか、ちょっとお示しを願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

三重県内の市町では、中学校卒業までの入院・通院を対象として、かつ所得制限をしていない市町は、当市と鳥羽市、多気町でございまして。さらに、入院時の食事代への補助を含めると、亀山市のみでございまして。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

そこで、市長、お聞きしたいんです。私、今回の1,700万円の補正を見て、そして年々この助成金が1億を超えた状態、なおかつ、今説明がございました県内においては亀山よりも助成制度の水準が低い市町であっても所得制限を設けている市町が多いんです、あるいはほとんどなんです。その意味で、引き続き、市長は、所得制限なしで中学校卒業まで入院費の食事の助成も含めて現行の制度を継続するつもりであるか、助成の見直しや、あるいは一定の何かの制限を加える考えはあるのか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この制度は、亀山市の特徴ある子育て支援事業の大きな柱の一つでございまして。当然、事業のこの成果をしっかりと見詰めながら、今後もその大きな柱として現制度を継続させていきたいという考えを現時点では持たせていただいております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

現行の制度を継続すると、助成の見直しや制限を加える考えはないというご答弁をいただきました。確認させてもらったので次に移ります。

最後に、これも健康福祉部に聞きたいと思います。この小・中学生医療費無料化事業、今回の補正額でも示されたとおり、1億円以上という非常に大きな医療費になってきました。

そこで、子育て支援を総合的に管轄している子ども総合センター、健康福祉部に質問しますけれども、この事業が市全体の子育て支援の施策の中でどの位置にあり、成果についてどんな認識をされているのか、お聞かせを願えたらと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

健康福祉部として、この子供の医療費無料化事業につきましてのとらまえ方でございますが、もちろん、この子育て支援制度の大きな柱の一つとして認識はしております。また、子供にとって健康であることが最も大切な育ちの基盤であり、医療は子育ての根幹であるとも認識をしております。つきましては、市の独自施策として、子供の安心・安全につながるものであり、また経済的に親の負担を軽減するものであり、子育て環境、子供の育ちに大きく成果があり、貢献しているものと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

子育て支援の大きな柱であると、支援策の中核であるというご答弁でした。亀山の制度が県の制度を引っ張った形で、今回、県が小学校まで一定の補助金を出すという形になったと思います。

今後は、この小学校、中学校の医療費無料化事業が子育て支援の観点だけでなく、予防医療とか健康づくり、ひいては医療費の削減、これまでもつながるまとまりのある施策体系、あるいはそれに伴う組織体系がこれを構築していくということが重要であることを述べ、私の質疑を終わらせていただきます。

関連が多くありましたので、少し時間を余らせてしまいました。最後は少し甘い質問だったと思いますけれども、これで終わらせていただきます。

○議長（小坂直親君）

8番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

質疑に入ります前に、朝からずっと祝い金の問題で質疑がされて聞いてまいりましたけれども、質疑が進めば進むほどわからなくなったと、そういう印象を持っております。

それでは、通告に従い、質疑をいたします。

まず、議案第86号平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入に2,360万円の繰越金がありますが、これは前年度決算で出た黒字分を繰越金として歳

入に入れたものだというふうに思います。

そこで、この昨年度決算には1億3,000万円ほどの一般会計からの法定外繰入金が含まれているため、この2,360万円の黒字分もそれが含まれていると思いますが、まず確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

平成22年度の予算におきまして、税率改正による被保険者の税負担を緩和し、不足となる財源を暫定的に一般会計から約1億3,000万円の法定外繰り入れを行い、保険税収入や国庫支出金等による財源において事業を行った結果、議員が言われるように2,360万2,000円の黒字になったことから、この繰越金には法定外繰入金分も、そんなところから含まれております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

要するに、繰り入れをしなかったら赤字になったという認識だというふうに思います。

次に、1年前を思い出していただきたいんですけども、昨年の12月議会でも国保会計の補正予算をやりました。このときの補正予算というのは、その前年度の決算で生じた黒字が一般会計からの法定外繰入金1億8,000万を含むということで、1億円については一般会計へ戻すという補正がされました。このとき、私たち議員団は、今回のこの黒字というのは、保険給付費が1億4,000万円も不用額が出たということであるように、医療費の見込みを誤ったと、ここに最大の問題があって、つまり大きく見込み過ぎた国保税の問題がこの黒字の原資ではないかと。繰り入れではなくして国保税を取り過ぎた、こういうふうに指摘をしました。だからこそ、返すなら一般会計でなしに加入者に返せということを主張しました。それについて市民部長の答弁は、こういうことでしたね。今回は、段階的な税率改正に伴い、被保険者の税負担を緩和し、不足となる財源につきまして暫定的に一般会計から繰り入れたものでございますことから、国民健康保険の加入者以外の市民の方との負担の公平性の観点からも、一般会計へ戻すことが本来の姿であると判断したというふうに答弁されています。

たしか総務部長だったかと思いますが、財政規律ということも言われましたね。一般会計から入れて黒字になったんだから、一般会計へ戻すという財政規律というようなことも言われたと思うんですけども、それで、一般会計から繰り入れをしたことによって生じた黒字というのは、私とは立場が違いますけれども、市民部長の答弁からすれば一般会計に戻すべきではないのか。なぜ今回は、この2,360万円を戻さずに歳入に組み込んだのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

22年度の繰越金の取り扱いについては、議員が先ほど申されたとおりでございます。23年度におきましては、過年度分の国・県への精算による返還金が発生すること、また保険給付費につき

まして、医療費の伸びが見込まれることから、国保会計においてそのまま執行しようとする考えでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

要するに、私が聞いているのは、あなた方の論理はどこへ行ったのかということを知っているんですよ。去年は法定外に繰り入れをした、そのことによって本来は赤字になるやつが黒字になったんだと、だから、これは財政規律上、一般会計へ戻すべきお金だと、こう言ったんですよ。今回も一緒じゃないですか、これ。一般会計の繰り入れがあったから黒字になった、なければ赤字ですよ。それは、今回は一般会計へ戻さない、そこの違いの説明を求めているんですよ。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

22年度、昨年度でございますけれども、補正につきましては、議員申されましたように、歳入におきまして前年度繰越金1億1,000万円を計上いたしまして、平成21年度の国庫支出金、療養給付費の交付金の精算を行ったところ、約1億円の財源の余剰が生じたといったことで、昨年度は一般会計に戻させていただきました。

今回の補正におきましては、昨年同様に前年度繰越金2,300万円を計上いたしまして、国庫支出金、療養給付費交付金の22年度の精算を行ったところですが、医療費の増加により保険給付費の補正を余儀なくされたために、その財源に不足を生じたといったことから、やむを得ず一般会計に戻さず財源としたところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

去年の12月議会の議論は、あくまでも一般会計から繰り入れて、そのことによって黒字になったものは戻すんやということを盛んに言ったんです、あなた方は。だから、今回も、この2,300万、その論法でいけばですよ、私はこの2,360万を歳入に繰り入れるという措置は、これは妥当だと思っていますよ、今回ね。言うのは、あなた方が言ってきた論理は何やったかということですよ。つまり、あなた方の論理でいけば、この2,360万円赤字になる分については、一たん財政規律からいって一般会計に2,360万戻して、新たに2,360万を国保財政へ入れるべきじゃないですか。これがあなた方の言う財政規律じゃないですか。もうこれはほしくないんですか、こういうことは。去年のやり方が間違っておったのか、どうなんですか、この点は。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

議員がおっしゃられるように、昨年同様に、一度一般会計に戻して、財源の不足分を改めて一般会計から基準外繰り出しをするといった方法もあろうかというふうに思いますが、両会計の出し入れによります予算規模が拡大するといったことや、出入りがふくそうするというところで、そういつ

たことを避けることも考慮いたしまして、今回は、一般会計に戻さず国保会計の財源としたところでもございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

じゃあ、もう少し前向きの議論をします。

今回、こういう形でやったということですね。それは、私も別に妥当だと思います、これはね。ただ、問題は、去年のことをきちっと踏まえて、反省すべきは反省してもらわないといけないと思うんですよ。だから、これから国保財政が厳しいというのは、もう先が見えていますわね。だから、当然こういう形で黒字が出た場合は、国保会計へ残しておくという方向をとるという確認はできませんか。

市長、どうですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

随分この国保の制度、あるいはその財源の運用、扱いにつきましては、過去にもさまざまな議論をさせていただいてまいりました。ただ、非常に課題といたしましては、ご案内のように、この国保財政自体の制度的な構造を抱えておるという中、もう一方では、医療費の伸びが非常に右肩上がりで伸びておるという状況の中にございまして、保険給付費が年々増加しておるとい流れの中にあります。大変厳しい状況でございます。

今後も、さまざまな不況の影響でありますとか、国民健康保険の税収の増は大変難しいという中で、国・県の交付金の中身というのが現時点では明確ではございませんが、保険給付費の伸び等を勘案して、この制度が持続可能な制度として展開ができるような予算編成を行ったり、財源の手当てをしていくという思いでございますので、その時々で状況があらうかと思っておりますが、今回はこういう判断をさせていただいたと、あるいは今後はこれを持続させていくような運用を心がけていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

要するに、こういう形で黒字が出た場合ですね、本当にその黒字の要因が法定外の繰り入れというふうに断定できるかということが一つは問題だと思うんですよ。この予算を立てるに当たって、当然国保税を引き上げました。それから、一般会計からの繰り入れもしました。両方の手段をとって予算を組んだわけですね。そうすると、国保税を上げた、その額が、ひよっとしたら取り過ぎて黒字になったんじゃないか、こういう要素だってあるわけですよ。だから、単純に決算で出た金額と繰り入れた金額とを比べて、これは一般会計からの繰り入れのお金が余ったというふうには言えないもんだと思います。一たん国保会計へ入った中で、それは特定のものに使い道を定めているわけやないんで、いろんなものに使われるわけですよ。だから、全体としてこれだけのお金が残った

ということしか言えないわけですよ。だから、一般会計だけ返して、じゃあ取り過ぎになったと、私言いましたけれども、そういう国保の加入者には返さないのかという論議が出てくるわけですから、やっぱりこれは一般会計から国保会計へ入った時点で、それは特定の目的に使うわけやないんで、それはもう色がつかないわけですから、そういう意味でいったら、残ったお金は国保財政の中に残しておくということが筋だろうということを申し上げて、質疑を終えたいと思います。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、提出議案に対して質疑をさせていただきたいと思います。

皆さん、えらい時間が短いもんで、その分をわしにくれたらええんやけれども、そういうわけにいかないので。

まず、議案第85号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、いろいろ項目をたくさん上げさせていただいて、聞き取りの際にぎょうさんの人が来はって往生したんですけども、基本的に主な補正項目を私はこの通告書に上げさせてもうたつもりであります。

ちなみに、ケーブルテレビ活用、それから新エネルギー、木造住宅補強、狹隘道路、それから交通安全対策事業交付金とか、ほかにも、書きませんでしたけれども、小・中学生の医療費の無料化事業、民間保育所児童保護費、それから保育所の一般管理費、こういうような主な補正の決定権者は、どなたがお持ちなのか、お教え願いたい。

○議長（小坂直親君）

22番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

補正予算につきましては、各部室からの要求に基づきまして、私どもで調整をさせていただき、市長査定を受けてございます。したがって、市長の判断によるものということでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、補正項目について市長にお伺いしたい。

副市長さんの細部説明によると、例えば新エネルギー普及事業、当初見込みで100件分やったと、追加が100件あったと、というのは、当初は100件で、改めて同じ件数の100件を今回の補正で900万計上されておる。というのは、当初見込みが少なかったのか、それもいろいろ前の議員さんらが質問した中で、3月11日の震災により太陽エネルギーに対する関心が高まったのかということか。当初見込みが100件しかないやろうなという考えであったのか、それともなぜ100件の中に、100件の追加というのは、ちょっと補正としては私は異常やと思うんですけどな。

例えば、ケーブルテレビの場合でも、当初は700件が見込まれたと。だけど、不足分で100件分を今回追加で150万やっていますわ。木造住宅の補強工事も、当初は140件に対して30

件分の追加補正をやっておるのや、135万円。それで、狹隘道路の場合は、後退に対するいろんな事業ですけれども、ちょっと書いていませんでしたけれども、医療費の増額分の1,700万についても、先ほどの人が聞きはったように、伸び率が21年、22年、23年で大体月額でそれぞれ伸びてきたもんで、医療費の増加に伴う増額であったというようなことも質問の答弁で出てきました。市の方で民間保育所の件でも、これ主な補正だと思うんですけども、2,700万と、これは市内の私立保育所への入所児童の増加に伴いというものが出ました。それから、保育所の一般管理費も、7月から9月までの間に土曜日の保育を実施したもんで424万8,000円の補正をしておると。まず、これトータルすると、私が拾い上げたで、交通安全対策費は県費がすべてですので、県の交付金ですのでちょっと除いて、今回の主な補正で6,431万3,000円の補正をやっておるわけです、七つの項目の中で。

その中で、特に聞きたいのは、当初100件に対して、震災があったもんでようけあって100件の追加補正ということ、一遍市長、これに対してどういふような思いで、こういうのが担当課から出たときに了解されたのか、その辺、市長の思いを聞かせていただきたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

すべての事業が、今おっしゃられたご指摘の事業も含めて、さまざまな事業が動いております。特に市の単費を入れて政策目標を達成するための事業につきましては、限られた予算、財源の中で、個別の事業だけではなくて、全体のその政策や予算、財源、これを総合的に考えて判断をさせていただいておるところでございます。

とりわけ、今ご指摘いただきました太陽光の支援につきましては、先ほど企画部長が答弁させていただいたような背景はあろうかと思っておりますが、当初100件という設定自体は、これは毎年毎年の事業の前段で総合計画の基本計画、それを実施計画として、とりわけ現在の22年度と23年度は、第2次実施計画期間としてお示しを議会にもさせていただいてまいりましたが、主要な事業として長期的な事業の推進に向けて、例年、計画額の予算化を図ってきたという経過の中で、本年度は当初100件という設定でございました。

しかし、今の震災後の、あるいは節電の関心の高まりとか、こういう中で100件を超えるご要望が出てきておるといふふうに考えておりますし、亀山市がCO₂削減のための行動計画に基づいて展開をいたしてまいりましたが、先ほどもご答弁させていただいておりましたが、まだまだその達成率は54%という状況でございます。こういうことを総合的に判断させていただいて、今回、追加の補正をお願いさせていただいておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

答弁は、どこまで私の頭で解釈できるかわからんけれども、こういうふうに解釈させてもろうてもよろしいかな。そうすると、基本的にいろんな計画があったと、特にその太陽光に対する関心が高まっておると、CO₂の削減やと。CO₂の削減とは、ちょっと話がずれるかわからんけれども、

京都議定書というのがありましたね。アメリカと中国が絶対参加せんと、この日本も、どうも様子が変わってきて、今の環境大臣、細野さんという人が何かいいかげんなことを言い出したと。だけど、それはあくまでも主要事業として見た中で100件であかんだもんで、需要が来たもんでというのは、市民の要望が多かったのものでそれにこたえた。だから、このような形で補正対応に臨んだと、市民要望が多くなったもんで、その補正対応に臨んだというふうに理解してもよろしいかな。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

今回、各種補助事業等につきまして、補正をさせていただいております。県等の補助金を活用しながら、事業推進の協力を得るものとか、デジタル化移行に伴いましてケーブルテレビへの加入促進を図るもの、また地球温暖化対策として取り組みを進める事業など、これまでから本市における主要な事業として、長期的な事業の推進に向けて、例年、当初予算に計画額の予算化を図っているところでございます。

そういった中で、議員ご指摘のとおり、各事業に対する市民からの要望が当初の見込みの予算額を上回ったことから、市民サービスにこたえるために、今回、増額補正をし、一層の事業の推進を図るものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

今、広森総務部長から答えてもろうたんですけれども、やっぱり市政というのは、その市の独自性を持つとらんならんと。そうすると、今も言われたように、主要事業、市民要望の達成のために、こういうような補正、当初予算にある程度基本的なもの、今言われたように実施計画に基づいて、当初にそれなりの予算をきちっと組まれておる。だけど、なおかつ市民要望がふえることによって、この補正予算というのは、今言われたように主要事業及び市民サービスの向上のために、市民の満足度を上げるために、補正予算で市民の要望をその年度内に達成するために、こういうような補正予算を組んで議会定例会ごとに上程されると。

そうすると、今回、12月に計上に当たらない物件は、一件もございませんでしたかな。これは、私、主なものを拾わせてもうたんですが、七つ、いや、これはやっぱり市民要望のためには、ちょっと補正対応しておかなあかんのと違うかという物件はなかったとして理解しておるのかどうか、ちょっとその点を市長に聞きたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

5万人市民のニーズ、あるいはご要望というのは、本当にたくさん、多様でございまして、それにできる限りこたえていこうという思いを持たせていただいております。

一方で、限られた予算財源、推進の体制、こういうものもございまして、こういう中で総合的に判断をさせていただいて、今、事業や予算の対応をさせていただいておるということで、まず基本的なことではございますが、ご理解をいただきたいと思っております。

したがいまして、今回上げておりました中に、十分おこたえをさせていただいていないものもあるかと思っておりますが、しかし、先ほど申し上げました、亀山市が少し中期的に政策的に展開をいたしてきております中で、毎年度の予算化、事業化がなされて展開をいたしております。個々の背景は、それぞれあるかと思っておりますが、そういう本当に総合的な判断をさせていただいて対応しておるということをご理解いただきたいと思っております。市民の皆さんのニーズ、これは非常に多様で多いものがあるかと思っております、そのとおりでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それなら、今回は財源的に当市として限られた予算やから、この12月にはこの6,431万3,000円、子供たちの医療費の無料化事業とか、新エネルギーに900万、それから民間の保育所の入所児童数がふえたと、受け入れのためにこういうようなことをやって、それで財源的に手いっぱいであったと。だから、ほかにも選択すべきものがあつたけれども、手いっぱい今回の12月に臨まれたというふうに、えらいくどうようでえらいすまんことですけれども、もう一遍聞きたい。この今言うた、財源的に余裕がなかったもので、できませんでしたというふうに受け取らせてもろうてもよろしいかな。今の答弁やとそういうふうに受けざるを得んですけれども、それを一遍確認したいですわ。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

どの事業、どのサービスのことをおっしゃっておられるのか、ちょっと定かではございませんが、例えば先ほどの子育て支援だけでも、子育て支援の70本の事業が約30億の総額で動いておるということでございます。個々の事業には、それぞれ背景や課題があるかと思っておりますが、先ほど申し上げた意味は、市税が平成20年度は146億でありましたのが、本年度最終見込みが114億と、32億の市税として減収という流れの中にごございますので、市単費を投入してさまざまな事業をさせていただいておりますものは、少し中・長期的な、まさに総合計画、あるいは基本計画、実施計画、個別計画、こういう中で、財源とその推進の体制もあります。そういうものを少し総合的に勘案させていただいて、議会の方へお示しをさせていただいておるということをご理解をいただきたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

なかなか聞き出そうと思っても、やっぱり市長もとぼけるのが上手やな。私は、ここでその一言、ある事業のことを言いたいんですけど、市長がとぼけるもので、言えんもので困っているのやけれども、だから、これは、また一般質問のときにやらせてもらいますさかい、今、十分限られた財源で、これが主な主要施策、中・長期的だと。だから、首長というものの補正に対する考え方というのは、やっぱりよく市長が言う選択と集中の中で、この補正の選択を市長が責任を持って、この6,400万、これ総額で1億5,000万ぐらいの増額の中で、もう少し金額的に、市長の指先一本で物

ができる事業もあったと思うんやけれども、そういうようなことが、今の話、財政的な考え、中・長期的な中でこれが追加議案を出されたと。

そうすると、ケーブルテレビ活用の件ですけれども、副市長さんの説明からいくと、ケーブルテレビの加入に対する経費を定額補助をするもので、当初見込み600件に対して、完全デジタル化への移行に伴い、加入件数がふえたもんで700件となりましたので、不足分の100件分をというようなことでしたな。だから、これ、皆市民ニーズにこたえておるでしょう。それから木造住宅も、耐震診断の申し込み件数の増加で140件に対して追加30件と、それでちょっと書いてないで申しわけなかったですけれども、補正の中で医療費の増加については、今、市民部長が答えたような増加となって1,700万ですよ。それから、民間でも、保育園を建てんもんで私立の保育園へ子供を入れんならんと、入ってもらわんならんと、だからそのお金が2,700万です、市の負担金、財源は、これはいろんな方からお金も入ってくると思いますけど。

だから、そういうような中で、それでも市長の英断をもって補正すべき案件があったんじゃないかと思うけれども、市長、いつまでたってもはっきり物を言ってくれんさかいに、もう時間がたちますさかいに次に移りたいんですけれども、またそのテープは、もう一遍聞かせていただきますけどね。ほんまになかったですな、どう言いますけど、ほんまになかったかな。

急を要する、あなたの施策の中で、やっぱりこの際やっておくべきであったという案件はありませんだな、もう一遍だけ聞きます、ほんまになかったかな。

○議長（小坂直親君）

ちょっと櫻井議員、悪いけど、その出されておる議案についての質疑をしてもらいたいんで、補正予算を質問されておるのか、個々なのかというのがちょっとあいまいなんで、もう少し質問の趣旨を明確にしていきたい。

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

今、議長に怒られましたもんでね、個々に言うていませんのや。補正予算の主な項目7項目で6,400万、それをただしたら、財源的に余裕がなかったもんで、これ以上ないと言われたけれども、それは、今回、上程せんならん案件はほかにございませんでしたかと。この際、補正予算の項目はございませんでしたかということを確認したんですわ。それでよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

何度も申し上げますが、財源はもちろんでございますし、事業の優先度、あるいは中期的な計画、その推進の体制、さまざまな要素があろうかと思えます。そういう中で、庁内でさまざまな検証、検討、精査をして、今回、補正予算として全体をお示しさせていただいたということでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、今の答弁で、今回の補正案件は、庁内協議に基づいて最優先すべき案件を庁内で検

討した結果、このような補正の内容になったというふうに理解させていただきます。ありがとうございます。

なら、次に移らせていただきたいと思います。

子ども手当について、給付金ですけれども、補正の中に子ども手当負担金で、今回、国庫負担金の減額補正が1億7,217万1,000円計上されております。民生費国庫負担金で補正減額は1億2,877万3,000円、その内訳からいきますと、児童福祉費負担金の減額1億6,608万6,000円、その内訳が、民間保育運営費負担金が593万7,000円、児童扶養手当負担金が14万8,000円、子ども手当負担金減の1億7,217万1,000円、そこから必要なお金として社会福祉費負担金2,636万3,000円の内訳で、障がい者自立支援給付費負担金が2,180万、障がい者医療費負担金が350万、過年度国庫負担金精算金が106万3,000円、それと生活保護費負担金が1,095万円ということで、この子ども手当負担金が1億2,877万3,000円の減額になっていますけれども、これもいろいろ各議員さんが質問されました。国も、民主党が自民党、公明党に振り回されたという形ですな。もう、ころころころころ変わってきたと。この結果、各地方自治体がその処理に大変困っておると。

それで、今回、児童福祉総務費で、子ども手当管理費147万3,000円、消耗品費5万3,000円、印刷製本費24万4,000円、それからシステム修正委託料が117万6,000円、それから児童措置費で子ども手当給付費が1億7,532万8,000円の減額で、数字ばっか並べて申しわけないんですけれども、これも国庫支出金がこういうような形で減って、国庫支出金は1億7,217万1,000円、県支出金が157万9,000円、一般財源、市の減が157万8,000円と、こんな形で全体で1億7,532万8,000円の減額になっています。そうすると、これは当然、平成23年10月の特別措置法による支給金額の見直しが行われたために、今回、補正が行われておるんですな、これは。これに基づいて、補正が行われておると。この中で、その3党合意の中で、一つちょっと聞きたいんですわ。

平成22年の場合は、子ども手当に対する法律ですな、これは平成22年4月1日施行ですわ。これは中学校修了まで、月額1万3,000円、所得制限なしで一律支給されておると。ところが、今回補正に上がってきておる、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法によると、支給額が3歳未満が月額1万5,000円、3歳以上小学校修了前と、中学生までが一律1万円、それで第3子以降は月額1万5,000円と。また、3歳になると、1人の子供さんを持っている家庭の人と、3歳未満のところと、3人以上子供ができた場合に1万5,000円に増額されておるんですわ、1万円がね。そういうような中で、あんまり国の制度を人に聞いてもしようがないかもわかりませんが、この減額によって国から、民主党が与党ですわな、自民・公明が野党という形で、いろんな法案を通さんならん中で、これらシステムの修正とか、こんないろんなことをせんならん。

一遍、市長の思いを聞かせてもらえんかなあ、どういような思いか。もっと首長として、いいかげんにしておいてくれといういようなことは、やっぱりこんなことで各自治体が振り回されたら困ると思うんですけれども、こういう補正を出さんならんというときに、そのときにどういふふうに市長として感じてみえるか、こういういような案件を出さんならんことについての、一遍思いを聞かせていただきたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

基本的には大変困っておるという中で、今日まで、多分これは亀山市に限らず、すべての地方自治体が、あるいは都道府県が感じてきたことではないかというふうに思っております。

それぞれ国の場で子育て支援の施策をどう考えていくか、こういう政策課題につきましては、ぜひ真摯な議論をいただいて、善処して行ってほしいというふうに思っておりますし、一方で、さまざまな震災の復興の問題とか、円高等々の問題もございまして、本当に国と地方の協議の場、法制化されながら、実はまださまざまなハードルがございまして、私自身も、さまざまな場面で問題提起もしてまいりますが、ぜひとも議会の皆様、これはこの政策制度だけの話ではなくて、今後の国と地方の新たな関係づくりに対しても大変重要な一つの節目ではないかと思っておりますので、今後とも頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

もう1点、この子ども手当の管理費の中でシステムの修正委託料というような形で出てきますよね、この修正作業はどういうふうにされるんですか。

それからもう一つ、人に聞かれたんで、これちょっと踏み込み過ぎかもわからんけれども、国も第3子以降は1万円を1万5,000円に上げておるわけですね。これは、あくまでも子育て支援やということをはっきり言うておるんですよ、この支給は。ちょっと時間的にないかわかりませんので、これは答えられるだけでよろしいで、システム修正委託料、どんなことをしはるのかなあ、ちょっと教えてくれなはれ。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

システムの部分につきましては、今までの一律の手当の部分から、いろいろ段階が変わりますので、そういったところから、今までのシステムをそれに合わすというような、児童手当に近いようなシステムに変更するということでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

私もあんまりわからんもんであれですけども、要するに所得制限960万かな、960万という所得制限があるわけ、その振り分けをせんなんと思う、このシステムな。当然、所得制限の振り分けをした中で、やっぱりいろんなことをやっていかんなん。

もう少しいまいこと聞かせてもらいたかったですけれども、何はともあれ、補正予算は、いろいろ庁内協議に基づいて、優先度に基づいて、今回やったということを確認できたので、次の一般質問の糧としたいと思いますので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

22番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。
質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午後 3時49分 休憩)

(午後 3時59分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

では、通告に従い、質疑をさせていただきます。

まず、議案第85号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、そのうち、まず第1に、第3款民生費、第2項児童福祉費のうち、小中学生医療費無料化事業についてお伺いさせていただきます。質疑が重なっておりますので、重なりがない点についてのみお伺いします。

まず、今回の補正予算で1,700万円の増額が上げられおりますが、利用数がふえている状況については、無料になったことで利用がしやすくなったこともあると思いますが、懸念されるのは、本来必要のない診療数がふえている可能性、いわゆるコンビニ受診患者がふえていないかということです。そのような動きは見られないか、それだけお伺いさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

5番 豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

医療費の助成につきましては、子育て支援をする、安心して医療を受けられることを目的としておりますが、議員が言われるように医療費がふえる中、本事業が持続できるよう、議員が言われたように安易な受診をなくすことや、かかりつけ医の推奨など、適正な受診を行っていただくよう、市民の方の協力も必要となってまいりますので、今後、そういった点についても注視して、周知を図ってまいりたいと考えております。

(発言する者あり)

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

重なったのですみませんでした。

次に移りたいと思います。

次に、第3款民生費、第3項生活保護費のうち、扶助費について質問いたします。

この扶助費の1,460万円の増額の主な理由についてお答えください。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今回の生活保護費の1,460万円の増額につきましては、保護世帯及び保護人員が当初予算要求時より増加していることから、本年4月から10月までの実績をもとに、扶助の種類ごとに本年度末までの所要見込み額を算出し、増額補正をお願いするものでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

生活保護申請者数が増加したということはわかるんですけども、どのぐらい増加したのかをお答えください。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

具体的な増加でございますが、今年度の当初予算要求時の平成22年10月末現在で保護世帯は131世帯、保護人員は164人でしたが、本年10月末現在では保護世帯は145世帯、保護人員は188人であり、比較いたしますと、世帯で14世帯、保護人員で24人の増加となっております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

全国的にも、生活保護申請者数はふえております。では、亀山市以外の他市の状況はどのようになっているのか、また亀山市として特徴的な傾向があるならば教えていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

他市の状況と亀山市の特徴はということでございます。亀山市の保護率は、本年10月末現在で3.7パーミル、つまり人口1,000人当たり3.7人の方が生活保護を受給しているという割合になります。

県内の保護率の平均は、9.5パーミルでありまして、県内20の福祉事務所中、2番目に低い状況であります。

亀山市の特徴としましては、これは他市と同じだと思いますが、平成20年のリーマンショック以降、派遣切り等により失業し、次の就職先が見つからず、生活困窮に陥った世帯が増加したことにより保護世帯がふえた、そういうふうなのが主な要因だというふうに理解をしております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

リーマンショック以降の不景気の影響ということが考えられるということですが、年齢別とか、そういったふうな割合的な傾向というのはどのようなものがあるか、もう一度お答えください。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、その前に、生活保護の付与世帯累計と申しますか、こういった世帯かということで分けをしておりますが、第1に65歳以上の高齢者世帯、第2に母子世帯、3番目に傷病・障がい者世帯、それから4番目にその他世帯と、4分類いたしております。

平成18年度末では高齢者世帯が66%でございましたが、22年度末では50%と減少している一方で、その他世帯は2.1%から20.6%へ急増しております。

その他世帯が急増しておりますが、これは本年12月1日現在の世帯数、24世帯ございますが、そのうち、20歳代はゼロ、それから30歳代で2世帯、40歳代では2世帯と、こういったように若い世代の割合がこのようになっております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

それでは、最後に今後の生活保護受給についての亀山市の考え方をお聞きいたします。

近年、全国的に生活保護受給者が増加しております。その中には、亀山市はどうかわかりませんが、本当は働けるのに受給してもらう方が楽だからとか、本当は働いているのに、申告せずに不正に保護をもらっている。また、つい最近では、暴力団員の申請がふえているという話も耳にいたします。しかしながら、本当に困っている人、一人では解決が困難な人がたくさんございます。そういった中で、亀山市は、今後、生活保護についてどのように取り組んでいくのか、答弁をお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいま議員からは、いろんな世帯があるのではないかと、例えば本当に働けるのではないかと、また暴力団とか、そういうご指摘もございました。私どもでは、保護世帯では、暴力団ということは確認をしておりませんし、本当に働けると思われる方につきましては、就労支援という形で職についていただく、そういうことで生活保護から抜け出させていただく、そういうことを強くお願いしておりますし、またそういうふうなご指導もさせていただいております。

この生活保護制度自体が国の制度に基づいて行っているものでございますが、そういった基本的な生活権は守りながら、適正に受給をしていただく、そして一刻も早く保護から抜けていただくと、そういったふうに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。

最後に、次に移りまして、歳入、第17款寄附金、第1項寄附金及び歳出、第12款諸支出金、第1項基金費についてお伺いいたします。

まず、去年の12月議会でもふるさと納税について一般質問で扱わせていただきました。23年度のふるさと納税についてお聞きしたいと思います。

その前に1点、通告にはなかったんですけども、一つ確認をさせていただきたいと思います。

このふるさと納税制度は、自分の故郷や応援したい自治体など、居住地以外の都道府県、市区町村へ寄附することで個人住民税の一部が控除される制度ですが、亀山市では、寄附をいただいた際、このお金は、寄附者の意向がきちんと反映されるのか。要するに、寄附者が応援したいと思う事業、自治体、取り組みにお金が届くのか、また、寄附者の意向を聞くことなしに、お金は市の方で振り分けをされるのか、この点だけ先にお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

寄附をいただく方につきましては、2通りございまして、申込者からのメッセージをいただいて、例えばボランティア活動に活用してほしいというような部分があれば、ボランティア基金に積み立てをするなどしております。ただし、寄附者の意向がない場合につきましては、改めてうちの方で確認をして、了解をとってその基金に入れるというふうなことをさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

はい、わかりました。

配付されました補正予算書では、第17款寄附金で幾つかふるさと納税が上げられております。これらの内訳についてお聞きしたいと思います。

今年度、寄附をいただいたふるさと納税は、どのようなものであったか。何件の寄附があり、どの窓口にどれだけ寄附されたのか。また、寄附者は、市内の方か市外の方なのかも教えてください。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

ふるさと納税の内訳でございますが、本年度におきまして、現在5件で、63万5,000円のご寄附をいただいております。

その内訳といたしまして、ボランティア基金に5,000円、それから地域福祉基金に5万円、関宿にぎわいづくり基金に7万円、リニア中央新幹線亀山駅整備基金に50万円、それからふるさと・水と土保全基金に1万円を積み立てしております。

また、ご寄附いただいた方につきましては、5名というふうなことで、市内在住の方が2名、県外の方が3名となっております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

亀山市では、ふるさと納税の窓口が六つございます。リニア中央新幹線亀山駅整備基金、ボランティア基金、そしてふるさと・水と土保全基金、関宿にぎわいづくり基金、市民まちづくり基金、地域福祉基金ですが、これらの窓口に寄附をいただいたお金、先ほども幾つかございましたけれども、これらのお金はどのように使われたのでしょうか、お答えください。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

窓口と活用先というような部分で少し説明をさせていただきますと、ふるさと納税制度自体は、最終的に企画部企画政策室の方で一本化をして掌握しておるといようなことでございます。

ふるさと納税の制度についての寄附金の活用先ということにつきましては、広報でも周知させていただいておるところでございますが、すべて基金で受け皿をつくっておりまして、リニア中央新幹線亀山駅整備基金、それからボランティア基金、ふるさと・水と土保全基金、関宿にぎわいづくり基金、市民まちづくり基金、地域福祉基金の六つの受け皿を用意させていただいております。

寄附をしていただいた方のご意向を確認し、さきに申し上げました基金に積み立てをし、翌年度以降に基金目的に沿った活用をいたしておるところでございますが、具体的に申しますと、市民参画協働事業推進補助金や、関宿にぎわいづくり補助金、民間保育所の整備などに充てておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

基金として積み立てられるということですが、その基金として積み上げられたお金がその後どのように使われるかということについては、お答えはできないですか。ちょっと答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

それぞれの基金には基金目的がございますが、例えば関宿にぎわいづくり基金ですと、先ほども申しましたとおり、関宿のにぎわいづくり補助金というような補助金がございますので、その補助金と。具体的に言うと、関宿で活動されている民間団体への補助というふうなことがございますし、それから例えば市民まちづくり基金というような部分であれば市民参画協働事業推進補助金の方に充てるとか、あるいは地域福祉基金であれば民間保育所の整備に充てるといようなことで、基金目的に沿って翌年度以降活用させていただいておるといようなところがございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ちょっと私が聞き漏らしたのかもしれませんが、間違いかもしれませんが、先ほど基金として積まれるということで、広報などでお知らせをしてあるということでしたかね。

その寄附金の活用についてですが、先ほど申し上げました六つの窓口に入れてもらいまして、ふるさと納税については、亀山市のホームページからふるさと納税のサイトに行くことができますが、その活用する六つの窓口、そして簡単な活用先については記してありますけれども、過去に届けられた寄附金の使い道、確かにその基金に積まれるということはあるかもしれませんが、どのように使われたかという記載が全くございません。ふるさと納税自体を、例えば県外のほかのところに住んでいる方が亀山市というまちが好きで寄附をしていただいたりするわけですが、そのように市外に住む人から見る場所というのは広報とかではなくて、主にホームページになると思うんです。そのホームページに、せっかくこの亀山市のこの事業に寄附したいと思って寄附をしてくださった方が、寄附後に、じゃあ、どのように自分のお金が使われたのかなあと確認をする場所というのが全くないというのは少し寂しいと思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

議員がおっしゃるように、ふるさと納税につきましては、例えば市広報1月1日号にふるさと納税の記事を掲載しておいて、年末・年始に帰省された方にごらんいただけるようにさせていただいたりとか、あるいはホームページの中でふるさと納税をどのようにするかというふうなことのご案内をさせていただいておりますが、ふるさと納税がどのように使われたかというようなことについては、まだ掲示しておりませんので、どのような形で掲示したらいいのかとかというふうなことも含めて少し考えて、一番いい方法をとらせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

前向きな答弁をありがとうございます。

最後に、ふるさと納税の広報についてお聞きいたします。

先ほど亀山市のホームページ上にふるさと納税についてのサイトがあると申しました。去年12月に質問したときには、主に亀山市をアピールするための手段として、それほどコストをかけずに、工夫や気遣いでできることではないかという趣旨で提案をさせていただきました。このような不景気のご時世でも、亀山市にことしも数件の市内外からの申し込みがあったということで、とてもうれしく思っております。お話によると、毎年ご寄附を下さる方もいらっしゃるそうです。

しかしながら、私が思いますに、まだまだ工夫の余地があるのではないかと思います。例えば、先ほどのふるさと納税の使い道をきちんと毎年お示しすること、これは先ほど前向きなご答弁をいただきました。また、寄附を下さった方々の個人情報も載せなくとも、このような寄附があったということを亀山市の皆さんにお伝えすること、もっと具体的な窓口の説明を行うこと、そしてこのような制度がありますよと、わかりやすい状況を提供することなど、たくさんございます。

そこで、亀山市としてのふるさと納税に対する考え方、今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

現在、その寄附していただいた方、今回、平成23年度につきましては、5名の方が寄附をしていただいておりますが、なかなか寄附自体が、認知度が低いというふうなこともございますので、こういった形で認知をしていただくかというようなことも含めて、改めて考えたいというふうに思っております。なかなか特効薬的なことはないというふうに思っておりますので、ホームページのサイトのリニューアルとか、それから例えば県人会等へ出席するというふうなこともありますので、そういったところでのPRとかというふうなこともありますし、さらに最近の新聞では、三重県でも非常に低迷しておるといふようなこともございますので、三重県でどのような取り組みがあるかというのを参考にしながら、亀山市としても考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ふるさと納税につきましては、扱い方によっては亀山市のアピール、亀山市の歳入増加だけでなく、さまざまな面においてとてもすばらしい制度であると思っておりますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

先ほどホームページについて触れましたが、六つの既存の窓口の……。

○議長（小坂直親君）

質疑にならんです。

○5番（豊田恵理君登壇）

そうですか。亀山市独特の窓口、企画をするというお考えはないかだけ、お伺いさせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

私の記憶では、平成20年度から始まった、このふるさと納税だと記憶しております。その中で、担当部署、市民部とか総務部、あるいは会計管理者等も寄ってお話をさせていただいて、まず、この寄附先が六つというふうなことで、基金を設置して受け皿にしようというふうなことを考えたところでございまして、これ以外の寄附をしていただきたいというふうな形については、あれば、適宜その制度については少し見直そうというふうなことも確認したところでございますが、今のところ、これ以外の寄附先というのはありませんでしたので、今、このような状況でございまして、今後、この六つ以外の部分で必要な部分があれば、庁内で検討していきたいというふうなことを思っているところでございます。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

5番 豊田恵理議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による議員の質疑は終了し、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第82号及び議案第84号から議案第92号までの10件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第82号 亀山市子どもの出生祝金条例の制定について

議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についての内

第1条 第1項

同 条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳入 全部

歳出 第1款 議会費

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第1目 社会福祉総務費

第28節 繰出金

第2目 障がい者福祉費

第20節 扶助費の内

福祉医療費助成事業

第2項 児童福祉費

第1目 児童福祉総務費

児童福祉一般事業の内

子ども手当管理費

第20節 扶助費

第2目 児童措置費

第20節 扶助費の内

給付事業

第5項 国民年金費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

第1目 保健衛生総務費

第28節 繰出金

第9款 消防費

第12款 諸支出金

第1項 基金費

第3目 リニア中央新幹線駅整備基金費

第9目 ボランティア基金費

第4条「第4表 地方債補正」

議案第86号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第87号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第92号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について

教育民生委員会

議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についての内

第1条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳出 第3款 民生費

ただし、

第1項 社会福祉費

第1目 社会福祉総務費

第28節 繰出金

第2目 障がい者福祉費

第20節 扶助費の内

福祉医療費助成事業

第2項 児童福祉費

第1目 児童福祉総務費

児童福祉一般事業の内

子ども手当管理費

第20節 扶助費

第2目 児童措置費

第20節 扶助費の内

給付事業

第5項 国民年金費

を除く

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

ただし

第1目 保健衛生総務費

第28節 繰出金

を除く

第10款 教育費

第12款 諸支出金

第1項 基金費

第8目 地域福祉基金費

第10目 閑宿にぎわいづくり基金費

第2条「第2表 繰越明許費」中

第10款 教育費

第3条「第3表 債務負担行為補正」

議案第91号 平成23年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

産業建設委員会

議案第84号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についての内

第1条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳出 第4款 衛生費

ただし、

（ 第1項 保健衛生費 ）
を除く

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第8款 土木費

第12款 諸支出金

第1項 基金費

第7目 ふるさと・水と土保全基金費

第2条「第2表 繰越明許費」中

第14款 災害復旧費

議案第88号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第89号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第90号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（小坂直親君）

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、12日にお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

12日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 4時26分 散会)

平成23年12月12日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成23年12月12日（月）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴 木 達 夫 君
9番	岡 本 公 秀 君	10番	坊 野 洋 昭 君
11番	伊 藤 彦太郎 君	12番	前 田 耕 一 君
13番	中 村 嘉 孝 君	14番	宮 崎 勝 郎 君
15番	片 岡 武 男 君	16番	宮 村 和 典 君
17番	前 田 稔 君	18番	服 部 孝 規 君
19番	小 坂 直 親 君	20番	竹 井 道 男 君
21番	大 井 捷 夫 君	22番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企 画 部 長	古 川 鉄 也 君	総 務 部 長	広 森 繁 君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総 務 部 参 事	笠 井 泰 宏 君	市 民 部 長	梅 本 公 宏 君
(兼)契約監理室長			
文 化 部 長	川 戸 正 則 君	健 康 福 祉 部 長	山 崎 裕 康 君
環 境 ・ 産 業 部 長	国 分 純 君	建 設 部 長	岡 崎 賢 一 君
上 下 水 道 部 長	三 谷 久 夫 君	関 支 所 長	稲 垣 勝 也 君
医 療 セ ン タ ー	伊 藤 誠 一 君	会 計 管 理 者	片 岡 久 範 君
事 務 局 長			
危 機 管 理 局 長	伊 藤 隆 三 君	消 防 長	渥 美 正 行 君
消 防 次 長	早 川 正 男 君	教 育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君
教 育 長	伊 藤 ふ じ 子 君	教 育 次 長	上 田 寿 男 君
監 査 委 員	落 合 弘 明 君	監 査 委 員 事 務 局 長	栗 田 恵 吾 君

●事務局職員

事務局 長 浦野 光雄 書 記 渡邊 靖文
書 記 山川 美香

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

なお、質問に当たりましては、通告以外の質問を追加することないように、ご注意を申し上げます。

それでは、通告に従い、順次発言を許します。

18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

早速通告に従い、質問に入ります。

まず、住宅リフォーム助成制度の応募結果とこの事業の効果及び来年度以降の取り組みについてであります。

住宅リフォーム助成制度は、住宅リフォームを実施することで、市民の良好な住環境をつくるとともに、市内業者に限定することで、仕事が減っている業者の仕事を生み出し、地域経済に大きな効果をもたらす近年にないヒット施策として、今や全国で400自治体が取り組んでいます。亀山市でも、9月議会で500万円の予算補正を行い、11月1日から募集を始めました。

そこでまず、14日に締め切られましたが、応募の状況はどうだったのか。まずお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

おはようございます。

住宅リフォームの制度の結果ということでお答えをさせていただきます。

今年度の住宅リフォーム助成事業につきましては、10月に要綱を制定いたしまして、広報、ホームページ、ケーブルテレビで周知をいたしましたところ、11月1日から14日までの申込期間で55件、助成金額にして659万3,000円の申し込みを受け付けたところでございます。予算額500万円を大きく上回り、また、それ以外にも電話での問い合わせが62件、窓口での相談件数が60件、合計122件の問い合わせ及び相談があり、この制度に対する市民の反響の大きさを感じたところでございます。

なお、今年度につきましては、11月18日に抽せんを行い、抽せん結果に基づき正式な申請をしていただき、助成対象者43名を決定したところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

14日に締め切りをされた時点で、今、答弁がありましたように160万ほど予算オーバーということですね。これがはっきりした。抽せんを外れる市民が出ることもこの時点でわかったということであるのに、なぜ全員が受けられるような予算措置をされなかったのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

当事業の今年度の実施につきましては、当初より、予算額を超えた場合、抽せんを行う旨を配布資料や広報及び電話問い合わせ、窓口相談等において市民への周知を行い、ご理解をいただいているものと考えておまして、当初公募させていただいた実施方法に準じて対応させていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

先ほどの答弁で、随分市民の反響があり、応募も多かったわけですね。やっぱり予算補正すべきですね、これ。今度の12月の補正予算を見ますと、市税と地方交付税と前年度繰越金の三つで7億3,000万の補正の財源があるんですよ。そんな中で160万が出せないというはずはないですね。だから、市民にとって効果もあり、評判のいいものであれば、当然やるべきじゃないですか、これは。この問題については、後でこの質問をされる方が見えますので、私は時間の都合でやりませんが、これは補正をやっても、全員助成すべきだということを指摘しておきたいと思います。

次に、外れた方をどう救済するのかという点ですね。このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

今年度抽せんを外れた方の救済ということでございますが、今年度抽せんを外れた方も含めた来年度以降の取り組みの中で、今回の結果も踏まえて、公募方法、予算等について応募状況も考慮し、来年度は少し柔軟な対応ができるように、対応の検討をしてみたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

来年度については後で触れますけれども、その前に私がぜひ聞いておきたいのは、経済効果という問題であります。500万の予算を計上したことで6,200万円ほどの工事契約が生まれた。

つまり新たな仕事が投資額の10倍以上出たということですね。これは経済効果が非常にあるということですね。

私、9月議会で、地域内でお金が循環をするという施策の重要性ということで幾つか提案をいたしました。市民が地域で暮らし続けるために何が要るか。その地域で産業活動が持続的に行われて、雇用や所得が再生産されることがどうしても必要不可欠。地域住民の生活を支える経済活動を担っているのは主に地元企業、農林業、地域金融機関、そして市役所なんです。こうした経済主体となるところが地域内で繰り返し投資をやっていく。このことによって地域の産業が維持されるだけでなく、そこで働く人たちの生活が維持される。また農林業の面でいくと、生産活動を通じて地域内の森林や農地の保全も図られる。その結果、防災効果も高まるんだと。こういうような地域内でお金を繰り返し投資するということが非常に大事な施策だということが言われています。リフォーム助成もその一つであります。

そこで、今の時点ですけれども、この事業の効果をどのように評価してみえるのか、お聞きしたいと思います。市民や業者の反応も含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

住宅リフォームの助成効果でございますが、今年度の助成対象者は抽せん結果に基づいて申請をいただいたものでございますが、結果として43名の工事総額が約4,600万円程度になるかと思っております。その助成交付金額に対して9倍程度の経済効果があるものと考えられます。また、この制度を利用してリフォームを行う業者からは、市から工事費の一部の助成があると説明することで、施主の意欲が増し、受注につながっていくとの意見もいただいております。この事業で目的としておりましたリフォーム施工業者を市内業者に限定したことによる地域経済の活性化、リフォームを行うことによる市民の皆様の住環境の向上が図れるものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

非常に効果があるということですね。先ほど来年度予算で柔軟に対応するというふうに言われました。その中でぜひ確認しておきたいのは、160万という予算がもう先食いされるわけですよ。そうすると、当初言ってみえたのが、来年度1,000万の大体予算を考えてみえると。そうすると、実質840万という予算になってしまうんですね。これではやっぱり少ないんで、これも含めて予算を計上すべきだと思うんですけど、その点いかがですか。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

先ほども若干触れさせていただきましたが、今回の結果も踏まえて、公募方法と予算等について、もう少し今後議論して対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

ぜひ今回繰り越される分を乗せて1,200万以上の予算をお願いしたいと思います。
次に移ります。

二つ目の学童保育所に対する櫻井市長の公的責任の認識ということで聞きたいと思います。これは、市長の認識を問う問題でありますので、市長以外の答弁は求めませんので、了解してください。

今、市内11小学校区のうちの9小学校区で10カ所、井田川が2カ所ということですね、学童保育所があります。このうちの公設は4カ所、民設は6カ所です。公設は4割ですね。全国的に見ると、学校の施設内が5割、それから児童館などの公的施設が約3割という8割を超えるところが学童保育所が公設になっていると。これが全国の実態であります。

児童福祉法第1条では「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるように努めなければならない」とされ、第2項では「すべて児童は、等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」とされています。また第2条では「国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とされ、児童育成の理念と国・自治体の児童育成の責任を明確にしています。

そこで、市長、市内の民設の学童保育所は、児童福祉法第6条が規定する適切な遊び及び生活の場を与える場所と言えるのかどうか、市長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

学童保育所につきましては、平成9年度に児童福祉法の改正によりまして、放課後児童健全育成事業として位置づけられたところでございますが、現在の法体系の中で、学童保育所は法的には、これはご案内のとおりでございますが、同法第6条で言う児童福祉事業でございまして、同法第7条の児童福祉施設とは位置づけられておりません。市町村の法的責任について、必ずしも明確にされていないという状況の中で今日を迎えておるところでございます。長い議論でございますが、以後、例えばこの児童福祉法及び関係法令の改正を行って、学童保育所を児童福祉施設として位置づけて、その公的責任、あるいは最低基準、あるいは財源の措置等について国において明確にするよう、こういう議論がずうっとなされて今日に至っておるものでございます。一方で、国におきまして、現在、ご案内のように、子ども・子育て新システムの検討が始まっておりますが、その中で学童保育事業についても検討がなされておるところでございますが、この行方を注視していきたいというふうに考えておるものでございます。

今、議員ご指摘の亀山市の現在の民設の学童保育所の状況が、法で言うところの一定のレベルを確保しておるのかというご趣旨でございましたけれども、一定のレベルの確保がなされておるものと思っておりますし、私どもは、その法的責任の中で利用の促進の努力をいたしてまいっておるところでございますが、この点につきましては、私の思いをいたしましても、あるいは法的な立場をいたしましても、そのように認識をいたしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

まあとんでもない答弁ですよ。法的責任が明確でないから、民設の学童保育所は特に責任がないんだと言わんばかりのことですよ。ましてや一定のレベルが確保されているなんてことは実態を知らない人のこれは意見ですよ。

具体的に話をします。例えば児童福祉法の施行令の中に、法6条の2の第2項に規定する「学童保育所は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない」、こういうふうに施行令で規定をされている。そして、厚生労働省が平成19年に、学童保育所の質の向上に資することを目的としてということでガイドラインを出しています。その中の一つの例として、施設・設備というところを読んでみます。「1. 児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切りされた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。2. 子供が生活するスペースについては、児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上の面積を確保することが望ましい。なお、子供の体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを確保すること。3. 施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること」とされています。ところが、市内の大部分の民設の学童保育所の実態、このガイドラインに遠く及びません。私が知っている範囲で、幾つかの学童保育所の実態をあえてお話しします。

まず、西小学校の「おひさま」です。民家を5年契約で借りていますが、常に次の場所を探す不安を抱えています。その上、築年数も相当過ぎて、耐震性が確保されておらず、その不安が常にある。先ほど紹介した国のガイドラインで言う施設・設備の安全が確保されていることに反しているわけであります。また、小学校から遠く離れた場所にあるため、低学年の場合、学校から学童保育所まで30分はかかる。その途中の安全面での不安もあります。民設であるがための問題が集中的にあらわれています。

次に、神辺小学校の「やなぎっ子」です。ことし4月に開設をされましたが、場所はコミュニティーセンターの部屋を使っているために、コミュニティーでの利用と重なった場合は、小学校の視聴覚室を借りてやらねばならず、コミュニティーとしても学童保育所としても大変困っているという実態です。児童福祉法で言う適切な遊び及び生活の場を与えとか、国のガイドラインで言う専用の部屋、専用のスペース、これが確保されていない実態であります。

昼生小学校の「遊友クラブ」は、開設当初は数人だった利用者が20人にもなっている。今のプレハブの建物では、全員が来ると立っているのがやっとという狭さです。この狭さは、国のガイドラインで言う1人当たり1.65平方メートル以上の面積が確保されていません。これを解決するにはすぐ近くに旧昼生小学校跡地があり、この土地の一部を使えば十分な広さの学童保育所が建てられるんです。

次に、川崎小学校区の「あおぞらくらぶ」です。JAの建物をお借りしていますが、いつか返す日が来るということに対する不安は常にあります。また、建物内部の構造が子供たちが生活できるようになっていないため、大変苦勞しています。もし改装すれば、返すときに原形復帰をしなければならず、それもできません。さらに同じ敷地内にATMがあるため、車の出入りがあって、子供たちを外で遊ばせると危険が伴う。こういうことです。

最後に、加太小学校区の「どんぐりの家」です。小規模校であるために、どんなに頑張っても利用者数が少なく、県の補助基準を満たすことは困難であります。このままでは存続そのものがない事態もあり得るんです。そういう心配を抱えているんです。

今、挙げましたように、本当に民設の学童保育所はそれぞれ大変な困難を持っています。とても児童福祉法の適切な遊び及び生活の場を与える場所とは言えないわけであります。

そこで、こうした問題を解決して、児童福祉法の趣旨に沿うような安全な場所にする、公設で考えるしか解決法はない、私はそのように思いますが、市長の見解をお聞きしたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員、今、幾つかの学童保育所の民設の保育所の状況を触れられました。私自身も学童保育所の運営協議会の皆さんと毎年直接お話をお伺いさせていただいて、現在では年2回、さまざまな今お触れいただいたような議論もさせていただいて今日に至っております。それから、公設であろう、あるいは民設であろう、亀山市内の各小学校区の学童保育所は、指導員の皆さんや運営委員の皆さん、地域の皆さん、それぞれ限られた条件の中でご奮闘いただいております。本当に感謝いたしておると思えますし、そういう思いをできる限り応援をしていきたいという思いで今日に至ってまいったところでございます。

しかし、一方で、今、議員がお触れいただいた問題は、亀山市固有の問題ではなくて、平成9年の法改正後、しっかりと国の責任において、あるいは地方自治体の位置づけも含めて、法、あるいは政令自体が不明確に今日まで運用されてきておるという大きな全国的な問題でございまして、国政マターにおきまして、公的責任において学童保育所をどう考えていくのか、これは本当に長年の議論のテーマでございまして、今、それに対して、国においては、市町村がそれぞれの地域ニーズを調査した上で、それに基づいて学童保育所を実施する旨を法定化していこう、あるいは質の確保に対する観点から、国一律の基準を法定化していこうという議論が子ども・子育て新システムの検討会議の中で、先般、中間報告がなされましたけれども、お示しされておるところでございまして、根本的にはこの国の法体系のあり方を変えていくということが大事であろうと思っております。

議員は政党人でございますし、これは本当に長年の議論であろうかと思っておりますので、おのずと各地方自治体の状況、あるいは考え方、一定の限度があろうかと思っておりますが、そのところは議会人として議員も十分ご理解の上でのお話であろうと思っておりますので、そのところは我々も努力をしていきたいというふうに考えておるところでございまして、その点は申し上げておきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

本当に聞いていて情けないですよ。確かに国の責任はありますよ。でも、市ができることってあるんですよ。それをなぜやらないんですか。例えば、今言われた保護者であるとか、いろんな人が本当に努力して今までもってきたんですよ。でも、これ以上もう限界なんですよ。今言ったような実態というのはここまではしました、でもこれ以上のことはもうできないんですよ。そうする上で

何が必要かと言ったら、やはり公的にきちっとした施設をつくることで解決する以外にないんです。例えば1ヵ所建てるのに、学校のように20億とかお金がかかるわけじゃないですよ。2,000万前後もあれば1ヵ所つくれるんですよ。もっと少なくて済むかもわかりませんが、規模によっては、それがなぜできないのか、非常に私は理解に苦しみます。

時間の都合で全部の問題を言うわけにはいきませんので、西小学校に絞ってちょっと質問をいたします。

先ほど言いましたように、西小学校については民家を借りているということであって、耐震診断もされていませんし、耐震性の確保もされていません。児童の安全確保に責任を負うべき市が、いつ起きてもおかしくないという大地震に対して、現時点で十分想定できる事態への手だてをとらずに起きた災害となれば、これはまさに人災だと言わざるを得ないと思います。解決策は、公設で学校の近くに学童保育所を設置することです。残念ながら、西小学校には敷地が狭くて建てるスペースがありません。学校周辺には市の所有する土地があり、この土地を使い、公設の学童保育所を建てることで、安定した公的責任の果たせる施設ができるんです。わずかなお金ですよ。土地代は要りません。

そこで、提案ですけれども、西小学校の近くにあるNTTビルの東の土地を使って、公設で学童保育所を建てることで問題を解決すべきだと思いますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

西小学校の学童の今後についてのお話でございますが、現在、先ほど申し上げましたように、それぞれの学童が抱えておる課題というのは認識をさせていただいておるものでございます。西小学校校区の学童保育所については、今触れていただいたような民家を借りていただいて運用していただいておりますが、現在、市はその家賃の全額を市独自の制度として補助をさせていただいて今日に至っております。借家の耐震化の問題については民間の契約ということでございますので、まずは当事者間で協議をいただくのが原則と考えておりますが、今後も市として運営委員会の皆さんとの話し合いを継続させていただきたいと考えておるものでございます。

そして、今ご提案いただきました学童保育所の移設の件でございますけれども、近年、例えば加太小学校区であったり、あるいは神辺小学校区であったり、民設民営を基本に進めてまいりましたが、公的関与を強める形で新たに設置をいただけてきたということでございます。今後も、国の方針や法体系の流れをしっかりと見きわめていきたいと思っておりますが、現時点ではこの方法を継続していきたいというふうにご考えておるものでございますが、今、移設のご提案がございました。そういう議論が運営委員会の中で、協議の過程でしっかりさせていただいた中で、それについては市としてもその相談に関して十分運営委員会と協議をさせていただきたいと、ご提案の話も含めて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

国の責任ということではなくして、市として今の事態を何とかしなきゃならんという立場に立つ

てくださいよ。それぞれの学童保育所は、市長の言うように、民設を基本とずうっと亀山市は言い続けてきました。そのために民設で何とかしたんですよ。それぞれ苦勞してきています。神辺の学童なんかコミュニティーの一室を借りてまでやろうということになったんですよ。そこまでの努力をしているんですよ。あとは市がそこまでやってもらったんなら、公的なものは私のところでちゃんとやりますと。そういうところでは十分児童福祉法に言う生活の場、遊びの場と言えない、だから公的なものをきちっとつくりまますよと、これは私たちの仕事ですよと、なぜ言わないんですか。それが市の仕事ですよ。そういうことをきちっとやってくださいよ。

きょういろいろ紹介しましたがけれども、今、西小学校の問題で、市長がちょっと言われましたけれども、公設で建てるということも選択肢としてあるということによろしいですか、さっきの答弁は。確認します。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

公的に関与させていただくという意味は、今、神辺でコミュニティーを利用して運営をいただいております、あるいは加太の底地は、従来の市が保有しておりました敷地を提供させていただいております。西小学校の運営委員会の皆さんのそれぞれの抱えておる課題がございますし、経緯もございます。今、あの場所へ設置をする経緯もあったというふうに思っておりますが、まずは運営委員会の皆さんとしっかりと協議をさせていただく中で、今後の可能な解決の方策が見えてくるものというふうに考えておるところでございます。そのようにご理解いただきたいと思います。それぞれの学童が抱えておる状況は、経緯あるいは設立の時点、あるいは運営の状況、背景、あるいはその子供たち、学校とその位置関係、さまざまな要素がありますので、そういう問題につきまして、今の時点で、じゃあ西小学校の学童がどうあるべきか、これは十分協議をさせていただくということを申し上げておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

いや、もうそういう段階やないんですよ。私も学童をつくる時からかかわりましたが、学校周辺の家をいろいろ探しました。なかなか借りられません。結局、借りられたのが、遠く30分離れたところの民家だったんですよ。努力しました。それでもそういうところしか借りられなかったところが実際問題、耐震の問題が出てきた、どうするやろ。新たなところを借りても必ずしも耐震がとれたところではないところになるかもわからない。これでは安定しないんですよ。だからこそ言っているわけですよ。公が建てて、土地も市の土地を使ってすれば土地の購入費も要りません。建物を建てるだけで済むわけですよ。それしか解決方法がないやないですか。まずそういう方向をあなたが示しなさいよ。その上で相談しなさいよ、どうですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のその思いは受けとめさせていただきますが、まずは西小の学童保育所の運営委員会の皆さんとの協議を十分させていただいて、さまざまな課題への議論があらうかと思っておりますので、そういう思いを申し上げておるところでございます。議員の思いはわかりました。ただ、全体の今後の亀山市の学童保育所の設置、支援の仕組みにつきましては、現在、さまざまな市独自のサポートの体制をやっております。十分ではないかも知れませんが、それぞれ個々の抱える小学校区の学童、それぞれの状況に応じて、子どもはきっちり運営委員の皆さんと協議をさせていただいて、それに合う形を整備していきたいという思いを基本的に持たせていただいております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

これだけ議論したのは初めてですけど、市長はずるいですよ。私がこういう提案をしているわけですよ、具体的な提案をね。それに対してノーと言うなら、自分の提案を出しなさいよ。私なら西小学校のこういう問題をこういう形で解決します、そういう提案を出しなさいよ。それなら、私の提案ではだめやということがわかりますよ。ところが、私がこういう具体的な提案までしておるのに、それに対してどうするのか、相談させてもらっただけですよ。じゃああなたの考えはどこにあるんですか。どうしたら西小学校のこの問題が解決するんですか。あなたの考えを出しなさいよ。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員が申された提案以外にもさまざま可能性があるらうというふうに思っております。それは運営委員会の皆さん、あるいは西小全体の学童の変化ということもあらうかと思いますし、地域の受け皿の問題もあらうかと思っておりますので、そういう部分については個別にしっかり協議をさせていただくという考え方でございます。それに対しては紋切り型のこうでなきゃならんということを、今この現時点で申し上げるような状況にはないというふうに考えております。議員の提案も含めて、さまざまな可能性がある。現時点では運営委員会の皆さんのご意向も含めてしっかり協議させていただくと、これが基本的なスタンスでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

結局、保護者にしても、民家で借りてやるよりは公設で建ててもらうのが一番いいんですよ。だから、もうそこに落ちつくんですよ、話は。だから、ぜひそういう方向で、今私の提案も含めて検討されるということですので、やってください。もうこれ以上言いません。

最後に、市内の学童保育所は、さっき言いました10カ所あります。その中で、公設が4カ所ありますね、民設6カ所。民設の学童保育所に子供を預けている保護者はこう言うんですよ。「同じように税金を払って、なぜこんなにも格差があるんですか。おかしいでしょう」と言うんですよ。市長、この疑問にどう答えますか。最後です。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成9年に児童福祉法に事業として位置づけられたと。その間、三重県全体が学童保育所の整備に対して、他府県とは少し違う状況が背景にあらうかと思っておりますし、亀山においても、その設立時期、あるいは地域の特性に応じて違いが生じておるといのは認識をさせていただいております。公設であらう、あるいは民設であらう、その運営主体がどうあらうかにかかわらず、課題がある中で、地域の皆さん、保護者の皆さんの知恵や、あるいは運営委員の皆さんのご努力や、行政も一定の亀山市としても独自のサポートの体制を組みながら今日に至っておるものでございます。

いずれにいたしましても、放課後の子供の健全な育成、並びにその居場所づくりについては、文科省と厚労省の縦割りもございましたが、これを一体化していこうという一方の流れ、あるいはその過程でさまざまな課題が生じておるといことは、これは亀山に限らず、全国の自治体が苦慮しておるところでございます。したがって、国に対しても、今までも法改正や財源措置の充実を求めてきておるところでございますけれども、今その過渡期にある中で、一番適正な亀山に応じた運営の仕方を、我々は模索していかなくてはならないと思っておりますし、今後もそこは努力をいたしていきたいというふうに考えておるところでございます。過去のさまざまな設立の時点での違いとか、地域の背景の違いとか、亀山市としては、今後もそれぞれの地域の特性に応じたサポートの仕方をしっかりと協議をしながら進めていくと、この基本方針は変わりはないことを申し上げておきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

納税者の不公平感を聞いておられる。

○市長（櫻井義之君登壇）

納税者の不公平感ということでございますが、これはすべての市の子育てにかかわる施策すべてに言えることだというふうに思っておりますが、70本の事業を今展開いたしておるところでございます。それは、議会での議論も含めて、予算の使い方については公の議論を踏まえて、そして議決をいただいて展開をしておるといのがまさに公平感のある議論であらうというふうに思っております。個々の案件だけとらえるとさまざまな論点があらうかと思っておりますが、市の行うすべての事業については、やはり公平・公正の中で、こういう公の議論を通じて意思決定がなされていくものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

長いだけで何も答えていないんですね。最後に、私、時間が残り8分しかありませんので、次に移らざるを得ないんですけど、やっぱりこの問題は市民の声、実態をきちっと見ていただいたら、もう公設に切りかえていくしか解決方法はない、このことだけは申し上げておきたいと思っております。

では最後に、市が雇用する非常勤職員の待遇改善についてお聞きします。

ことし3月現在、亀山市役所で働く正規職員が571名、非正規職員が558名というふうな、ほぼ半数を非正規職員が占めるという異常な職員体制になっています。

こんな中で、私は予算特別委員会の中で、28も賃金の区分がある、これは余りにも多過ぎるんじゃないか、なぜこんなにもあるんだと。こんなにも仕事の内容が違ふのかということをお聞きし

た。さかのぼって見てみますと、平成16年には18の区分でした。それが28にも区分がふえている。このときに、総務部長は23年度に見直すというふうに答弁されました。その見直しの結果をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

非常勤職員並びに臨時職員の賃金表の見直しについてのご質問をいただきました。

現在、新年度予算に反映をさすといったことで、本年7月、賃金につきまして、一部の職種で単価の増額改定を行い、また職種区分につきましては、現在28ございますが、これから21区分に簡素化を図り、整理をさせていただいたところでございますが、本年度は後期基本計画の策定の年に当たり、さらには地域主権改革に伴います権限移譲がなされますことから、新たな事務事業が発生することも考えられるところでございます。こういったことから、新たな職種の非常勤職員並びに臨時職員を任用といったことも考えられますので、賃金表につきましては、今しばらく精査が必要であるというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

区分を少なくしたという点は評価をしたいと思います。まだ具体的にどんなふうな中身になっているのかわかりませんので、中身については言えませんが、「差別」と「区別」という言葉があります。「差別」というのは合理的な理由なく、違った扱いをする、同和問題なんかは典型ですわね。「区別」というのは、合理的な理由があって、違った扱いをするということですね。今回の28から21に減らしたということは、合理的な理由が立たないものを私は統合したんだろうと思います。そういう意味で、今まで亀山市が盛んに人権を尊重するということを言われていたけれども、行政内部で差別があったということにほかならないんじゃないでしょうか。まだまだ検討中ですけれども、私はこの合理的な理由がきちっと成り立つということを示せるような説明責任を今後求めていきたいと思います。

最後に、賃金差別の典型ということでお示しをしたいと思います。

この表は、亀山市の保育士の正規と非正規、特に非正規の中でもクラス担任という人の待遇の比較であります。

まず20歳時、採用時点の給料ですけれども、ほぼこれは一緒です。ところが、35歳のころになりますと、もう正規職員の半分のものしかなくなってくるんですよ。生涯賃金で計算すると、もう5割以下になるんですね。これは20歳から60歳まで働いたと仮定してですね。正規職員は標準的な昇格をしていくという前提ですけれども。

それから、その下が昇格・昇給ですけれども、全く非常勤職員はありません。だから、入ったときと全く何年働いても一緒の金額ということですね。だから一時金、いわゆるボーナス、約4ヵ月正規職員はありますけれども、ありません。それから、退職金はありません。それから年休は、20日正規職員があるのに対して12日。6割程度が付与されています。

それから最後に、これは特別休暇、夏季休暇というやつですね、これも6割程度ということですね。こういうふうに大きな待遇の差があるんですね。基本的には同じ仕事をしているわけですよ、クラス担任という。でありながら、これだけの差がある。これは大問題だろうというふうに私は思います。

最後の質問になりますけれども、最も大きな差別だというふうに思いますけれども、一時金、ボーナス、それから退職金、昇格・昇給、これを見直す考えはないのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

服部議員のご指摘のとおり、保育士の担任業務におきまして、正規職員と非常勤職員を比較しまして、賃金面で格差が生じておりますことは認識をしているところでございます。これにつきましては、市職員の採用試験に合格して正規採用で任用している職員と面接等で任用しております非常勤職員とで任用方法による違いがございますことや、これに伴います責任の重さにも違いはあるものというふうに存じております。しかしながら、保育士の担任業務につきましては、一般の事務補助業務と比べまして、正規職員に近い働き方をいたしてございます。こうした中で賃金格差が生じておりますことは、やはり働く側からいたしますと、勤労意欲の低下につながる場合もあるものというふうに考えております。こうしたことから、少しでも職場環境の充実を図るために、昨年度は非常勤職員の交通費支給の改善を行うとともに、非常勤職員を対象とした研修会を開催するなど環境整備に取り組んできたところでございます。

また、本年4月1日には、非常勤職員の育児休業制度の創設を行いまして、子供を産んでも引き続き働くことができる環境を整えたところでございます。また一方で、本年度改定をいたします人材育成の基本方針の中でも、非常勤職員の賃金の改善を含みます制度全般の見直しについては大きな課題の一つと位置づけておりまして、例えば非常勤職員のキャリア形成によって経験加算給を支給していくといったことも検討していく必要があるものというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

仕事は一緒、賃金は違う。これは成り立ちません。少なくとも、今言われた経験年数に対して賃金を加算していくと、これは意欲を持って働く上で必要ですよ。何年働いても、何年経験を積んでも賃金が一緒というのは、やっぱり意欲がわきません。そういう意味では、ぜひ年齢、経験年数によって加算をしていくということは絶対必要だと思います。

それから、一番寂しい思いをするのはやっぱりボーナスのときだというふうに聞きました。職員の方が別に悪いわけじゃないですよ、これは当然の権利としてもらっているわけですから。でも、非常勤の人はないんですよ、この日、ボーナスがね。だから、たとえ一緒の額とは言わないまでも、やっぱりボーナス支給する、この点も含めてぜひ検討いただくことを求めて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質問は終わりました。
質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

それでは、2番、公明党、新 秀隆でございます。

通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

今回は、まず初めにCSR事業についてということでございます。

市長のマニフェストにも掲げられておりますCSRの件でございますが、一般的に「CSRとは」ということで、企業の社会的責任、現在、企業は利潤追求だけではなく、従業員や消費者、そして地域、国際社会など企業活動を取り巻くすべての利害関係者——ステークスホルダーとも申しますが、に責任を持たなければならないCSRの考え方は、企業が巨大化し、そして社会的影響力が肥大化し始めた20世紀半ばから欧米で議論されております。国際的に注目されるようになったのは1992年ぐらいからでございます。また、そういった中で、日本は米国に比べておくれてはありましたが、現在に至っては、CSRの経営と事業に乗り出す企業が年々ふえてきております。さて、そういう中におきまして、亀山市の企業の中でもすごく活躍されているところもございまして、その辺を行政側として、まず市の状況、企業のCSR活動についてどのように把握されておられるか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

CSRといいますのは、先ほど議員も述べられましたけれども、企業が営利の追求を唯一の目的とするものではなく、法令遵守、人権擁護、環境保護などさまざまな面で社会的責任を果たしていただくというものでございまして、市内の多くの事業所におきまして、このCSRの推進に関する基本方針などが定められまして、その方針に基づいて、環境とか防災分野とか、さまざまな活動が進められているというところでございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

先ほど部長もおっしゃっておられましたけど、私も最近CSR活動をされている企業の方とお話しすることもございまして、もうわかってしまうかもわかりませんが、亀山市内で世界的に有名な某ろうそくメーカーでございますが、確かにウェブ等でも公開されておりますが、亀山市役所でもございます、ペットボトルのふたを集めたりとか、ポリワクチンの支援活動とか、こういうふうなこともございますが、現在の状況では、3月11日の東日本大震災以降、先月、11月にも福島の

キャンドルナイトというところに協賛され、また各店舗といますか、キャンドルハウスとか、そういうところから義援金を200万とか、また、皆さんも各地域でイベントがあると思うんですけど、今回出されているのは、イベントの協賛で広島とか全国的にやられており、またピンクリボン活動、そしてアフガニスタンキャンドルプロジェクトの方にも賛同されております。

また、私が以前お世話になっておった某事務機メーカーでございますが、そういうところでも、環境問題は先ほど部長もおっしゃられておりましたが、そういうのはもとより、地域の小学生に対して学校まで訪問されて、そのような形で環境に対する問題点とか、こういうふうな指導も実際にされていると。

そして、近くのところではいいますと、今の時節柄、冬ですと雪、凍結等路面の問題も出てきておりますが、先日お会いした建設会社の社長さんのお話では、雪が降るという天気予報であると、夜中の2時くらいから起きて、見回って、4時ぐらいとか5時ぐらいに集めて、融雪剤を7時までまき終えるというふうなご苦労、そして震災が発生したときの災害協定という形でも貢献されており、数年前の地震でも一日、一晩待機するとか、そういうふうな今現在、実績を積まれております。

そういうことにつきまして、現状の取り組みは、先ほどある程度把握されておるということではございましたが、市長のマニフェストで言う「優遇制度を検討します」と、この優遇制度とはどのようなものか。また災害協定への配慮等、そういうふうなのを含めてお伺いいたしますが、よろしいでしょうか、お願いします。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

市内におきましても環境活動、また先ほど議員が言われました防災の災害応援協定とか、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいただいております。災害の応援協定を結んでいただいております企業は18社市内にございまして、さまざまな貢献をいただいております。それから、市長のマニフェストにも書いてございます、これからのCSR活動に対するいろんな優遇制度というものの考えられることは、例えば企業の利子補給というようなものも考えられるところかなあと、いうふうに思います。それとか、市独自の認証制度というような形で、このさまざまな取り組みの企業の名前をご紹介させていただく形のものも考えられるところでございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

いろいろな制度の考案はできておると思いますが、やはり地道にやっておられる、それこそ職人さんがフェンスに針が出て危ないなと思うところを自分ところの道具を使って、こちょこちょと直す、これも一つのCSR活動の一環ではないかと思っております。そういうところの地道な活動を日の当たるところに出して、そしてそれに対する行政として前向きに皆さんをクローズアップできるような体制をつくっていただきたいと思っております。

そういうふうな中で、ここの部分の最後にお伺いしますが、市長としてもマニフェストに上げておられると思いますが、この辺について市長の見解をお伺いしたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご所見をいただきましたように、CSRの推進については、現在、企業経営上必要不可欠なものとなっておりますし、今後ますますより充実した取り組みが進められていくものというふうに認識をいたしておるところでございます。

また、CSR（企業の社会的責任）の推進によって、現在までもそうなのですが、市のまちづくり、人づくり、その上で大変ご貢献をいただいておりますし、一層ご貢献がいただけるもののご期待を申し上げておるものでございます。

これらのまちづくりにご貢献いただく事業所に対しましては、亀山市独自の認証制度、あるいは優遇制度等につきましてその研究をずうっと進めてきておりますが、何とか亀山独自の制度として、これが具現化できますよう、今後も一層のCSR活動の奨励のための仕組みづくりについて最善を尽くしていきたいというふうに現時点で考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

市長みずから率先して引っ張っていただきたいと思います。

12月の先日の土曜日でございますが、CSRの試験がございますけど、これも東京と大阪でしかございませんでしたが、何と中部で初めてということで、三重県の松阪市で試験が行われたという、三重県としてもこういうふうに独自に進めていっているというのは、身近に感じるところは好ましいところだと思います。

次の危機管理体制についてということで、災害時の避難所、防災倉庫等の施設の管理の体制についてお伺いいたします。

まず初めに、この亀山市という地形柄でいうと、確かに津波は到達するにはかなり想定が難しいものだと思いますが、ここで言うのは土砂災害、そして年数がたった家屋の倒壊等が懸念されるところでございます。そういう中におきまして、阪神でもそうでしたし、倒壊したときにどのように人を助けていくか。これは自助、そして共助の問題に、近場による地域住民の方の支援があって助けられたというのも多々聞いております。そういう中におきまして、やはり道具というのは大切なことでございますが、防災倉庫は、亀山市内でも自主防災隊等で管理していただいて、数十カ所ございますが、そちらのかぎの管理というところにつきまして、現在、自治会長さん、防災隊長さんとか、近くの住民の方とかという形でかぎを管理されていると思いますが、いざ災害が起こったときに、実際に助けるための道具、バール一本にしる、ジャッキ一つにしる、そしてまた発電機にしる、たまたまそのときにかぎを持っておられる方が不在になって、また遠方へ出かけているというパターンも考えられることでございます。

そういった中で、今、行政側がとらえている現状をお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

避難所とか、防災倉庫の施錠管理体制の現状でございますけれども、まず市内15カ所の代表避難所につきましては、施設管理者はもちろんでございますけれども、代表避難所の指定職員及び危機管理局にてかぎの方を管理させていただいております。休日・夜間等勤務時間外に避難所の開設が必要な場合は代表避難所指定職員が、また勤務時間中は救援対策部職員が開錠を行うこととなっております。また、10カ所の市の防災倉庫は危機管理局が、市内149あります自主防災組織、ここでの防災倉庫のあるところにつきましては、議員おっしゃられますように、地域の役員の方が管理をしていただいているという現状でございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

市内149カ所、そして危機管理局としても管理されている中心的な倉庫が10カ所。このようにございますが、先ほどおっしゃられたように、天災というのはいつ起こってくるかわかりません。そういうときにかぎを管理されている方の気持ちというのは、自分の責任というか、そういうふうなのにも束縛される点多々あるかと思いますが、私は、今回ご提案させていただきたいのは、地震時の自動オープン錠というものがございますけど、倉庫につけて、地震が震度5、震度6等の振動によって自動にあく、これが電気とか電池とか、そういうものに頼るのではなく、機械的に施錠が解除されるというようなものでございます。

実際に、既に三重県といたしましては松阪市が導入されて、これは避難所のキーボックスになるわけなんですけど、また全国各地、今新聞でもかなり取り上げられてはおるんですけど、3・11以降、地震が起こったとき、施錠が問題で入れない、道具が取り出せないという問題が多々出てきております。

こういう中で、亀山市の149カ所、そして10カ所、合計160カ所ぐらいの防災倉庫の管理について、こういうような自動的にオープンするものを実際に私、見てまいりまして、揺れるとかちやっと外れるというものでございます。大きさとしては、確かに施設の側自体につけると大きなものでございますが、子供のランドセル程度の大きさのキーボックスが自動的に解除されれば、その中に各施設、防災倉庫等の施錠をされているかぎが納まっているというものでございました。金額的にも、大きなものと、確かにセッティングとかアタッチメントとか、いろいろつけると60万ぐらいはかかるんですけど、先ほどのランドセル程度のキーボックスだけを収納するというものと、十五、六万程度で商品としては出ております。実際にも、県の方からもこの辺で支援が出ていると思うんですけど、亀山の方の各防災倉庫の点検というのも毎年行っていると聞いていますが、その辺の管理の方はいかがでございましょう。点検方法、また支援状況、その辺をお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

まず点検資機材等、市の防災倉庫につきましては、前にもご答弁をさせていただきましたように、市の方で市の管轄しております防災倉庫につきましては、点検をさせていただいているところがございます。

自主防災組織の中での倉庫資機材等の点検につきましては、亀山市の防災コーディネーターという組織がございますが、こちらの方が積極的に各自主防災組織の方を訪れさせていただきまして、倉庫の方の管理、操作等につきましているいろいろご支援をいただいているところがございます。すべての自主防災組織に向かって、毎年という形にはなりません、コーディネーターさんの方から支援をいただいて、各自主防災組織の支援もさせていただいているところがございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

実際に金額的なところをちょっとお伺いしたかったんですけど、やはりそういうふうな設備に対してのお金がかかってまいりますので、この辺も半額ぐらいの支援という形になっておると思われますので、十五、六万の半分というので、これは県とかその辺から出てくると思うんですけど、やはり市としてもその辺をバックアップできるような体制をしっかりとって、そして災害時のこういう自動オープン錠のようなもので、寒い中、雪が降ってきた中に避難しなくちゃいけないというのに、人の管理で施錠を解除できるようにはなっていると聞きますが、100%そうとは言い切れませんので、そういうのを含めて、今後このような機器の、これに限らず、また新しい別の方向性としての何か対策的なものを考えておられるか、その点をお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

伊藤局長。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

地震時の自動オープン錠の導入についてでございますけれども、市の代表避難所とか、市の防災倉庫でございますが、これらの開錠につきましては、市の職員など特定の者が開錠していくということで、特に避難所につきましては、施設の被災状況に応じて開設の判断もするため、自動オープン錠の導入については考えていないところでございますが、なお、自主防災組織が管理する倉庫につきましては、地域の不特定多数の方々を活用することが考えられますことから、各地域の要望によりまして、現在、要綱で備えております自主防災組織に対する防災資機材の購入等の補助金の対象として、その導入については補助していきたいという考え方で思っております。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

先ほど局長にご答弁いただきましたが、不特定多数とおっしゃいましたが、まさにその不特定多数ならではの錠のあけられるような体制をとるべきではないかと思えます。市職員、また近隣の方ということではございますが、やはりあらゆる想定を考えて、こういうものをしっかりと導入すべきではないかと提言を申し上げて、今後にもまた薦めさせていただきたいと思えます。

次に移らせていただきます。

市民の安心・安全を守るまちづくりというところで、近年、車の事故等がたくさんございます。そして、それに巻き込まれる市民、またお子さん方も多々あって、昨年の11月からちょうど1年たちました。事故がございました1号線バイパスから上がってきて、野村の県道の当たるところで重大な事故がございました。こういうことも自治会、PTA等を通していろんな問題を伺っております。11月の野村線の事故についても、今回、予算の中でついでに交通安全施設費というところで479万2,000円という金額も上がっております。すべてがすべてこれに係るかどうかわかりませんが、ここらに何らかの対策があるというところでもございましたが、その対策の一つをお伺いしたいのと同時に、自治会等の要望の状況をお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

まず、補正で上げさせていただいております安全対策の内容ということでございますが、電光標識ということで、車が近づいてきましたら、センサーが働き、電光文字の点滅などにより注意喚起を促す標識でございます。これを西野体育館西側の、昨年、先ほど議員のご紹介がありました死亡事故が発生した交差点に設置して、安全性向上に努めてまいりたいというふうに考えております。今後、設置場所につきましては検討し、対応を図ってまいりたいと考えております。そのほかにもPTAの方からの要望も多数いただいております。そういった要望に今回の補正の中で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

自治会要望等の状況でございますけれども、要望につきましては、側溝修繕であるとか、舗装修繕、交通安全対策予防等幅広く、年間150から200件近くいただいております。要望いただきましたら現場の確認を行い、危険箇所、緊急性の高いところから順次工事を進めさせていただいているところでございますが、これらの要望箇所の中には、工事の準備段階において関係者や地権者との調整が図られていないため、工事の施行に至っていない箇所もございます。このようにご要望の実現のためには単に予算面だけではなく、着工までの諸条件の整理や調整などに時間を要することにつきましてはご理解を賜りたいと存じます。今後におきましても、事業化に当たっては地域住民の皆様のご協力が不可欠でございますので、あわせてお願いを申し上げます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

実際に件数が150から200と、側溝から舗装工事、道路拡張、当然予算の絡みもあると思いますが、件数的にPTAの学校の通学路というところでもかなり上がってきて、私も実際見せていただきましたが、要望書が何センチというぐらいの要望書が出てきておるわけでございますが、こういう中で実際に取り上げられて、クリアされたような状況を件数的に把握させていただきたいんですが、お願いします。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

平成21年、22年度の自治会要望ということでご答弁申し上げますが、平成21年度の地元要

望の総件数といたしましては226件ございまして、そのうち側溝修繕などの要望は103件、舗装修繕要望は55件ございました。また、交通安全要望につきましては68件ございました。平成21年度要望226件中、124件が施行済であって、55%の施行率でございます。

平成22年度の地元要望総件数は179件あり、そのうち側溝修繕などの要望は101件、舗装修繕要望は30件ございました。また、交通安全要望につきましては48件でございます。平成22年度179件中、123件が施行済であって、69%の施行率でございます。

また、県への要望というのがございます。県要望につきましては、平成21年度に47件あり、27件が施行済で、平成22年度につきましては、48件のうち25件が施行済と伺っております。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

半分ぐらいというのはちょっと悲しいなあと思うんですけど、予算、また土地の問題等ありますが、何とかこの辺を捨ておくことなく、継続してフォローいただきたいと思います。

また、今回私も委員会の方は産業建設ということでことは入っておりますので、その辺は追って、委員会でもまた確認させていただきたいと思います。

先ほどの西野体育館の西の大事故につきましては、電光掲示板ということでございますが、まだ設置場所等はある程度は施策されていると思いますが、有効的に、また掲示の内容、そして角度等プロを交えて、見識者の意見を聞いて、いかにも目につくような形に持って行っていただきたいと思いますので、二度と同じような過ちが起こることのないよう、市としてもしっかりと目を見張って行っていただきたいと思いますので、その辺を申しおいて、この件は終わらせていただきまして、最後のところでございますが、有害鳥獣被害対策ということでございますが、毎回、議会の中ではお土地柄というのもございますが、有害鳥獣、イノシシ、シカ、猿等の被害は絶えることなく出てきており、議会の中でも、毎回議員の方のお話に出ております。

かく言う私も、3月の折にはお話しさせていただきましたが、その中ではどのように減らしていくかという形ではございましたが、予算でも坂本棚田の一带を囲うというふうなこともありました。まだ現在、目につくところはなかったんですけど、有害鳥獣被害の対策の打ち方、大きな施策、また市としてもいろいろ打ち出しておるところもございますが、その辺につきまして、現状の被害対策の有効的な施策はあるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

対策でございますが、猿、イノシシ、シカなどの鳥獣による農作物への被害は増加傾向にありまして、特に中山間地域では深刻な問題となっております。農業経営の悪化、また生産意欲の低下にもつながっているところでございます。

獣害対策にはこれといった特効薬的なものはございませんが、個人による対策より、地域ぐるみで、集落ぐるみで取り組んでいただくということが一番有効であるというふうに考えております。そんな中で、先ほど議員も言われました坂本地区で、坂本の棚田全体を囲む侵入防止さくに取り組んでいるところでございます。

そのほかといたしましては、出前講座という形で、集落での取り組みについての説明等も行っておりました、集落で追い払いを行っていただいております地区につきましては、従来配付しております小さなロケット花火だけではなく、5連発で大きな音がする駆除用の花火を配付して取り組んでいるといったこともやっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

いろいろ市としても支援はあると思いますが、実際、亀山市の有害鳥獣被害防止対策補助事業の中の一環として、第6条にございます補助金の額は、防護さくの設置に必要な資材の購入に要する費用の4分の3以内とすると、ただし、15万円を限度とすると。大きく囲い込みという形になりますと、15万云々というような金額ではおさまりに切れなと思います。

そういう中で、今回の私の提案の一つといたしまして、さく、おり等以外の新たな有害鳥獣の対策には、先ほどお伺いしました花火とか5連発の花火とか、過去にはいろいろ試されたことがあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺についてもう少し、花火とか囲い込み以外で何かを試してきた実績等は残っていないのでしょうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

市といたしましてもいろいろ研究をして情報も集めているところでございます。例を挙げて言いますと、猿が嫌がりますトウガラシ成分入りの水鉄砲による追い払い、またイノシシの嫌いな植物抽出液、激辛のトウガラシやニンニクをもみ殻や縄にしみ込ませて、農地の周りに散布するというようなことも出ておりましたので、さくやおり以外の対策という中で、それらも情報を集めて研究をしておるというところでございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

いろいろ試されて効果があったら、こういう場でご披露をいただくと思うんですが、あまり効果がなかったのではないかなと。確かに激辛のものを畑にまいてもいいのかなという問題もあるんですけど、それもこれも、やはりさく以外は人間が手にかけて動かしてやっていくというような、猟友会の方にお世話をいただいているご苦労も、前回、3月のときにも言わせていただきましたが、猟友会の方にお伺いすると、夏の暑いときなんかは自分がまいてしまうというもお伺いして、ご苦労もたくさんお伺いいたしました。寝ている間に彼ら鳥獣はごそごそ動き出しますので、そういう人的なものに頼るのも大切なことではございますが、自動的にできるような、今回、私がちょっと提案させていただきたいのは、北海道の企業が北海道の大学と提携いたしまして、いろいろ研究を重ねて、光によるLEDで待避させるような仕組みの機械でございます。実際、この辺ではまだ設置とかはされていないんですけど、金額的に安価で済むというので、1台当たり20万円ぐらいで、このくらいのボックスの中に赤とか、青とか、黄色、白という蛍光灯があって、これが制御によりランダムに光を放つことによって、一定の形でストロボのような単一的な光り方ではな

く、いろいろパターンを変えていくことによって、今回ここで言うておったんはエゾシカだったんですけど、非常に有効的で、またそれだけではなく、イノシシとか猿等にも有効的であると。金額20万円で、1台で6,600平米、坪数でいうと約2,000坪ぐらいフォローができればすごく有効的ではないかと思えます。実際に、ことしの4月から実証実験もされております。20万ということでございますが、金額が高い安いというのはいろいろあると思うんですけど、農作物をつくっておられる方の気持ちを考えると、白木地域のところにお伺いして、ちょっと年配の奥様だったんですけど、実際に畑を見せていただいて、ブリキの板とか波板とか、そういうふうなものを工夫されて、二重にも三重にもしてあるのに、それをぶち破って、せっかくとろうと思った野菜、また畑にも入られてしまって、農作物を荒らされてしまったという実態はもう耳に余るほど多々皆さんも聞いていることと思えます。

まずはこのような新たな取り組みについて、確かにからしの水鉄砲というのもいいかもわかりませんが、市としてこういうふうな新たな発想というのはお持ちでございましょうか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

インターネット等で調べておる中では、このLEDライトの情報も載っておりましたので、うちとしても一回研究をせなあかんというふうに考えております。また、先ほど金額的にも1台20万というような形でございますので、一度取り寄せて、実証実験も行ってみたいなというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

前向きなご意見をいただきまして、ありがとうございます。これで助かるようになったら、亀山市内の農業に携わる方、またそれにかかわらず、安心・安全という面で、お子様の通学等に関してもいろんな相乗効果が出てくるのではないかと思いますので、今後、その辺に期待するものでございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

2番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時43分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

3番、緑風会の尾崎です。

通告に従い、一般質問をいたします。

まず最初に、ちょっとお断りしなければいけないんですけども、体を鍛えようということで、ことしの春から運動をしてみたいんですけども、薄着で運動をしていたもんで、ちょっと風邪を引いておまして、お聞き苦しい点があるかと思っておりますけれども、ご容赦願いたいと思います。

それでは、まず最初に、駅前高塚線の改良工事についての質問をさせていただきます。

まず、現在行われておる場所、まだ行っていない場所等につきましての現在の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

3番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

都市計画道路名、駅前高塚線、県道名で亀山城跡上野町線ということで、その整備の状況でございますが、都市計画決定に基づく拡幅改良事業の計画につきましては、現在、市が中心となって関係者との調整を図るとともに、それまでの間の喫緊の課題として、地域からの改善の要望をいただいている亀山高校前から国道306号交差点までの通学児童を初めとした歩行者の交通安全対策を三重県において進めていただいております。

交通安全対策につきましては、昨年度に外側線の設置と歩行者通行帯のカラー化を実施していただき、今年度は高塚町地内の狭隘部分について用地買収を既に完了し、拡幅整備工事まで実施していただく計画と伺っております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

亀山市北東部のまちづくり推進協議会というのがございまして、これは19年度に出された書類が今ここにあるんですけども、先ほどおっしゃられましたように、県道亀山城跡上野町線は、平成15年から29年度にかけて改良事業に着手するというようになっておるわけです。

先ほどお話にありましたように、年々通行量もふえているということで、亀山高校から高塚・井尻の方に向かっての道路といいますのは、東小学校に通う児童、亀山東幼稚園に通う幼児、亀山高校に通う生徒、また亀山中学校にも通う生徒があそこを通学路として使っております。時間帯は、大体朝の7時から8時に通学時間としてそこを歩くようになっているんですけども、7時から8時では約188台がその通学時間帯に通る車があるということで、また車の方もスピードを出して、道路もややこしい三差路とかいろんな交差点があるんですけども、そういうところも意外とスピードを出して通るというような状況で、地域の小学校とか幼稚園のPTAの方も非常に困って見えるということで、19年度に車両の通行量の調査を行いまして、その結果に基づいて今お話ししているわけなんですけれども、一日も早くその道路を拡幅していただいて、安全に渡れるようにということで願っているわけなんです。

今お聞きしたように、用地の方も一部買収でき、また拡幅もできる予定があるというふうに向っておるんですけども、亀山高校の前から306号線までの間が完全に拡幅できて、安全に通行で

きるような状態になるのは大体いつごろなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

事業計画の年次でございますが、県の方としまして、現時点では予算化をされていないということで、予算化に向けては努力をいただいているところでございます。その中で、県としても厳しい財政状況の中、すぐに事業化するというのは困難な状況であるということでございます。しかしながら、先ほども申し上げました事業化までの間に、一部路肩を買収いたしまして拡幅するということでございますけど、あんしん路肩整備事業を活用した安全対策を実施していくとしているというふうに伺っております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

ちょっと末の方があまりはっきりしないようなんですけれども、今まで行ってきた工事の中で、またこれから拡幅しようとする場所の用地買収等について、大きな問題が今何も起きていないのか、それとも順調にすべてが行っているのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

現状としてまだ事業化をされていないということでございますので、具体的な事業計画に合わせた事業に対する用地交渉というところまでには入ってございませんので、どこが困難だとかというところの状況には至っていないというふうな状況でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

私の方も道路のことについてはあまり詳しくはないんですけれども、こういうような県道を拡幅したり、また整備するのに、県と市のかかわりというのは当然あるかと思うんですけれども、市の方が先に用地買収をする計画を立てて、後から県が予算をつけるのか、それとも県が着工のゴーをかけてから用地買収にかかるのか、その辺のところの市と県の関係というのはどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

市と県との役割分担ということでございますが、この道路につきましては県事業でございますので、市が用地買収をするということはございませんで、まず県の事業化に伴いまして、市の方としましては、地元の皆様との調整役という役割は担わせていただきますが、事業化に伴いまして用地買収を実施いただくのは県ということでございますので、現在、地元の要望とか調整のやりとりはさせていただいておりますけれども、現状としましては、用地買収交渉であるとか、そういった段

階には入っていないという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

地元の要望等について市がかかわっていくというお話だったと思うんですけども、今後、地元の要望にこたえられないような事態が起きたときには、現在の都市計画を変更してでも地元の要望にこたえるのか、そのときのケース・バイ・ケースだと思うんですけども、基本的にはどういふふうに考えればいいのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。地元の要望にこたえられないような要望が出てきたときは、基本的にはどのように考えていくのか、お聞かせ願いたいと思います。都市計画を変更する意思があるかどうかということですね。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

現状としまして、県と打ち合わせをさせていただいている中におきましては、まずは都市計画道路でございます都市計画事業として実施していただくというふうに計画としては進めさせていただいておるところでございますが、今後、都市計画決定どおりに作業を進めるのか、議員が先ほどおっしゃられたような地元の要望に基づいて別の事業で取り組むのか、その辺のところについてはまだ決定しているところではございませんが、今後、議員がおっしゃられた部分も含めて、県とも調整してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

あの道路は非常に狭くなっておりますので、できるだけ地元の要望にこたえていただいて、一日も早く拡張できるようにお願いしておきたいと思います。

それと、2番目の質問には、亀山高校前の交差点ということで、亀山高校へ入っていく進入路と亀山東幼稚園に入っていく進入路が駅前高塚線に出てくることになるわけなんですけど、またそこから入るようにはなっているんですけども、地元の自治会とか、小学校・幼稚園のPTAの方から、その交差点のところに信号をつけてほしいというような要望が出されております。現状でつかない理由としては、道路が一部狭いところがあるというのと、その進入路が完全な四つ角になるような交差点にはなっていないというのが理由だと伺っておりますけれども、この辺の進入路を今後変更する予定があるのかという質問と、もし変更する場合は、大体いつごろを目安にして計画があるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

東幼稚園の進入路でございますが、現在の交差点は、北側に延びる市道北町本町線と南側に延びる東幼稚園への進入路との交差位置が東西に数メートル程度ずれております。現在、改良計画を進めておりまして、今回の計画では、東幼稚園の進入路の位置を少し東側に寄せて、交差点の中心位

置を合致させることとしております。また、進入路は両側に歩道を設けるとともに、県道亀山城跡上野町線の交差点から東側につきましても一定区間を拡幅するよう計画しており、可能な範囲で安全性が向上するように配慮しております。当交差点の改良工事につきましては、来年度着手させていただくような計画で進めさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

ありがとうございました。

では、続きまして2番目の質問に移りたいと思います。

亀山東小学校運動場の雨水の排水問題についてということで、ことしも夏場に集中的に雨が降ったときに、何度か校舎の1階の方にも浸水してきて、また地域の避難場所となっています東小学校の体育館の方にも浸水しかかるような状態になっているということで聞いております。また、非常に雨量が多かったときには、先ほど言いました駅前高塚線の方にも道路が浸水してきて、歩いていても、車が通ればかなり水をかけられたりとか、また、小学校の反対側の方にも浸水していくようなケースもまれにあるということを伺っているんですが、私の方で一応話した以上にもほかの問題をご存じかもわかりませんが、その点につきまして、雨水の排水問題についての現状の報告をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

亀山東小学校グラウンドの排水問題についてでございますが、排水状態が悪く、現在、おっしゃられましたように、大雨が降りますと、雨水がグラウンドや校舎下のピロティーにたまり、学校の学習活動や学習環境等にも影響が出ている状況であります。このことから、抜本的な対策と応急的な対策を織りまぜて対応を行っていく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

では、その改善方法について、緊急にやるやつと抜本的な改善というのをお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小坂直親君）

上田次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

まず、抜本的な対策でございますけれども、亀山東小学校のグラウンド改修計画につきましては、亀山東小学校全体の課題としては、排水路の問題、また教室の増設の問題、グラウンドの改修があるものと考えているところでございます。このことから、まず亀山東幼稚園と県立亀山高等学校の進入路の整備にあわせて、亀山東小学校グラウンドの排水を県道亀山城跡上野町線まで導水するための排水路の整備を実施したいと考えておるところでございます。

次に、亀山東小学校の児童数の増加が見込まれ、教室等の増設が必要となりますことから、まず

教室等増設事業を実施し、その後、グラウンド改修を行ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、応急的な対応としましては、グラウンドの排水を機能回復いたしたいということで、今、障がい者スロープの方から水が流れ出てピロティーへ入っておりますので、そこを少しせきとめるとか、また先ほどおっしゃられました体育館の東に側溝があるんですけど、そちらの方へ水が流れていかないような形になっていきますので、少し水を切って、そちらの方へ流すというような対応をまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどお聞きしたほかに、南側に当たるところに陰涼寺山というのがあるんですけども、あちらの方の下に排水路が以前はあったらしいんですけども、土砂が崩れてその排水路が詰まったりしているという状況があるんですけど、これについては今回の暫定的な措置の中には入っていないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

陰涼寺山の下排水ですけども、現在は陰涼寺山の中心のところから東側は埋まったような状況でございます。西側は現状の素掘りみたいな形で排水路がございまして、その排水が西の方へ流れてっております。そこについては少し原状回復をいたしたいというふうに思っています。東側につきましては、そのまま北側の排水に流れるような形を現状どおり行っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

1階部分の校舎の方に侵入している水というのは、先ほどお話にもありましたように、障がい者用のグラウンドへ上っていく道は排水路の役割を果たして、1階の方に侵入するという話なんですけど、それを具体的にとめるというのはどのような方法を考えてみえるか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

障がい者スロープのところは、まず土のうを置いて、一たんせきとめを行いました。それで随分効果があったように思っていますけれども、少し様子を見たいという形で現在見ているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

土のうを置いて確認していただいて、それでなおかつまだ水をとめることができないときは、地元とか学校に通っている生徒の過ごしやすいような環境づくりに努めていただきたいと思います。

それと、あと排水の問題なんですけど、校舎の増設を終えた後で、運動場の水を亀山高校とか東幼稚園の進入路を使って排水する予定があるというふうにお聞きしたんですけども、民間の企業なんかですと、私も以前勤めていた会社は、土地を広げたりなんかすると、調整池というので必ず一気に水を排出しないようにというので、一たんプールみたいなところにためて、徐々に一定の量を出すというようなことを考えているんですけど、今現在、校舎の方に浸水する水が一気に流れるとなると、予定している排水量をオーバーするとかそういったことも考えられることがあると思うんですけども、その点についてはいかがお考えか、お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

上田次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

まず、排水の流域の関係でございますが、平成22年度にコンサルに委託をしまして、測量と排水の検討の委託をいたしました。その中で、グラウンドの排水を現状に合わせた形でグラウンド整備を行った後、排水をしたときに問題があるのかどうかということも調べていただいて、問題がないという形で報告をいただいております。そういうことですから、現状の排水先を鹿島の方へ流れ出ているのと、新池の方へ行っている方と二通りに分かれて排水が流れ出ておりますけれども、その排水先については、現在の排水先を変えない状況で整備ができればというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

地元の方で、敬老会とか、そういった会合に出ていろんな話をしますと、現在の水が一気に排水路を変えて、またそれが冠水したり、浸水したりすることのないようにということを言われておりましたので、ちょっと確認させていただきました。とりあえず運動場の水、来年また雨季がやってきますので、そのときに問題のないように取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小坂直親君）

3番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

次に、13番 中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

13番 中村でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず大きく1点目ですが、平成24年度の予算編成についてでございます。

まず、予算編成の基本的な考え方と目指す方向ということで、現在、来年度予算編成に向かって着々と準備作業が進められ、ほぼ大枠が決まっているところだと推察するところでございます。

ところで、我が国の現在の経済の状況をちょっと触れてみたいと思うんですが、2008年のリーマンショック、例のサブプライムローンの問題に端を発しまして、このサブプライムローン、リ

リーマンショックというものは、世界でも最たる史上最大の倒産劇といたしますか、皆さんもご承知だと思っておりますが、負債総額があの当時で約64兆円ですか、過去に例を見ないような大変な倒産劇でございまして、世界的な経済危機になったわけでございます。日本もそのころ、平均株価も1万5,000円ぐらいあったのが、リーマンショック以降、たしか半分近い6,000円ぐらいに下がったと思います。かなり株でも大損された方もみえるかと、そういった状況でございました。

以降、景気後退が進みまして、失業率は依然として高く、回復基調は足踏み状態という状況でございます。世界的にも超低金利時代や、また欧州におきましても、ギリシャを初め信用危機、それとユーロの問題等について、今マスコミでもいろいろ騒がれておるところでございます。日本におきましても未曾有の大震災がございまして、一朝一夕には解決しない問題が山積しているのが現在の状況でございます。

こういった中、当亀山市におきましても税収が落ち込んでおるのが現状でありまして、限られた財源の中で諸施策を実施していくために、行財政を取り巻く厳しい状況を十分認識しながら、従来にも増して施策の厳選を徹底して事業の必要性を十分精査する必要があると、そのように考えます。しかしながら、コスト削減、事業の廃止等ばかりに重点を置くことになれば、市の発展や活性化にもつながらず、その辺のバランスが大変難しいところでもございます。

前段が少し長くなりましたが、そこでお尋ねしたいと思います。

現時点での、平成24年度予算編成を大きくとらえて、市長の基本的な考え方と目指す方向につきまして、市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

13番 中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨今の経済状況につきましては、議員先ほどご指摘をいただいたような東日本大震災の影響、あるいは史上最高水準の円高傾向など極めて先行き不透明な状況にございまして、本市におきましても、公債費や扶助費などの歳出増に対し、市税などの歳入増は期待できず、厳しい財政状況になることが予測をされておるところでございます。

このような中で、平成24年度の予算編成につきましては、先行き不透明な財政状況を全職員が改めて認識した上で、情勢の変化に的確に対応しながら、第1次総合計画の実現に向け、平成24年度からスタートする第1次総合計画後期基本計画を着実に推進するとともに、財政の健全化に向け、徹底した行財政改革による選択と集中を基本に暮らしの質を高める施策・事業の優先など、限られた財源を有効かつ適切に活用することといたしておるところであります。

また、まちづくりの基本でございます「市民力で地域力を高めるまちづくり」の一層の推進のため、全庁一丸となって創意と工夫によって最少の経費で最大の効果を上げる施策に力を注いでまいりたいと考えておるところであります。こうした点に留意をいたしますとともに、平成24年度よりスタートする後期基本計画における取り組みを着実に推進するとともに、将来の亀山市を見据えた安定的かつ持続可能な財政運営を念頭に置いた予算を編成いたしてまいりたいと、このような基本的考え方を持っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

選択と集中と、後期基本計画に重点を置いていくと、また、安定的でかつ持続可能な健全財政を目指すとして、そのように理解をさせていただきました。

そこで、2点目にお尋ねしたいんですが、全体予算の大きなポイントと申しますか、それと新規事業への予算配分の予定がわかればお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成24年度の予算編成に当たりましては、「予算編成の考え方」にも重点項目としてお示しいたしておりますが、やはり平成24年度よりスタートする後期基本計画における取り組みを着実に推進することと存じます。そのような中、標準的予算の要求を終え、今後、政策的予算の要求と本格的な予算編成作業に入っておりますが、目玉事業だとか新規事業につきましても、今後、後期基本計画の事業の具現化を図る中で具体化されてくるものでございます。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

今後、具体化されていくということで理解させていただきました。

次に、本年度と比べまして全体の概略予算の規模でございますけど、ことしに比べてどれぐらいであるのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

予算規模のご質問でございますが、本市では、昨年度より目標額の設定といった手法を取り入れておりますけれども、従来から積み上げ方式により予算編成を行っているところでございます。現在、一般会計の標準予算の要求を受けたところでございますので、平成24年度予算総額は把握し切れていない状況でもございます。現在調整中の人件費や各特別会計への繰出金、また、今後予算要求される主要事業に係る経費について、仮に23年度当初予算額と同額で試算をいたしますと、予算総額は200億円を超えることとなるところでございます。今後、本格的な予算編成作業に入りますが、市税収入はもちろん、税制改正を初めとする国政の動向も十分注視しながら、適切な予算編成を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。100%はまだできていないということでございますね。

次に2点目でございますが、予算編成の重点的事項である平成24年からの後期基本計画におけ

る取り組みを着実に推進するというところでございますが、ことしの3月に配付されました亀山市の行財政改革大綱、22年から26年のスパンの計画でございます。皆さんこれをいただいたわけでございます。その中で掲げられておるところであります、大きな基本方針として「自立した独自の政策と仕組みへの転換」、もう一つ「持続可能な健全財政の確立」と、この二つが大きく基本方針として取り上げられております。その改革の中身といたしましては、大きく「歳出構造の刷新」と「歳入改革の推進」とございます。いろいろな手法があると思うんですが、その中で特に力点を置いていく予定のものを含めまして、具体的にご説明をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成23年2月に策定をいたしました亀山市行財政改革大綱において、基本方針の一つとして、持続可能な健全財政の確立を目指し、歳出構造の刷新として標準的経費の削減など4項目を、また歳入改革の推進といたしまして収納対策のさらなる推進など6項目を定めて、行財政改革に取り組むものとしております。

特に具体的な取り組みにつきましては、既に行財政改革大綱実施計画において進捗状況などをお示しいたしておりますが、歳出における平成24年度の予算編成に向けての取り組みといたしましては、標準的経費の削減として経常的な経費の削減に努めることとし、昨年度に引き続き予算目標額を示し、要求するといった手法を取り入れているところでもございます。

また、政策経費につきましては、平成24年度からスタートする後期基本計画を具現化する事業となりますことから、現在、企画部において調整を行っているところですが、財政状況を念頭に置き、行政評価などをツールとしながら、選択と集中により重点化を図ることとしております。

一方、歳入につきましては、市税収入や税外収入の確保に努めることはもちろんでございますが、現状の経済情勢の中においても、やはり大幅な税収入につながる企業誘致といったものを進める必要があるものというふうに存じます。また、基金の有効活用として、財政調整基金や減債基金を活用するほか、一部基金の取り崩しにより、平成24年度に実施いたします具体的な事業への充当などを図ってまいりたいと考えてございます。そのほかにも広告収入といった新たな財源確保にも取り組むものでございます。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

次に、行革大綱の中で表現してあるんですが、行政評価と事業仕分けをツールとしながら徹底した事業の見直しを行うといった表現がございます。それぞれ行政評価の結果とか、事業仕分けの結果をどう考え、どういうふうに予算に反映させて、具体的にどのように見直していくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

行政評価につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、平成24年度からスタートする後期基本計画をより具現化するための事業精査を行う中で、特に主要事業につきましては行政評価を行っているところから、その結果を踏まえた中で事業の見直しを行うとともに、施策の優先順位を決定し、重点化を図っていくものとしたしております。

また、事業仕分けにつきましても、その結果を受け、それぞれ所管室において事業手法の見直しなど事業精査を行い、予算に反映させてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。

次に、これもこの行革大綱の中に示してあるんですが、各部においてシーリングを実施し、一定の枠の範囲での予算編成を行うとあります。高度成長期のときのように、自然増収により余裕があった時代と財政構造が異なっておる今の状況の中で、単なる一律カット方式というのも考えにくいと思います。また、継続事業等につきましてはサンセット方式とか、十分考慮すべきものであると、そのことも考えておるところでございますが、今回シーリングを実施するに当たって、マイナス何%のシーリングを行ったのか、それともゼロベースのシーリングなのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

歳出構造の刷新のうち標準的経費の削減の取り組みとして、各部でのシーリングの実施を掲げているところでございますが、本市のような5万都市での予算規模におきましては、例えば各部または室単位で一律の削減目標を立てることは、市民生活への影響を考慮しますと難しいものというふうに認識をいたしております。このことから、先ほども歳出構造の刷新において少し触れましたが、本市におきましては、過去の決算額や予算の執行状況をかんがみ、目標額を示し、一事業一工夫を加えた事業精査を行った上で予算要求をするといった手法といたしております。

とりわけ平成24年度の予算要求に向けては、標準予算において、工事関係や新規事業などを除く、特に経常的な経費については、本年度の5%の削減に引き続き、1%約5,000万円の削減を図ることとし、目標額を設定したところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

シーリングにおいては各部署での優先順位が求められることも考えられますし、小さなセクションまでシーリングがなかなか不可能だと、そのようにも思います。

また、先ほど言われたように、経常経費の削減も無理があるということでございますし、1点だけお尋ねしたいんですが、これも当然だと思うんですけど、政策予算等はシーリングの対象外と考えてみえるのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

政策予算、主要事業につきましては、こういったシーリングの対象外、別枠というふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

次に三つ目でございますけど、予算編成の基本的事項の中に、歳入の見積もりについては経済情勢や国・県等の予算編成や地方財政対策の動向にこれまで以上に注意を払い、特に税収が減少する中、先ほど部長がこれもお触れになりましたけど、税外収入、新規財源も含むということで、その税外収入に積極的に努めるという表記があるわけでございますけど、税外収入といいますのは租税収入以外の収入と考えておるところでございますし、各種いろいろあると思います。保育料やほかの徴収金とかいろいろあるところでございますけど、また一方では、これもちょっとお触れになったんですけど、例えば有料広告の事業も行っている市町村もあると聞いておるところでございますが、ここで新規財源ということが記述されておりますので、具体的に税外収入の確保についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

税外収入の確保につきましては、長引く不況などによる景気の低迷によりまして税収入の増加が期待できない状況下でありますことから、国・県支出金については、現時点では不確定要素も多いところですが、常に情報を収集し、積極的な確保に努めるものでございます。

また普通財産、国有財産の譲与により、赤道等行政財産として利活用が見込めない財産についても、引き続き売却処分や貸し付けを推進することといたしております。

なお、新規財源につきましては、現在、広告導入事業について庁内協議を進めておりまして、来年度においてホームページへのバナー広告について、試行的ではございますが、導入に向け準備を進めているところでございます。

また、使用料など税収入以外の債権、いわゆる私債権でございますが、これの適正管理のために、仮称ではございますが、亀山市の私債権の管理に関する条例の制定といったことに向け、検討を進めているところでもございます。

このように新たな収入、財源を生み出すことはさらなる収入確保につながり、新たな施策展開に向けた可能性を生み出すことにもなりますことから、積極的な財源確保に努めるものでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

税収が不足する中でいろんな努力をやってみえるというのは理解させていただきました。特に国有財産の売却や広告事業に挑戦してみるとか、今後、一生懸命やっていただきたいと思います。

いろんな手法があると思いますが、税外収入でたくさんの財源を得るということは非常に難しい

と考えますけど、いろいろ頑張っていたと理解させていただきました。

4番目でございますけど、緊急雇用対策に配分される総体事業費ということでございます。

緊急雇用対策事業につきましては、本年度もハローワークといろいろ連携を図られまして、労働相談等、また窓口の開設や種々行ってみるところでございます。なかなかその成果が見えにくい面もあるわけでございますが、まず23年度の雇用対策事業についてどんなものがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在、当地域の雇用・失業情勢は、ハローワークへの求人数などを見てみますと、このところやや持ち直しの動きはあるものの、依然として厳しい状況下にあるというところでございます。このことから、引き続き国、県、市が連携して就労支援に取り組むということで考えてございます。

本年度の雇用対策といたしまして、国の制度を活用した緊急雇用対策事業において、16事業で延べ55人、ふるさと雇用再生事業において、2事業で延べ5人の方の雇用を確保いたしまして、対象事業費として6,400万円になる見込みでございます。緊急雇用対策事業の取り組みの中の事業の例を挙げてみますと、関宿の観光駐車場の管理事業とか、不法投棄の回収事業、緑地等の環境美化事業などがございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

本年度は16事業6,400万ということで、いろいろ事業をされていると理解させていただきました。

この本年度を踏まえて、平成24年、来年でございますが、緊急雇用対策事業に配分される総体事業費でございますが、どれぐらいの規模を予定されているのか、わかればお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

国が行っております緊急雇用創出事業につきましては、当初は21年度から本年度までの3カ年間の実施という形で創設をされたものでございますが、東日本大震災の影響により雇用情勢が悪化したため、対象とする事業分野を限定するなどして、平成24年度まで延長されるということになりました。さらに、先般、国の第3次補正予算成立に伴いまして、震災対応事業の要件が拡充もされたところでございます。そんな中で、事業費についてでございますが、昨年度についてやや減少する見込みでございますが、現段階で聞き及んでおりますのは、およそ来年度で4,000万円というふうに聞いているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

この緊急対策事業というのは国直轄のものが多いと聞いております。そういった中、1年間延長されるようなご答弁でございまして、来年も4,000万の事業費が出るといったところで、ちょっと安堵したところでございますが、市民生活を支援し、市民が安心して暮らせるまちづくりの実現のためにも、市単独でも雇用対策に関しましては力を今後傾注していくべきだと考えるところでもございます。

それでは、次に行きます。

5番目の地域自主戦略交付金、つまり一括交付金のことでございます。国の地域主権改革のことでございますが、さきの地方分権改革推進法のもと、平成19年、内閣府に地方分権改革推進委員会が設置され、これらの勧告の中で、国と地方の役割分担の考え方や基礎自治体への権限移譲等、地方財政に関する抜本的な改革の必要性が論議されてきたところであります。

こういった中、地域の主権の確立を目指すということで、平成22年、昨年でございますが、6月に地域主権戦略大綱が閣議決定されたところでございます。その後、平成23年、本年でございますが、地域自主戦略交付金が創設されたということでございます。その経過の中で、来年、平成24年度においては、とりあえず都道府県が対象となり、市町村では都道府県に続くような政令指定都市を対象として導入されると、そのように聞いております。他の市町につきましては、亀山市を含め、意見を聞きながら検討を進めるといった方針だそうでございます。

このことについて、先般、6月23日に地域自主戦略交付金に関するヒアリングというのが、たしか全国市長会の際、東京で行われたと聞いております。これがヒアリングの資料でございますけど、多分、櫻井市長もご出席されたと思うんですが、この件につきまして地域自主戦略交付金、つまり一括交付金のことでございますが、市長としてはどういう考え方、ご見解を持ってみえるのか、お尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員お尋ねの地域自主戦略交付金、これは、ご案内のように地域主権戦略大綱に基づいてひもつき補助金を段階的に廃止していこう、地域の自由裁量を拡大させるために創設されたものだというふうに考えております。

第1段階といたしましては、平成23年度は都道府県を対象に社会資本整備総合交付金などの投資補助金の一括交付金化が実現をされたところです。一方で、市町村への一括交付金の導入につきましては、当初の行程では平成24年度に実施されるというふうに伺っておったところでございますが、現時点では不明確な状況となっておりまして、一部におきましては、平成24年度は政令指定都市までの導入になるとの報道も先般ございました。この本交付金制度でございますが、市独自の知恵や創意が生かされるものと考えておりますことから、現在、策定を進めております後期基本計画に示す施策等の実現に最大限活用してまいりたいと考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

市長がご答弁されたように、まだ不透明な部分があるということでございます。平成24年につきましても、市はまだまだ対象になるのは先のような感じもします。しかしながら、こういった一括交付金制度というのは、地域のことは地域で決めると、地域主権を確立するために、先ほど言われた国から地方へのひもつき補助金を廃止して、基本的に地方が自由に使えるようにすることでございます。国・県の枠にとらわれずいかなる政策、極端に言いますれば、どれだけの予算を投入してどのような地域を目指すのか、住民自身が考え、決めることができるようにデザインされなければならないということでございます。これによって、地域の知恵や創意が生かされるとともに、効率的な財源活用をすることが可能になるということだそうでございます。

これからのことでございますけど、全国的にもこういった動きが活発になっていくと考えるところでございます。市長もこのことに関しましては積極的に取り組んでいただきまして、地域主権の確立のためにも頑張っていたいただきたいと要望するところでございます。

それでは、大きく2番目に行きたいと思えます。

関ロッジにつきましては、以前、年度当初ごろにも質問をしたところでございますが、ここ数年間、国民宿舎につきましては、関ロッジ在り方検討委員会や、議会サイドにおきましても、公営企業経営問題特別委員会が立ち上げられまして、提言書も出しているところでもございます。そういった中、不況の影響も受け、経営面でもロッジはかなり厳しい状況になっているのが現実でございます。この数年間の流れを踏まえた関ロッジの現状についてお尋ねしたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

関ロッジの現状ということでございます。

昭和42年開設以来、四十数年が経過し、その間、関係者のご尽力により、順調に推移してまいりました。しかし、ここ数年、経営収支が悪化するなど、開設当初に比べて社会情勢も大きく変化し、関ロッジを取り巻く環境や施設の老朽化、並びに利用者ニーズの高度化など、関ロッジ運営に関して非常に厳しい状況となっております。

このような状況の中で、平成19年、先ほども議員のご指摘のとおり、耐震強度診断の実施、有識者や各種団体及び市民からなる関ロッジ在り方検討委員会の設置、また平成20年度から22年度にかけて市議会による公営企業経営問題特別委員会が設置されるなど、さまざまな調査・検討から提言をいただいております。その提言は、関ロッジの状況及び今後の運営面から多額な耐震対策を含めた施設の機能及び採算性について、一方、民間活力の導入による効率的な経営を求めるなど、関ロッジの今後のあり方を検討する内容でございました。

このようなことから、平成22年度において民間活力の導入の可能性を探るため、亀山市国民宿舎関ロッジ運営手法検討調査業務を実施いたしました。その内容は、ここ数年の利用状況を初めとする関ロッジの厳しい経営状況を示し、民間事業者に対し、さまざまなケースを想定したヒアリングを行い、民間事業者の参入意思を確認したところでございます。その結果、現状の民間参入は非常に厳しい結果となっております。以上が現状でございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

なかなか民間業者の参入も難しい、経営面でも厳しいという状況でございます。

そこでちょっとお尋ねしたいんですが、国民宿舎は全国でもいろいろたくさんあると思うんですが、ほとんどの国民宿舎の経営が行き詰まって、廃止になったところも多いと聞いております。そういった中、今の全国の状況がわかれば、わかる範囲でお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

全国の国民宿舎の現状ということでございます。国民宿舎は、昭和31年、風光明媚な観光地や自然公園内で保養や休養を目的として、安価でだれもが利用できる宿泊施設として国民宿舎の制度が始まり、ピーク時には400を超える公営の施設が全国展開してまいりましたが、平成15年度に制度の廃止、さらに市町村合併や厳しい社会情勢など、近年では120ほどに減少し、その中でも、経営方針も直営から指定管理者制度への移行が80%を占めるようなことになり、民間活力の導入が行われるなど、全国の国民宿舎を取り巻く環境は大きく変化しているのが現状でございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

400あった国民宿舎が120と、4分の1に減っておるということで理解させていただきました。

そういった中で、関ロッジは存続して、ずうっと黒字を出してきたわけございまして、いろいろ職員の方の努力があったと推察するところでございます。

次に二つ目でございますけど、耐震補強ということでございます。関ロッジは新館と旧館がございます、東側と西側ですけど。新館は、耐震診断をされたときにほとんど問題がないということを知っております。西側の旧館の方は昭和42年の建設ということで、約45年経過しておるわけでございます。平成19年度に、先ほどちょっとお触れになりましたけど、約300万ほどの予算を使われて耐震診断を行われたと聞いております。その耐震診断の結果は、西側の旧館に関しては耐震強度が不足しているという中で、その結果が出てから5年経過しておるわけでございます。たまたま当地に大きな震災がなく、影響もなかったのも、この5年間は無事に来たわけでございますけど、東日本の震災等、現在いろいろ防災対策のことにも、市民の皆さんも安全を守るという観点から大変関心が深くなっている中で、耐震ということに関しまして、特に関ロッジでございますけど、市内の公共施設はほとんどが耐震工事も行われ、そういった状況はわかっておるわけでございますけど、耐震ということに関してどういった考え方を持ってみえるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

関ロッジの耐震に関してでございます。関ロッジの本館は、先ほども議員ご指摘のように、昭和42年に建築され、旧耐震基準により建てられております。平成19年度において、現行の耐震基準に照らし合わせるため耐震診断を行い、耐震性の有無を確認したところでございます。その結果

は、耐震強度指標としてI s値であらわされ、その基準がI s値0.6以上となっておりますが、これに対し、関ロジの調査の結果でございますが、一部では上回るものの、全体的には満足する結果に至らず強度不足となっております。このことから、耐震対策として2億円ほどの多額の費用を要すること、近年の関ロジの経営状況の悪化など厳しい状況の中で、さまざまな調査・研究を重ねているところでございます。安心・安全の面からも耐震対策は必要不可欠と認識しておりますが、厳しい経営状況の中を踏まえ、最善の方法を見出す努力を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。耐震補強と耐震診断というのは両輪のものでございまして、強度が不足で危険な場合は、早急に補強工事をするべきだと考えるところでございます。

先ほど耐震診断を19年度にされたというご答弁でございまして、平成19年度の耐震診断は、耐震診断でも1次診断、2次診断、3次診断とございます。そういった中で、特に2次診断が公共施設はよく用いられると聞いておるところでございますが、その内容でございまして、具体的にお尋ねしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

稲垣支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

19年度の耐震診断の内容ということでございます。耐震診断の方法につきましては、先ほども議員がおっしゃられたように、公共施設で最も多く用いられている第2次診断により行いました。その調査内容につきましては、コンクリートと鉄筋の寸法からの耐力やコンクリートの圧縮強度を知るためのコア抜き及び中性化試験、ひび割れ、漏水、鉄筋さびなど、建物の劣化状況を建物の各階層ごとに細かく調査するものでございます。その結果、先ほども申しましたとおり、全体としてI s値0.6未満となり、強度不足になっているということでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

耐震工事も2億という多額な予算が必要ということは、以前もお聞きしたことでございますが、東海・東南海・南海地震がいつ起こっても不思議でないような状況の中で、今後、早急に善処されることを要望させていただきたいと思っております。

3番目でございますが、今後の方向性と考え方ということでございます。

前段でも申し上げましたとおり、公営企業経営問題特別委員会における提言書の中では存続の方向で行くということが決定しております。東海・東南海・南海地震がかなり高い確率で近いうちにかかる可能性が高いといった中、安心・安全が強く叫ばれて、防災意識が強まっている昨今でございます。こういった状況の中で、市民の皆さんの地震に対する意識も随分、以前よりは変わってきていると考えております。特にこのロジに関しましては、コストパフォーマンスも大事なんですが、それよりも安全を重視するのが大変重要なことだと考えるところでございます。

こういった状況下、以前に関ロジの方向性につきまして市長にお尋ねさせていただきました。ご答弁といたしまして、関ロジの耐震の状況、安心・安全ということは当然大事なことであり、ということで、このことを含めて、今後の経営に関して本年度中に基本的な方向と考え方を示すといった回答をいただいております。本年度もほんの少しでございます。また、後期基本計画との整合性も考慮すべきだと考えるところでもございます。そういった中、現時点で方向性がある程度わかるようでしたら、市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員お尋ねの関ロジの今後の運営の方向性並びに考え方につきましてなんですが、これまでの調査・検討、あるいは提言をもとにさまざまな角度から宿舎の今後のあり方について検討いたしてまいりました。平成22年度で実施をさせていただいた運営手法検討調査報告書は、6月に議会の方にもお示しをさせていただきましたが、その結果は、現状での民間参入は困難であると、大変厳しい結果というふうになったところでございます。これらも受けまして、これは先ほど少し触れていただきましたが、多額の費用を要する耐震対策も課題であろうと考えておりまして、従来工法のほか、近年の技術進歩によります新工法などさまざまな角度からの耐震手法の検討を重ね、比較的費用をかけることなく耐震補強が可能かどうか、こういう検討もいたしてまいりましたところでございます。あるいは、公によります施設経営は限界があると考えておりますので、指定管理者制度の導入など、それから国民宿舎事業として有しております財源の有効活用・運用など、これらにつきまして、現在、庁内においてその手法の確立に向けて整理を行っておる段階でございます。

一方で、後期基本計画におけます今後の行政経営、行財政改革の推進において、厳しい経営状況にある国民宿舎関ロジについては、民間活力の導入など新たな経営形態に向けた取り組みを進めると、このように方向性を明記させていただいたところでもございまして、従来申し上げております、今後早い時期に、議会の皆様、市民の皆様にお示しをさせていただきたいと、現在そのように考えておりまして、いずれにせよ、その手法につきまして庁内で現在検討を進めておるという局面でございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。

ご答弁の内容から推察いたしまして、具体的なお答えはもちろん今としてはあれなんですが、年度末には見通しが明るいご返事を聞かせていただければというふうに理解してもよろしいでしょうか。それだけちょっと1点、お尋ねしたいと思うんですが。見通しが明るくなるのか、その辺ですね。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いずれにいたしましても、さまざまなハードルがあろうかと考えておりますけれども、さまざまな視点から検討させていただいて、今の局面が打開できるような方策について、一定の考え方を年

度内にお示しをさせていただきたいと考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

耐震の問題もいろいろあります。そういった安全・安心の面からも、耐震補強を含めて明るい方向に検討していただきまして、年度末にはいいご返事を期待しております。ひとつよろしく願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

13番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時17分 休憩）

（午後 2時27分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、通告に従いまして順次質問させていただきますので、答弁につきましてもよろしくお願いをいたします。

最初に、平成24年度の予算編成方針に基づきまして、その基本的な考え方について2点質問させていただきます。

まず1点目に、平成24年度の予算編成の特徴点についてお尋ねをいたしたいと思います。

この23年度の予算編成方針では、財政改革の基本方針に基づく最初の予算編成として、目標である平成26年度における財政収支の均衡、要は20億円の財源不足を解消するんだと、その達成を行うための初年度みtainな位置づけで書かれてございました。今回提出されております平成24年度の予算編成方針を見ますと、後期基本計画を着実に推進するということと、先ほど中村議員の答弁にもありましたが、財政の健全化や徹底した行財政改革による選択と集中ということが基本姿勢となっております。平成22年度策定されました亀山市行財政改革大綱の財政改革の基本方針に基づくとした、この23年度の方針から、今回お示しの24年度の方針では、この点については何ら触れられておりません。そういう意味から言いますと、平成24年度の予算編成の特徴点について、改めて確認をいたしたいと思います。特に、今、23年度から変化した部分について確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

20番 竹井道男議員に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成24年度予算編成に向けての考え方につきましては、先ほど中村議員のご質問に対し、市長

よりご答弁をさせていただいたところでございます。その中で、平成24年度の特徴点とはとのお尋ねでございますが、厳しい財政状況といった点で23年度と大きな変化はございませんが、基本的な考え方の重点的事項でもお示しをいたしておりますが、昨年度に引き続き、行財政改革大綱に掲げる歳出構造の刷新、歳入改革の推進について、着実に推進することはもちろん、やはり平成24年度からスタートする後期基本計画に掲げる取り組みを着実に推進するための初年度の予算として、極めて重要な予算であることを各部局に通知をいたしたところでございます。そういったことから、基本的な事項につきましても、より詳細に指示いたしたところであり、平成22年度の決算の分析と事業成果等の検証に当たるとともに、歳入にあっては経済情勢や国政などの動向を、これまで以上に注意を払うほか、税外収入の確保についても積極的に努めることといたしました。

また、歳出におきましても、安易に前年度の実績等にとらわれることなく、経常的経費などを削減するほか、各部局が所管する経常的、定型的な事業は分析・検証を行い、経費の削減を図ることなど、これまで以上に詳細にわたって通知いたしたところでもございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今、お話を聞いていてもほとんどが多分昨年と一緒に、大きな変化点とすれば、後期基本計画が最大のポイントだと思うんです。ただ、私が確認をしたかったのは23年度のぎりぎり、22年度の3月に編成をされたこの行財政改革、この後でも少し、2番目でも中期財政計画の確認をさせていただきますが、23年度はその初年度だと、要は5億円赤字が出るから。要するに、20億というものを何とかひねり出すんだという最初の年であるというのが大きなテーマであったと。ところが、この24年度には全くその言葉がどこかに消え去ってしまって、後期基本計画を着実に推進すると。でも、バックボーンとしては、その中期財政計画があるのか、ないのかということだと思うんですね。これは、次に質問をさせていただきます。やはり、今回消えたというふうに私は見ざるを得ないのかなと。詳細にわたって書かれたということで、確かに昨年は一枚物だったのが2枚ぐらいに分けて細かく整備はされてきたと。ただ、バックボーンとしてのその中期財政計画という言葉がないというところに関しては、やはりある意味ここが特徴点だったのかなという、これは皮肉めいた話になりますが、やはり少しその部分がぼけてしまったということは、非常に何か後期基本計画だけが特徴点だったのかという印象を持たしてもらっています。細かくは、また3月の予算でも議論がありますので、少し特徴点の見方は、今答弁があったものとは若干違うのではないかなと。消えたことが特徴点ではないのかという判断をしている。

それからもう1点、詳細に書かれたということで、特に今回標準予算と政策予算を区分して調整するというようなことが書いてあります。先ほど中村議員の答弁でも、当然標準予算と政策予算を分けて精査をしているんだというふうなご答弁ございましたが、今回ここは特に、逆に今度は明記されているという、何かそういう部分では明記するような必要性があったのか、新たなそういうふうな考え方があって、あえてここにこんな記述をされたのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成24年度の予算編成の基本的な考え方に示します標準予算と政策予算の区分による調整でございますが、これまでから、これらの区分により予算編成を行ってきたところでございます。今回につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、少し細部にわたって通知をさせていただいたといったこともございまして、議会の方にもお示しをさせていただいたといったところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

細部にわたるということで記述したということでは理解をさせていただきます。

次に、2点目に、後期基本計画と中期財政計画との整合ということでお尋ねをしたいと思います。

9月の定例会で服部議員からも同様の質問があって、後期基本計画に整合を図るということで見直しをしたいと思いますというふうな答弁があったように記憶をいたしております。改めて、今回私の方からも、今回の後期基本計画の策定に伴って、後期基本計画との整合を図るために中期財政計画は見直しを行うのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成22年3月にお示しいたしました中期財政見直しにつきましては、これまでからご指摘もいただいておりますが、昨今の社会経済状況などから、市税や地方交付税などによる歳入増、また財政調整基金残高などで、実際の数値との乖離が生じてきているところでございます。今後、後期基本計画に掲げる施策を実現するため、また適正かつ健全な財政運営を行っていく上においても、将来を見据えた財政フレームが必要であると認識をいたしているところでございます。このことから、財政見直しにつきましては、現在策定を進めております後期基本計画に位置づけられる施策に基づく事業との整合を図った上で見直しを行い、新年度予算にあわせてご提出すべく、現在策定を進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

後期の計画にあわせて現在見直しを行っているということではございます。

22年度に策定をしたといっても22年の3月ですので、現実はこの中期財政見直しを引っ張ってきた年度は23年度だけだったと思うんです。先ほど部長からも答弁ございましたが、策定されたときと大分乖離が出ていると。財政調整基金の残高も随分予定より多くなっている、それから市税収入も少し開きがある。さまざまな収入に見合う部分の乖離が生じてきているということも、一つの事実だろうと思うんです。ですから、今の答弁、後期の基本計画にあわせて見直すのかというふうな質問をさせていただきましたが、まずその前提には、既に中期財政計画の選定となった部分の数字が、もう既に見直しに入っている時期なんで、1年で見直さざるを得なくなったというふうな印象を持っているんですけれども、それと後期基本計画がまたさらに追加をされて、2段の見直しというふうな印象を持っておりますが、この基金残高とか市税収入等の要因、この辺の中期財政

計画をつくられたときの状況と、それから現段階での状況、このような要因の分析はされておられるのかどうか、2回目の質問をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

議員ご指摘のとおり、22年度に策定をいたしました中期財政見通しにつきましては、策定時と現在の財政状況におきまして乖離が生じているところでございます。市税につきましては、22年度の決算額、約123億4,100万円でございますが、中期財政見通しでは117億6,100万円で、約5億8,000万円の増加となっているところでございます。また、23年度におきましても、今議会に市税2億5,600万円の増額補正を提案しているところでございます。主な要因につきましては、法人市民税で製造業など、一部事業者で業績向上などにより増額となったところです。また、固定資産税のうち償却資産につきましては、液晶関連産業や自動車製造業などの一部事業所において、予想以上の設備投資が見られたこと、リース業者等々により主な増額の要因となったところでもございます。また、地方交付税につきましては、中期財政見通し特別交付税が見込んでございませんでしたが、決算では歳入が見込めまして4億2,300万の増額となっているところでもございます。

次に、財政調整基金でございしますが、中期財政見通しにおけます22年度末の残高は30億円を見込んでおったところですが、約45億円の残高となったところでございます。これは、剰余金の積み立てのほか、歳入においては市税収入や地方交付税の増額、一方歳出においては不用額等により財源に余剰ができたことによるものでございます。中期財政見通しの見直しに当たっては、このような財政状況を十分踏まえるととともに、今後の市税収入の把握や、社会経済状況の変化への対応、また税制改正を初めとする国政の動向などを十分注意をいたしまして見直しを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

中期の財政見通しの計画時期がちょうどリーマンショックの直後であって、相当厳しい状況の中でつくられて、それはそれで一つの基準だと思うんですけども、それよりは亀山市の企業の動きというものがもう少し早かったんだというふうな理解をいたしておりまして、そういう中で、中期財政見通しは後期基本計画がなくても多分見直す時期には来ていたのではないかな、そんな印象を持っております。そうなりますと、先ほど予算編成の特徴点をお伺いいたしましたけれども、23年は20億の解消を図るんだということは、23年のときには20億の解消を図ると、24年は後期計画にあわすというふうに書いてありますけれども、私は24年度の予算編成方針の中には、やはり中期財政見通しの見直しも1本ほうり込んで、その中で新たな中期財政の見直しを立てるんだということも書くべきじゃなかったか、一番そこが特徴でなかったのかなというふうに考えますが、見解があれば確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

予算編成を行っていく上で、財政見直しにつきましては必要不可欠なものであると認識をしているところでございます。ご質問は見直しについて、24年度の予算編成の考え方で触れるべきとのことですが、議員ご案内のとおり、行財政改革大綱におきまして、中期財政見直しについては後期基本計画にあわせて見直しを図るといったことを記載していること、またこれまでから議会を通じ見直しについてご答弁をさせていただいており、十分認識されているものとの考えから、あえて記載は行わなかったものでございますが、先ほどもご答弁を申し上げたとおり、中期財政見通しが現在の財政状況と大きく乖離をしていると、上向きの乖離というふうに理解をしておりますけれども、これが生じておりますことから、より24年度予算の方向性を示す上でも記述すべきであったとも考えているところでもございます。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

要は、特徴点のとらえ方だと思うんですね。やはり、一番大きいのは後期基本計画ではなくて、財政収支も変わってきたんだということ、そこをとらえて、じゃあどれだけ絞り込むんだとか、新しい新規事業にその財源をどう当て込むんだと、だからそこに後期計画の実施計画が生まれてくるんだと思いますけれども、私は少し入り口のところで記述がずれていたんじゃないかなというふうに考えます。

それともう1点、大事なこととして、この中期財政計画を出されたときに、25、26年度の歳入見込みを約170億円というふうにしてございます。それも変わったとは言っておりますが、それを亀山市の身の丈に合った予算規模とするんだということが明記されていると。今回、後期基本計画実施以降で中期財政計画の見直しが当然あるわけですが、この約170億円の予算規模というものは踏襲されていかれるのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

行財政改革大綱における財政改革の推進では、歳入構造の刷新、歳入改革の推進の両面からの取り組みによりまして、平成26年度における170億円から180億円程度の財政収支の均衡を目標としております。一方、液晶関連企業の新規設備投資などによりまして、市経済の活性化や市税収入の増加など、市の財政・経済情勢に変化が見られて、明るさが見えるところでもございます。現在、こういった財政・経済情勢を考慮しながら中期財政見通しの見直しを進めているところでございます。今後、平成23年度の決算見込みや平成24年度の予算編成を進める中での総額の把握、また財政改革の推進の目的でもある平成26年度の財政収支の均衡といったことも視野に入れながら、見直しを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

私は、5万人都市の財政規模というのは何回か質問させていただいて、大体180億円ぐらいだ

ろうというような答弁もいただいております。ですから、私はやっぱりコアは変える必要はないんじゃないかな、その上に政策予算をのせればいい話であって、ここの規模を変えてしまうと、ある意味標準予算みたいな、経常的なものまでふえてしまう危険性があるので、やはりここはもう少し議論が必要かなと。3月の予算編成のとき、もう一度ここについては、考え方の議論をさせてほしいと。私は、やっぱり170億円規模というのは、守るべきだろうというふうなことは指摘したいと思います。

次に、大きな2点目に、医療センター経営健全化の取り組みについて、大きく3点質問させていただきます。

まず1点目に、地域医療再構築プランの進捗についてお尋ねをいたします。

地域医療再構築プランは、平成22年度から25年度までの4年間を計画期間といたしております。あわせて、公立病院改革プランも平成21年から25年までの5年間を計画期間とし、改革集中期間として経営改善に取り組んでおります。同じような目的を持った二つのプランによって、現在医療センターは健全経営化を目指しておりますけれども、今回、地域医療再構築プランの中で医療センターにかかわる部分がございますので、その内容を確認させていただきます。

まず最初に、地域医療再構築プラン基本戦略2に医療センターの健全経営化と救急医療提供体制を掲げております。具体的には、九つの項目を上げて取り組むこととしております。約2年ぐらいが経過をいたしておりますが、これまでの取り組みの進捗について確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

地域医療再構築プランにおける三つの基本戦略のうち、医療センターの経営健全化と救急医療提供体制の取り組みの進捗状況につきましては、病院経営の健全化を初めとして、総合医・看護師の確保など、9項目の具体的取り組み項目を定めております。このうち、主に医療センターが所管いたします8項目につきましては、さらにその達成のため、医師派遣事業者の活用など26の実施項目を掲げており、現在まで20項目77%の実施、または検討済みとなっており、残り6項目につきましても、目標年度までの実施に向け取り組み中でございます。

なお、実施または検討済みのうち主なものといたしましては、三重大学への寄附講座設置や、大腿骨骨折や脳卒中の患者を地域の医療機関から計画的に受け入れる地域連携クリティカルパスの活用・拡大、それから院内保育所整備の検討、これにつきましては待機児童館の一部として来年1月4日をオープン予定としておりますが、さらに看護師修学資金の増額などがございます。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

9項目の取り組みのうち、8項目を26のプランに分けて77%の進捗ということでございますので、確認をさせていただきます。

特に、寄附講座についてはこの後また確認をさせていただきたいというふうに思います。その中で、再構築プラン、細かくは今回ここの部分は確認をいたしませんが進捗だけですので、再構築プランを見ますと、室長級における地域医療再構築ネットワーク会議というのを設置して、進捗管理

を行うというふうにいたしております。所管事務調査では、この前の説明では地域医療推進ネットワークというものが示されておりまして、二つの組織を耳にしたわけですが、これらは同じ組織で今運用されているのか、全く違う組織なのか、進捗管理の組織について確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

地域医療再構築プランの進捗管理の組織につきましては、プランの中では室長級によります仮称地域医療再構築ネットワーク会議の設置が記載されておりましたが、より強固に庁内連携を図るため、部長級による亀山市地域医療推進会議と、そしてその補助機関として室長級で構成します地域医療推進ネットワーク会議を設置しております。具体的には、地域医療推進ネットワーク会議が各取り組みの進捗管理を行い、その中で大幅な方向修正等の必要性が出てきましたら、部長級の地域医療推進会議で検討の上、プランの見直し、そういったものも含めまして庁内協議することといたしております。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

二つの組織をつくったということで確認をさせていただきました。

この後、寄附講座とか改築というんですか、その辺も聞かせてもらいますので、ある意味大きな政策変更みたいなものがあるわけですが、今回進捗管理の方法だけ確認をさせていただこうと思います。

ただ1点、9月定例会に取り組みの一覧表も提示がされておりますが、表だけというんですか、表にコメントというふうなものがあるって、ただ、これだけ二つのプランをもって動いている、特に病院関係について動いているということからいくと、もう少し細かな取り組みの内容があってもいいじゃないかなというふうな、それは健康福祉部なのか、医療センターなのかよくわかりませんが、やはり進捗の管理とともに、どんな状況に今いるんだという、取り組んだ、取り組んだだけでは、結果じゃありませんので、取り組むのが結果ではなくて、どんな結果が出たんだということが、まだ指し示されていないような気がします。ぜひ、その辺については今後も関連する教育民生委員会あたりにはきっちり、それかもう決算時期には、やっぱり一番重要なテーマですのでお示し願えるように、これについては要望いたしておきたいと思います。

それから、次に大きな2点目として、寄附講座の状況についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど事務局長からも寄附講座に取り組んでいるというふうな話がございました。これは、もう、当然ご承知のとおり、三重大学へ寄附講座をお願いいたしております、本年度より3カ年を目途に三重大学地域医療学講座の運営費として寄附を行っている事業でございます。この寄附講座の内容では、地域医療研究の講座ということで、年間3,120万円の寄附を行っていて、期間は23年度から25年度の3カ年。さらに、この寄附講座の延長として、医療センターへの総合診療医師及び整形外科医師の派遣による診療支援が行われるということで、この23年度は6月から取り組みが始まっております、寄附額は途中からということで、2,600万円の支出がされております。

この寄附講座の状況について、4点ほどお尋ねをいたしたいと思います。

まず最初に、医師派遣での診療体制の効果についてお尋ねをいたします。

現況報告でも触れられておりまして、総合診療科及び整形外科の医師3名が常勤をして、診療体制が充実したんだと。昨年同期比で外来入院、救急車による受け入れ患者、手術件数、それぞれ増加したというふうな報告が記載されておりました。改めて寄附講座によつての医師派遣での診療体制の効果について確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

寄附講座に関しまして、特に医療センターに関する部分ということでございますが、寄附講座の設置によりまして、三重大学総合診療科の医師2名、さらには整形外科の医師1名の計3名が常勤配置されておりますほか、この寄附講座設置に伴い、さらに三重大学との連携が深まりましたことによりまして、非常勤の総合診療科の医師2名などの診療支援を得ております。このような診療体制の充実によりまして、先ほど議員がおっしゃられたとおり、入院・外来・救急対応患者数や手術件数の増加につながっておるものと考えております。

また、これは寄附講座関係でございますが、本年9月には厚生労働省より臨床研修を行う病院としての指定を受け、医学部卒業後の医師としての基礎的な知識、手技の取得などの初期研修を受け入れることが可能となりました。本年度は、三重大学医学部第1学年、第5学年、第6学年の学生を病院実習として受け入れており、今後はこの初期研修も積極的に受け入れてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

寄附講座による医師派遣での効果については、要は医師の派遣という部分では非常に充実してきたということで確認をさせていただきます。

次に、その影響による損益の効果について確認をさせていただきたいと思います。

11月の所管事務調査の説明では、6月の寄附講座開始以降、8,500万円の医業収益が増加をしたというふうな報告がございました。改めて、寄附講座開設以降、特にこの医師の派遣がありますので、先ほどの医師派遣の効果に連動して、医業への効果について確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

寄附講座の開設に伴う診療体制の充実によりまして、収益的にも増加しております。本年度9月末と昨年度同時期の比較によります増収額8,500万円の内訳といたしましては、入院収益約6,000万円、外来収益約1,850万円、その他個室料や脳ドックなどで650万円となっております。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

医業収入として、昨年同期比で8,500万円の増となったんだということでございます。ただ、医業収益は、医療センター側の収益として見るわけですが、市全体から見ますと既に寄附講座で2,600万円のお金が出ていると。これは年間で見れば、例えば倍で1億五、六千万になった場合、少なくとも3,000万円近いお金は寄附講座としてお支払いしますんで、実質1億4,000万円。そんなような見方で、寄附講座にかかわる寄附金以外の支出については、具体的にはこれまでも確認がされておられませんので、例えば派遣される医師の費用であったり、医業収益に伴う医業費用も発生いたしますので、こちら辺、実質的にどれぐらいの効果になってくるのか、半年でも結構でございますし、今の8,500万円を例でも構いませんので、確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

寄附講座設置に伴う医師の増員によりまして、診療体制が充実し収益が増加しているところでございますが、当然これに伴います支出につきましては、半期で医師・看護師等の給与費で約3,000万円、それから患者数・手術数が増加したことによる薬品・診療材料等の材料費で2,400万円、その他経費等で1,550万円の合計6,950万円余りが9月末現在での支出の増加となっております。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今のご答弁ですと、単純に8,500万円から6,950万円、約7,000万円ですので1,500万円、8,500万円の収益に対して1,500万円ぐらいが実質の収入に寄与しているということで確認をさせていただきます。次の改修とも絡みますので、それぐらいの効果が出るということで確認をさせていただきます。

次に、3点目に職員の勤務状況についてお尋ねをいたします。

当然、医師の派遣がございますので、先ほど派遣効果というものもございました。そうなりますと、これまで改革プランによりまして60床の運用で今医療センターは運用していると。当然、入院患者数の増加等が考えられますし、救急車による受け入れ患者さんも多くなってきていると。そうなりますと、60床以上の運用ということも考えられるわけですが、改革プランでは60床運用というふうなことになってきております。そういう意味からいきますと、この改革プランに基づいた運用で行いますと、少し職員の勤務状況にも、この医師派遣効果によって勤務状況にも変化があるように考えますが、このような勤務状況にも変化があるのかどうか確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

診療体制の充実によりまして、時間外診療や救急の受け入れを積極的に行っており、これまで入院については1病棟として運用可能な60床運用としてまいりましたが、ことし5月からは70床を超える日もあり、直近11月の病床利用率は62.4%となっております。この対応といたしま

して、看護師確保に努め、ことし9月から2病棟体制による看護を行っておるところでございます。その体制によりまして、病床利用率向上を図りながら、在院日数の短縮に努めておりますことから、入退院が多く業務が増大しており、時間外が増加しているものの、その負担軽減と患者サービスの向上のため、看護助手やヘルパーの配置も行っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

60床運用で行ってきたのがマックス70ぐらいあると、やはり当初は1病棟運用なんですよ。それを2病棟にするということになると、やはりそこで人員配置、それからお客様というか、患者さんが少ないときは手厚い看護ということで多くの看護師さんを育てようとしたと、今度は逆にそれがなくなってしまうわけですね。ある意味、なくさないと回らないと。だから、その辺のバランスをやはり十分お願いをしたいと。時間外だけがなくなって、院内保育的な待機児童館もやはり看護師確保という大きなテーマがありますので、やはりそこに労働負荷があれば、なかなか看護師さんの採用は難しくなってくるから、そこは利益も大事ですけども、やはりそれに見合うような労働条件の改善についてもしっかりと取り組んでいただかないと、逆に看護師が不足になって思うような利益が上がらないということも考えられますので、十分対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、4点目に寄附講座の継続についてお尋ねをいたしたいと思います。

今回の寄附講座は25年度までの3年間といたしております。確かに、医師の派遣もございまして収益も改善いたしておりますし、大変大きな成果が上がっているなというふうには評価いたしているところです。ただ、3年の寄附講座でございますので、これが終わるとまたもとの状態に戻ってしまうということになってしまう、経営状況はですね。そういう意味からいきますと、できれば今回の寄附講座が終わってもさらに継続をというふうに考えてしまうわけですけども、再度の寄附講座の延長みたいなものは可能なかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

寄附講座の延長についての考え方ということでございますが、寄附講座におきましては、地域医療に関する具体的な研究に取り組んでおりますとともに、医療センターの診療体制に大きな効果が得られているものと考えております。寄附講座の継続につきましては、市民が健康な生活を送ることができるよう、研究の成果を検証しながら判断してまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

研究の成果を検証して判断をしても、向こう様が受け入れなければ寄附講座の継続はできないと、まずは三重大の方がそういう意向があるのかどうか、先じゃないかと考えるんですけども、そういうことが、例えば地域医療学講座として同じ市で継続的にやっていけるものなのかどうかということがまずわからないと、幾ら検証しても大学の方がもういいや、できないんだとなってしまう

ば、そこで話は終わってしまう。私は、答弁が逆ではないかなと。大学がオーケーした段階で、じゃあ次にこういう投資を、また寄附をするのかどうかというふうな印象を持つんですけれども、少しその辺の、例えば学校への聞き取りであったり、学校への投げかけというんですかね。その新たな寄附講座のための大学への働きかけというのか、また再度あるのかどうかとか、そういう作業を、今始まったばかりですけれども、3年しかありませんので、そんな印象を持っておられるのかどうか、取り組み、大学に対して、寄附講座の継続に対して、考え方を確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

竹井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

寄附講座の継続について、今後その3年間の期間が終わった後どうだということと、基本的にはやっぱりこの検証をもって、次の段階へまた判断すべきときがあるかと思えます。

もう1点は、今少し触れていただきました、今回の診療の支援というのはもちろんでございますが、三重大学との連携を強化をさせていただく。これによって、成果につなげていきたい。そういう意味では三重大学さんの方も、私どもの方も、まさにウイン・ウインの関係を築くことができるかと、こういうことに尽きようかと思っております。したがって、寄附講座の運用はもちろんでございます、この運用にかかわる日常的な大学との交渉、あるいはオペレーション上のさまざまな課題につきましては、常時密なる連携を持って今対応させていただいております。いずれにいたしましても、この取り組みが亀山の地域医療に本当に新たな基軸としてしっかり成果として残ると、このことが我々今求めているものでございますし、大学にとりましても同様の思いを持っていただいて、亀山市と連携をしていただいておりますというふうに現時点で考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

大分、市長から答弁いただきましたけれども、寄附講座だけを考えれば、地域医療、例えば亀山の地域医療、市民のための保健というのか、医療というのか、そういうところですけども、それに不随して今医師派遣という大きなものもいただいている。やはり、医師がやめられた後、3億、4億という大きな赤字を計上して、さらに改革プランで2億円以内に何とかケアができると、そこに光明が当たるみたいな、寄附講座によって少し回復してきたと。これがまた、もし継続なくなると、一気にまたもとの状態に戻ると。また市民の方も、外来もまた一切受け付けていなかったわけですね、当時は。ようやくこれがオープンになってきたのに、またこれでだめになる。そういうことを行ったり来たりしていると、ますます私は医療センターの信頼というのがなくなってしまう。ここは慎重に、ある意味前向きに、三重大学と関係がさらに強くなるようお願いをしながら、私は寄附講座の継続だけではないのかもしれませんが、医師派遣に結びつくような取り組みというのは、ぜひ市長さんをお願いをいたしたいというふうに思います。ちょっとこれは要望というか、お願いをして次に入らせていただきます。

次に、大きな3点目に、医療センターの改修計画についてお尋ねをいたします。

9月の定例会で教育民生委員会に医療センターの改修計画が提出をされました。改修計画に関連

をいたしまして、3点ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、地域医療再構築プランとの整合についてお尋ねをいたします。

地域医療再構築プランの基本方針では、経営健全化が最優先ということでありますとともに、医師の確保に全力に取り組むということが基本というふうに書いてございます。それとあわせて、現行の運営体制の維持に一定の赤字繰り入れ、要するに約2億円の赤字繰り入れを入れながら、低いコストによる高いサービスの提供を目指すということもあわせて、この改革プランを今推進をしているという状況だろうと思います。何にしても、経営健全化が一番重要なテーマになっているというふうに思います。その再構築プランでは、投資という部分では医療機器の充実ということもございますが、施設改修への言及を全く触れられていないというところで、今回の改修計画、これは投資になるわけですが、経営健全化の影響も私は何らか出ることから、この地域医療再構築プランとの整合というものはきちっと図ってあるのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

医療センターでは、平成20年11月の亀山市立医療センターの今後の方向性について、平成21年2月の亀山市立医療センター改革プラン、さらには平成22年2月の亀山市地域医療再構築プランに基づき、安定的に良質な医療の提供ができるよう、それぞれのプランを達成するために具体的に取り組みを進めており、現時点では達成には至っていないものの、改革プランの経営効率化に係る数値目標の取り組み期間でありますこの3年間の間には、着実な成果を上げておりますことから、将来にわたって医療センターを活用するため、昨年度実施しました建物調査の結果を踏まえ、このたびの施設改修計画をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

これまで質問しているのは、ずうっと安定した経営ができるのかということ質問しているんだと思うんですね。だから、寄附講座のことも聞いているし、継続も確認している。ですから、今のご答弁だと着実な成果が上がったと、ちょっとこの後触れようと思いましたが、実は、今のままだと5,000万円ぐらいの累積が出るわけですね。当然、整形外科医がおやめになって一気にだめになったと、だが寄附講座によって少し戻ってきた。ですから、着実な成果までは行っていないんじゃないかという気がするんです。そうすると、この投資計画をやはり再構築プランで全く触れなかったというところが、大きな少しは要素であって、今になってみると、ちょっとできた後にこんなクレームつけて申しわけないですが、やはり医療の機器だけではなくて、その建屋自体も若干触れてあってもよかったのではないかと。全く触れないところに突然、去年の9月に検査したからこうだということでは、少し何か急に出てきたというような印象を持ってしまうということで、最後にやっぱりこれ、私は大きな経営健全化への大きな影響、リスクファクターというふうに考えますけれども、本当に触れる必要は全くなかったんだろうか。つくった方は違う方ですけども、やっぱりそれは担当する側としてはどういうふうにお考えなのか、医療機器だけでよかったんだろうかというふうに、もう一度見解を確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

医療センターにつきましては、これまで開院以来20年間大規模な改修はしておりません。それにつきましては、特に最近の数年間、非常に医療センターの経営が厳しい状況であったことから、その部分は先送りにしておいたということは、私どもの反省するべきところだと考えております。

ところが、先ほど申し上げましたように、着実な成果と私申し上げましたが、達成に向けて着実に進んでおると考えておりますことから、今回そのタイミングであろうかというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

では、今投資のタイミングとおっしゃいましたので、次、2点目に投資タイミングの判断について確認をしたいと思います。

確かに、開院後20年が経過をして補修が必要な時期にそろそろやってきたと。私も、これまで必要な投資は行うべきと随分言っていました。なかなか重い腰が上がらないまま、ずっとやってこられなかったことは確かにあると思うんです。その間、医師が多く退職をされて一気に経営が悪化してしまっただと。改革プランでも、先ほど言いましたように2億円の補助を前提に、今経営計画がつけられていると。ですから、全くゼロの補助じゃないわけですね。少なくとも2億は投資しなきゃならない。そこは、みんな理解した上で今動いていると。さらに、先ほど言いました22年には整形外科の医師がおやめになって、一気にまた赤字になって、2億をそのままにするがために、純損失を出して、今、累損が5,600万円出ていると。これについては、決して理解できないわけではありませぬので、ある意味一つの手法なのかなということは理解しております。

ただ、今まで議論してまいりましたが、寄附講座によって確かに医師派遣のめどが若干立って、収益も上がり出してきた。ただ、まだ今の市長の答弁でもそうでしたけれども、次までは見え切っていない中で、本当にこの23年度は緊急工事として約1億、で、今回ご提案の24、25年度には、約4億の投資の計画がされております。本当に、この今の状況下で、この投資タイミングが間違いないのかどうか、非常に重要なことですので確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

先ほども申し上げましたように、医療センターでは、この20年、大規模な改修をいたしておりません。また、病院の方向性が示され、それに向かって動き出し、一定の効果を上げてきており、将来にわたり良質な医療を提供していくため、建物寿命の長期化及び医療機能の充実・維持を図る必要があり、医療体制が充実し収支改善が図られつつあるこの時期こそが、改修のタイミングであると判断したところでございます。

さらに、この投資によります翌年度以降への影響でございますが、長期にわたる償却を考えおりますことから、何とか病院の企業経営の中で対応できるものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

長年やってこなかったんで、今が経営が安定したから時期なんだというふうなご答弁ですけども、そうなりますと、もう一つ確認したいのが、今、私がお話をしているのは緊急として言われている約5億近い改修工事です。その後、中期・長期と3段階での改修計画が示されてございます。ただ、提示はしてあるものの、具体的な時期は全く明示がされておりませんので、そうなりますと緊急のものだけが確かにこういう議論になりますが、次は中期・長期どうするんだと。私は、長寿命化という視点があるとするのであれば、やはり中期・長期の改修のタイムスケジュール、アバウトなものであっても出すべきではないかと考えますが、その辺のお考えを確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

このたびの改修計画では、既に老朽化が著しく、タイルの落下による人的被害の発生や、診療や手術の影響が懸念される空調設備機器等の更新など、重要性・緊急性を考慮し、5年をワンスパンとして早期に必要な改修工事、中期に必要な改修工事、長期に必要な改修工事に分けて取り組んでいきたいと考えております。

また、毎年度2,500万円を緊急修繕の費用として計上していることから、この改修を実施することにより、ある程度その分が吸収できるものと考えております。なお、収支計画等につきましては、予算編成、あるいは庁内調整を現在しておるところでございますので、予算とあわせてご提示してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

5年をスパンということですので、15年以内には全部終わってしまう、終わらせたいというふうなことだろうと思います。それで、今投資計画の話もございましたので、3点目に入らせていただきたいと思います。

資金計画、収支計画についてお尋ねをいたします。

改修の資金計画を確認したいんですが、改修に必要な、当然改修に使います損益留保資金というのは、22年の決算では13億7,000万円、さらに毎年減価償却費が1億円ずつ積み上がってまいりますので、内部留保的には十分な資金があると理解をいたしております。ただ、早期に改修が必要な修繕が約5億、それから中期に必要な改修工事が2億、長期に必要な改修工事が2億6,000万円、合わせて9億5,700万円という相当多くのお金がつぎ込まれてくると。そうなりますと、5年、5年、5年という一つのスパンはご提示いただきましたが、やはりどんな資金計画をもってそれを行うのかということ。当然、それは留保資金を全部使っていくのか、はたまた起債なんかを起こしていくのか、それすら今わかっておりませんので、その辺の計画。それからあわせて、やはり改革プランが終わった後の経営計画は当然示さざるを得ないと。そうなりますと、今2

億円で赤字補てんをしながらやっております。今の寄附講座が続く限りは、多分2億円内に行くんだろうと思いますけれども、これも今の段階では3年後がわからないという段階で、本当にこれ経営改善につながるのかどうかも見えにくいと。そうなりますと、やはりそこら辺の収支計画についても、きちっとしたものでなくても、ある程度目安というものは私は必要ではないかなと。医師不足での赤字と投資の赤字は全く意味が違いますので、本当に必要な投資であるのであれば、やはりその資金計画や収支計画の提示も出した上で予算議論ができるようにすべきじゃないのかと考えますが、ご見解を確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

このたびの改修に係る経費につきましては、議員もおっしゃるとおり、損益勘定留保資金を充ててまいりたいと考えております。起債の対象事業にはならないということでございます。

なお、投資計画、あるいは収支計画、資金計画につきましては、現在庁内で調整しておりますところでございますが、予算の提示とあわせてご提示してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

留保資金を使われるということは、現金を投下するということであろうと思うんですが、確認をさせていただきます。

あと、また投資・収支、これも24、25のことなのか、5年、5年ですのでね。せめて中期ぐらいまではめどが立ってくるものなのかどうか。ここら辺についても、もし答弁できるのであれば、この予算で出すのは24、25ですので、溶融炉なんかの長寿命計画でもずうっときちっとつくってある。やはり何らかを指し示して、できなければ先送りをするわけですので、少なくともこの年度までには片づけたいんだということがあったときに、資金や収支が出てきて、それが難しいから先送りをするわけですね。それがなかったら、これ10億近い投資をどう判断するんだというのは、そこに医師の確保という問題もまた転がっていますので、非常に苦しい中での経営判断だろうと思うんです。そういう意味からいきますと、やはりある程度、私たちにも議論できるものを提示していく努力はぜひお願いをしたいというふうに思います。

それともう1点、資金投入ということで、高度医療機器については当然繰り出し基準で減価償却費相当は負担金で補てんをするというふうにしてあります。ですから、23年度予算では、負担金は、特にMR機器の購入によって従来より1,500万円ぐらい高い9,900万円、約1億円近い負担金になってきていると。

ただ、片一方では、今回寄附講座による医師の効果は当然出るんで赤字決算にならないと思いますけれども、ここ2ヵ年で5,600万円の累積赤字も積み残してあると。そうなりますと、補助金が2億円ですので、累積を消そうとすると黒字にならなきゃ消えませんが、この累積はずうっと残っていく、これはある意味いたし方ないのかなと思います。やはり改修工事の経費増、先ほど長い償却期間を見るんで問題ないんだというご答弁でしたけれども、15年間は続きますのでね。建物でもし30年の償却だったら、15年後のときは、まだ半分しか最初の工事は終わっていない

ことになるので、やはり長い償却期間を持てば、15年後だってまだ最初が残っているというふうに考えれば、やはりその辺の状況がどうなんだろうかということ。

それから、これはあまりこちらから言うべきことではないんですが、経費の財源、あまり経営が苦しければ負担金や補助金みたいなもので、少し。起債であれば、今でも入れておりますけれども、現金ですので非常に入れづらいと。ましてや、高度医療機器なんかは負担金で入りますけれども、建屋に補助金は入りづらいというふうなことも思いますけれども、これは全く医業収益で確保されていくものなのかどうか。そのときに2億円という数字がきちっと守り切れるものなのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

まず1点目の、今回のものについては、投資のみなのかということなんですが、特に今回検討しておりますのは、まず24年、25年、さらに23年も既に本年度予算として、雨漏り対策として1億投入しております、さらに24、25の4億につきまして検討しておりますが、資金計画につきましては一たん、この24、25の投資によりまして、約10億近くまで留保資金が下がりますが、その後の償却費の積み上げ等で緩やかに回復していくものと考えております。さらに、中期・長期の資金につきましては、先ほど私申し上げました経常経費で2,500万円ほど改修費を持っております。それに5年間掛けると約1億2,500万円と、そのようなものを充てながら、あるいは病院の状況、さらには経営を見ながら中期・長期に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

さらに、今後の償却でございますが、償却費の経営に与える影響ということでございますが、基本的に先ほど申し上げました1億に対して約200万円ぐらい償却費として影響してまいります。それから、高度医療機器に関しましては繰り出し基準に該当しており、市から補てんをいただいておりますが、これにつきましては起債をできないということから、病院経営の中の努力でもって吸収すべきものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今、大分具体的なご答弁をしていただきましたので、できればそれを書類にまとめて出していたければ、もう既にある程度の資金計画や収支見通し、要するに減価償却というのか、そういうのがわかりますので、ぜひまたその辺の考え方はご提示を願いたいというふうに思います。

やはり、医師の確保が前提ということで、私は改修計画は起きてくるんだろうと。医師がいなくて診療が減ったときに、建物だけがよくなっても、外来を全く受け付けていない時期もあったし、救急車だって全く受け切れないところもあったわけですね。それが、徐々にご努力をしていただいて、受け入れもどんどんふえてきて、救急も5割ぐらい受けられるようになったと。そういう意味では、医療センターの努力も非常に評価いたしておりますし、ただ、だから今なのかということも、やっぱり1回立ちどまってみるぐらいの、私は気持ちもあっていいんじゃないかと。やっぱり今だと思ってやって、しまったというんでは、取り返しがつかないというか、たかだか何百万だ、

何千万だということではなくて、本当に必要な時期に必要な投資を打つという、それだけ説得性のある資料をぜひ出していただいて、3月の予算議会でまた議論できるようにぜひまたお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小坂直親君）

20番 竹井道男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時25分 休憩）

（午後 3時36分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、今後の地方自治のあり方についてということで、今後の地方自治の中での亀山市のあり方を市がどう考えておられるのかという点につきまして、4項目を上げさせていただきます。

まず1項目めですけれども、先日の大阪における大阪府知事・大阪市長ダブル選挙の結果についてということで通告をさせていただきます。

このダブル選挙で大きな争点とされました大阪都構想ですけれども、それを推進する候補者が府知事でも市長でも当選をされました。大阪と三重では行政圏域も離れておりまして、直接的な影響は考えにくい部分もありますけれども、近年お隣の愛知県でも、名古屋市も含め中京都構想という話が出ております。ことし行われました三重県知事選挙でも、当選された鈴木英敬知事は、中京都構想に対して肯定的な見解を示されておったと思います。三重県としても、大阪の結果が無関係とは言いきれないのではないかと思います。ほかにも、新潟における新潟州などという話も聞こえてきておりますけれども、やはり全国的にこれまでの地方自治の形態のあり方が問われている状況にあると思われまます。

そこで、今回の大阪のダブル選挙の結果が地方自治のあり方にどのような影響を及ぼすのか、市として、あるいは市長として何か見解があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

先般の大阪府知事選挙及び大阪市長選挙の結果につきまして、市長としてどのように思うかというご質問でございます。

今回の選挙結果につきましては、大都市行政の一元化を目指します政治主導の動きに対して、民意が示された分権時代の新たな動きだろうというふうにとらえております。同時に、平成の大合併の特例措置に伴いまして、これは議員ご案内のとおりでございますが、全国の政令指定都市も1

9を数えることになりました。その規模にも温度差が見受けられます中で、現行の大都市制度を初め、都道府県と政令指定都市との二重行政の解消など、将来に向けた地方自治のあり方に関する一つの問題提起がなされたものというふうに考えております。

なお、都構想の実現につきましては、地方自治法の改正など諸課題も存在をいたしますので、国の対応も含めて今後の展開を注視をしてみたいと考えております。この影響が本市に直接的に影響を大きく及ぼすという局面では今はないと思っておりますが、今後の動きを注視していきたいという思いでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。いろいろと見解を示していただきました。

やはり、いろいろな見解があるかもしれませんが、先ほど市長も二重行政の解消であるとか、政令市の、大都市の行政の一元化とかいったことも言われました。やはり、おっしゃったように一つの問題提起がなされたということ、私もその辺やと思います。個人的には、やはり先ほどの答弁の中も含めまして、都道府県、市町村という、この制度というものが問われ始めておるんだろなというふうに思います。地方分権ということが言われて久しいわけですが、それを言い始めた国自体が税源移譲や権限移譲といったことに対して、一部ためらいを見せているような部分もあって、本当に本腰を入れて地方分権に取り組む姿勢というのがなかなか見受けられない。もちろん、それを待っていればええ部分もあるんですけども、それにやはり業を煮やした地方の市長も存在して、反乱ではないにしても、何らかのアクションを起こさなければということで、その動きがここに来て出始めておると。先ほど市長の言われた一つの問題提起としてもとらえられるんじゃないのかなと。

ただ、そこで、そういった地方分権ということで、大きな受け皿と言われていたのが道州制と言われるものでした。次の項目としても上げさせていただいておりますけれども、この道州制につきまして、今後進むと考えられるのか、あるいは進むべきと考えておられるのか、その辺についての見解もあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

道州制についての見解をとということでございました。

これも、随分いろんなレベルで、あるいは長い歴史の中で、道州制につきましては議論が今日までなされてきたというふうに思っております。この道州制につきまして、地方分権の進展を初め、人口減少、少子・高齢化への対応や生活圏・交流圏の拡大、さらには国・地方の財政問題、東京一極集中の是正などの観点から、これまでにその是非論を初め、大いに議論が行われてまいりました。国は、地域主権戦略大綱においても、地域の自主的な判断を尊重しながら、道州制についての検討も射程に入れていくとしておりますが、補完性の原理・原則に基づいて、国・広域自治体及び基礎自治体間の役割を体系的に見直して、大幅な権限移譲が行われるとともに、自立可能な権能や機構、税財源等を備えた制度となることが望まれるところであります。

しかしながら、将来に向けた望ましいこの日本の国の形につきましては、都構想を初めさまざまな議論があるとともに、道州制は将来の我が国の圏域構造のあり方を大転換し、国民生活にも大きな影響を及ぼす問題でもございますので、その長所・短所や大都市制度のあり方を含め、国民的議論の盛り上がりの中で、その方向性が見出されていくことが地方分権の側面からしても大事ではないのかな、このように思っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

先ほど国の、ちょっと補完性という言葉を出されました。体系的に見直しという、この辺の話がありましたけれども、やはり先ほど都道府県制、市町村制が問われているのではないのかということをおっしゃっていただきましたけれども、基本的には今の国の構造というのは、税源移譲の話とかはありましたけれども、基本的には地域の自主性とかもあるんですけども、最終的には国が基本的には手綱を締めておるといような形であると思っております。税源の話がありましたけれども、大事と言うたら語弊があるかもしれませんが、大きな地方自治の運営における財源という部分においては、基本的には市税というものがあって、地方税の税金があって、ただ、それを足らんものを埋めるのが交付税というふうに言われておりますけれども、これはあくまでも交付税というのは国が地方に与えるものではなくて、一たん国が国民から預かったものを、足らん分を地方に分配するという、言ってみれば、国は地方をそれでコントロールするというか、地方を支配しておるといようなものではなくて、あくまでも事務局的に、国がその辺の見きわめを行うという、最終的なしりぬぐいは国が行うというふうな、そういうあり方やったと思っております。

そういった意味で補完性という言葉は、本当は補完性というか、もしかしたら言い方は悪いですが、国が最終的な責任は持つんだというふうなものが、やはり今までの中央集権のあり方やったとは思っております。それが、やはり道州制というふうな形において、道州制でなければならぬのかどうかというのは別にあるとは思いますが、道州制でなくても、この国というもののあり方を、じゃあ今後どうなっていくのかというのが、これは税源移譲、権限移譲やというふうにおっしゃっております。

ですけれども、それでちょっと次の項目を上げられてもろうとするわけですが、今後、国と地方との役割ですね。亀山市が国や県とどういふふうなかかわりを持っていくのかについて、ちょっとお聞かせ願いたいと思うんですけども、先日の質疑の中でも、今後の地方分権の中で、地方と国の役割を明確にしていくことが必要という答弁がありました。一体、何が今後、市の役割であって、何が国や県の役割であるのか、地方分権を進める上でハードルもあるというふうな言葉を言われました。自治法の改正というのもありましたけれども、そういったものも含めて何がハードルなのか、そういった部分で、今後の市と国や県との関係というものについてご見解、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大変格調の高いご質問でございますが、この地方分権が進んでまいります中で、権限移譲に対応ができるような、そんな主体性を持った、質の高い行政経営を進めるとともに、もう1点大事なことは、地方自治体の団体自治だけではなくて住民自治によるまちづくりを一層高めていくことが、分権時代にあって大変重要であるというふうに私自身考えておるところでございます。また、補完性の原理を尊重して、国や県とも対等な立場の中でそれぞれの役割を担っていける関係を築くことも大切になってくるというふうに考えております。中央集権の体制が長く続きましたので、国・県・市町村は上下主従の関係の中で組み込まれてきたわけでございます。2000年に地方分権一括法がスタートいたしまして、これにおいて国と地方の関係が対等・協力の関係へと法的には変わったところがございますけれども、まだまだ、やはり対等・協力とは言えない状況の中で、我々もがいておるということでございますし、その中で努力をして、何とかそれを勝ち取っていきたいと思っておるところでございます。

そういう中で、特に県との関係につきまして、県と市町の地域づくり連携・協働協議会の中で、県民センター会議でのトップ会議が開催をされてまいっておるところでございますが、来月には知事との1対1の対談も予定をされておるところでございます。いずれにいたしましても、広域自治体であります県との関係につきましては、広域的課題への対応や地域課題に対する理解など、相互がそれぞれの役割分担のもとで強調しながら地域づくりが展開できるよう、やはり引き続いて、それぞれに努力をしていく必要があるというふうに考えておるところでございます。一方、国に対しましては、分権改革の推進が権限の移譲には至っておりますし、ことし、地方と国の協議の場が法制化されました。しかし、まだまだ権限移譲だけではなくて、さまざまな課題・ハードルがございますので、とりわけこの分権改革を進める上では税源移譲、これも長年の国と地方の課題でございますが、そこにはまだまだ至っていない現状でございますので、亀山市単独のことではございませんが、本当に全国の地方自治体、それから都道府県、あるいは地方六団体が連携しながら、やっぱり国に対して働きかけを一層強めていく必要があるというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

先ほど上下主従の関係とか、対等とは言えない関係というふうな話が出ました。やはり私もまさしく、今までのこの地方自治の中では、本来は上下主従の関係ではないはずなのに、やはり上下主従の関係のようにならざるを得なかった、そんな部分があったと思ひまして、その辺を何とかしていかなあかんのと違うのかというふうな思ひはありまして、今回いろいろと質問の中でも、市長の方から持続可能な健全財政とかあります。ただ、この持続可能な健全財政、持続可能である健全財政というのはある意味当たり前のことでして、それで前々からの予算の議論の中でも、今その基金の状況、総務部長から健全であって余裕もあるんじゃないかと。ただ、それでも財布を締めるというような、そういうふうな姿勢を市長がとられておる。この辺を見ておると、やはり正直、ある意味国が当てにならん、今後は。もしかしたら、今までこれだけ担保されておったようなものが、今後は来んかもわからんというような、それぐらいの思ひで市長がおられるん違うんかなというふうなのが感じられました。

そういう意味では、やはり国政に対する、一応今の構造は体系的というような言葉が出ましたけれども、体系的な部分では現実問題としては難しい問題もあるかもしれませんけれども、やはり市としては、先ほど県とのパートナーという言葉が出ました。県と主従じゃなくて、県はあくまでもパートナーであって、それで、それこそ国に県とともに物申していくというようなことも今後必要になってくる。そういうふうな思いも、私もちらっと思ったんですけれども。

そんな中で、ちょっと今回、全国的な被災地の瓦れきの受け入れで、特に放射性物質に汚染された瓦れきの受け入れの話で、国の基準のあいまいさというのが問題視されていたような部分もありました。例えば、今後市として、それこそどこまでそういうふうな瓦れきにしたって、どこまでが安全か、どこまでが安心かというような、そういう判断をする、その材料ですね。国や県の基準と、県は先ほどパートナーとか言うたんですけれども、あくまでもその上の国の基準、こういったものじゃなくて、やはり市として独自に判断していくというような、そういった考えを整理していかなあかんのと違うのかなというふうにも思われるんですけれども、体系的にはその国や都の関係というのはもちろんあるんですけれども、それ以外に市としての独自性、市としての独自判断という基準をつくっていくというよりも、むしろ整理していくというふうな考え方が必要になってくるのではないのかなと思うんですけれども、その点どうでしょうか、考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

分権時代における地方自治体は、やっぱりその自治体の創意工夫、それから置かれた財政の状況、あるいはそのまちの特性、それを本当にみずからが、その責任において意思決定をしながら、今までもある意味そういうところやったのかもしれませんが、やっぱり国と地方の関係の中で、その独自の責務を持ちながら前へ行くというのが、ある意味課題であったのかなあというふうにも思っております。上下主従の関係に甘んじてきた一面もあるのかなあと、このように思っております。

今、少し瓦れきの安全性について例示を出されましたが、ただそうは申しても、一自治体で判断できない問題が当然これもございます。そういう問題につきましては、先ほど申し上げた補完性の原則ではありませんが、広域自治体、都道府県の役目、そしてとりわけ今ご指摘の瓦れきの安全性につきましては、国がしっかりと明示をしていただかんことには、私も被災地へ寄せていただきましたが、あの膨大な山の中で積まれた瓦れきを、どれが安全で安全でないか、これを整理するという仕組みや物差しというのは、本当に単独の自治体が背負えるものではないというふうに考えておりますので、そういう問題につきましては、やはりそれぞれの国なら国の責任において仕組みを構築していく案件ではないのかなというふうに考えております。

ただ、おっしゃる、これからの時代でそれぞれのまちが、行政も議会も、住民の皆さんも含めてみずからの責務で意思決定をしていくと、さらにこのところは自立をしていくという視点でございしますが、問われておるのかなあというふうに感じております。

○議長（小坂直親君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

わかりやすいという意味で瓦れきという話をちょっと出させてもろたんですけども、あくまでも、それに対する瓦れきの安全性を判断する基準を持つということじゃなくて、それが安全かどうかというのをきちっと、ちょっとずれていってしまいますんであまり突っ込みませんけれども、今回その受け入れを拒んだ理由というのが、やはり山元還元による放射性物質の汚染濃度の限界の問題ではあったもので、それはそうじゃなくて、やっぱり市としてどの辺が問題であるというのを、それ以外の部分でもきちっと示せるような体制を持つておくべきやというふうに私は感じましたもので、そういう意味で整理という言葉を使わせていただきました。基準を持つ、極端な話、国の基準でいいと。ただ、その国の基準を信じるには余りにもその状況が整っていないというのを市として持つておくべきやというような、その辺の判断というのをしていただかなければならないという意味で、その辺を今後整理していただかなければというふうにちょっと言わせていただいたわけでして、この辺をあまり突っ込み過ぎるとちょっと趣旨がずれてきますんで、次に行かせていただきたいんですけども、先ほど言いましたような感じですね、国との関係というふうなことを言わせていただきましたけれども、この地方自治のあり方というふうなことの中で、当然国や県のみならず、他市町、特に近隣の市町のかかわりというものも、これまで以上に重要になっていくのではないかとこのように思われるんですけども、この他市町のかかわりについて、あるいはそのかかわりの具体的な姿であります広域行政の今後というものにつきましても見解をお聞かせ願えればと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

他市町との連携・広域行政についての見解ということでございますが、これは先ほど触れられた、例えば道州制の動きにかかわらず、例えば近隣4市との関係、とりわけ鈴鹿市さんとの連携を基軸に広域連携をしっかりと進めていく必要があるというふうに思っておるところでございます。特に、例えば医療・福祉、あるいは商業・文教の機能など、市民の日常生活にかかわる分野においては、近隣4市との機能分担も踏まえた取り組みが必要であるとともに、さらに、これはもう少し広域的な視点から申し上げれば、東海・東南海・南海の大地震に備えた防災の側面や、例えば歴史・文化・観光など、共通のテーマを通じた連携・交流につきましても、今までも蓄積されたものがございますが、引き続いてあらゆる可能性を探りながら、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

今後も連携を深めていきたいというようなことは言われました。その中で、広域行政という意味におきましては、やはりこれまでも、隣の鈴鹿市と広域連合を組んで介護関係とかやっているとか、また消防の方でも津や鈴鹿市とも応援協定とかが結ばれているとか、消防の中で、常備消防力適正配置調査というのが現在行われているわけなんですけれども、ここで消防の広域化も含めた調査がなされている。ただ、この消防の広域化につきましても、以前そういう話があったときに、やはり市としては広域化は行わないという方向で固まっていたのが、今回再度そういう話が出てきたわけ

です。

また、現在話が進んでおります溶融炉の長寿命化ですね。この溶融炉の長寿命化におきましては、当市の廃棄物の処理量を上回るとされている80トンの炉の更新ということが言われておるわけなんですけれども、この辺につきましても、6月の産業建設委員会の中で、委員の方から、この廃棄物の処理というのを、この80トンというのにこだわるんやったら、この広域化というものも考えられるんじゃないのかという指摘がありまして、私もそのとおりやなというふうに思っておったんですけれども、こういう話が出てきていることから、亀山市としても、この近隣市町との広域行政の強化、連携というふうに先ほど言われましたけれども、具体的に、今この消防の広域化とか、あるいは溶融炉の長寿命化による廃棄物行政の広域化というようなことが、具体的に出てくるんじゃないのかというふうにも思うんですけれども、この辺につきましてどういうふうにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、二つの消防とごみの処分、廃棄物の対応につきまして、具体的にどう考えておるかということでございますが、現時点は、それぞれ私どもも現在の中で適切に対応していくと、周辺の市町にとりましてもそれぞれの事情があるかと思っておりますので、今これを具体的に、その広域化へ向けてかじを一気に振っていくという局面にはないのではないのか、このように考えておるところでございます。当然、消防の広域化の議論は継続して我々は視野に入れながらいろんな議論をさせていただいておりますけれども、一方で鈴鹿市さんのお立場、基本的な姿勢も示されております中で、先ほど申し上げましたように、今二つの案件につきまして、一気に従来の方針、現在の方針をかじを切っていくということではないのかなというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

一気にかじをとっていくべきものではないのではということが出ましたけれども、消防の方につきましては、今調査中ということで、その結果待ちということもあるでしょうし、ただ、もしそう言われるのであれば、何も広域化も含めた調査まで行わなくてもええわけやと思います。将来的に言えばそのとおりでしょうけれども、やはり今回のこの常備消防力の調査というのは、やはりせっかくなかった、とにかく北東部の方をどないすんのかという話の中で出てきた話だと思います。これで、私は北東分署の設置というのは、これは非常に理にかなったもんやと思っておりますけれども、それに変わる話として、広域化というのが出されたら、かなり話としては、これはどうなるんやろうというふうに思っていたぐらいですもんで、それをその方向性を変えるぐらいの思いを持って、広域化も含めた常備消防力調査というのをされたはずやなかったのかというふうに思っております。

それで、やっぱりここでかじを切らないのであれば、最初から調査ということにはならなかったんじゃないのかなというふうには思うんですけれども、消防力の方に関しましては、ほかの議員さんも言われると思いますんで、ちょっとそれ以上は突っ込みませんけれども、この溶融炉の長寿命

化なんですけれども、この市の必要処理量を上回る80トンが稼働している、これがやはり掘り起こしごみがあるからでして、この掘り起こしごみというのがそのうちなくなってくるとなると、この80トンというものにこだわる必要がほんまにあるのかないのかということで、この掘り起こしごみに変わる何かというのを想定していかなければならないのではないのかと。そんな中で、あした鈴木議員から企業の産廃の受け入れの話とかも出てくると思いますけれども、私は今後の地方自治というふうな意味では、さっきちょっと補完という話が出ましたけれども、やはり足りない部分を互いの自治体が補い合うという意味では、ごみ処理施設ということで、熔融炉という亀山市の独自性を出しているのであれば、これを売りにしていくという言い方はおかしいですけれども、その熔融炉というものをもうちょっと前面に出して行って、他市からの受け入れというのもある程度想定していてもええのではないのかというふうに思われるんですけれども、今後、本当にその辺進める気がないのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

熔融炉で他市からの受け入れをしてはいかがかと、そういう考えはないのかということでございます。

当然、熔融炉の処理コスト、あるいは経営の損益上のさまざまな手だてをしていくということは大切なことであろうというふうに思っております。一方で、今少し触れられた産廃の受け入れ及び他市からのごみの受け入れと、日常的な話であろうかと思っておりますが、少しいろんな議論がまざっておるんだらうと思っておりますが、基礎自治体が、例えば廃棄物処理の施設をどうしていくのか、少し広域的に考えていくべきではないか。平成9年か10年の廃掃法の改正を受けて、三重県はそういう取り組みをしてきたわけでございます。亀山は熔融炉を単独でということでございましたが、他の自治体におきまして、それぞれ事情によってRDFに乗っかって行かれたり、あるいは別の選択をされた、広域で対応されたところもございまして、そういう流れの中で今日を迎えておるところでございます。いずれにいたしましても、受け入れということになりますと、これは市民の皆さんのコンセンサス、あるいは議会の皆さんのさまざまなコンセンサスを持って対応すべきものというふうに考えておるところでございますし、今までも集中豪雨等で水を含んだいろんな被災地の瓦れき等、あるいは今回の台風12号等々で熊野市さんや紀宝町さんの畳を亀山市は受け入れをさせていただいておるところでございますが、そういう我々でできる受け入れで協力をしていくと、こういう広域の連携は、ある意味大変重要なことであろうと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろとお考えを聞かせていただきましたけれども、今回、一番こういうふうな形で聞かせていただいたという理由は、やはりその常備消防力の話の中で、その広域化というのをわざわざ蒸し返すという言い方は悪いかもしれませんが、やっぱり以前否定された話がもう一度出てきた、広域化という。もう一つ、今回のこの熔融炉の長寿命化につきましても、やはり市の必要量という部分ではちょっと多過ぎるのではないかという、80トンの炉というものにまだこだわってみると。

この辺を思うと、逆にその広域化を進めろという意味じゃなくて、広域化も見据えているんじゃないんだらうかというふうな思いですね。そういうふうなことも感じられましたもので、その辺ちょっと市長の思いを聞いてみたいというのが一番大きかったわけではあるんですけども、やはりこのような常備消防力の調査とかで、広域化というのも含めたというふうなことを言われたりとか、この今回の長寿命化の話を見ている限りでは、やはり広域化とか、そういったものを考えてみえなければ、整合性がなくなってくるんじゃないのかというふうにすら思いますもんで、今回こういうふうなことを質問させてもらったんですけども、もしその辺で何かあれば聞かせていただきたいと思っておりますけれども、なかったら結構ですけれども。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘をいただく中で、少し触れられた、今、亀山市が進めておるそのスリム化等を図っていくことが将来的に、例えば隣接の鈴鹿市との広域のさらなる進化を視野に入れていくのではないかというのが、多分、そのお考えの背景にはあるんだらうというふうに思っておりますが、隣接市である、例えば鈴鹿市との関係でございますけれども、長い歴史の中で生活圏を同じくしてきた、あるいは歴史的・自然的なつながりを初め、鉄道や道路、こういう都市軸の連携や、産業活動や医療・福祉など、市民生活に非常に密着した分野における連携について、現在今、広域連合での取り組みを中心に進めてまいったところでございます。

こうした一つの広域行政圏を背景としながらも、この二つの2市それぞれが地域資源を生かして独自性あるまちづくりを進めていくと、さらにこの圏域の広域的な魅力向上に向けて、それぞれがさらに切磋琢磨をしていくということが大事であろうというふうに考えております。広域的機能の発揮ということと、各市町のまちづくり、置かれた特性や歴史的な問題とか、いろいろあろうかと思っておりますので、その両面を、バランスを保ちながら、この二つのまちはよき発展を遂げていく必要があると思っておりますし、他の自治体との関係につきましても、それぞれ相手さんがあることでございますので、信頼関係の中で、そのさまざまな政策の連携をしていくということが大事であろうというふうに思っております。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

以上で本日予定いたしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

まだ質問は終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明13日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 4時15分 散会)

平成23年12月13日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

平成23年12月13日（火）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊 田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴 木 達 夫 君
9番	岡 本 公 秀 君	10番	坊 野 洋 昭 君
11番	伊 藤 彦太郎 君	12番	前 田 耕 一 君
13番	中 村 嘉 孝 君	14番	宮 崎 勝 郎 君
15番	片 岡 武 男 君	16番	宮 村 和 典 君
17番	前 田 稔 君	18番	服 部 孝 規 君
19番	小 坂 直 親 君	20番	竹 井 道 男 君
21番	大 井 捷 夫 君	22番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企 画 部 長	古 川 鉄 也 君	総 務 部 長	広 森 繁 君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総 務 部 参 事	笠 井 泰 宏 君	市 民 部 長	梅 本 公 宏 君
(兼)契約監理室長			
文 化 部 長	川 戸 正 則 君	健 康 福 祉 部 長	山 崎 裕 康 君
環 境 ・ 産 業 部 長	国 分 純 君	建 設 部 長	岡 崎 賢 一 君
上 下 水 道 部 長	三 谷 久 夫 君	関 支 所 長	稲 垣 勝 也 君
医 療 セ ン タ ー	伊 藤 誠 一 君	会 計 管 理 者	片 岡 久 範 君
事 務 局 長			
危 機 管 理 局 長	伊 藤 隆 三 君	消 防 長	渥 美 正 行 君
消 防 次 長	早 川 正 男 君	教 育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君
教 育 長	伊 藤 ふ じ 子 君	教 育 次 長	上 田 寿 男 君
監 査 委 員	落 合 弘 明 君	監 査 委 員 事 務 局 長	栗 田 恵 吾 君

●事務局職員

事務局 長 浦野 光雄 書 記 渡邊 靖文
書 記 山川 美香

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

おはようございます。

日本共産党の福沢美由紀でございます。よろしくお願いいたします。

きょうは、大きく2点、質問をしたいと思います。

まず1点目です。今回の1点目の質問、避難所の問題なんですけれども、この市民の防災意識が本当に3月11日以降、高まっていることは、皆さん本当によくご承知のことだと思いますが、私も毎月市政報告会をしている中では、必ずと言っていいほどこの防災関連の意見や質問が出るんです。今回の質問は、その中での皆さんの発言から出たものなんですけれども、その発言というのは、和田町にお住まいの市民からなんですけれども、ここ15年間、代表避難所での市の総合防災訓練をやったことがないとおっしゃったんです。私は、代表避難所というのは亀山市に15ありますから、15年間あれば、少なくとも15年に1回はされているのかなと勝手に思い込んでいたんですけれども、そうやって聞いてお調べさせていただいたら、確かに15年間の間に、和田や栄町の方が行かれる東野体育館ですね。あそこで訓練がされてないわけです。

これは、もしかしたら指定管理者制度をされている施設だからだろうかと思ったんです。というのは、同じく東野公園だけでなく、西野公園でもされていない。B&Gでもされてなかったんです。

市民の声としても、避難所の開設も民間が管理しているとどうなんやろか、市がやっているところと一緒にちゃんとしてもらっとるんやろかというような声もありますので、ここでお尋ねしたいと思います。

代表避難所、市が管理する小学校の体育館であるとか、中学校の体育館であるとか、そういうものと、指定管理されています、今言いました東野公園、西野公園の体育館、B&Gなどがあるわけなんですけれども、民間が管理している、それとどのような違いが代表避難所としてあるのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

おはようございます。

現在、市の代表避難所15カ所のうち、指定管理者制度で管理されている代表避難所は、議員申されますとおり3カ所、西野公園体育館、それと東野公園体育館、B&G海洋センターでございます。

避難所としての機能上において、市が管理する施設と指定管理されている施設で大きな違いはございませんが、指定管理されている施設は、不特定多数の方が利用される施設でありますことから、避難訓練等で同施設を利用される場合は、このことを前提とした施設の利用申し込みと、利用に伴います料金が発生いたします。その違いがございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

そうなんです。やっぱり市民の声でも、われらは金払わな訓練できやんのやなみたいなことをおっしゃっている方も見えました。

ずっと、もっと過去にさかのぼって調べましたら、西野公園でも平成2年ぐらいに1回訓練をされているようでしたけれども、防災訓練を指定管理者制度のとはやらないということでは、今のご答弁ではないようでした。料金がかかってくるだけのことでしたね。

私、先ほど言いましたように、今少なくとも市の防災訓練は代表避難所一つ一つ回って行って、市民が自分の代表避難所はここやなと認識して、そこへどういうふうに行くかということ、ルートとか考えたりするという訓練は、少なくともしていただかなくちゃいけないと思うんですけども、過去15年を見ると、代表避難所だけではないところでもされていたりもするんですけども、当初はそういう代表避難所を回るというスタンスではなかったのかなと思うんですけども、現在、この市の防災訓練をどういうふうに位置づけてみえるのかということ1点と、そしてこの三つのやっていない、ここ最近ずっとやっていない東野公園、西野公園、B&Gの場所での防災訓練を優先的に早い段階で上げていく気持ちがあるのかどうかということ、この2点をお伺いしたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

市の総合防災訓練の実施場所につきましては、基本的に市内15カ所の代表避難所を順に選定し、実施しているところであり、今後もこの方向で進めてまいりたいと思っております。

過去15年の実施場所としましては、三重県や他市との合同訓練などで代表避難所以外の施設を利用して実施したこともあり、また代表避難所としての位置づけも新しいことから、すべての代表避難所で訓練を実施するには、もうしばらく年数を要するものでございます。

また、この指定管理であります三つの代表避難所の訓練につきましての優先的な開催というところにつきましては、現在もちょっと計画中というんですか、今後の何年か先の中で訓練の場所につ

いては決めていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

やはりもう15年間一回もやったことのないところについては、ぜひとも早いうちに担当の市民とも相談をしてやっていただきたい。

この15年間の中で、私も見ていましたら、私の住んでいます昼生小学校区では2回やっているんですね。2回やっているところと一回もやってないところがあるのは、やっぱりおかしいのではないかと思います。ぜひとも早いうちにやっていただきたいなと思います。

そして、先ほどの利用料金のことですね。これも15年に1回訓練したらいいのかということではなくて、やはり日ごろから自主的な訓練というのが大事になっていると思いますし、実際、いろんな自主防であるとか、自治会であるとか、いろんな単位で訓練はされているようです。そういう機運が高まっていると思います。この訓練をしたいと思っても、利用料金がかかる。同じ市に住んでいながら、かかるところとかからないところがあるというのはどうなのか。やっぱり訓練は多分危機管理部局としてはほとんどやっていただきたいと思っておられると思うんですね。それを、わずかな利用料金ですけれども、そこに対して補助をするというようなお気持ちがあるのかなのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤局長。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

施設の利用料の負担につきまして、市といたしましても、地域の積極的な活動に参加をしていく必要がありますことから、平成24年度からは地域が訓練のために市の体育館、先ほどの3施設でございしますが、市の体育館を利用する場合は、事前の協議をいただいた上で、その利用料は市が負担してまいりたいと。早目にちょっと予約をとらせていただく関係もありまして、早目に事前の協議をとっていただくというふうにしていきたいというふうに思っています。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

そうしますと、訓練をしたいと思った自治会であり、自主防であり、まずは相談に危機管理部局に行って、そこを通して、どういうふうについて訓練をするということで利用料金を考えていただくということで、前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひとも、本当にわずかな額ではありますが、一つのきっかけとして訓練が進むことを私も望みたいと思います。

それから、もう一つ確認したいことがあります。

今回、台風時において、先ほども言いましたけど、避難所開設は変わらないんだろうかということで、ほとんどほかは変わらないということだったんですけれども、お聞きしたら、やはり協力をしていただいて、スムーズにかぎもあけていただいて、開設がされた。指定管理者制度の施設であってもされたということなんですけれども、そのときに、市民が運動のために使う予定であった、

そこをキャンセルしていただいて、そして避難所を開設した。そのキャンセルをしたがために、そこで入るはずであった市民からの利用料金が入らなかったということで、その分の補償を求められて、協議をされて、危機管理部局より指定管理事業者に支払われたということがあるんですけども、その事実確認1点と、私は代表避難所にこの施設は指定されておるということを含めて、よくわかっていただいた上で指定管理をされていると思っているんですけど、これは指定管理している担当部にお聞きしたいんですけども、そういうことをきちんとうたった上で、わかっていた上で指定管理しているのではないのでしょうかということを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

おはようございます。

防災に関する部分の指定管理の協定の部分になろうかと思えますけれども、平成21年度に指定管理者と交わしました基本協定書には、災害が発生した際に、指定管理施設が現地対策本部、物資の備蓄箇所、救護・医療スペース等の救援復旧等の拠点としての役割を担う可能性があることを了解するとともに、災害が発生した場合においては、市の求めるところに従い、一切の行為に協力するほか、平時においても当該役割を担うための防災機能、その他の準備に協力するものという形で協定を結んでございます。

今回、キャンセル料のお話でしたが、基本的には避難所等の開設が必要となった場合には、体育館等は全館閉館して、その場合の利用料は、市は原則的に負担しないということになっております。

9月の台風時におきまして、避難所を開設した際に、利用者が見えたということで、キャンセルしていただいた上で開設したということで、その利用料金に相当する額を危機管理室の方からお支払いしたということでございますけれども、全館閉館しておりますので、全館閉会に伴うそういった負担というものは原則しないということで、キャンセルに係る部分だけの補償をさせていただいたということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今回は、先ほども部長、読んでいただきましたけど、この指定管理をするに当たって、最初に協定書にうたわれております災害が発生したときには、市の求めるところに従って一切の行為に協力するほか、平時においてはその役割を担うための防災機能、その他の準備に協力するものとするときちんとうたってある中での補償であったということなんです。

私は、これはずっと協定書を見させてもらいましたけれども、例えば指定管理料の変更ということで、指定期間中に賃金の水準または物価水準の変動、並びにその他やむを得ない事由により、当初合意された指定管理料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるのか、これかなあと思ったりもしたんですけども、やはりキャンセル料だけをお支払いになったということは、やっぱり違うと思うんですよね。もう一つ、とんでもないことが起こって、不可抗力によって発生して、被害をこうむったときには考えるという

ようなこともありますけど、そういうものでもないでしょうし、やはり私は市民としては避難所を開設するから、バレーボールをしようと思った、何をしようと思ったけど、済まんけどきょうは使えやんわと言われたら、納得されると思うんです。

全然一般の、本当に市が関与していない施設にご協力いただいたのであれば、何かしらお支払いすることもあるんだろうけれども、これもささやかな補償料金でしょうけれども、これは私、この指定管理のあり方として、一つ拙速に決めていただくのではなくて、今後も議論をしていただきたいなど。そういうときにどうするというは何もうたっていないんですね。利用料金どうこうということがこの中には。ですから、今回、お支払いをしたから、これからもずっとそうであるのかどうかということは、今ここでお答えは出ないと思いますので、ぜひとも議論していただきたいと思うんですけれども、その点についてのお考えはどうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

川戸部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

今後、そういったケースが出た場合に同じような形をとるのかというご質問だと思いますけれども、基本的には台風等による避難所開設に伴う市の負担は、先ほど言いましたように、全館閉館しますので、閉館して協力いただくということで負担は考えておりませんが、そういった細かいところまでは確かに協定はございませんので、その点につきましては負担を求められる場合も、そのキャンセル等の話ですけれども、場合もあると思います。その場合は、やはり協議の上、決定するというような形にしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

もう1点だけ確認しておきたいんですけれども、この指定管理の事業者は、例えば避難所を開設した際に、その運営と一緒に当たっていくわけですかね。小学校なんかで、今回、台風のときに避難所に当たられたときは、そういう決めがあったのかどうか私はわかりませんが、小学校の先生方もずっと、結構夜中までいていただいたり、お泊まりになっていただいた先生もおられたということなんですけれども、こういう指定管理者制度の場合はその事業者はどういう役割を果たすのかというところで、1点、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤局長。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

代表避難所の運営に当たりましては、代表避難所の代表者の方、それと市の職員、これは市の対策本部から派遣をさせていただきます救援対策部の職員、それと原則的にはその施設の管理者で運営に当たると。特に施設の管理者の方については、その施設の中のいろんな施設内の利用についてとか、そういうところで大きくかかわっていただくところでもございますので、学校の施設長、学校長であったりとか、体育館の施設の職員の方、こちら辺で代表者、市の職員とともに運営に当たっていただくというような形で考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

指定管理者制度のところも同じように、その運営に当たっていただくということで安心しましたけれども、次の質問ですけれども、この15ある代表避難所ですけれども、ここに集まる自治会というのが、ふだん集まる、例えば私の住んでいます昼生のように、1コミュニティで、いつも顔を合わせているいつもの自治会というわけばかりではないようですね。やっぱりふだんつながりのないところがその避難所へ集まる。また、代表避難所の分け方と、いつもの連合自治会とかいろんな分け方が違うようなんですね。

また、今回の台風のように、椋川の被害でということで集まると、そこだけの地域ということで集まり方も違って来るようですし、そのときに全体の中の役員さんのどの方がいらっしゃるのかとか、そういうことで、一つ一つ詰めていかなくちやいけないことが代表避難所ごとにあるのではないかということをおもうわけなんですけれども、この避難所ごとの協議会、避難所単位での協議会というのを立ち上げて、常日ごろの構えをしていくということに対して、聞くところによると、自主的に立ち上げておられて、やり始めたところもあるということなんすけれども、これについては市も積極的に各代表避難所ごとの協議会ということを進めていくべきだと思っておりますけど、それについてのお考えはどうですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤局長。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

災害発生時に突然避難所に集まった方々で円滑な避難所運営を行うことは困難でありますことから、自主防災組織、自治会、またコミュニティの代表者等で組織されました代表避難所運営協議会を立ち上げていただいたり、代表避難所単位で防災訓練を実施していただいているところもございます。

これらの活動を先進地区の例といたしまして、より多くの避難所でこのような取り組みが行っていただけるように、今、自主防災組織連絡協議会という協議会を立ち上げさせていただいておりますので、この協議会と連携して、今後普及をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

自主防災組織の連絡協議会を立ち上げるということは、前の私も避難所の質問をした折にもお伺いしたんですけれども、それがいつからどんなぐあいに本当に立ち上がっていただくのか、それは亀山市全体の協議会ですね。

各避難所ごとのそれを立ち上げていただくということに対しても、それを通じての働きかけになるということもわかるんですけれども、ぜひとも今既にやっているところをわかりやすい形で紹介していただくとか、本当に今市民の中でそういう機運が高まっているところですので、やっていただきたい。

また、きょうの新聞でしたか、ことしをあらわす漢字が「絆」ということで発表されていましたが、やはり私たちが市民の声を聞くと、いざ災害が起こったときに、少しでも早く、一人で

も多くの命を助けたいという思いにあふれておられるなど感じます。また、訓練のことを言うときも、やったらええということじゃなくて、ちょっと気持ちを入れかえて、本当に役に立つ生きた訓練にしたいという思いにあふれているなあというのは本当に感じるんです。

きょうの質問に具体的には入れられなかったんですけれども、こうやって避難所ごとの運営協議会を立ち上げられたところが、いざ役員が集まってみると、男性ばかりで、女性がおらんだと。どうやってこれ運営していくんやろうというような疑問が出たというようなお声も少し聞きましたし、あとは要援護者名簿、この前にも質問しましたけれども、1年間封筒に入ったままできちっと管理されていて、1年間の間には亡くなられたり、いろんな施設に行かれたり、いろんな動きがあるんですけども、改廃をすることなく封に入ったままで、それをいざというときに開封して、本当に助けられるんだろうかと。既に亡くなっている人を助けに行って、また助けられる人が助けられないということが起こらないんだろうかという声も出ています。自分たちで、これはするしかないなどいって、各自治会で本当に時間をかけて、また独自の名簿をつくって、独自の動きをきちっと制定しておられる自治会もあると聞きます。

今回の震災の中でも、障がい者の方がどんなふうに避難所で大変であったかという報道も、後からですがけれどもされてきて、自閉症のお子さんであるとか、体の障がいもありますけど、いろんな意味での障がいがありますので、端から見てわかりにくい障がいの方もいます。そういう方が本当に代表避難所という中ではおさまらない中で、どうするんだろうかということも本当に皆さんから声が聞かれます。

そういうことを一つ一つ生きたものにするための声が本当に市民から上がっているときに、やはり市もおくれることなく、できれば先導して前へ進めていただくためには、どうしても人もお金も要ると思うんですけれども、そこについてきちんと手だてをしてくれるんだろうかという声も皆さんありますので、市長に最後にこの防災に対してのお気持ちをお伺いして、この項についての質問を終わりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

福沢議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、少し議員お触れをいただきましたように、今回の震災、あるいは台風を経験しまして、多くの市民の皆さん、そして私ども行政の職員、行政の立場からも、亀山市が今日まで取り組んでまいりました防災、あるいは減災の対策、あるいは各地域で取り組んでいただきたさまざまな取り組み、これをもう一回総点検して、自助・共助・公助と、ここの絡みをさらに高めていくことが大変重要だと、このように考えておりますし、多くの皆さんが関心を持っていただいておりますので

ございます。今触れていただいたことも含めて、今後の、今後期基本計画を策定してまいっておりますが、本市の行政経営の最重要の一つとして、この防災対策をいかに機能させていくのかということでは、最重点の政策課題として認識させていただいて、そこに十分適切なアプローチをしていきたいと、このように考えておりますので、議員並びに市民の皆さんのご理解、ご協力を本当

によろしく、今後もお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

次の質問に移りたいと思います。

橋梁の安心・安全についてです。

これについても、本当にたくさんの市民から声がありまして、私の住んでいます昼生でも、代表避難所に行くためには橋を渡らんなんらんとということで、橋は大丈夫なのかという声が本当にたくさんありますので、一度ここで、たしか去年も12月議会で質問が中崎議員からあったかなと思うんですけども、確認をしていきたいと思います。

まず亀山市におけます橋梁の数ですね。県が管理している部分と、市が管理している部分があると思うんですけども、まずその数について、耐震の必要性なども含めた数をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

おはようございます。

市内の橋梁の数ということでございます。

市道として管理する橋梁は全部で312橋ございますが、現在進めております道路橋梁耐震は、長さが15メートル以上の橋梁が113橋と、緊急輸送道路に関する橋梁2橋を対象としており、合わせて115橋あります。そのうち、既に現在の耐震基準に適合している耐震補強が不要な橋梁が27橋ございます。また、昨年度末までに耐震補強工事が完了した橋梁が16橋ございますので、昨年度末時点で耐震性を確認している橋梁数は合わせて43橋となります。115橋から43橋を減じた72橋が、現行の耐震性能を満足していない、または満足していることが確認できない橋梁ということになります。

続きまして、亀山市内の県管理道路におけるすべての橋梁数でございますが、これは118橋でございます。このうち、既に現在の耐震基準を有している橋梁は22橋、残りの96橋につきましては、長さが15メートル以上の緊急輸送道路及び跨線橋、跨道橋、いわゆる線路をまたいだり、道路をまたいだりする橋梁でございますが、この整備について優先的に整備を行う計画で、順次整備を進めているというふうに伺っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

思ったよりたくさんの橋があるなあと思ったんですけども、この市が管理する橋の中で、古い橋、古いから耐震が心配とばかりも言えないこともたまにはあるらしいんですけども、基本的には古い橋が心配なので、50年以上たっている橋がどれぐらいあって、どれぐらいの割合なのか。また、10年したらすぐにそれらが50年以上になりますので、40年以上たっている橋がどれぐらいなのかということでお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

古い橋の老朽化の状況ということでございます。市が管理する橋梁、先ほど申し上げました15メートル以上のものが113橋ございますが、そのうち建設後50年を経過する橋梁が3橋、40年を経過するものが12橋、30年を経過するものが47橋、20年を経過するものが18橋、10年を経過するものが25橋、10年未満のものが8橋という状況でございます。

これらの橋梁の老朽化につきましては、現在、建設後50年を経過する橋梁の割合は2.7%ですが、10年後には13.3%、20年後には54.9%を占めることとなります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

本当に橋も高齢化をしていて、今まさに公共事業が本当に大事なときなんだなあということを思ったんですけども、これらの橋を今までどのように管理してこられたのか。いろんな節目があると思うんです。やはり阪神・淡路大震災というのが一つの節目で、多分点検やいろんなことが変わってきたと思うんです。また、国や県の計画策定であるとか、そういう節目節目を上げながら、今までの橋梁の管理、どのようにしてこられたかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

市が管理する橋梁の点検につきましては、従来、パトロールにおきまして目視で点検を行ってまいりました。それで、16年、18年に国・県がそれぞれ橋梁点検要領を策定されたことで、亀山市においても平成21年に亀山市橋梁点検要領を策定しております。今後の点検につきましては、これに基づき、パトロール等の定期点検、目視点検を行い、おおむね5年に1度、詳細調査を行って、維持管理に努めてまいりたいと存じます。

また、阪神・淡路大震災後につきましては、点検につきましては先ほど申し上げた16年、18年の点検要領というところでございますが、また耐震の関係で、耐震設計基準が見直され、新設される橋梁や既存橋梁の耐震化補強につきまして、この基準に基づいて橋梁の耐震補強等を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

点検と一口に申しましても、目視であるとか、いろんな多分段階の点検があるんだと思いますけれども、そこを詳しくお聞きしていますと時間も足りませんので、また後でお伺いして整理させていただきます。

この数を聞いたときに、15メートル以上の橋、15メートル以下の橋という分け方がなされていたわけですが、基本的にどうも国にしろ何にしろ、15メートル以上の橋についての計画とかいろんなことが上がっているようなんですけれども、この15メートル以下の橋についての管

理はどうであったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

現在、耐震化補強につきましては、緊急輸送道路や跨道橋・跨線橋を中心に選定をいたしまして、15メートル以上の橋梁が中心となって補強等を進めさせていただいております。また、維持修繕等につきましては、橋梁の長寿命化修繕計画という形で、今後老朽化する道路が急速に増大し、従来の事後的修繕及びかけかえから予防的な修繕及び計画へとライフ・サイクル・コストの縮減に努めた維持管理に取り組んでいくという計画を進めているところでございますが、こういった計画着手時点では、国の補助対象が15メートル以上の橋梁でありましたことから、まずは15メートル以上の橋梁について計画策定の対象として進めてまいったところでございます。

しかしながら、近年、国におきましても、15メートル未満の橋梁につきましても目を向けていただけるようになってまいりましたことから、今後、15メートル未満の橋梁についても計画策定に向けて調査を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今、長寿命化修繕計画という言葉が出たわけですがけれども、私も何回かお聞きしていますと、今までは本当に渡れなくなって、本当にだめになってからかけかえたり、修繕をしていたものを、まだまだ大丈夫なうちに少しずつ手を入れながら長寿命化させるということで、コストも全体的に下げていく。長く橋を使うということらしいんですけれども、皆さんがこの橋大丈夫かえと聞くのは、見たところひびが入っておるで、ひびを直してほしいという意味ではなくて、やはり耐震という視点での、最近は大丈夫ですかということをおっしゃると思うんですね。

本当に橋の耐震化計画というものと、長寿命化修繕計画というものを一緒にすると、非常に話がわかりにくいなというのを、私もこの質問をするに当たって調べていて思ったんですけれども、皆さんが亀山市のすべての橋を全部耐震化してほしいというようなことになると莫大なコストがかかってくることは、この312橋という数を聞くだけでも大変なことになるんだろうなということはよくわかるんです。市民の方も、そこまで思っている方もあると思いますし、例えば心配な橋があったら、みんな危ないで落としてちょうだいということを言っているわけでもないんですね。やっぱり生活道路として使っているの、何とかここは丁寧に直しながら残してほしいわという感覚もあると思うんですけれども、先ほどからお聞きしている中で、橋の数字ばかりで聞いてきましたので、ちょっとわかりづらいんです。あの橋大丈夫というのを聞く中で、それが自分の住んでいるあの橋のことを言うのかどうなのかというのがわかりづらいので、ちょっとお伺いしたいんですけれども、例えばこの耐震化計画に上がっている橋で、もう既に終わった橋が16橋あるということだったんですけれども、残っている5橋と、またそれで足されたものがあると聞きますので、今から耐震化していただく橋が何という橋なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

先ほど申し上げていました耐震化計画でございますが、現在まで計画として21橋を選定して事業を進めてまいっております、16橋が完了して、残り5橋という計画になっております。さらに継続して追加でやってまいることはしておりますが、数が多いでございますので、その21橋の残りの5橋だけご紹介をさせていただきますが、現在施工中のもので山下橋の施工をしておりますが、それを含めまして5橋ございまして、極楽橋、椿世橋、新竜川橋、太田橋、これに山下橋を含めた5橋で、今後順次耐震化補強工事を進めてまいりたいというふうに考えている橋梁でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今回の耐震化計画に上がっているのは、JRが下を通っているであるとか、大きい道路が通っているであるとか、避難道路があるとか、そういう312という橋の中ではわずかな数の橋なんですけれども、残りの橋について、今年度中にどういうふうにこれを管理していくかという計画が出されるわけなんです。先ほども言いましたように、15メートル以下の小さな橋についても、小さいから要らんということではなくて、小さくても大事な生活道路であるところについては、きちっと上げていくし、先ほど21年度から点検要領が出たということであれば、26年度には亀山じゅうのすべての橋が点検されているということになるわけですね。

でも、一つ計画の段階ですから、例えばどういう橋をこれから優先的に長寿命化、どういう工法でしていくのかという細かいことが、今は計画中ということで聞けないわけなんですけれども、多分ご答弁も出てこないということなんですけれども、市民の方の関心というのはすごい高いわけです。一体どれぐらいの耐震をしているんだろうとか、どの橋をしてくれるんだろうかという素朴な疑問から、一体何キロみたいなことを言わはる人もおるし、私もこの質問をするに当たって他市を調べておりますと、この計画を上げられた時点で、この橋とこの橋については、例えば修繕計画、こういう工法がありますということがわかりやすく説明されていたり、この橋についてはこういう方法で、このようにきれいにしますとか、強くしますということがわかりやすく書いてある、普通に市民が見るホームページの中でそれが見られるようになっていっているところが結構あるんですね。

今は計画段階だからわからないということなんですけれども、私たちが心配なのは、先ほども言いました耐震化計画にあるような大事な道の上だけの橋を守るというのではなくて、市民の生活レベルで大事な橋というのをきちんと見ていただいているのかなというのも心配ですし、そういう細かい、どのようにしていただくのかというのも知りたいので、それを市民にわかりやすい形で、広報だけでなくホームページなんかでも、本当に知識のある方がきちっと見ても満足できるようなものを出していただきたいと思うんですけれども、そういう周知についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

先ほどからもちょっと申し上げております長寿命化の新しい計画、順次策定を進めております。その策定ができました後に、どの程度まで詳細に出すかとか、公開の方法というか、内容について

は今後議論はさせていただきたいというふうに考えておりますが、ホームページ等で掲載して、市民の方々に見ていただけるように考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

割と亀山市のホームページは、余談ですけども、お知りになりたい方は担当部署においでになってくださいということで結んであることが多くて、ホームページのいいところは、進んでいけば進んでいくほど内容がよくわかる、その人なりのレベルのところでは理解が得られるというのがいいところだと思うんですね。ですから、ぜひともそういう意味では、いろんな方がそれなりのレベルでわかりやすいようになるようないいホームページをつくっていただきたいなと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

公明党の森でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回は、大きく2点についてお伺いをしたいと思いますので、ご答弁の方もよろしく願いいたします。

それでは、生きがいを持てる福祉の展開について2点お伺いをしたいと思います。

まず初めに、生活保護についてお伺いします。

今の生活保護の状況をお話しさせていただきたいと思います。

厚生労働省は、ことし7月に生活保護を受けた人が前月比8,903人増の205万495人に上り、集計が始まった1951年度以降で過去最多になったと発表しました。景気の悪化や雇用の非正規化に伴う失業、高齢化の進展が主な要因で、国や自治体の支援のあり方が改めて問われています。

受給者数がこれまで最も多かったのは、戦後の混乱が続いていた昭和26年ごろで、経済成長とともに徐々に減少し、平成7年度には月平均88万2,229人まで減りました。その後、不況により受給者数は増加に転じ、2008年のリーマンショックを引き金に急増したということであり

ます。厚生労働省の調査によりますと、生活保護受給者の内訳は、高齢者世帯が42.8%が占め、働ける現役世代を含むその他世帯が16.7%、母子世帯が7.5%となっております。このうち、そ

の他世帯の割合が近年急増しており、1999年の7%に比べると2倍以上のふえ幅です。このため、専門家からは、仕事さえあれば受給せずに済む人がふえているとの指摘も出ております。

生活保護は、生活困窮者のための最後の安全網であり、それに頼らざるを得ない人が急激に増加している状況は看過できません。受給者の中には、就職して自立を望む人も少なくありませんが、安定就労に結びつかず、生活保護受給者の長期化を余儀なくされている人も多いと言われております。

そこで、亀山市の生活保護の実態についてお伺いします。

この5年間の推移についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

7番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

生活保護の最近5年間の推移でございます。

まず被保護世帯数は、平成18年度末に96世帯、平成19年度末に101世帯、平成20年度末に116世帯、平成21年度末に136世帯、平成22年度末に146世帯でございます。

次に、被保護人員では、平成18年度末に117人、平成19年度末に122人、平成20年度末に139人、平成21年度末に162人、平成22年度末には189人でございます。

次いで、保護率でございますが、平成18年度末に2.4パーミル、平成19年度末に2.5パーミル、平成20年度末には2.8パーミル、平成21年度末には3.2パーミル、平成22年度末には3.7パーミルとなっております。

被保護世帯数及び被保護人員、保護率ともに年々増加をしておりますが、平成20年度以降、その増加も顕著となっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

確実に右肩上がりである実態を確認させていただきました。

議案質疑で、豊田議員が生活保護についてお伺いしておりましたので、三重県の保護率の9.5パーミルから比べれば、亀山市の3.7パーミルというのは低い状況ということは確認をさせていただいておりますが、やはり平成18年度の96世帯から、22年度で146世帯、117人から189人にふえているという状態は大きな問題だと思っております。

次に、年齢別の動向について、世帯類型別の構成比の推移について、これも5年間の動きをお示しいただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

過去5年間の類型別の数字でございますが、生活保護の世帯類型といたしまして、第1に65歳以上の高齢者世帯、第2に母子世帯、第3に傷病・障がい者世帯、第4にその他世帯と4分類でございます。

まず高齢者世帯では、平成18年度末で66%、平成19年度末で68.6%、平成20年度末で67.3%、平成21年度末で55.1%、平成22年度末で50%で、被保護世帯の半数を占めております。

一方、その他世帯は、平成18年度末で2.1%、平成19年度末で3%、平成20年度末で5.3%、平成21年度末で19.1%、平成22年度末で20.6%でございます。この5年間で約10倍となり、大きな特徴となっているところでございます。これは、リーマンショック以降、派遣切り等により失業し、次の就職先が見つからず、生活困窮に陥った世帯が増加したことにより、稼働年齢層であるその他世帯がふえたものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

今のご答弁ですと、高齢者世帯、当初66%が50%に減少はしておりますが、全国的な半数を占めるといふところには同じかなあと。それから、特徴的なのは、やはり働ける現役世代を含むその他世帯の増加。10倍になっているという実態が明らかになりました。

そこで1点だけ確認をしておきたいのは、不正受給についてであります。

当市において、不正受給の実態を確認されたことがあるのか。また、不正防止対策の取り組みはあるのかをお伺いしたいと思います。

大阪府寝屋川市では、生活保護の不正受給防止に向けて一般からの情報を広く受け付ける生活保護適正化ホットラインを開設しております。資産を隠し持っているとか、仕事をしているのに市に報告をしていないとか、母子家庭で離婚をしているのに、前夫と一緒に生活しているなど、こういったことは私も市内を歩かせていただいている中でよく耳にします、うわさのように。高齢者の方なんかは、最低年金で本当に私たちは頑張っているのに、なぜこんなことが起きるのか、不公平やということもお聞きをします。うわさを私はうのみにするつもりはありませんが、職員が知らないだけで、不正があるのなら厳正に処罰をする、費用の返還を求めることができる、それは法律でうたわれておりますので、毅然とした対応をする必要があると考えますが、当市における不正防止対策の取り組みはあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

生活保護法第78条では、不実の申請、その他不正な手段により保護を受け、または他人をして受けさせたものがあるときは、保護費を支弁した市の長は、その費用の全部または一部をその者から徴収できると規定をされております。亀山市におきましては、本年11月末現在で、現年度で2件、過年度で2件の該当がございました。

また、亀山市におきましては、防止対策としまして、稼働年齢層では毎月求職活動状況及び収入申告書の提出を求めて、収入の申告漏れがないかを確認しております。また、課税状況調査を税が確定する6月以降に毎年実施し、その後に資産保有状況調査を行い、収入申告書の内容と課税台帳との照合を図るとともに、資産の保有状況の把握に努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

やっぱり不正はあるということですので、この寝屋川市では専門の職員を配置しておりますが、人口規模なんかから言いますと、亀山市でそういうところまではしなくても、市民の方の情報提供を受ける場、そんなものはつくれる可能性はあるんじゃないかと思います。うわさが飛ぶということは、ある程度そういったことも考えられるのではないかと思いますので、また情報を吸い上げる場の設置等も今後考えていかれたらどうかと思いますので、それは要望だけにしておきたいと思います。

3点目、医療費用抑制の考え方についてお伺いしたいと思います。

初めに申し上げますが、生活保護世帯だから医療費抑制をする必要があるとは考えておりません。必要な医療は受けていただくことは当然であります。ただ、国民健康保険や他の健康保険でも、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の推進をされております。国保では、保険証と一緒に、これは私のところに送られてきたんですけど、保険証と一緒にジェネリック医薬品希望カードというのがついて送られてまいりましたので、ケースに入れて持ち歩いておりますが、今回の補正でも医療費扶助の増額補正がされておりましたが、生活保護世帯へのジェネリック医薬品の積極的な活用も必要じゃないかと思いますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）でございますが、これは先発医薬品に比べて薬価が低くなっており、患者負担の軽減や医療保険財政の観点から使用促進を進めています。なお、周知につきましては、生活保護受給者は指定医療機関で受診する際、福祉事務所が発行する医療券が必要でありますから、窓口に来られた際には後発医薬品に関する説明を行いまして、適切な選択について理解が得られるよう、今後も周知してまいりたいというふうに存じます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

よろしく申し上げます。国の方でも積極的な働きをしておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それでは、4番目、就労に結びつく対策についてお伺いします。

今回、先ほど部長から発表されましたように、働ける現役世代を含むその他世帯の増加が浮き彫りにされました。議案質疑でも明らかになった30代、40代の生活保護世帯がいるということ。当市として、やっぱりこういった人たちが就労に結びつく対策をとる必要があると考えますが、何かされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

就労に結びつく対策についてでございます。

平成20年のリーマンショックに端を発した経済状況の悪化、また厳しい雇用、失業情勢を背景として、働きによる収入の減少、喪失を理由として生活保護の受給を開始する者が増加しており、生活保護受給者等の就労を通じた自立支援の充実・強化が求められております。

このことから、まず地域福祉室が所管する業務のうち、生活保護及び住宅手当受給者の中から支援対象者を選定し、その者を就労に結びつけ、自立させるよう支援を行うため、非常勤の就労支援員を配置しているところでございます。

また、本年4月1日から生活保護受給者等に加えて、生活保護に至る前のボーダーライン層であります住宅手当受給者も対象とし、福祉施策を担う地方公共団体と雇用施策を担う都道府県労働局、公共職業安定所が連携した支援チームによる一貫したサポートを展開するため、効果的、効率的な就労支援を図る「福祉から就労」支援事業を実施しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。いろいろと対応していただいているように感じました。

本当に自立を目指しても、やはり今の社会状況の中で就職をするというのはかなり難しいと思うんですけど、生活保護を受けるとなるとどうしても長期化というところがネックになってくると思いますので、自治体の方もしっかりとそういった就労に結びつく対策、それからまた一つは市の中で何か緊急雇用的な対策がとれないのか、いろいろと探っていただきたいと思います。福祉から就労への支援事業も行われておりますし、求職者支援制度というのもあるかと思っておりますので、今、国の方で、これは大きな問題になっておりますので、きのうのニュースを見ておりましたら、これは7月で205万人と言いましたけど、8月の集計でもう206万人になったという、本当にすごいスピードで生活保護世帯がふえているということは、絶対に見過ごせないことだと思いますので、さまざまな対策をとっていただいて、亀山市が少ないからいいという問題ではありませんので、先ほど部長おっしゃったボーダーラインの方を生活保護にさせないという強い意志でお願いしたいと思います。

それでは、次の2点目に移らせていただきます。

地域福祉権利擁護事業についてお伺いします。

この事業は、別名を日常生活自立支援事業といいまして、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの判断能力の十分でない人への福祉サービスの手続、援助や日常的な金銭管理等を行うことを目的とした事業であります。

県の社会福祉協議会の支援のもとで、市の社会福祉協議会が基幹的社会福祉協議会として事業を行っていくわけですが、亀山市は平成22年度に基幹的社協に移行すると聞いていましたが、現在の状況はどうなのかと、この事業の利用実態についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

地域福祉権利擁護事業につきましては、軽度の認知症症状のある高齢の方、また知的障がい、精

神障がいのある方のために福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行うために、全国の社会福祉協議会が実施している事業でございます。

当市におきましても、三重県社会福祉協議会が主体となって、亀山市社会福祉協議会が基幹的社協として事業受託をしておりますが、亀山市社会福祉協議会が設置しております亀山市地域権利擁護センターでは、現在、契約者13人に対し、10人の支援員が登録されており、本年4月から11月までの派遣回数は236件ございました。

主な支援の内容といたしましては、税金、公共料金、医療費などの支払い手続、それから預貯金の払い出しや預け入れ、年金証書、通帳、印鑑の預かりなどの援助を行っております。

日々の支援は、社協の非常勤職員である支援員が行い、専門員の定期的な面談などにより、事業に対してのご要望の確認や相談支援を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

いろいろご利用いただいているということは確認をさせていただきました。

2回目としまして、権利福祉擁護事業に似た成年後見制度とありますが、その違いについて、どのような違いがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

地域福祉権利擁護事業と、それから成年後見制度というのがございますが、まず地域福祉権利擁護事業を利用するためには契約を結ぶ必要があり、ある程度の判断能力が必要となります。したがって、本人の判断能力が不十分なために契約を結べない場合には、成年後見制度により選任された成年後見人との間で利用契約を結ぶことになります。

このように、成年後見制度は認知症や知的障がいなどにより判断能力が不十分なために財産侵害を受けたり、人としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みでございます。

この制度は、家庭裁判所に申し立てが必要であります。市では申し立てなどの手続に対する支援や審判の請求に要する助成制度も設けておりますので、窓口となるあいあい内の地域包括支援センター「きずな」にいつでもお越しいただき、ご相談をいただきたいというふうに思います。

なお、平成22年度では3件の利用がございました。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

判断能力が一つの境になってくるのかなあというのは確認をさせていただきました。本当にいい制度だなあと思いますし、また成年後見制度もなかなか利用者がずうっとゼロでなかったんですけど、今3人ということで、この制度のあり方も浸透してきたのかなあということも確認をさせていただきました。

では、2番目の質問に移らせていただきます。

高齢者、障がい者の相談窓口について、少し自分の中で混乱をしておりますので、質問項目として上げさせていただきます。

鈴鹿亀山地区広域連合が所管をしております地域包括支援センター「きずな」があり、また市の健康福祉部の所管しております高齢障がい支援室がありますし、また今まで出てきました亀山市の社会福祉協議会、高齢者が相談をする窓口っていろいろ多種多様にあるように思うんです。今、高齢者をねらった悪質商法がどんどん巧妙な形で地域に入ってきております。その相談は、広域連合の中にあります鈴鹿亀山消費生活センター、そういうところに相談をしていけばいいんですけど、その被害者の方が日常生活において判断能力が低下されているとしたら、その方は地域包括支援センターに相談をしていただかなあかんし、それから地域権利擁護事業を利用しようとするれば、社会福祉協議会なんですよ。何か自分の中で、高齢者の問題は地域包括支援センターに行ってくださいということを言われていたので、私は高齢者の方の相談は地域包括の方につなげていったわけですけど、何か窓口っていっぱいあるんだということで、これが高齢者の方だったらもっと混乱をされるのではないかと思いますので、今回質問をさせていただきました。一体どこへ行けばいいのか、そこら辺をちょっと整理をしていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

高齢者や障がいのある方のご相談につきましては、まずは地域包括支援センターと高齢障がい支援室のあります総合保健福祉センターあいあいの4番窓口にご相談をいただければというふうに思います。ここでは、介護に関する心配事、悩み以外に、健康や福祉、生活に関する事など、どんな悩み事でもご相談をいただけることとなっております。高齢者や障がいのある方が住みやすい地域のために必要な情報やサービス、関係機関を紹介したり、支援を行ってまいります。

また、あいあいには、福祉に関しまして生活保護、児童福祉、女性相談などの部署でなく、社会福祉協議会も一緒にありますので、それぞれの専門機関との連携も図りながら、それぞれつなげて解決に向けた取り組みを行っているところでございます。

金曜日には、夜8時まで高齢者相談窓口もあけておりますので、どうか気軽にご相談をいただきたいというふうに存じます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

まずはあいあいの4番窓口ということで確認をさせていただきました。

地域包括支援センターは、鈴鹿だといろいろ委託をされているので、亀山市はあいあいの中に1ヵ所しかありませんので、そういった部分での混乱はなかろうかと思いますけど、4番窓口に行くということを確認させていただきました。

それと、さっき少し触れましたが、消費生活センターに相談されますよね。消費生活センターの方が少し、この方は判断能力が落ちるんじゃないかということを思われたら、そこら辺の連携がされているのか。この消費生活センターといたら相談ですので、市民部の所管になるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺が福祉ときちっと連携ができていいのか、確認をさせていただきたい

と思います。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

鈴鹿亀山地区広域連合が設置します鈴鹿亀山消費生活センターでございますが、こちらの方は平田の方に事務所がございます。こちらへご相談いただいた折に、障がい等があって市のそういった福祉施策につなげる必要があるといったご判断をされた場合には、こちらの方へもご連絡をいただけるというふうに思いますし、またその辺の連携につきましては、今後さらに深めるように努力をしてみたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

しっかり連携をとっていただきたいと思います。

先日、消費生活センターのセンター長さんが出前講座に来られていて、そこを少し私も出させていただいた中で、この地域福祉権利擁護事業のこともおっしゃっていました。そういった制度もあるんだと。それから成年後見制度というものもあるんだという形で、向こう側はしっかり積極的にそうやって働きかけをしていただいておりますので、市長の言われる横串、本当に大事ななあと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それから、3点目の周知の方法についてお伺ひしたいと思います。

日常生活において、判断能力が落ちている方というのはいらっしゃるんですね。私も、なかなかこの制度は私自身はあまり知らなかったもので、こういった制度に結びつけてあげればよかったのかなあと思う、反省も込めて私今回質問させていただいておりますが、なかなか私たちの目に触れないというか、どういった形で周知をされているのか、お伺ひをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

周知の方法でございますが、地域福祉権利擁護事業では、社協だよりに掲載するほか、地区民生委員・児童委員定例会等で事業説明や協力依頼を行っており、必要とされる方につなげられるよう取り組んでおります。社会福祉協議会の方でも、ホームページに掲載するなり、周知をお願いしております。

高齢化の進展に伴いまして、成年後見制度の利用も含めて、今後ますます必要となる事業と考えておりますので、勉強会の開催やさまざまな機会をとらえてのPRに努め、高齢者や障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

本当に大事なことだと思ひます。でも、亀山市の広報って結構読まれていますけど、社協だより

を挟んでいただいておりますけど、そこまで目につくのか。それから、広報が配られていないところもありますよね。アパートにお住まいの方とか。そういった場合には、銀行とか、そういったところに置いていただいておりますが、社協だよりなんかはそこに入っておりませんので、こういったことが亀山市の広報で少し特集なり、こういった事業がありますよということが広報でPRできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この事業につきましては、社会福祉協議会で実際行っていただいておりますが、市の方としても周知に努めることは当然考えております。したがって、また市の広報も活用させていただきまして、特集を組むなり、考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

よろしくお願ひしたいと思います。

高齢者の方、今結構ホームページを見られる方もふえてきていますけど、なかなかホームページというところまでいきませんので、やはり広報は有効的かなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、大きく2点目の質問に移らせていただきます。

これは、選挙における期日前投票の手續の簡素化についてでございます。この質問は、昨年12月にさせていただいたものであります。しつこいようですけど、もう一回させていただきます。

選挙の投票日に仕事や旅行等で行けない方のために、期日前に投票を行うことが今できるようになってまいりました。最近では、高齢者の方で選挙当日に体調が悪くなるとは投票ができないので、自分の体調のいいときに期日前投票を利用して投票される方も見えます。

この期日前投票を行うときには、投票所で住所や氏名、当日投票できない理由を宣誓書に記入しなければなりません。このため、高齢者などから、緊張して手が震えて字が書きにくかった等の声が寄せられているということから、自宅であらかじめ記入することができるように、投票所の入場券の裏側に宣誓書を印刷することができないのか、そういったことで質問をさせていただきました。そのときの答弁では、県の選管が県下の市町の統一を図るなどの必要があり、現時点では考えていない。県に準ずるといふ答弁でありました。

そこで1点目としまして、県内の動きについて、現状をお示しいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森選挙管理委員会事務局長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

選挙執行の際の期日前投票の手續については、公職選挙法に規定をされてございまして、投票当日、やむを得ない理由により投票に行けない選挙人は、期日前投票ができるとされております。その際には、投票に行けない理由を申し立て、かつ申し立てがまことであることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないといったことにされてございます。

この宣誓書の事前配付の状況でございますが、先般開催されました県内の14市の会議で問い合わせましたところ、伊勢市の方が平成15年から投票所入場券の裏面に印刷して実施されているのを初め、四日市さんについても前向きに検討されているといったことございました。

一方、町の方では東員町、多気町、玉城町で実施されておりまして、県内29市町中4市町で実施をされているという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

伊勢市は平成15年からやられているということで、この去年の答弁とは全然違うんだなあと思いました。去年の答弁では、県下統一を図るとおっしゃって、そういう答弁だったんですけど、もう伊勢市は既に平成15年から始めていたということ、これはどういうことなのかなあということ、すごく疑問に思いましたので、今回再質問させていただきました。

それでは、亀山市の今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森局長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

本年4月に執行されました統一地方選挙の際の三重県選挙管理委員会からの通知、これ23年2月9日通知でございます。こちらにおきましては、宣誓書については、入場券裏面へ印刷するなど、市町委員会において創意工夫し、選挙人の便宜に資するよう努めることとの通知もありましたので、印刷スペースの課題もございしますが、次回の選挙までに各市の状況を把握するとともに、その方法、全国的には入場券の裏面に印刷といったことが半数ぐらいはございしますが、あとインターネットでの配付、窓口等での事前に配付をするといったこともございしますので、私ども委員会の方で十分な協議を行って、実施に向け検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

本当に選挙管理委員会が考えなければいけないのは、やっぱり投票率を上げるということ。そのための工夫を何とか模索していかなければならないということだと思うんですね。だから、気持ちよく投票していただくためには、こういったことも大事かと思っておりますので、次回の選挙のときには入場券の裏側に宣誓書が張りついてありますようお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

7番 森 美和子議員の質問は終わりました。

次に、17番 前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

それでは、通告に従い質問をしたいというふうに思います。

午後からの質問だと思っていましたんですが、急遽時間が早まりまして、ちょっと準備が整って

いないですけれども、質問をしていきたいというふうに思います。

まず、きょうの質問は後期基本計画の考え方についてということで、大きく財政見通しと、それから施策について幾つか質問をしていきたいというふうに思います。

まず財政見通しの中でも、まず1番目に合併特例債、これについては2年前ですけれども、合併特例債は何度も市長及び執行部の方と議論を重ねてまいりました。そのときは、合併特例債は非常に有利な財源であるということで、使ってはどうですかということで、市長に質問をしたことがございます。その当時、市長は残っている合併特例債は使わないというような答弁であったと思います。後に大きな負担を残したくないというような答弁であったと思いますが、その後、ことし、合併特例債を使う方向での案が少し示されました。溶融炉、あるいは衛生公苑への合併特例債を使うんだという案が示されたのですが、今回、たまたま東日本大震災によって政府の考え方が少し変わりました、5年間合併特例債延長ということで、被災地については10年間ということで、そういうような方針になって、今のところまだ合併特例債についても白紙の状態になっているところです。

それで、合併特例債を後期計画で使うのかどうかということをお聞きしたいんですが、その前に、今までの合併特例債の発行額、それから発行予定額も含めて、もう一つ残額ですね。今の状況を頭に入れて議論をしていきたいと思います。

もう一つ、今までの合併特例債の元利償還、それから交付税算入額ですね。今後の元利償還額と交付税算入額についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

17番 前田 稔議員に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

私の方からは、合併特例債の今までどのような事業に充てたかとか、あるいは発行額、発行可能額ということでご答弁させていただきたいと思います。

合併特例債の活用できる事業といたしまして、これまで活用しました斎場建設事業などのほか、現在継続して実施中の和賀白川線整備事業及び野村布気線整備事業によりまして、約71億程度の発行を予定しておると。実施計画でお示ししております事業の計画額を見直して、事業を精査したところ、71億程度というようなことで、残る活用額としましては、全体活用可能額の96億1,970万円との差額約25億円となっておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

合併特例債の交付税算入の状況でございます。

平成22年度末までに借り入れを行いました合併特例債は、48億6,900万円の元利償還金につきましては、平成22年度末までで2億569万5,000円で、うち70%の1億4,398万5,000円が交付税措置をされているところでございます。

なお、平成23年度以降で合併特例債の借り入れは行わないといった場合の現時点での合併特例債の元利償還額の返済見込みは、平成23年度から平成32年度で約50億4,000万円、元利償還をする予定でございます。うち70%の35億3,000万円が交付税措置される見込みでござ

ざいます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

残は25億あるということです。

それから、22年度末までに元利償還でしたのが2億ぐらいで、そのうちの70%の1億4,000万が交付税算入されてきたと。それから、平成23年から平成32年までの間では約50億の元利償還があって、70%の35億ぐらいが交付税算入されてくる予定ということですね。

ということは、これは財政力指数が1を割っておるということで70%の償還があるということで、こういった財源が入ってくるわけで、当時も財政力指数の関係でいろいろ議論をさせていただいて、7割が交付税算入されるということで、この7割の交付税算入された額で再度新たな事業展開をするための財源として有利ではないかというふうな議論もさせていただいたところでございます。仮に80億、合併特例債を借りたとしたら、7割の56億ぐらいが交付税算入されるわけで、これだけあれば、市長は当時、庁舎を凍結という話もありましたけれども、十分庁舎凍結しなくても、庁舎をつくるぐらいの財源が入ってきたのではないかというふうに考えます。

そこで、最終的にここで私が聞きたいのは、この後期基本計画において、残された合併特例債を使うかどうか、そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず合併特例債の活用についての基本的な考え方でございますが、基本的には借金であり、後年度負担につながることから、慎重に判断すること。それから二つ目には、活用期限までに完了できる事業で、単年度の財政負担が多くなる事業へ有効に活用することというような2点を考えて、これを基本としております。9月の定例会において、議員も申されました溶融炉長寿命化事業及び衛生公苑長寿命化事業への活用の考え方をお示しさせていただいたところでございますが、しかしながら、国会において継続審議となっております東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案というのが今議員申されたことでございますが、これにより、合併特例債の活用期限を5年延長されるという、今現在は見通しでございます。こうした状況の変化から、改めて活用事業を検討することといたしまして、具体的な活用事業につきましては、後期基本計画第1次実施計画の策定において明らかにしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

イエスカノーかで答えていただきましたんですけども、前向きに考えて活用するという答弁があったというふうに私は思っております。

というのは、この2番目の財政規模についての話をしたいんですけども、使うか使わないかで財政規模というのも変わってきます。もちろん公債費もふえますので、見かけ上は財政規模が大き

くなるということも、今の借金の話でありましたように、心配ではありますけれども、やっぱり有効活用していくという意味では、こういったことも視野に入れて考えていかなければならないというふうに思います。

というのは、財政規模を的確に歳入の部分積み上げていかないと、後期計画で実施計画をつくる上で、財源というのは非常に大切なものになってきます。だから、今から財政規模について議論をしていきたいというふうに思います。

まず財政規模の中で一番大きなウェートを占めるというのは市税収入だと思うんですが、この市税収入、きのうも竹井議員や中村議員の中で、24年度予算編成の中でどれぐらいになるのかという話があったときに、200億を超える程度というような答弁がございました。その後期計画、24年から28年まであるわけですけれども、そういった中を見通して、その200億の推移で行くのかどうかということをし、その数字で検証していきたいと思います。

まずその中で、市税収入について、後期計画の24年以降の見通しをお聞かせ願いたいのと、それからシャープの投資があります。春ごろにインターネットで情報を確認したところ、アップル社が10億ドルの投資をするというふうに出ておりました。今の日本円に換算すると770億円ぐらい、それを課税標準額で計算すると、私の試算では10億程度かなあと、償却資産がそのぐらいになると思うんですけれども、市当局はどのようにその辺のところつかんでおるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

議員ご指摘のように、シャープの新規展開がなされますと、市税収入のうち固定資産税の償却資産に与える影響といたしまして、一部報道、議員が言われたように、仮に750億円の投資がなされることとなりましたら、一般的に翌年度には約8億5,000万円の税収が見込まれるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

もう1点、今後の市税収入の見通しですね。24年度以降の、その辺のところについても答弁をいただければお願いしたいんですが。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

竹井議員の方にもご答弁をさせていただいたんですけれども、いろいろ東日本とか、そういった影響等々、テレビや新聞報道などによって海外の経済低迷や円高、そういった影響が広がるなど、不安定要素があると伝えられております。そのような中、景気はどんどんよくなると言いがたい状況にあるということを考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

市税収入については、あまり見通しはよくないということで、若干の減はあるだろうというふうに思います。でも、シャープの、これはあくまでも予定ですけれども、償却資産8億5,000万というのは大きな財源になってくるというふうに思います。

それからもう一つ、合併特例債の交付税算入は、今の額で大体わかってきました。その他の交付税について、今までは不交付団体だったけれども、交付団体になって交付税というのはどのぐらいふえてくるのか、その辺の見通しがわかればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

地方交付税の見通しでございます。公債費も先ほどご答弁申し上げましたように、合併特例債ですと7割の算入、臨時財政対策債ですと100%が算入をされるといったことで、22年度で見えますと、公債費の償還23億7,000万ほど償還をしておるわけですけれども、その56%の約14億円が交付税として算入されてきておるといった現状でもございます。今後も、そういった形で交付税算入される公債費の償還額がふえてまいりますので、交付税に算入される額も増額になるといったことでもございます。

それともう1点、大きくかわりますのが、先ほどご質問もありましたように、市税収入との関係もでございます。市税収入、仮に10億円ふえたといえますと、その75%が交付税が減額をされるといったことになってまいりますので、一般財源としては、税は10億ふえますが、交付税との加算をした一般財源では2億5,000万しか増収にはならないといったことも一つ上げられるかと思っております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

やはり交付団体になって、交付税もふえる部分もあります。今まで不交付団体でしたので、その辺の交付税の入りの部分というのが、なぜかという、例えば昨日も議論がありましたけれども、中期財政見通しと、23年度については差が出てきておるとい話がありました。そこで、中期財政見通しと今の現状で、その差が何だったんだという話が昨日も議論がありまして、それはやっぱり市税収入と交付税の部分が影響しているのではないかとということでございました。ですので、その辺の交付税算入を交付団体になって今後綿密に計算していかなければ、なかなか歳入の方の規模というのははっきりとつかめないだろうと。現実に、2年前に中期財政見通しを立てて、わずか1年ちょっとの間にこれだけの開きが出てきておるわけですから、そういったことを踏まえて、24年度から28年度までの、24年度は200億を超える財政規模であるという答弁がきのうもありましたけれども、その後の後期計画の24年から28年の間、どれぐらいの財政規模になるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

24年度の当初予算規模につきましては、昨日ちょっとご答弁をさせていただいたところですが、全体的にはまだ把握し切れていない状況といったことで、現在、標準予算の聞き取りを行ったところ、23年度と同額を仮に置いたとしたら200億を超えるといったことで、ご答弁をさせていただきました。今後、精査をさせていただいて、お示しをさせていただくといったことでございます。

それと、24年度から28年度、後期計画期間中の財政規模はといったご質問でございます。

ご承知のように、お示しをさせていただいております中期財政見通しでは、歳入歳出の両面からの取り組みによりまして、平成26年度における170億から180億円規模の財政収支の均衡を目標といたしております。

一方、液晶関連産業の新規設備投資によりまして、市経済の活性化や市税収入の増加など、市の財政、経済情勢に変化も見られ、明るさも見えるところでございます。こういったことから、現在、見直しを進めているところでございますが、今回の設備投資により確かに市税収入は増収となることを見込まれますが、一方で亀山市、以前のように不交付団体になることはなく、その増収分の75%については交付税で減収となること、また償却資産という特殊性から、減価償却が進むのが早く、増収が継続することは考えにくいところで、財政規模に大きな変化があるとは考えてはございません。

基本的に5万人規模の財政規模につきましては、既にお示しをさせていただきましたように170億から180億程度というふうに考えておりまして、これに基金などを財源として、その年度年度の政策的な事業費が上乗せをされてくるのだろうというふうに考えてございます。したがって、その年度の実施事業により総額といったものは大きく変化をするものと考えておりますので、後期基本計画の期間中の財政規模につきましては、やはり180億から200億円程度で推移をしていくものというふうに、現状では考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

そうしますと、よく使われる身の丈ということを言われますよね。当初は170から180ぐらいが亀山市の財政規模の身の丈であったというふうに思いますね。今回、ある意味、いい意味でちょっとそれよりも20億ぐらい上乗せした、この23年度も200億を超えていますので、来年度も200億を超えるぐらいで、その差20億ぐらいの、いい意味で厳しい、厳しいと言いつつも若干余裕があるかなと。今までずっと厳しい厳しい財政状況と言ってきましたけれども、例えば21年度なんかは歳入歳出の差額で19億ありましたね。22年度で11億残っているんですね。これは当然基金にも積まれていっていますから、どんどんふえてきていまして、財政調整基金は今8億引いても37億ぐらいですか。それから減債基金が17億ありますよね。ことしも200億円規模のあれで、執行率を96%ぐらいとすると、8億円ぐらい余ってくるのかなあというふうに思いますので、財政基金、それから減債基金合わせたら60億ぐらいの規模になってくるかなと思います。

それで、決算のときにも、あり余りの財政運営、本当に積み残した財政運営を今までしてきたのではないかなあ。これは、次に公債費というのがふえてきますので、そういう意味できちっと仕

事をしてこなかったというか、そういうことも踏まえて残してきたのかなあというふうに、いい意味で考えさせてもらいますけれども、今後、後期計画をつかんでいく上で、今の話だと身の丈は180億ぐらいだと考えて、標準的な考え方で、その上積み分は政策的なものに持っていくのか。行財政改革で5億ずつ減らしていくという話がありましたよね。それを敢行しながら、標準規模を180億で見ておいて、そこで上乗せのあった部分は政策的な予算として毎年毎年いろんな事業をやっていくのかという、その考え方ですね。そこら辺のところ、余剰が出た分はどういうふうにしていくのかという、基本は身の丈を180億と考えていくのかという、そこら辺の運用の仕方についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただきましたように、5万人規模、身の丈に合った規模ということで、私どもとしては180億円程度が身の丈に合った規模かなと。それに政策的経費が上乗せをされていくと。その財源はどうするんだということですが、先ほどご答弁申し上げましたように、財政調整基金なり、実質収支もかなり出てまいりますので、そういった財源を有効に活用させていただいて、後期基本計画の具現化に向けた取り組みを進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

大体わかりました。

きのうも竹井議員の中で話が出ていましたけれども、再度、もう一回、今回の差の出た部分をしっかりと検証していただいて、中期財政見通しをもう一回新たに見直していただいて提出していただくようお願いをします。

○議長（小坂直親君）

前田議員の質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時03分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、安田副市長は公務のため、午後から欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承を願います。

それでは、午前に引き続き前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

それでは、午前中に引き続き後期基本計画の考え方についての二つ目の施策について議論をしていきたいと思います。

まず、総合計画基本構想では、平成28年には人口5万2,000人というのを目標に掲げてお

ります。ただ、これは平成17年のときにつくられたものでありまして、現在の社会情勢、経済状況、それから日本の人口が減少傾向にある中で、果たしてこの5万2,000人というのは達成できるのかどうか。目標というのはやっぱり高く持っていて結構だと思うんですけども、この目標を達成するためにはやっぱりそれなりの考え方、施策が必要ではないかと思っておりますので、それについてどのように考えておられるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、5万2,000が達成可能かというようなところと、施策と分けてちょっと答弁させていただきたいと思っております。

2010年の国勢調査の結果によりまして、本市の人口につきましては5万1,023人となりまして、名実ともに5万人都市の仲間入りし、その後の人口推移も、本年上半期は5万を下回るという減少傾向が見られましたが、下半期になりまして、今月1日現在で、5万人を上回っている状況でございます。こうした状況から、第1次総合計画における将来推計人口5万2,000に対しまして、前期5ヵ年の中間年で5万800人を予定しており、おおむね順調に推移していると考えており、この将来推計人口は達成可能な数字というふうに考えております。

今後の取り組みにつきましても、前期5ヵ年の成果であります子育てに優しいまちづくりを引き続き進めるとともに、健康都市連合加盟都市として、市民の健康寿命を延ばす施策、防災対策を初めとした暮らしの安心・安全に関する施策、それから自然・歴史・文化を生かして、都市環境を充実させる施策などを推進し、住んでみたい、住み続けたいまちとして、真に選ばれる都市を目指してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

確かに、今この国勢調査で5万1,023人でありましたけれども、きょう、12月1日現在では、先ほど見てきました。5万92人でした。やっぱり1,000人ぐらい、国勢調査とその住民登録とは若干違いがあると思っておりますけれども、1,000人ぐらい減っておる状況なんですね、そのときに比べたら。あとこれは、国勢調査のときは5万1,000人ですけども、ここからいくとあと1,000人程度ですけども、今の住民登録では5万人程度ということで、これは1,000人ぐらい開きがあるわけなんですけども、今いろいろとる説明いただきましたけれども、具体的な施策というのはちょっとわからなかったんですけども、抽象的な形の中での答弁でしたので。

一つちょっと確認をしたいことがありまして、国勢調査で5万人を超えたということで、それと交付団体になったということで、何か交付税で大きな差というのはあったのかなかったのか、その辺をつかんでおれば、お答えを願いたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

普通交付税の額の算定につきましては、人口が5万人以上か未満かによって変わることはござい

ませんが、人口の増加はやっぱり行政需要が増加をいたしますので、交付額は増加するものでございます。参考までに、昨年度の算定に用いられました平成17年度の国勢調査人口にて、ことしの基準財政需要額を計算して比較をいたしてみますと、その差は約1億円となるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

今も答弁ありましたけれども、やっぱり人口というのは多ければ多いほど交付税も上がってくるんだろうなあというふうに考えさせていただきます。やっぱり最低5万人を切らないように、目標は高くしていただいて結構だと思います。そのためのやっぱり後期基本計画の中にも人口が増加していく施策を入れていっていただきたいというふうに思います。

それと私が一番懸念しているのは、東部の人口というのは増加傾向にあります。しかし、西部の人口は非常に厳しい状況、減少しております。ですから、特に西部の人口減少を食い止めるような施策、そこら辺にもやっぱり力を入れていただきたいなあというふうに思っております。これだけちょっと要望をさせていただきますと、2番目のマニフェストとの整合性についてお伺いをしたいと思います。

市長のマニフェストですけれども、まずこのマニフェストを、本来ならば就任4年で達成するような目標であったかと思いますが、今の現時点を見てみてもすべてできるような状況ではないというふうに思います。

平成23年度マニフェストのレポートによりますと、「実現した」「ほぼ実現した」というのは23施策あって、33.8%。「実現するための事業開始・調査・検討を始めた」というのが36施策で53%、「早期に検討を始める」「修正」「廃止」とありますね、これが9施策ありまして、13.2%になっています。このことを踏まえて、このマニフェストの内容、あとまだ完成していないもの、これは後期基本計画ですべて達成できるように計画しているのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前田議員のお尋ねでございます。

マニフェストを後期基本計画ですべて達成できるのかというお尋ねでございましたが、マニフェストに記載をいたしました68施策につきましては、これまで前期基本計画の変更を行うなど、総合計画と整合を図りながらその実現に向けて取り組んでまいっておりますところでございます。また、現在、策定を進めております後期基本計画におきましても、マニフェストとの整合を図り、施策立案を現在行っているところでございます。

その中で、お触れいただきました「早期に検討を始める」、あるいは「修正」「廃止」する、昨年のマニフェストレポートでお示しをさせていただきましたが、九つの施策につきましてでございますけれども、その実現に向けて後期基本計画の施策立案の中で検討を行っているところでございますが、この策定の検討の中で、マニフェストに上げた施策において一部変更を加えることでその達成度が高まる可能性があるものにつきましては、施策が目指すべき理念とか方向性に沿った中で、

これは柔軟に対応をさせていただいて、検討していきたいというふうに現在考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

検討して柔軟に対応していくということで、やっぱり現政権の民主党においてもマニフェストどおり行っていませんね。そういった中で、今まで亀山市でも事業仕分けをやってきました。市長の政策的なものについての事業仕分けというのはやっていないと思いますね。だから、一回、この際、すべて洗いざらい見直していただいて、できるものできないもの精査していただいて、見直しをしていただきたいなあというふうに思います。

時間の関係でもう次へ行きますけれども、北東部の消防署所についてですけれども、これもマニフェストに載っているものがございますが、後期計画では北東部の消防力強化としか書かれていないんですね。総合計画には北東部の消防署所の設置と書いてありまして、マニフェストには北東部の消防分署（支所機能つき）というふうに書いてあります。この辺の違いがあるんですけれども、その前に、まず今回の常備消防力適正配置調査中間報告が出ました。このことについてもまだ中間報告で、ここに設置するべきなのか、する方がいいのか、どうなのかというのはちょっと読み取れない部分が若干ありまして、この件について、当局はどのようにこの中間報告を受けとめられておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

北東部の消防署所についてでございますが、北東部地域の消防署所につきましては、引き続き消防力の適正配置に係る調査を総合的に実施しているところでございます。

去る9月には、緊急車両の出動から現場到着までの所要時間を科学的に調査・分析をし、中間報告を受け、来年1月の早い時期に署所の配置、体制、装備等について最終報告を受ける予定でございます。

この調査の結果を踏まえ、本年度中のしかるべき時期に消防力の適正配置について結論づけてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

そういう話なんですけれども、前向きに設置に向けて取り組んでいくということなんで、これは後期計画で北東部に消防署所の設置をするということは、これは後期計画で、この言葉が今までは消防署所とか分署とか、そういうふう書いてあったんですけれども、後期計画の中では消防力の強化としか書いていないんで、分署、支所をつくるのかどうかということが消えていっているんで、トーンダウンしたんじゃないかなあと思うんですが、その辺のところについてつくる計画であるのかないのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

前田議員のご質問、核心を単刀直入にお答えをさせていただきたいわけでありますけれども、午前中の質問に際して福沢議員から、ことしの漢字「絆」ときのう発表されて、清水寺の森貫主がきのうのコメントの中で最後に、「心を込めて書かせていただいた」と。これは、含蓄のあるお言葉だなと思います。私も、前田議員のご質問に心を込めてご答弁させていただきたいと、かように思います。

従前から、私が申し上げておりますように、消防力というのはすべてでございます。署所、装備資機材、車両等を含めた装備資機材、そして人、これは常備はもちろんでありますけれども、非常備の消防団、こういったものすべてのものでございます。これが、亀山市の今現有の消防力が適正なのか否か、そういったものをしっかり調査をしていただく、今回の目的はそこにあるわけであります。したがって、71ページから74ページの今回の後期基本計画の基本施策の現状と課題、そしてまた目指す姿、そして消防力の充実・強化、こういったところすべて数値目標までもしっかりご精読いただいたならば、今ご質問された署所の設置はどうだと、おのずから結果が出ると、このように考えております。具体的な言葉というのは、しかるべき時期に明確に市長の方からご答弁あるものと、このように思います。きずなは深めていただきましたですか。以上です。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

しかるべき時期にしかるべき答弁をいただきたいというふうに思います。長々と答弁をいただきましたもので、時間がなくなってまいりましたので、次に行きたいというふうに思います。

その前に、もう一つ聞かなあかんことがあったんです、忘れていました。

支所機能というものが市長のマニフェストにありますよね。この支所機能をつけるのかつけないのか、ここのところを市長にお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

北東部地域への支所機能の設置につきましては、北東部への消防署所設置の検討とあわせて、現在後期基本計画の中で検討を行っておるところでございまして、今後方向性をお示ししてまいりたいというふうに考えております。

なお、この支所機能の検討に当たりましては、支所機能も含めた既存公共施設の有効活用、それから都市施設全般の適正配置などさまざまな観点から検討が必要でございますので、そういった視点も含めて検討を行っておる段階でございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

それでは、次の質問に移ります。二つまとめて。

市民税1%の市民活動支援についての考え方、内容。それから、関の山車会館についての現在の

状況、それから財源についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

個人市民税1%の市民活動支援事業につきましては、制度そのものについて課題や問題点等調査・研究をいたしておるところでございます。

この個人市民税1%市民活動支援事業につきましては、現在、全国で9市が実施をしております。亀山市におきましては、個人市民税1%制度の理念を尊重しつつ、多くの市民が市民活動団体を応援できる仕組みについて、他市の状況も参考にしながら現在検討しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

関の山車会館の整備に向けた現状、またその財源についてどう考えているのかということをご質問いただきました。

関の山車会館につきましては、関地区を代表する民俗行事である関の山車の祭りに関連して、おはやし等の伝承と、祭りに使用される山車等の保存を図るため、第1次総合計画にその整備を位置づけ、実現に向けた取り組みを進めてきたところであります。

これまで山車を所有している各自治会、保存会とさまざまな協議を行い、平成21年度にはその結果を踏まえて関の山車会館整備基本計画を策定いたしております。

整備基本計画では、現在残っております4台の山車すべてを収納するとともに、見送り幕等の附属品を収納展示して、関宿を訪れる見学の皆さんとの交流が果たせるような施設になるように計画をいたしております。整備基本計画では、整備予定地として三つの候補地を上げておりますが、土地の取得費用、施設の建設費、活用できる補助事業など、整備条件に大きな違いがあるということが課題でもあります。このところを慎重に検討を行っているところであります。

また、保存会の方々には、祭りばやしの普及・伝承、また山車の保存、さらには先進地の視察等、整備後の施設の管理・運営につながるような諸活動に積極的に取り組んでいただいております。市としても、引き続き会館整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、財源の関係でございますけれども、この関の山車会館整備につきましては、平成20年に策定いたしました亀山市歴史的風致維持向上計画に位置づけを行っております。このことから、国の支援を受けての整備を行いたいと考えております。また、この維持向上計画の計画期間が、現状では平成29年までとなっておりますことから、この計画期間内で整備を実現したいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

あまり時間がないので、市民税1%の市民活動支援というのは、これは非常に難しいと思うんですね。いろんな先進地を職員の方に調べていただいたけれども、あまり効果が出ていないようですし、こういう市民活動なんかでも関の花火なんかでもそうですが、本当に自分らが何か亀山市を、

あれは関の場合ですけど、関をよくしようという何かそういうことでみんなが盛り上がりやっつた。あるいは、亀山のみそ焼きうどん、B-1グランプリに出場しましたけれども、これなんかも亀山市をアピールしたい、何か名物をつくろうという思いでなってきた。あるいは、また川崎のフレンズなんかは、その地域の子供たちを育成して、地域で見守っていこうという取り組みからいろんな活動をされてきた。また、坂下星見の会もそうです。天文の好きな人が集まって、そういう機運が盛り上がり、そういう活動がされてきた。今回、いろんな環境省から表彰を受けたり、文部大臣賞なんかを受けていましたよね。そういうことを考えると、芸術や文化も含めて本当に行政主導で育てていくものではないと。やっぱり市民活動から盛り上がりしていくのが、そういうものではないかなと私は思います。だから、この辺についてももう一回きちっと精査をしていただきたいなというふうに思います。

それから、関の山車会館については、29年というその財源の関係もありますので、それまでにはめどをつけたいというふうな答弁でございました。いろんな後期基本計画の議論をしてきた中で、大体財政規模もわかってまいりましたし、やっぱり大切なことは、亀山市を発展させるために人口を増加させる、そして企業誘致などで雇用も創出する、最終的には亀山市に住んでよかったなあと考える、そういう基本計画にしていきたいなということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

17番 前田 稔議員の質問は終わりました。

次に、9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

それでは、通告に従い、東北大震災の瓦れきの受け入れに関して質問を行います。

東北地方の大震災による被災地からの瓦れきの受け入れに関しまして、10月26日付の中日新聞に三重県内の自治体の受け入れの可否、アンケート調査が載っておりますが、残念なことに、県内の自治体が全部ペケなんですよね。受け入れをご遠慮したいということなんですわ。もちろん当亀山市も、以前の調査では丸が、今回は態度を翻してペケになっておる。これは、どういうふうな考えでこういう返答をしたのか、まさか君子危うきに近寄らずというか、さわらぬ神にたたりなしとか、そんなことでこういう返答をしたのではないと思いますけれども、これに関するご説明をしていただきたいということと、もう一つ、当亀山市の溶融炉から出る飛灰というものは、どのように処分をされているのか、これも一緒にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず、亀山市におけますごみ溶融処理施設における発生物について、まずご説明をさせていただきますと思います。

一般的なごみ焼却施設では燃え殻となる焼却灰というのが発生しますが、亀山市の溶融炉ではこれは発生せず、灰分や不燃物がスラグというものになって出てきておまして、それを再利用しておるというのが1点ございます。また、このほかには排ガス中に含まれますばいじんを排ガス集じん装置で集じんした飛灰というのが発生をいたします。

この飛灰の処理でございますが、これまで総合環境センター内の最終処分場で保管をしておりましたが、現在は山元還元という方法によりまして、再資源化業者に委託をして処理を進めているというところでございます。

それと、災害ごみに対する受け入れについてでございますが、環境省は焼却灰や飛灰の放射性セシウム濃度が8,000ベクレル以下であれば、管理型の一般廃棄物最終処分場への埋め立て処分が可能であるという見解を示しております。しかし、本市の最終処分場は残容量が少ないということになっておりますことから、飛灰の処理に当たっては、先ほどご説明をいたしました再資源化処理を進めておりました、埋め立て処分は行っていないというところでございます。

この飛灰でございますが、飛灰の受け入れ先では、飛灰の放射性セシウム濃度はクリアランスレベル、これは放射性物質として扱う必要がないものを区分するレベルでございますが、このレベル、100ベクレルパーキログラム未満であることを受け入れ条件としておりました、放射性セシウム濃度が、飛灰に約30倍程度濃縮されるということを考慮いたしますと、100ベクレル未満になることは難しく、飛灰の処分先が確保できなくなることが懸念をされるところでございます。

このようなことから、被災瓦れきの受け入れは困難である旨回答をさせていただいたというところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

先ほどご説明をいただきましたが、この中日新聞の記事でも、瓦れきには放射性物質が含まれているという大前提のもとに、例えば市民の理解が得られないとか、そういうふうなことを理由にして否定的回答が多いわけでございますが、東北地方の地震の瓦れきのすべてに放射性物質が含まれておると考えているのか、それとも、そうではない瓦れきも大量にあるんじゃないかと考えておるのか、市の方はどういう認識でいるのか、すべてがすべて放射能物質を含んでいると考えてもおらんと思うんですけれども、こういった放射性物質を含まない瓦れきなら、亀山市が引き受けることに関しては、やれるんじゃないかと私は考えるんですが、いかがですか。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず、被災瓦れきに対する認識でございますが、被災瓦れきは放射能の汚染状況とは関係なく、多種多様なものが被災地の仮置き場に集積されておるといふふうに伺っております。集積されました瓦れきの中には、汚染されていない瓦れきも含まれているというふうに考えておりますが、仮置き場におけます放射性セシウム濃度の測定は、瓦れきの種類ごとのサンプリングにより行われておりました、汚染の有無によって分別されていないというところでございます。

それと、もし汚染されていない瓦れきであれば受け入れはどうかというところでございますが、仮に被災自治体より明らかに汚染が確認されない瓦れきのみを受け入れ要請があった場合には、安全面での受け入れ条件を整理した上で、支援していくことは可能であるというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

現地の瓦れきの集積状況もいろいろ説明をいただきましたが、なかなか思うようにはいかないの
か知りませんが、基本的にきれいな瓦れきならいけるという話ですね。

次に、微量の放射性物質を含む瓦れきというのも当然大量にあるわけですが、この微量の放射性
物質を含む瓦れきを亀山市の熔融炉で処理すると、どのような物理的現象が起きるのか、ちょっと
ご説明をいただきたいと。

それから、熔融炉の煙突ですね。そういったところから放射性物質が周辺に拡散するおそれがあ
るのか、このことに関してもご説明をいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず、影響についてでございますが、今までの実証データによりますと、熔融処理に伴って生成
されますスラグなどへの熔融物については、放射性セシウム濃度が30ベクレル前後でありますこ
とから、これまでと同様、再生利用ということで何ら影響はないというふうにご考えてござい
ます。

しかしながら、放射性セシウムはそのほとんどが飛灰に濃縮をされ、その濃度は、先ほどもご説
明いたしました、約30倍程度になるとされておりますことから、飛灰の再資源処理の受け入れ
先が受け入れ条件としております100ベクレル未満になることは難しいと。したがって、飛灰の
処分先が確保できなくなるという心配がござい
ます。

それと、大気への拡散でございますが、このセシウムは排ガス集じん装置で99.9%以上吸収
することができますことから、大気中に拡散することはないとご考えてござい
ます。これは、被災地
におけます検証データにおいても、これまでセシウムが排ガス中から検出されたということは一切
出ておりません。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

先ほどの答弁を聞きますと、亀山市の熔融炉というものは、基本的な構造は製鉄会社の高炉のよ
うな構造ですね。だから、金属性物質とか、そういった下からスラグとして出てくると。そして、
上から飛灰が出ると。スラグは放射性物質が入っているものを処理しても、ほとんど間違いはない
であろうということですが、問題は飛灰ですわね。先ほどの答弁でも、飛灰の放射性物質の濃度が
30倍に濃縮されると。これは、きのうのテレビでもやっていましたが、NHKで、関東近辺のご
み処理場で非常に困っておると。いろんなもろもろのごみに全部放射性物質がくっついておって、
それを処理すると、灰の持っていきようがないということですね。それは関東近辺の話ですけど
も、そこで、熔融炉から出る飛灰を何とかするというのが非常に大きな問題と思われ
ますが、この濃縮率というのが大体30倍と。これが技術的にわかっておるんやったら、放射性物質を含むごみ
ばかりを集中的に処理をしたら、かなりの高濃度になると思われ
ますが、日常的に市内から出るごみとまぜると。濃度を薄めるということですね。そういうふうな対策によって、一定の濃度以下にレ
ベルを下げるのが可能なんではないかと思うんですよ。それによって、先ほど例えば飛灰を業

者の方に引き取ってもらうのに、100ベクレル以下という数字が出てきますが、こういうふうな数字以下にやり方を工夫することによって、抑えて何とかできる方法はないかと思うんですけども、その点はいかがですか。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず、その濃縮率によって軽減されないのかというご質問でございますが、環境省が示しておりますガイドラインによりますと、放射能に汚染された瓦れきを処理した場合における飛灰中の放射能濃度は、日常発生するごみと混合処理する瓦れきの割合によって軽減されるということでございます。参考までに、新日鉄製の熔融施設の中で唯一被災瓦れきを処理しております岩手県の南部沿岸クリーンセンターでは、釜石市、大船渡市、また大槌町で発生した被災瓦れきを日常発生するごみに対して約28%の混合割合で処理しているというふうにお聞きしておりますが、7月から9月までに測定されたこの飛灰の放射性セシウム濃度は489から1,162ベクレルで最終処分場に埋め立て処分をされていると伺っているところでございます。

そんな中で、この飛灰を100ベクレル以下にする方法ということでございますが、この岩手県のクリーンセンターでは、飛灰の濃度は測定しておりますが、瓦れきについての受け入れ時の濃度は測定をしていないということでありまして、先ほどの数値から、その瓦れきに含まれる放射能濃度を逆算いたしますと、おおよそ60から140ベクレル前後であったということが推測されます。この数値を参考とした場合、本市における再資源化処理のための100ベクレルという安全な混合割合を計算いたしますと、2%程度となるというところでございます。しかしながら、この2%が果たして100ベクレルを絶対超えないものかというところでございますが、この汚染瓦れきの放射能濃度は、被災地域やそれぞれの仮置き場によってばらつきがあるということから、この混合割合の比率が再資源化処理における安全な数値であると断定することはできないというのが現状でございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

混合率が2%というともう本当に少ないということですね。非常に私も残念かと思いますが、業者の方に飛灰を引き取っていただくと思うと100ベクレルという数字を守らなあかんわけですよ。けど、これを埋め立て処理をすると、そういうふうの方針を転換するともっと高い数字が出て可能ということだと思いますけれども、ただ問題は埋め立てるといふ埋立地の問題ですが、それに関して今亀山市及び県はどういう状況であるのか、最終処分場ということに関してご説明をしていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在の亀山市の最終処分場は、先ほどもご説明いたしましたとおり、8,000ベクレルのものを入れるという容量は残ってございません。残ってございませんと言いますのは、約1年分の熔融

炉から発生する飛灰の残容量というのはいまだ亀山の最終処分場はありますけれども、これは最終処分場における万が一の現在の処理先のこととかということを考えると、この1年分の容量のスペースはあけておきたいというのが亀山市の現状でございます。そんな中で、三重県においても最終処分場として受け入れをしてくれるところがあるかとか、そういった情報はまだ伺っていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

8,000ベクレルの放射線濃度を持った物体を処分できる最終処分場は、これは亀山市にもないと。それで、三重県にも今のところはないと判断していいわけですか。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

各自治体さんも受け入れについては表明をされていないということを考えますと、三重県下においては、今のところ受け入れ最終処分場はないというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

だからといって、このまま何もしないというのは僕はどうかと思うんですよ。市としては、県に対してやはり何とか少しでもお役に立ちたい。そのためには、各単独の自治体ではなかなか難しかったら、やはり県に音頭をとってやってもらわなあかんと。そうでなければ、三重県全体としてゼロ回答になってしまうんじゃないかと。そのために、県に働きかけてしりたたい、何とかしてくれと。こんなゼロ回答では話にならないかと、そういうふうな動きを今までやったことはあるのかないのか、教えていただきたい。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

亀山市が、この10月の新聞に載っておった調査の段階で、県に対して回答する際にも、亀山市として最終処分場はこういう状態なので受け入れることはできないけれども、県として最終処分場の確保とか、そういった動きが必要ではないかということは、口頭ではありますが、述べさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

以前、ある自治体で福島県でつくられた花火を打ち上げようとしたところ、いろいろ異論が出て中止になったとか、また京都の大文字焼きでも、東北の方の、あれは陸前高田でしたか、まきを使おうといって、これも異論が出て話が流れた。こういうこともあったわけですね。だから、私は余りにもヒステリックな反応というのはどうかと思うんですよ。現実には、東京都は宮古市とか女川

町の瓦れきを受け入れて処理をしておると。やはり亀山市及び三重県もあれやこれやと理屈を並べて、さわらぬ神にたたりなしやないけれども、そういうことでは基本的にはだめだと私は考えておるわけですよ。

私どもの会派でこの前10月に仙台と石巻へ行ってまいりましたが、かなりの瓦れきの山ですね、まだまだ。それより北へ行ったらもっとひどいと。テレビでもよく見るとおりです。そういう状況であるということで、東京都の石原知事はツルの一声というやつで、現地で放射性物質の確認をして、コンテナの中でも確認して、そうやって受け入れておると。やはりあれは、僕は大したものだと思うんですよ、かなり反対もあったそうですが。だから、亀山市も市民の安全にとって影響がないというなら、やはりできるだけ協力をすると。その基本的姿勢は僕は必要だと思うんですよ。あれこれ理由をつけて、石橋をたたいて渡るどころか、石橋をたたいて渡らない、このようなことではだめだと思うんですよ。それに関して、これはまだこれからの話だし、県も絡む話だと思うけれども、やはり市としての心構えというか、基本姿勢というものを私は市長にちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の東北地区での被災地、私も現地へ訪れました。瓦れきの山を目の当たりにいたしてまいりました。一方で、原発事故に伴います放射線の拡散の状況の現実、これも関連自治体の首長さん等々から想定外であったと、そのエリアが広範囲に広がっておることも再認識をさせていただいておるところでございます。

この瓦れきの放射能汚染の安全基準につきまして、あくまでこれは受け入れ自治体の判断にゆだねるという現状の枠組みの中で、広域処理に対して国の役割を現在十分に果たしているものと私どもは受けとめることはできない今現実がございます。しかし、被災地の現状を見ますと、一刻も早く被災瓦れきの処理が進んで、まちの復興に着手されることを願うものでもございます。

そういう中で、国が安全性の担保に積極的に関与され、県単位のレベルで最終処分場を確保するなどの条件整備が整わない限り、これは単一の自治体として受け入れについては非常に限界がございますし、厳しい状況下にあるというふうに考えておりました、これが続けば全国的にも広域処理は進展しないものではないかというふうに危惧をいたしております。

そこで、基本的な考え方としては今申し上げたようなことでございますけれども、国や県が積極的に関与して、これらの条件整備が行われるよう全国の清掃会議でありますとか、あるいは市町の清掃協議会等を通じて、国・県に対して働きかけは引き続いて行ってまいりたいと考えております。

東京都のケースを少し触れられましたけれども、東京都は処理施設は行政が行っておらず、民間への委託ということでございます。少し東京都のケースと今全国での現状、それから今の枠組み、これを考えます中で、亀山市としては今の現状では、この受け入れは大変厳しい、困難であるというふうに今考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

それでは最後に、市長のおっしゃるように、実のことを言うと、国というものがそもそもあまり信用されていない、今回の件ではね。それも大きな原因なんですわね。国も県もしっかりして、きちっと環境が整ったらやるという、裏返したらそうですわね。環境が整わないうちはできないということは、環境が整ったらやりましょうと、そういうふうにとれるわけですが、やはりそういうふうな条件整備を早いところ県なんかにも言わなだめでしょう。しりをたたかないと、そうせんことにはいつまでたっても県全体がゼロ回答で物事が全然進捗しない。東北の方は、瓦れきは置きっ放しと、非常に気の毒で見ておれんですよ。

そういうことですから、もうある程度環境整備が整って、これならいけるというんだったら、積極的に手を挙げて、亀山市も一役を担っていただくということをお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（小坂直親君）

9番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時50分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

議案質疑に続き、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、熔融処理施設の運営に関することを中心に、特に行政改革のうち、歳入改革の推進、歳出構造の刷新の観点から質問をさせていただきます。

その前に、冒頭に午前中にも質問がございました新市まちづくり計画の変更の凍結、再検討の問題について、簡単に確認をさせていただきます。

本年9月末、新市まちづくり計画変更ということで、熔融炉長寿命化事業と衛生公苑の長寿命化事業、この二つの事業に関し、合併特例債を活用することで条件整理をしたいということで提案がございました。その後11月1日、国において発行期限を5年間延長する法案が提出されたと。いわゆる26年までに完成を見る事業に充てるものを31年までに延長されると、延びるということだと思いますけれども、その再検討ということで、国会における法案審議状況を注視するということが凍結といたしますか、再検討のことなんですけれども、二つ簡単に質問します。

まず、現在国会審議、どんなような進捗かということを知りたいと思います。

それから、もう一つは今後の進め方、大つかみで確認をしたいと思います。先ほども前田議員の方から、合併特例債の対象については改めて内容について検討するというご答弁だったんですけれども、どんな質問をしてもあまり期待できないんですけれども、この両事業とも新市まちづくり計画の変更、いわゆる合併特例債の対象とせず、新たにこの事業については補助事業、一般廃棄物処理事業債を使って、合併特例債の対象とせず、他の事業を充てるということと判断していいのか、

聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

8番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

2点ご質問いただきまして、まず法案の件でございますが、先ほども少しご答弁させていただいたとおり継続審議になっておるとい状況でございます、臨時国会では可否されなかったということでございます。

それから、2点目の溶融炉の関係や衛生公苑の関係の二つにつきましても現在検討中でございます、先ほど申された一般廃棄物の関係の事業債にするのか合併特例債にするのかというようなことも含めて検討中でございます。ただ、変更手続に要する期間については、総務委員会に提出させていただいた資料からも約半年ぐらいかかるというようなことございますので、24年度からの新規事業に充当することについては、変更後に新規事業にすることについては、少し難しいというふうに今現在は考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

確認をしたいと思います。

国会が継続審議だと。その中で二つ事業があって、一つの衛生公苑、これはし尿の関係なんですけれども、計画の中では29年度から新体制、新設備による稼働が供用されるということといいんですけれども、今の答弁でございました溶融炉の長寿命化事業は来年からスタートする事業という意味からすれば、溶融炉の長寿命化事業に対しては、今のところ、合併特例債を使って事業化することは考えにくいという答弁でよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

議員申されたとおり、24年度からの新規事業に充当することについては、難しいものと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

これからの市の方向を決める大きな事案でございますので、慎重であって、なおかつさまざまな意見、総合的に進めていただきたいと思います。3月にも多分この案件が議案の中で中心になろうかと思っております。私も注視して、3月にまた質問をさせていただきたいと思います。

続きまして、総合環境センター溶融施設の予算関係についてという質問を設けます。まず質問をします。

22年度の決算に基づきまして、溶融コストの歳入歳出についての概算を教えてくださいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

22年度につきましては、溶融炉の処理費用といたしまして、歳出額で約6億8,800万円、それから歳入といたしましては5,760万円、処理コスト、ランニングコストでございますが、これがトン当たり2万8,706円程度となっております。

内訳でございますが、歳出につきましては、コークスとか石灰石等の溶融消耗品といたしまして1億2,400万円程度、それから灯油代といたしまして1,700万円程度、電気代といたしまして5,100万円程度、それから定期整備等の費用といたしまして2億2,500万円程度、それから溶融炉の運転管理費といたしまして2億500万円程度というのが、歳出の主な内訳でございます。

歳入につきましては、一般廃棄物の処理手数料といたしまして4,300万円程度、産業廃棄物の施設使用料といたしまして1,260万円程度となっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今の説明ですと、パネルをつくりましたけれども、この右側の方ですね、歳出については3番目の項、施設管理の6億9,000万、そして左の歳入の方ですね。これはこの5番目に書いてあります資源ごみの売り払い収入4,281万を除いた5,700万程度が歳入であるということなんですけれども、私はこのパネルはあえて清掃総務費、そして収集事業というものを加えました。いわゆる溶融炉の施設にかかるお金というよりも、むしろ市民感覚からいえば、いわゆるごみに対する、ごみ処理にかかわる経費という意味でこのパネルをつくってみました。

清掃総務費、職員の給料、臨時さんの給料、あるいは計画物の委託料とか、こういうものが入っていると思います。それから収集業務1億6,300万、収集にかかるお金、そして場内で収集されたものを分別する作業でございます。そして、何よりも今紹介されました6億9,000万、まず運転管理の委託料ですね、日鉄環境プラントソリューションズに2億600万、以前の質問の中で、27人いる従業員、なぜすべて正規が必要なのかという質問もさせていただきました。地元雇用はどうなんだという質問もさせていただきました。これが2億600万ですね。それから保守点検・修理代2億5,000万ですか、それから、これは燃料・光熱・消耗費が1億9,000万、そして先ほどもございました飛灰関係が2,200万使っています。その他検査料とかいろんなもので2,000万ちょっと。そして最後に場内整備に3,000万かかっていますよと。

それから、入りの方は先ほども言いましたように、先ほどの説明ですと4番までなんですけれども、やはりここの5番目の資源ごみの売り払い収入が4,281万ありますので、トータル入りの方は1億円以上入っていますよ。使う方は9億8,500万ですよという説明なんですけれども、たまたまこの22年度の決算が、特にこの保守点検・修繕費が2億5,000万でおさまっていますけれども、21年、20年度はこの部分が非常に高く、全体としてこの管理費が8億程度かかっていたことも紹介をさせていただきます。

それで、先ほどもトン当たり2万8,000円の経費がかかっているということでございますが、

例えば20年度、21年度については、トン3万4,000円前後を要していたということでございます。ちなみに、平成12年に開始されたときは、ランニングコストについてはトン当たり1万8,000円で稼働できる施設ということをもくろんでつくった施設であることも、私どもは聞いております。経費がおよそ10億かかると。市民1人当たり2万円かかるということでございます。それから、この2万円に対して、類似都市、人口5万人程度のいわゆるごみ処理にかかる費用は、全国的におよそ1万1,000円台であるということで、この溶融炉に関しては、市民当たりのお金というのは非常にかかっているということだけは、初めに紹介をします。

一方、このごみ処理に関する市民へのアンケートの中では、亀山は、例えば水道、おいしい水がいただけるとか、ごみ処理に関する満足度に対しては非常に高く評価をされていることと、それから全国的にもまれな最終処分場までの掘り起こしをして再生事業も行っているということは、あわせてつけ加えたいと思います。

少々説明調になりました。実は、今からが私のメインなんですけれども、溶融炉の今後の取り組みということで三つ通告をいたしました。指定管理、第三セクター運営方式、そして2番目として包括的運転管理方式と、それから3番目に今からやる産業廃棄物の受け入れについてと。私は、この3番を今からの質問の入り口としたいんです。そして、1番目、2番目については、多分きょうできないと思いますので、次回シリーズとして、シリーズというところまでは行きませんが、そんな形でさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

3番目の産業廃棄物の受け入れについてから始めさせていただきます。

確認の意味でこんな表をつくってみました。廃棄物の種類ということで、廃棄物にはおよそ二つの種類がありますよ、一般廃棄物と産業廃棄物ですと。それから、一般廃棄物の中では、我々が日常家庭で伴って生じたごみが家庭系の廃棄物でありますよと。それから、事業系の中であっても家庭系のごみに準ずる、例えば従業員の方がコンビニで買った袋とか、そういうものが事業系の廃棄物ですと。それから、一般廃棄物の中にも、例えば電化製品の中のPCBが入ったものなどのいわゆる特別管理を必要とする廃棄物がございますということで、ここの一般廃棄物というくくりをしました。そして、私が今から質問をします産業廃棄物ですね。産業廃棄物には事業活動あるいは事業に伴って生じた廃棄物、廃プラとか木くずとか金属くずなどおよそ20種類が定まっています。それから、もう一つは特別管理産業廃棄物、これは人の健康または生活環境にかかわる被害を生ずるおそれがある廃棄物ということでございます。

そこで、久しぶりに質問しますけれども、産業廃棄物のうち、この特別管理廃棄物を除いた産廃、いわゆるこの部分ですね。特別管理廃棄物を除いたここの部分については、健康または生活環境に係る被害を生じないと、安全だという理解でいいのかと、確認の意味で聞きます。

それからもう一つ、亀山市はこの特管の産業廃棄物を受け入れるとしていたら、どんな種類を受け入れていて、それが安全に処理されているかという確認だけをさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

産業廃棄物で、事業活動によって発生します産業廃棄物のうち、20品目が廃棄物の処理法において定められているところでございます。このうち、総合環境センターで受け入れをいたしており

ます品目は、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器くずの8品目でございます。一般廃棄物の処理に支障を及ぼさない範囲で、一般廃棄物とあわせて安全かつ適正に処理できるものを指定をいたし受け入れを行っております。このことから、健康や生活環境に影響を与えるというふうなことはございません。

また、市が受け入れをいたしております特別管理産業廃棄物は、医療機関から排出される感染性の廃棄物のみで、感染のおそれがないように完全密封できる容器に入ったもののみ受け入れをいたしております。1,800度の高温熔融によりまして無害化処理して適正に処理をしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

産業廃棄物は安全だということの理解をしました。

さて、亀山市は今製造業に限ると、4人以上従業員がおられる方が約135事業所あると思います。1万500人の方がお勤めになっており、製造出荷額は1兆850億円程度と理解をしていますが、そんな中、亀山市の企業から排出される産業廃棄物はどのくらいあり、市が処理している量、そして市以外で処理されている量、その市以外で処理されている場合はどんな形で処理されているかもあわせて、総じて亀山市は産廃についてどんなかわり、考え方、スタンスでいるのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

産業廃棄物が適正に処理されますよう、その状況を把握する責務は県にございます。そのことから、市では、市内におけます排出量を把握いたしておりませんが、数年前に三重県が調査をいたした数値によりますと、鈴鹿・亀山地域で年間約94万トンの産業廃棄物が発生しているというようなことであります。

そのうち、総合環境センターで平成22年度受け入れをいたしましたのは、約420トンというふうになってございます。総合環境センター以外で処理されている産業廃棄物につきましては、県内にとどまらず、広範囲にわたる地域で中間処理や最終処分が行われておりますことから、どのような形で処理されているかということは市では把握をしていないところでございます。

それから、亀山市の産業廃棄物にかかわりますスタンスというところでございますが、先ほども少し触れましたが、産業廃棄物はまず排出事業者処理責任があるとともに、この産業廃棄物の適正な処理、把握に関しましては、県にその責務があると。

また一方、市におきましては、市内で排出されます一般廃棄物を適正に処理するという責務があると認識をしているところでございます。しかしながら、産業廃棄物の不法投棄などの違法な処理などにつきましては、県と連携をいたし、投棄物の回収とか、適正な処理の対応に努めているというところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

ちょっと確認させてください。

今の説明ですと、市は一般廃棄物については市の責任においてしっかりやると。産廃についての許可とかはすべて県だから市からの産廃の排出量や行き先、処分方法は正確に把握していないと。市には限界があるという答弁でよろしいんですか。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

県・市それぞれ責務がございますので、そのとおりでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

それでは、次の文を読みますのでどう理解していいか、答弁を願います。

亀山市循環型社会形成推進地域計画の1ページ目です。基本的方針、いいですか、よく聞いてください。「本市では、産業廃棄物についても処理可能品目を受け入れており、一般廃棄物はもとより、本市域内で排出される廃棄物を、より多く、適正かつ安全にリサイクル・処理できる体制整備を目指している」と書いてある。この言葉と今ご答弁では全く違うんじゃないですか、これはどう理解したらいいか、ちょっと説明してください。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

先ほど、議員が今読まれた部分につきましては、市において処理可能な品目に限り、より多くの産業廃棄物を処理するというような内容だったと思いますが、これにつきましては、市は一般廃棄物の処理施設であります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理をその事務として行うことができるというような表記がございます。

また、市の条例におきましても、市の亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例でございますが、ここの23条の部分におきましても、「市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲とし、その都度市長が指定するもの」というような表記がございます。これは、一般廃棄物の処理に支障のない範囲で、一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理することはできますよというような内容でございます。先ほど議員が言われた部分につきましては、このあわせ産廃と我々は言っていますが、このあわせ産廃の部分でより多くの品目を処理するという意味が記載をしてあるというところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

私の読解力がないのか知らんけれども、一般廃棄物はもとより、産廃についてもできるだけ多く安全・適正に受け入れる体制をつくるということですね。先ほどの産廃についての管理とか許可

はすべて県であるから、市から出ている廃棄物の量がわからんというのは、全く市から排出されている量がわからずして、より多くとか、どういう書き込みなんですか、これは。これはどこがつくったんですか。市長、これはどういうふうに説明しますか。ここのところが合わないと、私が理解できないと、次の質問ができないんです。違いがありますね、溝が。もう一度埋める答弁をしてもらいたい。溝があります、見解に。お願いします。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

産業廃棄物の量の把握の部分と一般廃棄物の処理施設で産業廃棄物を多く処理するという部分では、ちょっとニュアンスが違うと思います。量の把握はあくまでも県の責務でやるべきである。しかしながら、産業廃棄物をあわせ産廃として市の処理施設で処理することは、経費的なことも考えられる限り多く処理をして、経費も抑えていこうというようなニュアンスで記載をしてあるというところがございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

よくわかりませんので、また後ほど会議録あたりで精査をさせていただきたいと思います。

先ほどの説明の中で、鈴鹿、亀山で合わせて94万トンあると。都市規模や産業構造の違いがありますけれども、少なくとも亀山には10万トンから12万トンくらいの産業廃棄物はあるという認識でございます。今、受け入れが年間420トンですので、パーセントからいえば、0.3%から0.4%が実態であることだと思います。

そこで、ちょっと技術的な確認をさせてください。プラスチック等の高分子系の廃棄物がございます。これと一般のごみ、木くずとか紙とか生ごみとか、これを比べて燃焼効率とか、あるいは発電能力でどれぐらいの違いがあるか、わかる程度で答えてもらいたいと。

それからもう一つは、熔融炉は特に連続稼働運転が非常に効率がいいということを聞いていますけれども、今の40トン2基のキャパの中で、あとどれぐらいの廃棄物の受け入れが可能と想像しているか、2点答弁願います。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず、プラスチック等の廃棄物にかかるコストとか発電量の寄与の部分でございますが、一般的に廃プラスチック類などの高質ごみといいますのは、ごみ1キロ当たり2,000カロリー以上のものをいってございます。また、低質ごみといいますのは1キログラム当たり1,500キロカロリー以下のものをいってございまして、これには生ごみなどが該当してまいります。高質ごみを処理することで、排ガス量が多くなりまして蒸気発生量が増加し、発電量は多くなるというところがございます。その半面、排ガス量が多くなることで排ガス処理に負担がかかりまして、アンモニアとか消石灰の使用量が増加もしてくるところがございます。またこのほかに、排ガスの排出規制値を超えるおそれが生じますことから、一時的に炉内への送風を中止して排ガス量を減らす必要

がありますことから、ごみ処理量が減少するというようなことも考えられます。このことから、本市の溶融炉施設において一番効率のよいごみ質はごみ1キログラム当たり1,800キロカロリー程度と考えておまして、一概に高カロリーのごみが効率が良いとはなかなか言いがたいところがございます。

しかしながら、結論といたしましては、高分子系のプラスチックなどの廃棄物については1,800キロカロリー程度のごみ質となるようにブレンドという作業をして、ブレンドというのが必要になってくるわけですが、こういうことによって受け入れをさせていただくことによって、ランニングコストは下がるというふうに考えてございます。

それからキャパでございますね。日々発生をします一般廃棄物の適正処理に支障を及ぼさない範囲での受け入れを考えますと、年間約2,000トン程度の受け入れが可能であるというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

2,000トンぐらい余裕があるということなんですけれども、私はかなり控え目な数字と思います。例えば、長寿命化の設備更新・修理の計画書の中で、2炉の片方か両方を運転していない日が100日あっても十分処理できるという計画の中では、2,000トンというのはかなり控え目な数字であるということだけ申し添えておきます。

時間がないので、実は、ここに産業廃棄物の処理についてのアンケートというものがあります。このアンケートは、廃棄物対策室の室長や私の知人の協力をいただいて、試行的に3社だけ試してみました。これ以上やるとちょっといろいろ問題があると思いますので、この程度にとどめておいたんですけれども、内容について説明をします。

貴社の年間の産業廃棄物の総排出量はどのぐらいですかと、どのような種類がございますか。そして、その経費は亀山市が行っている3万円より高いんですか安いんですか。もし差し支えなければ値段も教えてください。それからもう一つ、総合環境センターでは産業廃棄物についても、その種類品目を限定し、トン当たり3万円の処理費を徴収し処理を行っていますが、ご存じですかということ。それから最後に、もしそういうことであるならば、当センターに搬入が可能である品目あるいはキロ数を教えてくださいというアンケートを3社だけとってみました。アンケートですのであまり詳しく言えませんが、まず3社だけでも年間の排出量は非常に多いということが確認できました。それからもう一つは、経費についても3万円より高い、はるかに高いと言ってもいい場合もありました。それから、7番の「亀山市が特定の品目に限って処理をしていますが、知っていますか」という質問に対して、3社中2社が「知りませんでした」ということでございます。その意味で質問をします。

亀山の企業に処理していることを周知したことはあるかということを知りたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

環境センターは一般廃棄物を処理する施設ということでもありますことから、今のところ、産業廃

棄物の処理を積極的に進めるなど、特に周知はいたしておりません。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

最後の設問に対して、3社中2社が搬入可能だということでお答えをいただきました。その量は合わせて223トンでございます。その後、別の品目も可能であるという連絡をいただきましたので、351トンが搬入可能というご返答をいただきました。亀山市の年間の搬入量が420トンですので、この420トン、この2社だけでも351トンあるんです。その中で、燃焼効率を高める高分子系のものが量も非常に多かったことも事実でございます。しかも、亀山市には100人以上の従業員を抱えている会社が13社あると聞きました。私がたまたま聞き取りの質問したこの会社は、当然100人以上を抱える大きな会社でもございませぬ。今のご答弁ですと、積極的にはやらないということなんですけれども、もう一度確認をしていただきたいと思います。

先ほどの私の読み方が悪かったかもしれない文書の中で、やはりより多く適格ならば受け入れるという姿勢があってもいいんじゃないかという思いがしますけれども、何がネックなのか、産廃についての安全性も私は説明させていただきました。そして、まだ処理可能である溶融炉の能力、キャパが2,000トンあるいは3,000トンあるんじゃないかということも確認をしたと。それからなおかつ、企業の中でも搬入可能ですかという質問に対して、搬入できますよという形でお答えになった会社もあるんですね。なぜ、どんなことがネックになって、この産業廃棄物あるいは企業に対して積極的に周知しないのかということをもう一度確認させてください。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

受け入れに当たりまして支障となるものは特にはございません。一般廃棄物とあわせて処理するというので、運転に支障の及ぼさないものに限定をいたしまして受け入れをするという考えでございます。そんな中で、廃棄物の材質とか成分、大きさ、また排出量によって受け入れることができない場合もございますので、その辺の調整は必要になってくるというものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

受け入れに対しては、特に支障はないということでございます。もろもろの私の今の質問の中で、もう一度先ほどのパネルを見ていただきます。

先ほど出しました年間10億かかる経費の中で、当然今から次回のシリーズで質問するこの辺の運転管理の委託料とか、あるいは保守点検料あたりいろいろチェックしていかなければいけないんですけれども、やはりこの入りの分で、今420トン弱しかとっていないトン3万円が1,200万程度のものが、ここをどういうふう膨らませるかとか、あるいはこの部分をどういう形で減らしていくか、いわゆるこちらの出の部分のできるだけ7億程度にして、入りの分を2億ぐらいにするんだという大きな形をつくった中で考えた中で、例えば今度提出される長寿命化計画とか、そういう形のものをつくり上げる考え方をぜひやっていただきたいと思います。

そんな中で、最後にこの項のまとめとして質問しますけれども、この産業廃棄物について、私はある程度の一定の道筋、プロジェクトあたりを立ち上げて考えていくと、庁内的に委託料を使わずに。そういう考え方はあるのかどうか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

市内の事業者の方々への行政サービス、また効率的な施設の運転の観点から、一般廃棄物の処理に支障を及ぼさない範囲でさらなる産業廃棄物の受け入れは行っていきたく存じます。プロジェクトというのは今のところ考えてございませんが、雇用対策協議会とか、企業さんが見えるありとあらゆる場、機会を利用いたしまして周知をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

もう一度読みます。産業廃棄物についても処理可能品目を受け入れて、一般廃棄物はもとより、同市内、地域内で排出される廃棄物をより多くの確に安全に処理し、リサイクルできる体制を早く整えていただきたいという思いを伝えまして、この項は終わらせていただきます。

次に、常備消防力適正配置調査とGIS（地理情報システム）の関係についてということでございます。時間がないので、簡潔にお願いします。

調査内容の概要を答弁願います。

○議長（小坂直親君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

常備消防力の適正配置の内容は、地域の道路状況、災害発生状況や消防出動体制等をもとに、対象地域で発生する災害に対する消防力の充足状況を掌握し、最も効率的に対処できる消防力の配置を検討するものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

一度に質問すればよかったですけれども、調査結果の最終報告、先ほどのご答弁で、1月には最終報告が出るという答弁がありましたけれども、この中間報告に加え、どんな報告が付加されるのか、教えてください。

○議長（小坂直親君）

早川次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

最終報告の時期につきましては、来年1月の早い時期にと予定しております。

内容につきましては、中間報告でお示しをさせていただきました、対象地域への走行時間の分析に加え、署所の配置、体制や装備等を検証したものとなる予定でございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

適正配置とあわせて車や機材といったもの、そして人の関係もあわせて報告が出るという答弁だったと思います。

もう一つパネルを用意しましたので、ごらんください。

中間報告から得られました調査内容と私個人の疑問点を図にしました。個々の疑問点について逐次回答はいたしません。最終報告の後、こんなことも自分は思っていたということで、再度質問させていただきますので。

まず調査内容の基礎データということで、過去の救急事案をもとに到着可能時間を地域別に地図や表にあらわしたということなんですけれども、この中間報告の中では、救急車の到着時間の平均が6.5分なんです。しかしながら、過去3年の実態は11.4分なんです。言ってみれば、どちらを基準にすべきかといったら、あくまでも私はコンピューター的に落とした6.5分よりも、11.4分の方が正確ではないのかなあというような思いがしたことが一つ。

それから二つ目として、業務委託仕様書の概要の一つ目でございます。現在の亀山署と関署の適正配置について中間報告では示されましたけれども、仮に関署、亀山署を移転しろといった場合、果たして移転できるつもりがあったのか、私はこれは現実的ではないというふうに思うことが二つ目。

それから三つ目は、これは県の消防広域化計画を加味してということで二つのパターンが示されました。それで、亀山の今の2署プラス、鈴鹿の2署を想定した適正配置、もう一つは亀山の2署と鈴鹿の2署、そして新たに新設されるであろう新署所をあわせた適正配置なんですけれども、過去の鈴鹿の議会において、消防の広域化に関しては非常に否定的な結論が出ているんです。例えば、消防の広域化について、消防長は消防本部が合併しても人数は数人しか削減にならず、今の鈴鹿市の消防配置は極めて合理的なもので、県の言うスケールメリットは鈴鹿市にとってはほとんどないということです。それからもう一つは、その当時の市長は、鈴鹿市は市民の安全・安心を確保するため、市の体制を充実させる立場を堅持する。合併、広域については一切考えていない。こういう状況の中で、この鈴鹿市の広域を図りながら、この二つを調査しましたけれども、本当に現実的であったのかなあという思いがします。

それから三つ、最後に今から少し質問しますが、今この調査すべてにわたって、亀山市が保有する地理情報システム（GIS）が利用できた。むしろGISはこういうことをやらなかったらほかに、これこそがGISの仕事だと思うんです。その意味で、時間もありませんけれども、GISにかかっている市の予算について説明を願います。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

総合型地理情報システム（GIS）に係る契約につきましては、5年間の債務負担で契約をしており、平成23年度から28年度までの5カ年でシステム賃借料が367万2,900円、それから保守委託料が1,459万5,000円となっております。導入時期は23年4月に導入しているということでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

企画部長、消防の方でこういう適正配置に対する調査が行われたという中で、担当室にGISの活用について何か指示を与えたことがあったのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

GISにつきましては、地理的な基礎的な情報を活用するというふうなことで、データ作成等を活用することになりますが、この消防力の適正配置につきましては、コンサルの専門的な知識を活用するというようなことではなかったので、こういった部分については特に調整はしておりません。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

GIS、5年間にわたって1,500万くらいの保守契約等大きなお金を使っています。これからどう活用をしていくかということは、これを機会に改めてやはりチェックしていくと。政策に結びつけるという活用をしていただきたい。

それからもう一つは、この消防の適正配置について、こういう事業が行われていたことすら、担当室は僕は知っていないと思うんです。この辺の実態を把握していなかったんです。この辺を見れば、やはり行政改革の中で歳出構造の刷新と、到底これはつながっていかないですよ。GISについて、たまたま消防の適正配置について、この本論についてはまた最終報告をもって、自分なりの考え方、意見は申し述べますけれども、これに絡んだGISの事業に関しては予算を有効に使うということをお願いして、質問を終わります。

○議長（小坂直親君）

8番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時49分 休憩）

（午後 3時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

緑風会の坊野洋昭でございます。よろしくお願いをいたします。

質問の大きな1番目、都市計画道路の線引きの見直しについてお伺いをいたします。

5年前のことです。平成18年10月12日の三重県議会県土整備企業常任委員会で、県土整備部は、20年以上手つかずのまま放置されている都市計画道路の見直しに向けたガイドラインの素

案を報告されました。

その内容は、次のようなものです。三重県内では、都市計画区域内に整備されるべき国道、県道、市町村道として349路線が都市計画として決定され、線引きされています。この総延長は1,405キロメートルです。この1,405キロメートルのうち、整備に着手していない未改良区が720キロメートルありまして、線引きされた整備計画全体の52%に当たっています。この整備していない区間720キロメートルのうち、都市計画決定して計画道路として線引きされてから20年以上手つかずで放置されている区間が365区間の384キロメートルと、約半数存在しています。したがって、都市計画道路の線引きの見直しをするというものです。この見直しのガイドラインの素案について、平成18年度中に最終案をまとめて、平成19年度から見直しに着手し、県と市町が協議し、計画を廃止するか継続するか、または計画変更かの結論を出すというものでした。

私は平成19年3月の亀山市議会で、この都市計画道路の見直しについて質問をさせていただきました。このときの市の説明によりますと、平成17年3月から県と市町で構成するワーキンググループで議論を進めており、平成18年度中に都市計画道路の見直しの最終案をまとめることになっているが、まだ最終案の発表はされていないというものでした。

そこでお伺いをいたします。平成19年3月までにまとめるとされた都市計画道路の見直しの最終案はどのようなものだったのか、最終案の内容をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

10番 坊野洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

三重県都市計画道路の見直しガイドラインにつきましては、県において平成19年3月に策定されておりまして、都市計画道路の必要性を路線ごとにカルテ方式で検証し、見直し、対象候補の路線を抽出するための手順を示したものでございます。

都市計画道路は、社会情勢の変化やまちの将来像の変化により、求められる機能や役割や必要性が変化している可能性があることから、近年、このようなガイドラインや指針による都市計画道路の見直し検討がなされてきておりまして、県内都市計画道路についても、計画決定後20年以上経過したものを対象に、広域的、地域的な観点から評価・検証するというものでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

ただいまお聞かせいただきました都市計画道路の見直しのガイドラインに沿って、平成19年度から見直しに着手され、県と市町との見直し協議が進められているものと思います。見直しに着手されてから、既に5年が経過をしていることになります。

そこでお伺いをいたします。この5年間の見直し作業はどのように進んだのか、どうなっているのか。県と市町の協議内容も含めてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

先ほども申し上げた三重県のガイドラインでございますが、平成19年3月に策定をされましたので、亀山市としても見直しに着手をいたしました。

しかしながら、同時期に合併後の新しい亀山市総合計画ができたこと、その基本構想の中で、土地利用や交通網をもとに都市マスタープランの策定が始まりました。そのため、都市マスタープランの策定とあわせて、将来の都市構造や都市計画道路を含めた都市施設整備の方針を検討したところでございます。

その中で、都市計画道路については、今後の土地利用や都市形成を考慮し、見直しを検討することとしており、平成22年度の全国道路交通情勢調査や平成23年度の三重県の道路整備方針を踏まえ、ガイドラインを活用し、都市マスタープランの方針と整合を図った上で、後期基本計画の期間の中で見直し作業を進めることとしております。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

今お聞かせをいただきましたけれども、なかなかしっくりしません。そこでもう少ししゃべってみたいと思います。

都市計画道路は、昭和19年度から開始されたと県土整備部は言っておられます。昭和19年といますと、私の生まれた年でございます。それから67年たっております。昭和20年が終戦であると、その後占領下での混乱が続いていたことを考えますと、都市計画が昭和19年に始まったというのは、昭和19年ごろに都市計画という概念が日本でやっとまちづくりの手法として認知された、そういう時期であったことを指しているのではないかと思います。この後、日本は高度経済成長期を迎え、本格的に自動車が運送の主力となりました。この昭和40年代から道路を中心に都市計画を考えるようになり、都市計画道路の線引きが盛んに行われるようになったものと言えます。亀山市でも、都市計画道路が線引きされるようになったのは、昭和40年代からだと思います。

現在、亀山市で、都市計画道路として20路線が線引きされておまして、そのうち手つかずで放置されているものは7路線あります。短いもので線引きされてから15年、長いもので40年を経過しています。都市計画道路の未整備区間は、周辺の都市開発に支障を来す原因ともなり、また地権者の土地利用に制約を与え、多大の迷惑、極端に言いますと損害を与えていると言えます。

平成19年3月の亀山市議会で、都市計画道路の見直しについての質問に対して、当時の亀山市産業建設部長は次のように答弁されています。このガイドラインの策定に当たりましては、県下の市町も一緒に行ってきたところでございます。ガイドラインができましたら、県や市町が連係を図りながら、県下すべての都市計画道路が順次検証され、必要に応じて廃止も含めた見直しが行われていくものと考えております。亀山市といたしましても、今後の動向を見きわめつつ、都市マスタープランをつくる中で、都市の将来像を明確にしながら、都市計画道路の見直しに的確に対応してまいりたいと、このように述べられております。先ほどの建設部長のご説明とほぼ同じものであると言えます。

そこでお伺いをいたします。県との協議に亀山市が臨むに当たって、亀山市としての考え方をまとめられたものだと推察いたします。亀山市に係る部分の見直しについての方針は、亀山市としてはいつ、どこで、だれが、どのようにして検討されたのかということをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

亀山市の見直し作業としましては、亀山市都市マスタープランの中の都市整備の方針として、平成19年度から平成21年度にかけて亀山市都市マスタープランを策定する過程におきまして、都市計画道路を踏まえた道路ネットワークの観点から、都市マスタープランの市民協議会、これは22名で構成されておりますが、これと策定委員会10名、ワーキンググループ14名などで全体的な道路網について検討いたしました。

なお、特定の路線一本一本については、今後見直し、検討となっております。

なお、亀山市都市マスタープランの市民協議会22名といたしましては、学識経験者3名、各市内の各種団体8名、市民11名で構成されております。亀山市都市マスタープラン策定委員会10名につきましては、副市長、当時の産業建設部長、企画部長等の部長で構成されております。亀山市都市マスタープランワーキンググループについては、各組織の室長クラス14名で構成されたメンバーでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

続いてお伺いをいたします。

県との協議がもう5年間のうちに何回か行われてきているはずだろうと思います。その県との協議の中で、亀山市に関係する部分の見直しでどのようなことが話されたのかということと、この5年間の協議の中で、廃止とか、または継続ですよとか、個々の路線について意見の出たものがありましたら、それについてお聞かせをいただきたいと思います。例えば、亀山市にあるこの路線はもう廃止した方がいいのではなかろうかというふうな県のご意見とか、亀山市としてはもうこの路線は廃止してもらった方がよろしいですよというふうな話をされたものがあったのかどうかということをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、市の中の道路ネットワークの観点から、都市マスタープランの中で全体的な整備の方針ということで整理をしておりますが、また市内として個々の路線についてのカルテの整理はさせていただいておりますが、特定の路線一本一本について、各所の協議、検討というのは今後させていただく予定にしておりますので、個々のそれぞれの路線についての県との協議等はまだしていないという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

個々の路線についての検証はまだされていないというふうなお話でございました。

ただし、私も申し上げましたように、県土整備部も亀山市の産業建設部も考えておられるとおり、

社会情勢が変わったんですよと。全く手つかずで、話もせずに、もう40年たっていますよというふうなものがあるということになってきますと、早急にやはり見直しが必要だと思います。

私、いつも県道亀山関線、市道野村布気線について質問をしてまいりましたがけれども、地権者がどれだけ土地の利用に制約を受けてきたかというふうなことは何遍も申し上げておりますし、大変な損害を与えたことになるんだらうなというふうなことがわかっております。ですから、どう考えても、30年も40年もほうってある、そして道路として線引きしてあるから土地が利用できない、売ろうと思っても計画道路として線引きされてあるところは売れないわけですよ。非常に困ります。だから、やるんならさっさと手をつけてほしい。そうでなければ、早く見直しをして、廃止すべきだと思います。ですから、都市マスタープランをつくる中で道路ネットワークを考える、その中で検討をしていきたいというふうなことですけれども、個々にどういうふうにしていくんだというの、なかなか見えてきておりません。

いろいろなことを、亀山市の行政を見ておきますと、亀山市の将来のまちをどうつくるのかというふうなことで、安心・安全のまち、暮らしやすいまちというふうな、文章で美化したものはたくさん出てきております。ただ、私どもの生活を考えてみたときに、皆様方でも一緒のことだろうと思うんですが、亀山市で車がなくなったら、車に乗らなくなったらどういうふうにして生活したらいいのか、考えてみてください。亀山市で車がなくなったら、生活できません。私が現在住んでおるところでも、私がかもし車に乗らないとしたら、多分生活ができないだろうと思います。私の存じ上げている方で、野村に立派な家を持って生活されていた方が、定年退職を迎えました。ご夫婦で駅前のマンションへお移りになられました。何でだろうというふうなことでお聞きしましたら、体調が悪いと。いろんな交通のことを考えたら、住みなれた野村の家より駅前へ移るんやというふうなことでした。だから、やはり自動車の時代と。何といたしても、亀山に公共交通機関をつくらうなんていっても、これは無理です。多分できないでしょう。ですから、いかに車を効率よく使うかと、そして亀山市での生活を少しでも快適なものにしようかというふうなことになるんだらうと思います。

ところが、亀山市全体として市外へ出る道をどういうふうに計画していくのか、現在あるものをどう使っていくのかとか、それから通り抜けになっている国道1号線やら名阪国道やら第2名神も最近できました。これらのものを軸にしながら、県道が絡んできます。306がございます。それから、昨日の尾崎議員の駅前高塚線に関する質問の中でも、これが県道だと整備がおくれているという形で話が出てまいりました。やっぱり早くやるべきだと思います。

そういうことを考えながらいきますと、都市計画道路の見直しとか道路ネットワークについてとかいうふうな抽象的な言葉ではなくて、現実にある道路のどこどこをもうちょっと広げるべきなのか、改良するべきなのか、そのほかにどういう道が必要なのかというふうなことをやっぱり考える必要があります。

私が今までイメージしていたのと、今建設部長に答弁をしていただいたものとは、どうも話がかみ合わないんで、後の質問に困っておるわけですがけれども、この県との協議に臨むに当たって、亀山市ではどういうことをされたのかというふうなことを聞きました。それはそれでいいですよ。ところが、議会への報告はどうなったんだらうなと。いつになったら議会に対して、こういうふうな形で進めていきたいのやと、いわゆる亀山の基幹道路とそれに派生する道路、こういうふうに進め

ていましてというふうなものが、多分一回も報告されていないのじゃなかろうかと思います。

19年から見直しが始まりました。それに臨むに当たって、2年前の17年から県と市町との協議は進められてきていたはずなんですよね。その間も含めて、議会で、私、先輩の議員、古い議員さんにも聞きましたけれども、この都市計画道路の見直しについてというふうな形で一切報告はなかったように思いますと、聞いていませんよというふうなことになっております。その中で、あの19年3月におまえがやった質問一遍きりやというふうな話なんです。

ですから、個々の路線を早くやってください、ここを直してくださいというふうなことは出てきたんだろうと思いますけれども、根幹をどうするかというふうなことについては、県との協議にどのような姿勢で臨むんやということに関しての議会への説明がなされたのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

坊野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ちょうど先ほど建設部長がご答弁をさせていただいたんですが、県のガイドラインが提示をされて、その後、亀山市としては、平成19年から21年、都市マスタープランの策定の過程で、さまざまな検討を加えてきたところがございます。ちょうど都市マスタープランの全体構想、都市施設整備の方針の中で、もし仮に今回の県の都市計画道路の見直しのガイドラインを用いた場合の、亀山市内の見直し検討候補路線の4路線についても、マスタープランの中に記載をさせていただいたところがございます。例えば、具体的には駅前高塚線の306号から、今度井尻の旧1号への交差点までの片歩道が改良済みの箇所でありますとか、あるいは今度は和田太岡寺線で、亀山公園の中を、議員もご案内のとおり、公園内を横切る絵がかいてございましたが、これにつきましても廃止の検討が必要と、これを含めて4路線につきましては具体的に明記をさせていただいて、検討作業に入っていたということでございます。

ご指摘のように、都市計画道路については、今後の都市形成を勘案をして、見直し作業を亀山市としても進めていきたいというふうに考えておるところでございます。ちょうど今年度、三重県の新しい道路整備方針が知事がかわれてからも、ことしの夏に示されましたので、それから昨年度の道路センサスのデータ等が公表されてまいりましたので、後期基本計画の期間内で見直し検討を進めながら、その進捗につきましては、議会の皆様、市民の皆様にその都度、適時ご報告をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

市長が出てきて、今答弁をされました。もうこれ以上、なかなか言えないことになってしまいそうなんですけれども、ただ一つだけ申し上げておきたいのは、物事を進めるのに、とにかくあなた方はおそいですよということ。それから、県が都市計画道路の見直しをやろうと言っているんだから、県と協議をする場合に、やはり亀山市としての素案がなければいかんだろうと思います。これはもうさっさと廃止してしまおうとか、これはやはりきちんと継続してもらわんと、

そのためには早くやってほしいんですよというふうな形のをやっぱり十分協議、検証、検討して、案を持って県との協議に臨んでいただかないと、会議に出ていったが、県にしゃべりまくられて、方針を聞かされて、ああそうですかで帰ってきましたがやと、このようなことでは非常に寂しい思いがいたします。

建設部長はかわる、市長は交代される、そのたびに十分いわゆる引き継ぎができていいのかとか、こういう懸案がありますよとかいうふうなことが十分伝わってきたのかどうか、非常に心配になってまいります。そういうことのないように頑張ってくださいと思います。

今、都市マスタープランの中で検討を進めていくと申されましたけれども、もう時間的に待ったなしなんですよ。皆さんが、自分の土地に道路になりますよと線引きをされたらと。なかなか利用が思うようにいきませんよというふうなことで40年ほうっておかれた。どうお思いになるでしょう。もうちょっと市民の痛みをわかってもらわないと困ります。安心・安全、いろんな問題がありますけれども、まず道路については考えてもらわないかん。郡部を抱えている亀山市にとりましては、安心・安全のまちづくりを言うのであれば、まず道路を考えていただきたい。

そして、じゃあもう一つだけ最後に聞かせていただきます。都市計画道路として線引きされたものを廃止しようということに決まった、考えがまとまったとしましょう。そのときに、手続上の問題、いろいろなことがあるんだというふうにいるところなどで教えてもらっておりますが、その話のとおりであるということになれば、これは1年や2年では結論が出せないということになるやに聞いておりますが、どのような手続が必要なのか、どのぐらい時間がかかるというふうにご考慮されるのかを聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

都市計画道路の見直しに当たりましては、まずは線引きの見直しの関係機関との協議、それと一般市民等への縦覧手続であるとか、一定の法的な期間もかかりますので、ちょっと今そういうような着手からどれぐらいかかるかという期間の日数的なところはご提示をできませんが、各機関との協議、それと縦覧手続、これは法的な期間が決まっておりますけれども、そういった手続がかかりますので、かなり日数はかかってこようかと思っております。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

とにかくスピードアップを心がけてやっていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

続いて、通告の大きな2番目です。市道野村布気線についてお伺いをいたします。

もうこれにつきましては、今さらいろいろ申し上げる気はございません。一つだけ、まずお尋ねをいたします。平成25年の供用開始に向けての努力はどうなっているのか、もう25年供用開始についてはギブアップをされたのか、そこらのところをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

市道野村布気線の整備につきましては、三重県に進めていただいております県道亀山関線との事業調整を図り、25年度の供用開始を計画しておりましたが、用地の交渉のおくれから、さきの9月議会におきまして事業完了を1年先送りさせていただき、平成26年度の供用開始を目指してさらに用地交渉を進めていくことにつきましてご説明をさせていただいたところでございます。

農業用ため池部分の橋梁工事などもあるため、平成25年度中の完成は困難な状況でございますが、用地買収、工事施工を含め、少しでも事業の進捗が図れますよう市として全力を挙げて努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

ギブアップ宣言かなというふうに聞かせていただきました。

あそこに大きな池がありますよというのは昔からわかっているところでございます。そこに橋をかけて通ってくるんですよというふうなことも、ごくごく基本の計画としておわかりになっていたはずなんですよね。そういうふうなことを考えてみますと、25年供用開始を目指すんだというふうな形で、予算も決まって事業の実行へ動き出してきたわけです。池に橋をかけるについては、橋脚をつくるのにちょっと水が少ない時期にとか、水を抜いてからとかいろいろな要件が出てくるのはだれでもわかっていることです。それが今さら急に橋をつくるのは1年では無理なんやというふうなことにはなりません。最初からわかっていることです。それであれば、土地の買収交渉、建物があつたら立ち退きの交渉、時間を見越して進められるのがごく当然のやり方だと思うんですよ。どうも納得がいかない。これ私、平成16年度からずっと、当時はまだ県道亀山関線として一本の道でした。これについてはずっと申し上げてまいりました。やっとなんかできることになりました。それがおくれおくれで、またここに来てやれない。

市道野村布気線につきまして、西の端と東の端でとまっております。間の地元の地権者につきましては、すべて協力を済ませていただいております。あとは、協力した地元の方々には、早くでき上がることで、それから道路が畑や茶園の中にできることによって、自分ところの周りの畑や農地がいかに使いやすくしてもらえるのかということ協力をしたい、もう考えたい、こういう気持ちになっておられます。

しかし、道路をつくらうというのに両端を押しえられていて、真ん中の土地はすべて買えたから、もうあしたから工事にかかれるかといいますと、かかれません。どこからか土地を借りて、仮設道路をつけてからでないと真ん中の部分は工事ができないわけです。そういうことで、西か東かどちらかの買収、立ち退き交渉を早く済ませていただいて、そして済んだ側から工事を始めてほしいというふうなお願いをしてまいりました。

私も地元で話をしておりますと、土地収用法というのがあるやないかと、それから線引きが済んだ後に来た工場やないかと。一札入っておるのやろと、入っていますよと申し上げますと、入っておるのなら文句なかるうと言われます。いや、そうとは違うんやと、一札入っておるんやし、協力せんとは一切言われませんよと。ただし、とられる分の土地の代替地を下さいとか、工場を移転しなければならぬから補償をしてくださいと。ここの金額のところ合わないんですよという

ふうな話になりますと、朴訥な正直な地元の方々は、計画道路の中に工作物をつくる、道路として工事が始まる時には協力をしてどきますよという一札も入れてある。それやのに何でそのところでストップしておるのやというふうに言われます。非常に正直なんです。ですから、これは、一工場との話がなかなか進まないとかいうふうなことになってきますと、土地を提供していただいた、協力をされた地権者の方々には非常に迷惑をかけることになります。

考えてみてください。一番不景気で、土地の値が下がった時分に買収交渉に協力をしていただいたんです。それを何年も工事が始まらんまま引っ張られた。やっと話がついて工事が始まるころにはバブルが来ておって、土地の値はウナギ登りで上がっていますよというふうなことがもし起こったとしたら、素直に協力をしていただいた地域の地権者の方はどういうふうに思われるでしょう。そこらのところも考えていただきたい。

そこで、とにかく何とかしようと、少しでもかかれるところからかかって仕事を進めよう。そして、その間に話のついていない三つの企業との交渉を進めていただくというふうな手法、いろいろあると思うんですが、何か考えておられますか。あったら聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

用地交渉の難航ということでご質問をいただいておりますが、ご指摘のように、用地の進捗状況につきましては、企業3社との用地交渉を現在中心に進めさせていただいております。しかしながら、そのうち2社につきましては、大まかな代価補償の考え方につきまして内諾をいただけるような状況になってまいっております。現在は、細部にわたっての条件整備を詰めさせていただいております。所有者でございます企業側もさまざまなご事情があり、すぐさま協力をいただくということについては厳しい現実もございますが、そういう状況になってきておりますので、一日も早い合意形成に至るよう努め、用地買収、工事着手というところを一日も早く進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

ただいまの建設部長の答弁を聞いておりますと、少しは光が差すんかいなというふうな思いであります。これに関連して、ただ少し聞いておきたいことがございます。

先日行われました南部地区での市長トークといいますか、会議があったはずですが、その中で、和賀白川線につきまして、いつできるのやというふうな質問が地域の方から出たと。その中で、平成26年になりますよというふうな話を市長がされた。そのところで、おい、おかしいやないか、いつの間に1年おくれとるのやと、今まで26年なんて話は一切出ていないよと、25年供用開始というふうなことで話になっておるはずやがというて、ごそごそ話が始まったということです。しかし、そこらのところでも混乱するだけやからということで、話がそのまま済んできてしまったというふうなことを聞きました。いつ26年に1年おくれることになったんや、もう決まったんかというふうな質問がたくさん出たということです。

この件につきましては、建設部長の方に聞き合わせをしましたら、納得いく答弁をいただきましたけれども、まだ地元の南部の方々には了解をされていないはずです。どういう事情でそういう誤解が起こったのかということの説明をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員今ご指摘をいただきました南部地区でのキラまちトークの過程で、和賀白川線の完成目標年次は平成25年度でございますが、供用開始は平成26年の春という思いで私は申し上げたつもりでございましたが、当初から目標年次は変わっておりませんでして、平成26年の春という感覚でお伝えをいたしたつもりが、少し参加の皆さんに誤解を与えたものであろうというふうに思っております。そこはおわびを申し上げたいと思いますし、当事業は計画どおり平成25年度完成に向けて努力をいたしてまいりますので、引き続いてのご理解とご協力をよろしく願いいたします。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

ただいま市長が答弁をいただきましたけれども、一般市民といいますか、25年度というのと26年の3月までというのとなかなか区別がつかない部分がございます。ただ、そのわずかな言葉の違いで敏感に反応されている方がたくさん見えたということは、それなりに期待をされて待ってられるわけです。いつでき上がるんであろうなというふうな形で期待をされている裏返しであろうと思うんですね。そこらのところを考えてみますと、建設部長さん、しっかり部員を督励していただきまして、大変だということは重々承知しております、十分督励をして、頑張ってもらっていただきたいと。

私どもの常に申し上げております市道野村布気線につきましても、最終的にギブアップされても、これはしょうがないと思う。だけど、現時点からギブアップしていただいたら困ります。前回の質問で答弁がありました。合併特例債は、工事が合併後10年以内に完成するものに限るというふうな条件であったのが、いつの間にか5年間延長になりましたよということで答弁が出てきました。あの答弁は、私としては出てこなかった方がよかったんです。ああいう答弁が出てきますと、多分あと5年のんびりやれるのかと、時間かけられるのかというふうな結果になりかねない。こういう心配がありますので、そういうことのないようにしっかり督励をして、前向きに進めていただきたいと思います。

せっかくいいことをするんです。今までさんざんおくれてきましたけれども、やかましく言われましたけれども、でき上がったらよかったなということになるはずですよ。しっかり頑張ってもらって努力をしていただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

10番 坊野洋昭議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時52分 休憩）

(午後 4時02分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

きょうは、亀山駅前とその周辺整備についてという項目で質問をさせていただきたいというふうに思います。

亀山市と関町が合併して新たな亀山市が誕生したことに伴い、計画期間を平成19年度から平成28年度までの10年間とする、平成28年度を計画の目標年度とした第1次亀山市総合計画が、平成19年3月に策定されたということでございます。その中で、亀山駅の周辺地区は、集合住宅などの居住機能の集積を誘導するとともに、地域密着型の商業機能の活性化を図り、都市ゾーンと連携した活気ある中心市街地としての整備、再生を進めるというふうなうたっております。この総合計画を具体化するために、前期と後期に分けて基本計画を策定して、今、前期の基本計画に基づいて実施計画が進行しているところであるというふうなふうに思います。

そして、前期の基本計画の策定された後に、亀山市ではアンケート調査をしております、市民の意向はどうかというふうなことで聞いております。そこで、市民アンケートによる結果が、亀山駅とその周辺整備が重要であると、最重要課題でありますよというようなことが、市民の意見として75%を超えているというふうなことでございます。

これを受けて、活力ある市街地の形成ということで、前期基本計画の中に、皆さんよくご存じだと思うんですが、市民の方にもよくわかりやすいというために、ちょっと読み上げさせていただきます。活力ある市街地の形成、JR亀山駅前の整備に当たっては、地域の合意形成を図るため、地域住民が行う調査、研究や学習会への積極的な支援を行って、地域の盛り上がりを促進して、亀山駅前と亀山駅周辺の整備の機運を高めていこうということが書かれております。そして、JR亀山駅前の利便性の向上もあわせて書かれておる。駐車場の確保、駅前広場の整備というような課題を解消していきますというふうなことが、この前期基本計画を策定する際に、平成19年にはそういう記述もされておるということでございます。

そして亀山駅周辺では、平成18年に、周辺商店主の皆さんから成る亀山駅周辺まちづくり研究会というものが組織をされ、駅及びその周辺の再生へ向けて活動が本格化をし始めたというのが平成19年ということでございます。これに対して、市がこの研究会に対してコンサル等のソフト面での支援を行うことによって、早い時期に亀山駅前と亀山駅周辺の整備をしていこうということで、支援事業が平成19年度から開始をされておるということでございます。そしてこの支援事業、平成19年から、今平成23年度ですが、5年間で約1,200万円の予算が投入をされて、今現在に至っておるわけでございます。

質問に入ります。

ここで一つ確認をさせていただきたい。この事業は、亀山駅とその周辺の整備を念頭に置いて、亀山駅周辺まちづくり支援事業というのはスタートしたのかどうか、その辺のことをちょっとお聞きをして次の質問に入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小坂直親君）

4番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

亀山駅周辺のまちづくりにつきましては、議員にご紹介いただきましたように、平成18年11月に亀山駅前発展会、商業関係者の方々が主体となり、駅前市は市の顔、市の玄関口である。その地域に住んでいる人が元気でなければならないとの趣旨のもと、亀山駅周辺まちづくり研究会が立ち上げられました。その後、ソフト、ハードの両面からまちづくり研究やイベント等の自主的な活動をされる中で、市といたしましても、駅周辺の再生やにぎわいづくりのための市としての役割を明確にしていくということも視野に入れて、まちづくりワークショップや講演会、先進地視察、コンサル派遣等の支援を行い、駅周辺のにぎわいづくりや活性化の方策を地域と行政が両輪となって進めてきたものと考えております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

そういうことで、にぎわいづくりとかそういう方面で支援事業を始めたというような答えでございますけど、私は思うんですけれども、このまちづくり支援事業は、第1次総合計画にもありますように、最終目的というのは、亀山駅前とその周辺の整備をきちっとして、にぎわいを取り戻す、整備があって初めてにぎわいを取り戻す、整備なくしてにぎわいは取り戻せないというふうには思っておるわけですが、この事業が今、23年度で5年間経過しております。5年間経過しておるわけですが、亀山市のまちづくり、その周辺整備について、私は全然具体像が見えてこない。というのは、市のスタンスが明確でないというのが一つの大きな問題だと思うんです。駅サイティングまつりもいいでしょう。必要です。にぎわいを取り戻すために大変必要なことだし、否定はしません。しかし、その事業主体、市のスタンスをはっきりしないといかん。

例えば、市長のマニフェストの中に、七つのマニフェストがありました中で、三つの戦略プロジェクトの中に、亀山駅前と周辺の整備はきちっと市長も整備をしていきますと。そこには市長の言葉の中に、区画整理等も検討していくんだというような記述がございます。そういうことで、スタンスの問題で、市が事業主体でやっていくのか、区画整理をすれば、市が事業主体で区画整理事業をやっていくのか、民が事業主体でやっていくのか、そういう基本方針というものが市にあるのか、ないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

支援事業につきまして、平成19年度から現在に至るまで、市として支援をさせていただいております。それで、これまでの成果をもとに、平成22年度から、商業者だけでなく地域にお住まいの方々や若手の方々、女性の方々を入れた検討会に幅を広げられ、平成23年度、今年度にかけて地域の方針や全体の構想を取りまとめているところでございます。

また一方、庁内の方でも亀山市都市政策会議の中で、亀山駅周辺再生チームを設置し、亀山駅の

あるべき姿や機能面から検討を協議しております。

今年度、その方向を取りまとめることとしておりまして、その中で整備手法につきまして、具現化に向けた検討の中で地域との調整や役割分担をしながら、さらに検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今、そういうふうなことで、庁内にも検討会議を設置して検討しているんだというお話がございましたが、今私が申しました、市が事業主体なのか、民が事業主体なのかというようなことが今も答弁の中になかったわけですが、もう一度その基本方針というもの、例えば区画整理事業でやるんやったらどっちが主体になってやるんだと。区画整理事業なら民もやれるわけですから、その辺のことがはっきり明確化されておるのかどうかということをもう一度お聞きをしたいと思いません。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

整備に当たっての事業主体はどこなのかというご質問でございますが、その整備手法につきましてこれから具体的な検討を進めていくということで、地域の皆様との合意形成を含めて意見調整をしていくということでございますので、その中で事業主体というものもおのずと見えてくるのかなというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

私がこういうことをなぜお聞きするかということは、これはまちづくり支援事業を実施していくという中で、市の基本方針とかそういうものが地元には伝わらないと、支援事業が何の支援事業なのかと。前にも申しましたけど、支援事業というのは、今も何遍でも言うようですけれども、亀山駅前と周辺の整備をしていくということが大目標なんでございますから、地元が市の意向も何にもわからないままで支援事業でコンサルに委託をして、どんどん23年度の決算の資料の中でもいろんな意向調査とかいろんなことをやってきて、コンサルに取りまとめをしてもらったというような記述がありますけど、まず私は市の基本方針というのがあるじゃないかと。しかし、前期基本計画が始まった19年度に、すぐに基本方針を示さないかんということを私は言っておるんじゃないんです。もう5年たっておるんですから、2年なり3年で、ある程度地元の意向というものを把握できると思うんですよ。そこで市のスタンス、基本方針というものをきちっと地元を示して、それからまた議論を地元と進めていくというのが、こういう事業を実施していくためのノウハウじゃないかというふうに私は思っております。

今部長の方も、平成22年度からということでいろんな検討会議とかそういうものを進めていくということで、このマニフェストレポートが全員協議会に示されました。この中に、平成22年4月に設置した亀山市都市政策会議の補助機関として、亀山駅周辺再生検討チームを設置し、庁内に

おける亀山駅周辺の方向性を検討していますというふうに書かれております。

これでちょっとお聞きしますけど、この亀山駅周辺再生検討チームというのは、庁内の各組織の横断的な検討チームだと思うんですけども、どういう庁内の組織が入っておるか。例えば総務の財政が入っておるとか、整備すれば公共下水道の関係もあるとかいろいろな組織があると思いますが、どういうメンバーでそういう方向性を検討しているのかということをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

検討チームのメンバーでございますけれども、企画と建設部ほか関係部署の室長及び主査クラスの計7名で構成されている組織でございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今答弁をいただきました。企画部と建設部で組織をされておることでございますけれども、私、今部長の答弁をお聞きして、その検討チーム、私は企画部と建設部だけでは、本来それではちょっと無理じゃないかというふうなことでございます。それは、また後でもちょっと質問をさせていただくんですけども、今部長も言われました、その整備手法とかいろんなことを検討していくという中で、建設部と企画部だけではとてもやないが本当の計画というものができるかどうかということでございますが、私は非常に懸念を持ちます。それは、今からこの事業をやっていくと、私は思うんですけども、亀山市の今のやっていく再生は本当に亀山市が始まって以来の大きな事業だと私は思っておるんです。道路を建設するというようなことやなしに、これは面的に大きなものがありますし、地権者の方もたくさん見えると思うんですよ。そういう大きな事業の中で検討チームをつくったら、やっぱり財源の問題とか、そこに引く公共下水道も必要だろうし、いろんな地権者との調整も要る。そういうことで、もう少し大きく幅を広げて検討チームをつくらないと、本当に事業計画とか、後でも質問させてもらいますけど、そういうことを策定するに当たって、それではちょっと無理があるんじゃないかというふうに思います。

次の質問に入らせていただきますが、この22年度の決算の資料、平成22年度の主要施策の成果報告書の中で、地元意向の把握とかまちづくり研究会でのヒアリング実施などというような項目がありまして、そういうことで年度末計画とか年度末実績の中で、コンサル委託で地元意向の把握、自治会へのヒアリングとか意見交換、そしてその実績の中で、いろんな総会とか例会とか役員会とかブロック会議等の資料の作成、取りまとめのためにヒアリングをしておるといったことが書いてございます。そういう実績があったということでございますけれども、これ、婦人部の人とか若い方の世代がいろいろ組織の中に入ってきたで、その組織をもう一度見直すんだとか、もう5年もたつて、もう目標年度が28年度ですけども、28年度に全部整備ができるとは私は思っておりませんが、そういうふうなことが今現在、22年度でもそういうヒアリングとか意向調査とかいったことが実績になっておるんですけども、これ、今まで、もう23年、何遍もくだいようですけども、5年たつておって、今、地元の意向調査をすとか自治会のヒアリングをすとかという、それを今まだ22年度、23年度もせんなんのかということですよ。もう十分期間が

たっているわけですから、そういうようなことじゃなしに、もう一段階進んで、今私が申しましたような、今部長も答えられましたが、検討チームでつくって、そういうことを地元で提示していく。そして地元も研究会があるわけですから、どういう手法でやっていこうということは研究されている。市の方針と地元の方針とすり合わせて一番いい方法を、地域住民も巻き込んで、一番いい手法をもって事業に着手していかなあかん。そういう段階にもう既に私は来ておると思うんです。24年度から後期基本計画も始まるわけですから。

そこで、今までこの5年間、地元はこの支援事業を実施してきたその中で、かいつまんでいいです。1年目はこうでした、そういうことは時間もあれですからいいですから、事業の成果と投資効果についてお聞きしたい。そして、こういう事業の成果があったから、こういう投資効果がありましたから、これは整備に向けて十分つながっていくんだというようなことをお持ちだと思ふんですから、その辺の事業成果と投資効果についてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

投資効果と事業内容ということでございます。

平成19年度は、自分たちの地域をまず知るためのまち歩きやワークショップ、先進地視察1回を行い、平成20年度は、先進地視察3回と地域の方へのアンケートやまちづくりニュースの発行とともに、亀山駅周辺も含めた市のバリアフリー構想の策定にもかかわっていただいております。そして平成21年度から、地域イベントとして、JRとタイアップした形で亀山駅サイティングまつりを初め、地域の方々を対象としたまちづくり講演会、先進地視察が開催されております。これらの活動を通しまして、地域の方々のまちづくりに向けての意欲も高まってきているものと感じております。

そして、これまでの成果をもとに、平成22年度から商業者だけでなく、地域にお住まいの方々や若手の方、女性の方々を入れた検討会に幅を広げられ、平成23年度にかけて地域としての方針や全体構想の取りまとめを行っていただいている状況でございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

それでは、22年度の4月から検討チームをつくって検討しておるという中で、おぼろげながらも、まだ1年強でございますから、まだ具体的なものは出てきていないと思うんですけれども、その中の議論の中で、一体整備の手法としてどんなものが意見として、決定はしていなくても、こういうことはこういうことということがあれば、こういう手法もあるんだ、こういうこともあるんだということがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

まず検討チームのメンバーについて再度、先ほど企画、建設ほかということしか申し上げられませんでしたので、追加でほかの部分ですけれども、企画、建設と商工の方に入っていただいております。

ます。それでまちなみ文化財、建築というメンバー構成で検討させていただいておりました、まだ検討チームの方は、具体的な整備手法であるとかいう提案のところまでは至っていない状況でございます、一方で、駅前のまちづくり研究会の方といたしましては、地区をブロック分けをして、ブロック分けの中で案をつくっていただいておりますけれども、今はまだ役員の中での案の提示で、それをまだ今具体的に地元の方で意見調整をしていただいておりますので、いましばらくその辺のご紹介はちょっと控えさせていただきたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

整備手法を決めて、地元の意向とかいろいろなこともあるものですから、そういう整備手法を拙速に地元で提示するというのも、これは事業を進める上では大きな支障になるというようなこともございますので、その辺は慎重にすべきだというふうに思うんですけれども、もう今度24年度からは、くどいようですけど、後期基本計画にも入っていくわけでございますから、その辺も十分頭に入れて、この事業の早い着手というものに向かって頑張っていただきたいというふうに思います。

そして3番目に、整備手法及び庁内協議ということが今答弁をいただいたので、これはもうちょっと控えさせていただきます。

次に、大きな2番でございますけれども、後期基本計画を作成するに当たっては、前期の計画の反省点と、これはよかったなあと、こういうことは反省すべき点が多々あるなあとというようなことで、そういうことも踏まえて、後期基本計画を作成するに当たりましては、総括というものをされて後期基本計画を策定されておるといふふうに思うわけでございますけれども、この後期基本計画の中で、亀山駅前とその周辺の整備について、どのような視点で、どのような考え方でこの周辺整備について後期基本計画を策定されたのか。この後期基本計画の方針というものをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

前期基本計画では、地域住民が行う調査、研究や学習会への積極的な支援を行い、地域の盛り上がりを促進しますというふうに記載をされております。これを受けて、後期基本計画では、JR亀山駅におけるにぎわいと交通の拠点性を高めるため、駅周辺の再生に取り組むことを施策としたいと考えております。

その際、ただ単に駅前をきれいにすれば終わりというものではなく、むしろそれをどう整備し、活用し、にぎわいや活力につなげていくか。地域と行政が維持管理面も含めて、駅周辺のまちづくりや地域経営にどう役割分担していくかもあわせて検討し、後期基本計画期間内では、具現化に向けた段階へさらに進めるため取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今も答弁をいただきました。地元でもこういう整備手法というものは、地元としての案といいま

すか、そういうことを検討されておるんですかということと、それから、まだ拙速ではいかんということを行いましたけど、こういう事業を進めていく場合、十分に議論を重ねて、慎重に慎重を重ねて提示をしていかないかんということはわかっておるんですけども、市独自の整備手法を早く地元を示さない、この事業というのは前に進まないと思うんです、私。これはきちっと示しておくべきじゃないかと。そして、後期基本計画の早い時期に、市としての工程表、いつ提示して、いつ議論を重ねて、そして整備手法というものを確立して、いつから事業に着手していくんだという事業に対する工程表が全然わからない、今。こういう大きな事業については、事業計画を確立していかないと事業が前に進んでいかないと私は思うんです。例えば財源の確保の見通しとか、それから概算事業費もあるでしょう。区域の設定、どこまで区域を整備していくんだということもあるでしょう。それから整備事業の期間、何年かかるんですよというようなことを含めて、市としての工程表、事業計画というものを後期基本計画の早い時期に示して、市民の皆様にも示す。地元にも示していく。こういうことをきちっとしていかないと、事業はいつまでたっても前に進んでいきません。地元で議論できないですもん、市の方針とかそういうものがわからなかったら。これは早いところ提示をしていただきたい、そういうふうに思っております。

そして、財源の確保の中でも、区画整理事業をやっていたらどうなんだとか、例えば国の支援である社会資本整備総合交付金というものも存在するわけですから、区画整理事業でも国の補助がある。そういうものと絡めて、財源はどうするんだというようなことも検討していかないかと私は思っております。そういうことも含めて、早いところ工程表、事業計画というものの策定に努めていただきたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

質問の最後になりましたけれども、市長にお聞きをしたいと思います。

今も市長のマニフェストの中で、三つの戦略プロジェクトの中に、こういう亀山駅周辺の整備というのがきちっとうたわれておると、区画整理を検討しますというふうなことを書かれておるといふことでございますけれども、この亀山駅前とその周辺の整備について、前期基本計画の総括と後期の計画実施に当たっての市長の見解、こういうふうで私は事業を進めていきたいというふうなことがございましたら、そういう見解をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市長の亀山駅再生への見解ということでございます。

以前にも申し上げてまいったかわかりませんが、昨年、JR亀山駅は開業120周年を迎えたところでございます、この亀山というまちは、従来から東西交通の要衝として重要な役割を果たしてきたという歴史的な経過があると思っております、その中でも亀山駅はこのまちの玄関口でありますとともに、交通機能の結節点であるのは申し上げるまでもございません。

一方で、駅周辺地区を初め、市の中心部は年々人口減少という傾向の中にございまして、市街地の空洞化が進んでまいっているところでございます。活性化に向けたさまざまな取り組みが強く求められておるといふふうに感じております。そこで、ご案内のように、亀山駅の周辺には多くの資源が配置をされておったり、さまざまな都市機能を有しておるといふことでございますので、これ

らを磨き、つなげ、有効に活用、再生する中で、地域の個性や特徴が十分生かされたまちづくりが展開できればと、このように願っておるものでございます。

ただ、今日までの亀山市の長い歴史の中で、駅前の周辺整備については、先ほどおっしゃっていただいたような、事業計画を早く示しということで、そういう長い歴史の中での経験がございましたが、これが具現化されるには至らなかったという流れで今日を迎えておるところでございます。したがって、過去からの教訓や行政指導ではだめだと、これらの取り組みは本当に行政だけでは進めることはできないという中で、ここ数年、地域の方々や研究会を中心にさまざまな調査研究や検討を進めてきていただいたところでございますし、一方で、市としては庁内で平成22年度に、これはずうっと申し上げてまいりましたが、都市政策会議を設置して、都市機能の観点からこれを前へ動かしていこうという思いで今日に至っておるところでございます。

したがって、単にまちをきれいにするというだけではなくて、市民の方はもちろん、訪れていただく方が行き交うような、人流が生まれるような駅周辺の再生に向けて、その具現化に向けて、今課題の検討や将来の手法も含めて整理をいたしておるところでございますけれども、後期基本計画の中で次の展開へ動かしていくという強い思いでしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

どうもありがとうございました。

最後に、これは私の提案ということで聞いていただきたいというふうに思います。

これ、整備が終わって、亀山駅を再生してにぎわいを取り戻すということでございますけれども、このにぎわいを取り戻すために、私はこの整備区域の中に核になる施設が必要だと思うんですよ。核になる施設は何だと私はずうっと思うわけでございますけれども、このまちづくりの再生事業の中に、事業費は別でございますけれども、その中に、今櫻井市長が凍結をされておるわけでございますけれども、市庁舎をこちらへ移転して、この核になる施設としてこの周辺の地域の中に市庁舎を新築したら、たくさんの人が見えて、その辺の商店とかいろんなところににぎわいを取り戻せるんじゃないかというふうなことを私は思ったものですから、そういうことも検討する必要があるんじゃないかというふうなことも思いますんで、これは私の提案としてお聞きをさせていただいて、私のきょうの質問は終わらせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

4番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

以上で本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

まだ質問は終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明14日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さんでございました。

(午後 4時40分 散会)

平成23年12月14日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成23年12月14日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊 田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴 木 達 夫 君
9番	岡 本 公 秀 君	10番	坊 野 洋 昭 君
11番	伊 藤 彦太郎 君	12番	前 田 耕 一 君
13番	中 村 嘉 孝 君	14番	宮 崎 勝 郎 君
15番	片 岡 武 男 君	16番	宮 村 和 典 君
17番	前 田 稔 君	18番	服 部 孝 規 君
19番	小 坂 直 親 君	20番	竹 井 道 男 君
21番	大 井 捷 夫 君	22番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企 画 部 長	古 川 鉄 也 君	総 務 部 長	広 森 繁 君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総 務 部 参 事	笠 井 泰 宏 君	市 民 部 長	梅 本 公 宏 君
(兼)契約監理室長			
文 化 部 長	川 戸 正 則 君	健 康 福 祉 部 長	山 崎 裕 康 君
環 境 ・ 産 業 部 長	国 分 純 君	建 設 部 長	岡 崎 賢 一 君
上 下 水 道 部 長	三 谷 久 夫 君	関 支 所 長	稲 垣 勝 也 君
医 療 セ ン タ ー	伊 藤 誠 一 君	会 計 管 理 者	片 岡 久 範 君
事 務 局 長			
危 機 管 理 局 長	伊 藤 隆 三 君	消 防 長	渥 美 正 行 君
消 防 次 長	早 川 正 男 君	教 育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君
教 育 長	伊 藤 ふ じ 子 君	教 育 次 長	上 田 寿 男 君
監 査 委 員	落 合 弘 明 君	監 査 委 員 事 務 局 長	栗 田 恵 吾 君

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書記 渡邊靖文
書記 山川美香

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

議員始まって以来初めて、朝一で質問させてもらうというので、まだ頭ではすっきりしていませんけれども、市長さん、理事者側の答弁はすっきりしたご答弁をいただきたいと思っております。

まずもって、通告させていただきました人権についてです。

これは3月からこれで4回目になるんですけれども、検証を行いたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

1番目に、条例制定についての意欲についてですけれども、先般、広報「かめやま」で市民の意識調査がなされましたが、その評価についてちょっとお考えを聞かせていただきたいと思っております。特に、人権問題でプロであります副市長さんのお考えをちょっと聞かせていただきたいんですけれども、このアンケートによると、「あなたは人権にとってどのように関心を持っていますか」と、「非常に関心がある」7%、「多少関心がある」54%、計61%の方が人権問題について関心を持ってみえます。

人権問題は、差別を受ける人の問題であって、自分には関係ないということについては、「どちらかといえばそうは思わない」「そう思わない」という方が合わせて76%という市民の意識調査があります。これについて、どのように評価をされてみえるか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

22番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

おはようございます。

人権に係るご質問の中で、先般、今年度実施いたしました意識調査についてのご質問ですので、私の方から答弁させていただきます。

本年実施いたしました人権に関する市民意識調査につきましては、市民の人権に関する意識の現

状を把握し、今後の取り組みを進めるための課題を明らかにするため、基礎資料とすることを目的に、市内に在住する満18歳以上の市民1,500人を対象にして実施をいたしました。回収率は46.1%となっております。その結果につきましては、先ほど議員おっしゃられましたとおり、人権問題について関心があると回答した方が61%、また、人権問題は差別の受ける側の問題であって自分には関係ないと、そういう設問に対して、そうは思わないと回答した人が76%という数値となっております。

本調査につきましては、当市に過去に比較データがないことから、本データを現状値として把握し、今後の基礎資料としていきたいと考えております。

ちなみに、当市には数値はございませんけれども、他市の同様の調査の同様の設問に対して、四日市ですけれども、人権問題について関心があるという回答をされた人が、先ほど亀山市では61%ということなんですけれども、四日市市では56.2%、また、人権問題は差別を受ける人の問題であって、自分には関係ないと。そうは思わないと回答した人が、亀山では76%ですけれども、四日市では83.1%。また、三重県の数値は少し古くなりますけれども、このそうは思わないという回答をした数値は71.8%というような、他市と比較するとそのような状況になっております。このことから、当市の市民の方々の人権に対する意識というのは決して低くない数値だと思っております。

したがって、今回、この調査を行いましたけれども、この人権条例の制定に向けての取り組みにつきましては、本調査を初め、男女共同参画に関する市民意識調査、それから各部門で推進している子供、高齢者、障がいのある人、また外国人施策などを含め、時代とともに複雑・多様化している人権課題を検証しながら、より多くの市民・団体の方によるワークショップの開催や、人権施策の検討委員会等を設置するなどして意見を集約して、全体を見据えた広がりのあるものにしてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

朝からあんまり怒らんとおこうと思ったんだけど、わかり切ったことを長々と答弁してもらったけど、時間がないもんで、そこら辺はきちっとわきまえて答弁をしてもらいたいし、まとめていただきたいと思います。

そこで、9月のときに副市長が答弁をさせていただいております。

くしくも、昨年3月に制定されました亀山市のまちづくり基本条例の検討、策定過程におきまして、子供の人権を初めといたしました人権の取り扱いが議論なされ、その取り扱いを課題として積み残した経緯があると聞いておりますので、おくれらせながら補完されるような条例になればというような答弁をされております。

また、社会の進歩・発展の現状をもって取り入れる、より多くの市民・団体との議論によってつくり上げていくという条例、まちづくりの手法を使った条例の制定過程を何よりも大事にするんだと。しかるべく段階でたたき台をお示しいたしたいというようなご答弁をいただいております。

そこで、まちづくり基本条例、課題、積み残し、それから補完できる条例と、それから団体との議論というのはこういうような調査によって一つのもが出てきておると。市民の皆さん方も人権

に対しては関心を持ってみえると。だから、本市は県下の中で、2市2町の中の2市に入っていると。どうしても人権条例を制定すべきであると、早急に、そう思っていますけれども、9月の答弁の中でいろんな確認ができなかったので、ここでどういうようなところが補完できる条例になるかというふうに思ってみえるのかを副市長にお聞きします。

○議長（小坂直親君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

前回の答弁で、今ご指摘をいただきましたことにつきまして、少し簡単にご説明したいと思いません。

まちづくり基本条例におきまして、人権尊重に関する記述は、第4条の市民の権利にうたわれることになりました。また、子供の権利に関しましては、まちづくり基本条例制定過程の中で、今後の課題というふうな形で残されております。そのため、今回人権に関する条例検討過程におきましては、子供、障がい者はもちろん、さまざまな権利についても幅広く検討をしていきたいというふうに考えております。

特に亀山は子育てのまちというふうな、市政の中の最重要課題というふうな形で現在取り組んでおりますので、子供の問題について深く考えていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

人権問題、すべての問題ですけれども、基本的に市民の権利、市民の皆さんが権利を主張するためには市民の義務というのがあると思います。国の法律を守るためには、国民の権利がある。国民は、法のもとですべて平等に扱われなければならないというような形で思っております。また、そういうふうにも国も動いておる。だけど、国民としての義務もあると。また、市民としても義務があると。やっぱり権利を主張するためには、国民、市民としての義務も果たさなきゃならんと。だけど、権利をきちっと位置づけるためには、早急にいろんな過程も踏まえていかんならんと思っておりますけれども、そこら辺を十分整理していただいて、時期的にどこら辺をめどに考えてみえるか。

再度、いろんな調査、先般もヒューマンフェスタという行事が12月3日にありました。副市長さんが出席されて、そこでいろんなこととお話しされた。市長さんは、何やら新名神高速道路三重・滋賀建設促進県民協議会大会に出席で、副市長さんが出席されてごあいさつされたと思うんですけれども、その中で私が聞き及びますと、亀山市にも人権条例の制定をというようなお話があったということは事実でしょうか、どうでしょうか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

確かにごあいさつで、人権条例をやっぱり制定していくというふうな議会でも議論になっておりますし、私もできればつくっていききたいというようなことを考えておりますので、先ほども言いましたが、いろんなまちづくり基本条例の中で、積み残しというふうなところもあるように思ってお

りますので、そういう思いも込めて、あいさつとしてさせていただきました。

今後、いろんなワークショップとかヒューマンフェスタにはたくさんのブースも出していただいて、いろいろ活動してみえる方もございます。今後、そういう方と具体的にワークショップなんかをやりながら、どういうふうな形の条例にしていくかというようなことをこれから取り組んでまいりたいと思います。

その積み上げで、人権条例をつくっていきたいと思っておりますので、具体的にいつつくるかというのは、現在のところ、少し申し上げられないということでございますので、ご容赦を願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

市長さんのお考えも聞きたいんですけども、副市長さんと市長さんは、市長さんが主軸で、副市長さんがそれを支える方だと私は思っています。ともに一日も早く人権条例が制定できるように、執行部のトップの方できちっと話を詰めていただいて、一日も早く条例制定ができるように期待をしております。また、ずっと制定ができるまで、この質問は続けていきたいと思っておりますので、その旨、ご通知申し上げておきます。

次に移りたいと思います。

3月11日、俗に言う想定外の大地震がありました。たくさんの方がお亡くなりになって、同僚の議員とともに、私、連れて行っていただきまして、現地も見させていただきました。

現地を拝見させてもろたときは、かなりのボランティアの方、国の力で、かなりの、私が行かせてもろたところは瓦れきの搬出等が行われておって、心の痛みはあろうかと思っておりますけれども、瓦れきが撤去されたことによって、まちの復興に地元の方、いろいろ努力をされておるといってお話も聞かせていただきました。

本当に瓦れき撤去等にボランティアで行かれた数多くの方の努力と、また国の力というのはすごいものだと私は思っています。

そこで、市長さんも被災地の現地視察をやられたと。今回、被災地を視察された中での感じ方等々、短くまとめて、見解を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

今回の大震災で、私も8月に危機管理局長以下3名で被災地を訪問させていただきました。

とりわけ、本市が職員を派遣いたしておりました宮城県の大賀城、それから内陸部で3年前の内陸地震の震源地でもございました宮城県の栗原市、登米市、それから隣接をいたします沿岸部の南三陸町を視察させていただきました。その間、実際、肌で感じてきたこと、それからその課題等々、これは議会の方に8月にお示しをさせていただいたものでございますが、これら教訓をしっかりと我々は生かしていくということ、この責務を改めて感じたところでございます。

同時に、これは全国の都市の自治体と連携をさせていただきながら、被災地の復興・復旧に可能なことでお手伝いができればという思いを持たせていただいておりますことと、市民の皆さんや民間の企業の皆さんや、いろんなレベルでこの被災地の復興支援、頑張ってきていただいていることに、大変敬意と感謝を申し上げたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この本当に国難とも言えるような状況であろうかと思っておりますので、一日も早い被災地の復旧・復興を心から願うものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そこで、ちょっとお尋ねしたいんです。

過日も岡本議員から、被災地の瓦れきの問題が質問されました。

今、市長さんのお言葉の中に、一日も早い復旧・復興を願っておりますということですね。そこで、本市で被災地の瓦れきの処理をするべきだと私は思っております。もちろん放射能やいろんなことで各自治体が手を挙げたり手をおろしたりやっております。本市も、一たんは手を挙げて、手をおろしました。だけど、これは東京都と岩手県の災害廃棄物の処理基本協定が平成23年9月30日付で結ばれました。目的として、復旧・復興対策を迅速かつ円滑に遂行するため、災害廃棄物を適正に処理するという意味合いで、東京都は真っ先に手を挙げて、これが全国に波及するかと思ったら、ところが、いろいろ放射能の問題で各自治体が足踏みをしておると。

それで、環境省もいろいろガイドラインを出しております。その中には、被災地の廃棄物はどのようにやったらいいかということで、確かに福島県は、県内処理が基本ということを出しています。だけど、岩手県、宮城県、数量的に、岩手県が約476万トン、これは11年分に当たるらしいです。宮城県は1,569トン、これは19年分に値する、そういうような結果になっております。

そういうような形で、福島県においては当然その原因者である東京電力、またそれを進めてきた国の考えで、また方法で処分すべきだと思います。

だけど、岩手県、宮城県、福島県以外の被災地の瓦れきは、当然市長が言われたように、一日も早い復旧・復興を願う立場であれば、私ども亀山市にあります施設を利用して、受け入れを当然申し出るべきであると私は思っています。

私ども同僚議員の鈴木達夫君から質問がありました。我が亀山市の溶融施設の年間の余裕は2,000トン分あると、年間の。それぐらいの余裕があれば、市長の思いの中での復興・復旧を願う気持ちがあれば、我が亀山市で受け入れるべきであると私は思っております。

確かに、ここにも環境省の中にも、搬出に対しては、その現地の積み込みの瓦れきの中を見て、放射能がどこまで汚染されておるかという測定もした後に搬出するというようなことが書いてあります。

そこで、ちょっとパネルを用意しましたけれども、これは岩手県山田町の被災状況です。これを見ていただいたように、ここで何百人、何千人の人が生活しておったが、一瞬の津波でこういうような状況になりました。その結果、これが瓦れきの積んである状況です。こういうような瓦れきの積んである状況が、私は宮古市と田老町の2ヵ所、それから釜石に行かせていただきました。すべてのところにこういうような瓦れきが積んである。このまま放置をしておいたら、この地域の一日

も早い復興というのはいけないと思うんです。それは、日本国民が一丸になって、この瓦れき処分を各自治体が手を挙げて、そして一日でも早いところ、ここでもとの生活に戻っていただくためには、被災しなかった自治体が積極的にこの地域の復興のために努力、また協力するのが、我が日本国民の責務であると思います。それを市長はどういうふうに感じられたか。この瓦れきも見られたと思うんですけれども、そのときに、これは何としても我がまちで手を挙げてやるという気持ちになれなかったのかどうか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

発災後、4月の段階で環境省の方から、今議員おっしゃっていただいたような協力ができる自治体があれば、その意向を知らせてほしいということで、亀山市としては受け入れの意向を示させていただいたところでございます。

それ以後、これは今の放射能の拡散の問題が非常に大きな懸案課題となってまいりました。その経過はご案内のとおりでございますが、想定以上の問題であったということと、その拡散の状況について、その情報が正確にその時点では多分解除され、伝わっていなかった、このようにも感じたところでございます。

8月に、私も被災地に寄せていただきましたが、先ほど申し上げた宮城の福島原発から250キロ離れた栗原市、登米市、それぞれ首長さんの本当に大変困っておられたのは、稲わらのまさに産地でございましたけれども、放射能の拡散の問題を全く想定していなかったと、こういうお話が出てまいりました。一方で、今パネルを示していただいておりますが、沿岸部の瓦れきの山、内陸部にも本当に瓦れきの山がございまして、おっしゃるようにこの被災地の現状を見ますと、一刻も早く被災瓦れきの処理が進んで、まちの復興に着手されることを願うばかりでございますが、現在、国が安全性の担保に積極的に関与しておるという状況ではなかろうかと思っております。自治体には協力を呼びかけておりますけれども、現実問題として、東京都、山形県、先般、埼玉県知事さんが受け入れの表明されましたけれども、しかし、非常に原発立地の地方自治体でさえ、その受け入れをできないという背景には、単一自治体での受け入れが非常に困難であるという状況にございまして、全国的に広域処理が進展しない状況にあらうかと考えておるところでございます。

そこで、先般、岡本議員にもお答えをさせていただきましたが、国や県が積極的に関与して、これらの条件整備が行われるよう、またその瓦れきの山の中には本当に汚染されたものとされていないものの分別というのは、非常に物理的に大変困難なものがあるかと思っておりますが、そういう条件整備がされる必要があると、前提としてですね。安全のチェックと、これの中で考えていきたいと思っておりますし、国や県に対して、私ども、多分全国の自治体もそうであらうかと思っておりますが、そういう条件整備に向けて働きかけをしていくという基本的な姿勢でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

いみじくも、今、市長が、国や県というお話が出ました。今の国や県が一体何をしておるんですか。そうでしょう。民主党、自民党、各党がおりますよ。重要法案も国会で通さんと、大臣のあら

捜しばっかりやっておる国会、そんなところに判断をゆだねるということはできやんですやんか。

だから、例えば東京都の石原知事、早急に判断されました。災害廃棄物の受け入れ予定量、平成25年までの3ヵ年で約50万トン、被災地の種類は、可燃物、廃棄物、木くず等、それから畳の混合廃棄物、焼却灰、これで平成23年から公社の運転貸付金で、公社でやっていますから、東京都は。これ70億円ですよ。3年間で280億の受け入れをやると。それで、広域処理に係る費用、これ国政のところから送ってもろた資料ですけども、広域処理に係る費用に対する補助、広域処理に係る費用については、排出側である被災地の地方公共団体が負担。処理に必要と認められる費用、受け入れ側での処理に係る放射能濃度の測定経費等については、災害等廃棄物処理事業費補助の対象となるということで、この金は皆、各自治体の長が判断すれば、ちゃんとその費用は出てくるんですよ。ただ、石原知事の英断、確かに石原知事がこのことを表明したときに、都民から3,000から4,000の抗議の電話があったと。だけど、都知事はわしらがせんことにはだれがするんやという判断を下したんです。だから、国やとか県の指導を仰いでおったら、何年たってもできやん。だから、地方分権という中での自治体の長は、よし、亀山市でやろうと。市民の方にも、放射能がどうのこうのと言われる。だけど、セシウムは40センチから30センチ埋めたら、その管理型でやれば、ちゃんと放射能の拡散というのはできやん。しませんということを、管理型であれば、埋め立てをすればいいということが言われておる。

例えば、きのうの答弁でも山元還元に頼んであると。あそこが拒否したと。100ベクレル以下のものやなけなあかんと、山元還元は断ったらええんです。どこか国で探してこいと。管理型でできる処理業者を。そういうようなことを、市長はみずから環境省へ行って、私も環境省の瓦れき処理の担当者と電話で話をしました。何にも返事してくれやん、眠たい返事ばっかしか返ってこん、環境省の役人も。これも現場を知らんからや。現地の被災者を知らんから。だから、ボランティアに行った人でも、亀山市からもたくさんのボランティアの人が行ってみえますよ。本当に私らはボランティアに行ってよかったと。だけど、現地の被災者の気持ちは痛いほどわかるけれども、やはりこれを何とかせないかんというのは、まず瓦れき問題ですよ。

だから、国や県に任せておらんと、市長が英断を下せば、やっぱりそれに対して国はきちっと対応できると思いますけれども、そういうような英断をまだ国や県の動向を見据えるのかと。環境省の役人かて、眠たい話ばっかしておる。大臣が行って、汚染土壌の除去を作業服を着てやっておった。そんなパフォーマンスや。そんな暇があるんやったら、もっと考えることをせなあかんというのが、わしは大臣の仕事やと思う。パフォーマンスは結構。やっぱり実のある行動を起こしましように、亀山市から。

松阪の市長も、松阪市も受け入れを言ったけれども、先般の新聞で受け入れを、市民の皆さんの声を聞くと。確かに市民の皆さんにも反対の人がおるかわからん。見えるけれども、それを説得するのがまた市長の仕事ではないか。やはり被災者の一日も早い復興を願うということを私は切に思うと。だから、いろんな危険があるかもしれんけど、その危険は極力国ときちんと協議して、回避するように努力するので、そういうようなことは言わんといてくれというのが、市長、あなたの仕事だと思ってくれるけども、その見解を聞きたい。どうですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員の、みんなで助けようではないか、その思いは理解ができるものでございますが、責任ある自治体の長の立場から申し上げます、当然今の枠組みや仕組みの中で、本当に放射能の問題、それからその処理、最終処分の問題、この問題が解決しなければ、亀山市ということであれば、なかなか市民の安心・安全や、あるいは未来永劫に禍根を残すことになるのではないかと、そのように、基礎自治体の長としては考えておるものでございます。

確かに東京都、それから山形県知事がその表明をされておられますし、松阪市さん、あるいは佐賀県の武雄市さんがこの秋に受け入れの表明をされましたが、現実には市民の安心・安全を優先するという中で方向転換をされておるところでございます。

それから、ついこの間、大阪の橋下次期市長が、知事時代には受け入れ表明をされておりましたが、今度、自治体の長という立場で、いわゆる瓦れきを焼却をした場合、セシウム等が30倍に濃縮されると、この事実を知らなかったということで、方向転換を表明されておられます。いろんな自治体の長、責任ある立場で考えなければ、今議員おっしゃる部分はしっかり考えておるところでございますけれども、責任ある判断をさせていただいて、市民の皆さんの安心・安全や、あるいはこの地が未来永劫に禍根を残さないという判断をするのが、責任ある立場であるということで、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

ああ、そうですね。

確かに未来永劫、禍根を残さないように、責任ある立場で市民の安心・安全な地域づくり、そうするとよそはどうでもええと。我が亀山市だけ未来永劫発展せやいいという立場で物を言ってみるんやったら大間違いですよ。日本国民全部が力を合わすというのが、未来永劫、日本が世界にどんどん胸を張って、どこでも行けるんですよ。

京都議定書でも、例えばアメリカと中国がぼんぼこぼんぼこ出しておるもので、地球温暖化が進んでいくんですよ。今、彼らがそうやってやっておると。恐らく、わしらは100年もよう生きんけれども、100年後にこの地球は恐らくないと思う、こんなことをやっておったら。それが自分だけの利益のためにそういうようなことをしていないのに、例えば今市民の安心・安全を守る中で、次に移りたいと思います。

このパネルを出させていただきます。

もう時間があまりないもので、もっと時間が欲しいんですけども、10分ですので、答弁者は簡潔にやっていただいて、市長の考えを聞きたいので、担当者がもし出てくるんやったら30秒以内で答弁するように。

確かにリフォーム制度、9月に提案されました。私は、この制度については、余りにも補助率が安い、補助金が、100万を限度にして、一般型で10万を限度。高齢者、障がい者で20万。恐らく応募がないやろうと。予算は残るだろうというようなことを言っておって、それが、いみじくも55件の応募があって、抽せんで41件になったと。きのうの答弁によると43件まで拾えたという話ですけども、なぜこういうような55件あって41件、きのう43件になったんですけれ

ども、こういうような状況を生み出したのか。市民の権利を守るためやったら、当然予算をオーバーしたら、予算をオーバーした分、補正をしてでも、また流用してでも、市民の権利を守ってあげやんだんか、市長。なぜ抽せんさせたのか。抽せんによって、本当に希望しておる人に、市民の権利をなぜ、市長として市民の安心・安全を踏まえる中での長の立場として、なぜ担当からの報告を受けて補正をしなかったのか。

というのは、私は質疑の折に申し上げた。何遍も言いました。七つの主な補正を言いました。ケーブルテレビ、新エネルギー、木造住宅補強工事、狹隘道路の後退、小・中学生の医療費の無料化、民間保育所への補助、保育所の一般管理費、七つを含めて6,431万3,000円の今回の補正をやったけれども、ほかに補正をするものはないかと言ったら、あなたはないと言った。なぜ、この表、159万3,000円の補正ができなかったか。あなたは、このリフォーム制度については、地域経済の活性化のために緊急までつけて、緊急地域経済対策事業という形で、地元企業の活性化を図るために、このリフォーム制度をやりますと。そして、応募者が55人おって、6,200万相当の事業効果が起こった中を、あなたは抽せんをさせることによって4,200万ぐらい抑えておるんですよ。150万の補正で、まだ残り2,000万の経済効果があったことを抑えておるんですよ。

それで、質疑でも、補正がないのかと聞いてもないと言った。なぜしなかったのか、一遍市長に聞きたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この住宅リフォーム助成事業につきましては、先般、9月議会で地域経済の活性化のため、緊急経済対策の側面、それから住環境の向上のため、それを目的に新設をさせていただいた制度でございます。議員は、9月の議会でも反対のお立場でございましたけれども、ある意味、緊急対策として一定の成果が出たものというふうに感じております。

そこで、ご指摘の内容でございますけれども、この事業自体は、当初より予算額を超えた場合、抽せんを行う旨を公表させていただいて、市民の皆さんにお知らせをさせていただいて、実施をさせていただいたものでございます。これも、当初、公募させていただいた実施方法に準じて対応させていただいてまいったと、このように考えております。

同時に、これは9月の議会でも申し上げましたが、経済対策の一環として、平成23年、それから24年、25年の3ヵ年事業として、皆様にお示しをさせていただいたものでございます。

今後、補正予算、なぜ提示をしなかったのかということでございますけれども、他の事業は当初で計画をいたしておりましたものでございますので、今回のリフォーム助成事業につきましては、この10月からスタートさせていただいて、3年間で実施をするという予定でございますので、今ご懸念の部分については、来年度においても事業を行う予定でございますので、今回の結果も踏まえて柔軟な対応をさせていただけるよう検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

まだわしは起きておるんで、眠たい答弁はやめとくなはれ。ほかのは当初にやったもんで補正しただけでも、これは途中やったもんで補正しなかったと。最初から抽せんと言ってあったと。そうすると、市長は各55件の内容をご存じですわな、当然。抽せんに漏れた中で、こういうふうな案件がありますよ。37番目に申し込まれた方で、和室2部屋を解体し、和洋室（バリアフリー）に改修、押し入れうち建具も改修、電気も改修という人が見えます。だけど抽せんでは漏れました。ほかにも、たまたまフローリング、エアコンとか、いろんな形で、この方は149万円ばかりの改修費用でこれだけのことをやると、この制度を生かして。そういうようなことをご存じかな、市長さん。こんな方が見えたら、これは150万ぐらいの補正は十分可能だと。特に私が問題にしたのはここ、高齢者、障がい者の方が四、五名、この抽せんでは漏れているんです。この市民の方々も含めて、ここに一般型の方もお見えになっている、12名の方は、当然どんだけ安くても、補正したら150万以内で済むんですよ。違いますか。

そして、9月に上げさせてもろたと言うけれども、その課題が緊急地域経済対策ですよ。来年もあるからええだろうって、この中にちょっと聞くと、高齢者、障がい者の中で、20万の補助をもらう予定だったけれども、おじいちゃんかおばあちゃんかわかりませんよ。高齢者の方が亡くなられたもんで、一般型に移ったというようなケースもあるんですよ。そういうようなことを私は聞きました。答弁してもろとったら長くなるもんで、みんな言いますけどな。そういうような方が見えて、この41名の抽せんの方のあと二十何万残って、これ財源5万5,000円あるんです。その中で2人の方が拾われたと、次点で。41名が43名になったということです。

だけど、市民の皆さんは、この制度を平等に受けられる権利があると思うんですけども、そういう点では150万の補正をしておけば、この申し込まれた55件の方がすべてリフォームができて、そして地域の事業者も2,000万以上の事業ができたんですけども、あれは途中でやめた、あれは来年度もやるでと、そんな気持ちであなたが市民の権利を守る長として、安心・安全を守る長としての責任を全うできておると感じておるかどうか。これについては、後にまた宮崎議員が質問されるけれども、その宮崎議員の質問にいろいろ言わはると思うけれども、一遍それで150万の補正ができやんのかな。ようけの財源があって、服部議員が言われた、2億何ぼの税収増があったら、その金の何分の1ですか、何十分の1ですよ。一遍答えてください、これを。何でできなかったか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員、9月で全く違うご指摘をちょうだいいたしておりましたが、やはり公募をかける段階でルールをお示しさせていただくと。その中で、当然、これは予定額を超えましたので抽せんをさせていただくと、この旨も申し上げて公募をさせていただきました。ある意味、ここは一定のルールを引きながら、そこは行政の役目としてフェアな対応をさせていただくと。それが結果として13名の方を救済してやれというご趣旨だろうと思いますので、今後3年間の事業の中で柔軟に対応していくという考え方でおるところでございます。

○議長（小坂直親君）

予定時間が経過しておりますので、質問を終了してください。

22番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午前10時49分 休憩)

(午前10時59分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

先般の議案質疑に続きまして一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきます。

まず最初に、土地利用についてということでございます。

土地利用につきましては、第1次亀山市総合計画の中で土地利用の考え方というのがあらわしてございます。その中で基本方針として、1. 自然と共生し、環境に対する負荷を軽減する。2に、亀山市の地形や歴史・文化性に配慮する。3. 「居心地のよさ」を追求する。4. 安心・安全を前提とするという基本方針を打ち出しております。

その中で、私がお聞かせ願うのは、この土地利用の中に都市ゾーン、また住宅系市街地ゾーン、農地・田園居住ゾーン、産業ゾーン、自然共生型居住ゾーン、自然保全・レクリエーションゾーンが計画されております。後期基本計画の中で、今後どのように考えられていくのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

14番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

おはようございます。

議員申されましたとおり、土地利用計画につきましては、平成19年度からスタートしております第1次総合計画基本構想において土地利用構想を示しており、おっしゃった七つのゾーンに分けて土地利用を図るとしてございまして、目標年次が28年ということでございます。さらに、後期基本計画の中では、その土地利用構想に関する変更というのは考えておらないということで、このまま続けていきたいというふうな考え方でございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

今後、後期基本計画の中で28年度まで変更せずにやっていくという考え方は聞かせていただきました。

そういう中で、特に南部地域の利用計画は今後どうしていくのかということをお聞かせ願いたいと思うんですが、先般もキラリまちづくりトーク、市長の、南部地域でございました。私も同席し

ておりましたが、そういう中から見ても、地域の皆さん方は、この南部に対する気持ちは非常に高いものと私は推察しております。南部地域においては、それぞれ環境を、自分らは保全するために、例えば私の住んでおる安知本でございますと、有志の方で河川の堤防の草刈り、また道路の草刈り等々もやっております。それから、昼生に行けば、三寺地区で景観作物をつくってコスモスの祭りもやられている。また、昼生地区全体で見たら、金王道の整備もやられておる。さらには、楠平尾においては有志の方でササユリの里ということで、非常に皆さん方が自分らのボランティア精神で、自分らの地域を守るんだという考えの中でやられております。農村公園も地域のグラウンドもございます。その中では、地域の皆さん方が月に1回ずつ、交代で整備を図っています。都市公園においては、市が管理の中では十分やっておりますが、地域の方の公園については、我々地域の住民でやっておると。これは、いわゆる地域の熱意があってこそ私はやられておると考えておりますが、今後南部地域の利用計画、いわゆる農地・田園居住ゾーンという利用計画があるんですが、これをどうしていくのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

南部地域におきましては、これは都市マスタープラン、土地利用構想を受けての都市マスタープランでございますが、土地利用配置方針において、天神地区や東部地区を都市ゾーン内の都市内田園居住エリアに、他の地域を地域活力保全ゾーン内の農地・田園居住ゾーンに位置づけております。方針といたしましては、都市内田園居住ゾーンにつきましては、市街地と調和した適正な維持・活用を図ることとしており、また農地・田園居住ゾーンについては、自然や農業環境と調和のとれた適切な保全と活用に努めるとともに、多機能な利活用のできるゾーンとして、適切な保全と活用を図るというような考え方で、この地域の活用を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

考え方は聞かせていただきました。

特に農地・田園居住ゾーンの中で、居住は昔から皆さん方、先祖から住んでおられる地域でございます。大事に整備もし、自分らの環境を守るという中でやってきておりますが、そういう中で、今後、やはり農地は中ノ川沿いの大体田んぼは基盤整備もされて、農地として活用されておりますが、山間部の谷地田については、非常に荒れ放題で来ておる状態でございます。これも、原因もあると思います。過去に、フォレストヒルズ構想というのを大成建設が話を持ちかけてきて、地域住民の方はそれにある程度乗りかけたんです。乗りかけた中で、それがどういう経済の中でやめてしまうたんかというのも、ちょっと私のはっきりはわかりませんが、できなかったというふうに思っております。

そういう中で、市もその地域に対しての、その当時、8,000万ぐらいの補償費を大成建設から取って地元へ還元したということもございました。金で片づけやそれでいいというような感覚しか私は受けとめませんでした。しかし、その中での谷地田を含めた、山を含めた地域の中は荒れ放

題。入ればイバラがひっかかる、歩けない。そういうような状況の中で、何が農地・田園居住ゾーンですか。そこらの感覚を、これから先のことを考えて、市はどのように進めていくのか。さらに、市長、考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問にお答えいたします。

南部地域につきましては、都市内の田園居住ゾーンとして位置づけをさせていただいて、農地・田園居住ゾーンとしての市街地と調和をした適正な維持活用を図っていきたいというふうに、基本的に考えておるところでございます。

また、地域の皆さんと対応させていただく過程でも、その地が持つおる自然環境とか、あるいは特に農業等々の環境との調和について、最大限の配慮をする必要が大いにあろうというふうに考えておまして、その意味でも、地域でのお取り組みもそうなんです、しっかりとその保全、活用に努めていきたいということと、多機能な利活用ができるゾーンとして、適切な保全活用に基本的にそういう方針で臨んでまいりたいというふうに考えております。

少し議員触れられた、今井前市長の時代の南部開発、当時は民間主体の開発でございました。バブルの時期の構想でございました。その間、この構想自体が白紙に戻った過程で、今触れられました地域の皆さん方がさまざまな思い、あるいは感情をお持ちであるということ、当時の経過も含めて認識をさせていただいておるものでございます。

どうぞ、今の亀山市におけます現在の社会情勢等々も踏まえ、本当に先ほど申し上げたマスタープランに位置づけたゾーンとして、本当に調和のとれた環境の保全、それから将来を考えた活用を図っていきたいというふうに基本的に考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

市長のお考え、よくわかりましたが、実はこの南部地域の丘陵地域は、特に先ほども言っておりました大成建設のフォレストヒルズの撤退、さらには前市長構想の中での自然の森の、これも構想が白紙撤回になられて、どのようなこの地域に対する気持ちがあるのかなというふうに、ちょっと私も疑問に思っておるものでございます。

そういう中で、今後の農業政策も含めて、この地域に対する気持ちを新たにさせていただきたいというふうに要望していきたいと思っております。これについては、自分の考えの中では、次に質問しますリニア中央新幹線の停車駅の問題等も絡んでくるんじゃないかという推測も、私も自分の頭の中でございます。これが定かではないと思えますけれども、自分の考えの中にはございます。そこらは今後ともよろしく願いたいと思います。

それでは、三つ目に南部地域の開発行為の開発指導はどうなっておるか。私が消防に現職としておるときに、開発指導委員として委員会に出ておりました。そのときに、この南部地域の開発行為をとめるというような指導をしています。これがある程度の期限がついておるものと思っておったんですが、今現在はどのような状況であるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

南部地域に対する開発行為につきましては、市域における数少ない一団の土地を有しており、将来的な土地利用可能地として、保全を現在図っているところでございます。そういったことから、この一団の土地につきましては、開発行為等に対し、現在、保全への協力をお願いしているところでございます。

一方で、国道306号沿道につきましては、おおむね沿道50メートルを居住系及び商業系用途に、また沿道100メートルを軽工業、物流関係用途に限定し、開発行為を取り扱っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

昨日も、地域の方、特に管内の方でございました。我々がそのようなことで、例えばこの地域を発展させるための開発等々の話に行っても、やはりこれがあって協力することもできないという愚痴を聞いたわけでございます。今後、将来の亀山の唯一の土地ということは、前の田中市長も申されておったんですが、そういう部分から、今後、有意義な地域ということで、指導もお願いしていかんなんと思いますが、やはり住民の皆さん方の周知もさらにお願いしていきたいなというふうに思っております。その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、大きくリニア中央新幹線についてお尋ねしたいと思ひます。

リニア中央新幹線構想も、最近具現化してまいりました。私ども自民党議員団系の議員がリニアを考える会というのを立ち上げてまして、これは5年になります、隣の鈴鹿市、津市、伊賀市、亀山市というふうに国会議員含めましての会を立ち上げたわけでございます。衆議院議員の川崎先生が会長で、世話役を私ども亀山市が担ってやっております。

その中で、いろいろな意見交換、さらには研修会等を実施してきておる中で、この具現化してきたことは非常に私も喜ばしい一人でございます。

そこで、先般、JR東海が中間駅誘致の負担をJRが持つというような発表をなされました。そういう中で、当初は東京―名古屋間、我々は大阪まで延ばしてくれという要望もこの中でしてきております。そういう中で、今現在のリニアの中間駅誘致のための現状をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

リニア中央駅の最近の動向ということでございます。

リニア中央新幹線につきましては、本年5月に国土交通大臣がJR東海を営業主体、建設主体として指名し、整備計画の決定を経て、現在、環境アセスメントが開始されておるところでございます。

こうした中、1県1駅とされるリニア中央新幹線の中間駅の建設費につきましては、これまで建

設主体であるＪＲ東海が全額地元負担との見解を示しておりました。しかし、最近の動きといたしまして、先月２１日、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の申し入れによりまして、中間駅設置予定の６県とＪＲ東海との協議の場が調い、本県も鈴木知事出席のもと協議の結果、ＪＲ東海は中間駅を当社負担で行う旨、大きく方向転換されたところでございます。

一方、本市のリニア誘致活動につきましては、リニア中央新幹線ＪＲ複線電化推進亀山市民会議を通じた関係機関への要望活動や、市民、市内事業所へのＰＲ活動を推進し、市内停車駅誘致と近畿圏までの早期実現に努めるとともに、リニア市内停車駅周辺整備を目的とします基金積み立てを行っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○１４番（宮崎勝郎君登壇）

状況は聞かせていただきました。

先ほどの状況を聞かせていただいた中での、ＪＲ東海が１１月２１日に中央新幹線の早期実現に向けてということで、いろいろ経過から方向性、これから地元が駅をつくるための考え、設備等もあらわしてございます。さらには、ここにも出ておりますが、駅のイメージまではっきり発表されております。地上駅については、島式のホーム二つ、複本線二つというような絵まであらわしております。そういう中で、さらには三重県の県議会がリニア中央新幹線の東京－大阪全線同時開業に関する決議というようなことを、今後進めるということを耳にしております。

そういう中で、当市も昨日、三重県のリニア誘致だと思っておりますが、期成同盟会があったと思っております。きのう、副市長がここを公務のため欠席というのが、私はそれに出席されたものと思っておりますが、出席されたのであれば、その雰囲気をご存知かと思っております。

○議長（小坂直親君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

昨日は臨時にリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の理事及び幹事会が開催をされまして、私、午後からこの議会欠席をさせていただきました。議会のご配慮に感謝を申し上げます。

昨日の会議におきましては、リニア中間駅の建設費を自社負担とするＪＲ東海の表明を受けまして、三重県期成同盟会の会長であります鈴木知事が、中間駅設置予定の６県にＪＲから説明がございましたので、その具体的な説明会の報告と、当同盟会における今後の活動方針を協議させていただきました。いろいろ意見が出たわけでございますけど、こうした動きを契機といたしながら、リニア中央新幹線の全線同時開業に向けた県を挙げた取り組みは、さらなる盛り上がりを見せてまいると考えておりますので、市内に停車駅誘致を目指します本市といたしましても、一層県と連携を密にしつつ、駅立地の優位性等を建設事業者並びに関係機関に働きかけてまいりたいと思っております。

鈴木知事の印象というのは、少し興味深かったんでございますけど、ＪＲ東海の役割と、地元自治体の役割というのは、今回の、先ほどご紹介されました文章の中に書いてあるわけでございますけど、なかなかＪＲの態度は、この役割分担をかたくなに守りそうだというふうな鈴木知事の協議

に出られた印象もあわせて聞いてまいりました。今後、一生懸命同盟会を中心に頑張っただけでまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

そういう中で、今後当市に停車駅の設置という要望を、市挙げて今後要望活動をしていかなければならないと私も思っております。そういう中で、我々も考える会等を通じて、国政の中でも川崎衆議院議員が世話人ということで、沿線の国会議員さんを集められて、そういう全線開通に向けて要望もしていくということを聞いております。

当市として、設置駅が決まるならば、早くその情報をつかんでいただかなければならぬと思っておりますが、次のまちづくりをどのように考えていかなければならないのかというふうで、市長はどのような思いを持っておられるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まずリニア中央駅の建設費用を自社負担するJR東海の今回の方針転換に対して、本当に大きな前進であろうというふうに考えておまして、歓迎をいたしたいというふうに思っております。

ご案内のように、この駅の設置については、ルート公表がまだされておられません。これも注視をしていきたいというふうに思っておりますし、本市との位置づけがしっかりなされるよう、今後もあわせて強く働きかけをしてまいりたいというふうに考えておりますが、その意味からは、市民レベルでの誘致活動の、四半世紀近くに及ぶ今日までの活動でありますとか、あるいは駅誘致基金の存在など、これまでの本市の取り組みが今後必ず評価されるものというふうに、まず確信をいたしておるところでございまして、引き続きましてのご理解、ご協力をよろしく願いたいと思っております。

それで、今後のまちづくりということでございますが、このリニア中央新幹線の間駅は、大都市圏を直結する三重県の玄関口としての役割を担うものであることから、従来の地方主要駅とは駅利用圏域の規模が大きく異なり、リニアでのビジネスの利用でありますとか観光など、新たな広域交流に合わせたサービス機能の集積なども期待がされるところでございます。そういう意味で、求心力を発揮できる拠点性のある都市整備が求められるものではないかというふうに思っております。

そのためには、魅力ある駅周辺の整備を初め、高速道路や在来線、県内主要都市からのアクセス向上を図る必要がありますが、そうした中間駅を核としたネットワーク整備につきましても、本市は交通の要衝や立地条件のよさなどから高い地域ポテンシャルを持っておるといふふうに考えておるところでございまして。現在、2027年の開業を目指す東京―名古屋間における地上駅設置自治体の駅周辺のまちづくりの動向や、その中身につきましても、情報収集を進めますとともに、そういう先進事例として、その動向をしっかりと亀山市としても蓄積をしていきたいというふうに考えておるものでございます。

同時に、今後も三重県との連携をしっかりと強化をさせていただいて、市民会議の皆さん方との一

致結束の展開を進めながら、将来のまちづくりを想定しながら展開をしていきたいというふうを考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

これにつきましては、先般も三重県市議会議員連絡協議会、連絡会があるんですが、知事との懇談会の中にも、私らの方からも要望はしております。特にアクセスの問題等ございます。そういう部分から、亀山に停車駅が決まれば、県、津とのアクセスあたり、また道路整備等の問題も含めて要望しておきましたので、今後、その情報を早くとっていただいて、このリニアについては、市民の方も、議案の中でも質問させていただきましたが、寄附金までいただいて基金に積み上げられたという関心度の高い問題でございますので、よろしく今後推進をお願いしたいと思っております。

それでは次に、道路行政についてお尋ねしたいと思います。

道路につきましては、我が会派の尾崎議員、さらには昨日、坊野議員からいろいろ質問させていただいております。そういう中で、私は都市計画道路と地方道路の位置づけをどうするのか、位置づけについてまずお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

都市計画道路と地方道の位置づけということでございますが、都市計画道路につきましては、市内における国道、県道、市道をあわせまして、道路全体のネットワークや都市を形成する骨格として、あらかじめルートや位置を都市計画法に基づき計画的に設定するもので、交通量予測や周辺土地利用、また防災面など多面的に検討して定められているものでございます。

一方、地方道、幹線道路でございますけれども、幹線道路につきましては、主に交通の円滑化の観点から、幅員や交通量が多い道路に対して幹線道路や補助幹線道路といったように、道路の性格から使い分けをしているものでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

位置づけは聞かせていただきました。

それで、次の質問に入らせていただきます。

市道と賀白川線開通の見通しについてお尋ねしたいと思っておりますが、昨日も坊野議員からこの件について一部ございました。さらには、ケーブルテレビで今週放映されております「マイタウンかめやま」の中で、皆さん方にお知らせされております。そういう部分の中から、26年の春になると思いますが、開通ということでございます。

私も以前からこれには関心を強く持っておりますし、あの部分は開通はされます。忍山神社から向こうは鈴鹿川を渡っての開通はされます。しかし、北側の国道のバイパスの下から亀田小川線、あちらにタッチする部分が計画はどのようになっておるのかなあというふうには思っておりますが、そこらの見通しもあればお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

議員ご指摘の和賀白川線の北側延伸というふうに私どもも言っておりますが、市内の環状線としての未整備部分は、議員ご指摘の当箇所だけでございますので、市内の道路ネットワークの結合が図られるよう、できるだけ早期に事業を着手したいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

できるだけ早く、すると計画は現在ないわけですね。そうすると、また4番目に私質問させてもらいますが、ここで関連しますので、お話しさせていただきます。

県道、いわゆる鈴鹿関線、和賀白川線、市道亀田小川線、市道亀田川合線、国道306号線を環状線として位置づけされておるとお思います。この環状線をどのように考えられておるのか。やはりこの和賀白川線が同時に開通しなければ、この環状線の計画は生きないとお思います。その部分から見て、見通しの立たないような答弁でございましたが、それで環状線がうまくいくのかどうか、再度確認したいとお思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

環状線というところでございますが、平成22年に新市として初めて策定しました亀山都市マスタープランにおきまして、亀山環状線として新たに位置づけをしております国道306号から県道鈴鹿関線、和賀白川線、市道亀田小川線、市道亀田川合線、国道306号線として、環状線としては位置づけをさせていただいております。その今後の整備の方針でございますが、先ほどご説明も申し上げましたうち、環状線としてのこの部分だけが結合していないということでございます。

現在、進めております和賀白川線の忍山神社から南側の事業に引き続いて、和賀白川線の国道1号亀山バイパス交差点から北側の整備事業について、市道亀田小川線の拡幅工事を含めて、できるだけ早い時期に環状線をつなげてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

私が思いますところによりますと、この後で整備するということじゃなしに、私は同時に事業が進行できないかなと。事業費については、非常にかかると思います。しかし、まだ合併特例債が、昨日も前田議員等からも出ておりますが、こういうのを起こしてでも整備を早くできないか。やはり都市形成上、こういうのは私は非常に大事ではなかろうかというふうに思っております。

例えばこちらから行って、斎場の国道バイパスのガードをくぐって、あの側道で住山の道を通って出るというのも、回れないことはないんですが、やはり整備がされておらないという部分から、また都市を形成する中では環状線と位置づけておれば、やはり同時に考えていくべきであろうというふうに思っております。

それと、以前からも私、質問もさせてもらっておりますが、この環状線の中には、これは内環状、さらには外環状ということも聞いたことがあるんですが、現在、亀山市の道路行政の中でそれも考えておるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

外環状線につきましては、平成11年度に策定をされました旧亀山都市マスタープランにおきましては、先ほどから議論になっております内環状線と外環状線を位置づけていたところでございますが、新マスタープランの中では、旧外環状線の呼称は行わないということとなっております。

この市内の内環状線につきましては、国道306号から県道亀山安濃線、県道津関線、県道四日市関線、フラワーロードから国道306と、こういったルートを外環状線ということで位置づけておりました。しかしながら、この外環状線の県道津関線及び県道亀山安濃線につきましては、亀山市域以外を通過する道路であるため、亀山市の計画に位置づけすることが妥当ではないんじゃないかという判断の中から廃止をしております。しかしながら、これらの道路網につきましては、亀山市の産業振興や市民生活の向上に重要な働きを果たすことについては、変化はございませんので、関連する津市や道路を管理する三重県などとも十分に連携を図って、ネットワークの確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

外環状は今後は考えていかないということですが、私が思いますと、例えば国道306号へ行って下庄の中ノ川沿いを鈴鹿芸濃線を利用して、これを外環状としても位置づけできないかというふうに私は思います。これは南部活性化においても非常に大事なものだと思っております。特に和賀白川線が開通したならば、周辺道路の整備ということもあります。そういう中で、先に環状線に入ったんですが、例えば野村楠平尾線、これも和賀白川線が開通したならば、交通量はすごくふえると思っております。こういう部分で、以前も整備についてお願いしたら、舗装を何百メートルぐらいやりかえていただいた。これで整備したよと言わんばかりの言葉であったんですが、やはり全体的に住民の安心・安全を守るといふ、土地利用の中でありましたように、やはり安心・安全を守るといふ意味から見ても、もっと道路整備をしていただかなければならぬというふうに思っております。

それから、鈴鹿関線、これは環状線の中でございます。これは県道でございますが、やはり県にもっと強く働きかけていただきたいというふうに思っております。

国道306号については、大分整備されておりますが、鈴鹿関線、いわゆる144号については、前も私、質問の中で要望もしております。狭い曲がりくねった道路、当時は農免道路というふうであったんで、性格的にも構造的にも非常に弱い部分があると思います。しかし、環状線と位置づけるならば、都市計画道路としてぐらいいい感じを持って整備をやっていただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

それに伴う周辺の道路は、先ほど来話しさせてもらっております亀田小川線、亀田川合線等々も

見直しをして、整備を図っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう時間もあまりございませんので、最後に住宅リフォーム助成について質問させていただきます。

これにつきましては、服部議員、さらには先ほどの櫻井議員、皆さん方の気持ちを出されて、非常に強く質問されております。私も、この制度の中で非常に市長の答弁の中で感じたことなんですが、市長は当初、制度を立ち上げるときに、応募がオーバーしたら抽せんにするよというような話であったということです。しかし、これを申請された方々は、自分が家を直す機会というのは一生に何回もないと私は思ひます。その人の人生の中で、一回、二回ぐらいしかないと思うんです。私も、昔人でございます。そういう部分から、どうしても自分の一生の事業を起すときには、年回りというのもございます。高島暦を見れば、ことしは年回りがよいよ、来年は悪いよ、ことしじゅうにした方がよいよ、事業を思っておるのであれば、ことしにした方がよいよというようなことがあります。そういう中から見たり、その人のことしどうしてもしなければならんという事情、それが幸いにも6月でしたか、仲間の議員の方からリフォーム制度について質問、提案されてこれがなされてきたわけでございます。非常に前進であろうかと思ひますが、この中で抽せんということは、私から考えてみれば、来年に回ったら、もうこの事業は私は年回りが悪いのでできないよというふうにも思ひます。

そういう部分から考えて、補正してでも何とかお願ひできんかなというふうにも思ひますし、市民であれば、義務もかけておりますね。例えば税金はきちっと払いなさいという義務があります。市民としての権利もあります。同じ平等の原則からいったら、百五十何万でしたか、櫻井議員の資料をちょっとお借りいたしますと、153万でしたか、不足しておることでございますが、これを何とか今年度でできないのかという、手法もいろいろあろうかと思ひます。できないかできるか、考えを聞かせていただきたいと思ひしております。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

今年度の事業につきましては、昨日まで、きょうもご答弁申し上げておりますが、当初の公募の時点より予算を超えた場合は抽せんを行うということで手続を進めてまいっております、問い合わせや相談者に対しましてもこの旨説明させていただいておりますことから、一定のルールを守った状態で、今年度の事業としては進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

この事業については、経済対策とかいろいろなこともあろうと思ひます。しかし、市民の方が、幸いこういう事業の制度ができたということであれば、やはり乗っていただくのも非常に大事かと思ひしておりますし、先ほど来、私が申しておりますように、市民の権利は平等でございます。さらには、人生の中での事業を起すのには、この時期だと私は思ひしております。そういう部分から見

て、何とかもう一度再考をお願いしたいと思います。市長、考えがありましたらお願いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、抽せんで外れた皆さんにつきましては、大変申しわけなく思っておりますけれども、例えば市営住宅の公募をかけるときもそうなのですが、抽せんで外れた方々には本当に大変申しわけなく思っておりますが、今回、この事業につきまして、今年度は助成させていただくことができないということでございますが、先ほど櫻井議員に申し上げましたが、この事業につきましては来年度も、そして平成25年度も実施を予定いたしておりますので、その中で対応させていただきたいと。そのために十分検討を今後いたしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

もう時間がございません。この制度については、今市長の考えを聞かせていただきました。

しかし、ことし抽せんに外れた方には十分ご説明を申し上げて、理解をしていただいて、来年には絶対つけてやっていただきたいというふうに思っています。

3月の補正でも私はいいかと思えます。いわゆるケーブルテレビのときの補正が後に出てきておりますので、そういうのでも考えられるかなと。今後、皆さん方でさらに再考していただいて、よりよい方向に持って行っていただくよう要望して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

14番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

では、通告に従い質問をさせていただきます。

まず一番最初に、亀山市の公共交通について、新生活交通再編事業の進捗状況についてですが、この新生活交通再編事業につきましては、以前から何度かお聞きをしておりますが、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

現在はどのようなことを行い、またどこまで進んでいるか、今後の予定としてどういった方向に進むと考えられているのか、具体的にわかっていることを教えていただきたいと思います。

（発言する者あり）

○議長（小坂直親君）

暫時休憩いたします。

（午後 1時01分 休憩）

（午後 1時08分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

進捗状況でございますが、新地域生活交通再編事業につきましては、これまで平成19年12月に関坂下地区と総合保健福祉センターを結ぶ西部Aルート、平成20年の11月には川崎地区と市中心部を結びます東部ルート、これは試行運転でございますが、天神昼生地区と市中心部を結ぶ南部ルートなどの運行を行ってまいりました。最近では、本年9月に開催をいたしました亀山市の地域公共交通会議におきまして、試行運転となる東部ルートの環状運行の来年3月末までの試行運行期間延長を決定いたしまして、現在、沿線自治会とともに利用促進に向けた取り組みを進めているところでございます。

また、このほかに来年の3月末の井田川駅前整備の完成に合わせまして、亀山駅から北町、みずほ台、平田駅を結びます亀山みずほ台線の来年4月からの井田川駅前ロータリー乗り入れを目指しまして、現在当該路線を共同して運行しております鈴鹿市さんとの協議・調整を進めているところでございます。

今後の再編事業についてでございますが、最後の再編事業であります北部ルートの再編が残っているところでございますが、一方で広く市内に点在します移動困難者の方々は今後も増加すると見込まれております。これらの方々の生活交通手段を効率的に確保するためには、現在のバス運行とタクシー料金助成のみだけではなく、例えばデマンド交通や、地域、またNPOが事業主体となって運行するバスなどの新しい運行の仕組みを取り入れていくことも必要であると考えておりますことから、この導入に向けた研究を進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

今、そのように生活交通再編事業が行われているわけですが、現状では、公共交通事業に関して、バス事業でおおよそ1億円、1億円以上の経費がかかっていますが、今後の変更により、コスト面的にはどうなるのか、ふえるのか減るのか。また、事業再編によってどのような部分が改善されるとお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

事業費につきましては、今年度1億1,000万程度の事業費になってございますが、来年度も事業費的には同額の1億1,000万程度と見込んでいるところでございます。

また、今後の展開でございますが、新しい仕組みをつくることによりまして、例えば現在バスが運行していない地域も含めた検討も必要になってこようかというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

次に移りたいと思います。

現在まで再編計画が行われておりますが、先ほどもちょっとお話が出ましたけれども、今現在の状況で公共交通網が空白であると亀山市が認識している地域はどこになりますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在、ある程度の集落のまとまりがありまして、バス路線がない地域といたしましては、管内地区、山下地区、木下地区などでありまして、まだそのほかの地域でもバス停までの距離が遠くて、歩いて利用するのが困難な居住地域があるというふうに認識をいたしております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

先ほど山下地区、木下地区、そして管内地区が主ということで上げていただきました。

そこでお伺いをしたいのですが、それらの公共交通空白地においては、路線を引いてほしいなどの声があったのか、またあるのか。また、そこへの対応策はこの後の再編事業に組み込まれているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

管内、山下、木下地区につきましては、バスの乗り入れについてお声もいただいたところでございます。しかしながら、平成14年の8月から平成16年の3月にかけて、市内のこういった地域における需要調査などの実験バスを運行しておりまして、その際に利用者数が少なかったことから、バス路線を乗り入れることは難しいと判断をさせていただきまして、現在、対応を行っていないというところでございます。

このような地域につきましては、現時点ではタクシーの助成券や事前予約制施設送迎サービスといったものをご利用いただきたいというふうに考えているところでございます。

また、今後でございますが、先ほども少し触れさせていただきましたが、利用の関係もございまして、来年度以降におきまして、新しい仕組みを検討する中で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

以前、実証実験があったということで、現在は乗り入れがないということなんですけれども、今後また車を運転していた人が運転ができなくなるとか、需要が今後ふえるということも考えられますので、再編中にそのような将来的なことも視野に入れつつ考えていただきたいと思います。

その次なんですけれども、路線があっても不便であるとの意見が出ている地域はどこであるか、お答えください。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

どの地域からもいただく共通のご意見といたしまして、乗りたい時間にバスが走っていない。また、野登・白川地区や川崎・能褒野地区などにおきましては、バスの運行距離が長いということから、さまざまな地区を経由するために、目的地になかなか到着できないと。また、集落の面積が広い川崎・能褒野地区などからは、バス停が遠くて使えないなどといったご意見をいただいております。バスは限られた車両数、限られた経路、限られた停留所、限られた時間で利用をいただくために、自家用車のように好きなときに自宅から目的地までということにはなかなかできないということで、自家用車になれた方々にとってはどうしても不便なものであるというところがございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

全般的に不満などがあるということでした。

公共交通の考え方ですけれども、私は本当に公共交通というものは大切なものであると思っております。特に亀山市のように広大であって、坂道が多く、移動するのに乗り物が不可欠である自治体はなおさらなものだと思います。公共交通機関を利用している人は限られているとは思いますが、限られているからこそきめ細かい調査で、亀山市に合ったものができると思っております。

また、今利用していない人にとっても、公共交通を活用することでさまざまな面においてメリットがあると考えております。渋滞の解消、排気ガスの削減による環境への配慮、何より私は交通事故の削減につながるのではないかと考えております。

現在は車社会になってしまっておりますけれども、本来は歩行者に配慮されたまちづくりというのが大切であると、最近では全国的にもようやく見直されてきております。例えば歩道橋や地下道といったもの、これは車のために人がどいてしまうというような発想ですけれども、それらが最近見直されてきております。

本来、車が危ないから子供が外で遊べないとか、散歩できないとか、危ないから公園をつくらなきゃいけないとか、それはちょっとおかしいんじゃないかと私もずっと思っております。人が中心、人に優しいまち、そのような社会の実現の一助を担うのが公共交通であると考えております。事故は、人の人生を全く別のものに変えてしまいますので、こういった事故が起こらないためにも、公共交通を軽視するのではなく、再度目を向けていけるような土壌づくりをできれば市民の皆さんにもアピールしていただきたいと思いますと思っております。

最後に、各部・室の取り組みについて、今後の方向についてお伺いをいたします。

こちら、以前から何度もお伺いしておりますが、この事業の再編に当たって考えていかなければならないのは、バス以外のほかの事業との関係です。現在、タクシー料金助成金事業や、あいあいへの無料送迎サービスが同時並行で行われておりますが、確かに地域による不平等、路線の空白地に配慮した試みで評価できるものであります。しかしながら、今後も維持していくためには、経費などのことも考えていかねばなりません。また、これだけ厚くされた対応でも、後期基本計画策定のために集められた市民アンケート結果では、公共交通に対する満足度はいまだに最低レベルであったというのは、やはり再考する必要があるのではということになります。

そこで、再編事業の中で関係している健康福祉部と環境・産業部にお伺いしたいと思います。この二つの部署では、横断して連携体制をとっていると思いますが、部・室間の取り組みとそれぞれの今後の考え方、方針についてお答えください。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

環境・産業でございますが、地域公共交通の整備につきましては、当環境・産業部商工業振興室が主担当となりまして、関係する部署との連携を図りながら進めているところでございます。

特にバスの主な利用者は、みずから自家用車を運転できない高齢者や遠距離通学の児童・生徒でありまして、福祉部門や教育部門などとの連携を図りながら、路線の整備を進めているところでございます。

具体的にその内容でございますが、庁内の六つの関係室を構成員としまして、バス等検討委員会を設置し、さらには新しい運行の仕組みを考えるグループを設けまして、総合的な視点の中で協議・研究を行っているところでございます。

今後についてでございますが、現在の再編方針に沿った運行を継続しながら、状況の変化を踏まえて、新しい運行の仕組みも取り入れた、より効率的、効果的な運行の実現を目指しているところでございまして、再編方針の見直し、新しい仕組みの実験運行なども行ってまいりよう考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

健康福祉部では、高齢障がい支援室が主担当となりまして、タクシー料金助成事業を行っております。この事業につきましては、昨年度からすべての75歳以上の方を対象とさせていただくとともに、1人当たりの交付金を見直したところでございます。

高齢化が進み、対象者がますます増加する状況が見込まれる中で、当然財政に与える影響も視野に入れた上で、高齢者や障がいをお持ちの方の移動手段の確保について検討が必要と考えております。地域ごとの再編状況などを含めて、さらなる研究を行っていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。

部・室間の取り組みということで、先ほどお2人、答弁いただいたんですけれども、やはりすごく亀山市としては福祉的面でも交通という面でも、とても厚い対応がなされているとは思いますが、重複する部分というのがどうしても気になる部分としてございます。そういう意味で、コスト面でもどうなのかな、これから維持できるのかなという不安がいつもございます。

先週の土曜日に、一度私もバスに乗って見たんですけれども、私の住んでいるところが天神町の方ですので、天神町の方から鹿島橋を通過して、亀山高校の前を通過して、駅に向かってという形で乗らせていただきました。その中で、おじいちゃんとおばあちゃんとお母さん、子供の方が乗っていたんですけれども、それで私は本当は市役所の方まで行きたかったものですから、市役所まで亀山駅で乗りかえをするようになります。亀山駅からさわやか号で、今度はまた乗っていくような形で乗らせていただいたんですけれども、その乗り継ぎについても、10分ぐらい待ち合わせて、そのまますぐに乗れました。途中、ショッピングセンターのエコーに寄りまして、そこでお客さんがいっぱい乗り込んできまして、もういっぱい状態になりました。これだけたくさんの方が利用されているんだなあとということ、自分も乗ってみて初めてわかって、私もいろいろ勝手なことを言って後悔したところもあったんですけれども、これだけたくさんの方が利用されていること。そして、その中でたくさんの方が乗り込んでいらしたので、私もちょっと席を譲り合いみたいな感じで、おばあちゃんと席の譲り合いをしながらいろいろしゃべっていたんですけれども、こういうつながりがあったり、お客さん同士が、やっぱり知り合いの方が多かったみたいで、「きょうも乗ったんだね」みたいな感じでお話をしている。こういったつながりというのが大切なものだなあと、私も思わせてもらいまして、再編についていろいろ部長にもお話を伺っておりますけれども、その難しさというのがすごくよくわかった次第です。

しかしながら、それでも利用している人は利用している人で、そして今利用できていない人もいるということをお考えますと、もうちょっといいものをつくっていかなくちゃいけない、少し考えていかなくちゃいけないというのはすごく感じております。

先ほどタクシー料金助成金、それからあいあいへの無料送迎サービスもございますけれども、こちらなんかは私が以前からお話ししておりますオンデマンド交通とほとんど似たような取り組みであると思います。例えばですけれども、タクシー助成金の部分とあいあいへの送迎サービスですね。そちらの方を一定期間、実証実験としてオンデマンド交通に置きかえてみるとか、そういうことはできないのかなあと少しきのう考えていたんですけれども、タクシー料金助成金につきましても75歳以上の方、そしてあいあいの乗り合いについても、相乗りができるということで、よく似たような形になっております。これを、今私が提案しておりますオンデマンド交通ですけれども、これはレンタル方式ですので、取り外しも可能ですし、今あるバス路線というのを例えば取り外して考えてみるというのはとても難しいことだと感じておりますので、そういったことをできれば、例えばオンデマンドの場合というのは、利用したデータというのが情報として残っていきますし、そういった情報やデータを蓄積させて、それによってどこに皆さんが行くのか、どこが必要とされるのか、何時に乗ることが多いのかとか、そういった情報が残るのではないかと、そのように感じております。

これはちょっと私の思いでしたので、一応考えていただければと思いますので、考えていただきたいと思っております。

次の大きな2点目に移りたいと思います。

亀山市の交通安全計画の取り組みについて伺います。

最近、自転車に関するニュースをさまざまなメディアで、皆さんも目にすることが多いと思います。そのほとんどが都市部での問題で、東日本大震災によって一時交通機関が麻痺した状態になった経験や、また節電という意識から自転車を利用する人がふえたと言われております。自転車の利用者が増加したけれど、自転車に対する規制というものが現状ではあいまいであったために、以前にも自転車の問題は存在していたものの、今まではあまり大きく取り上げられていませんでした。

しかしながら、実際に自転車の絶対数が多くなった今、それは事故という形で表面化し、日本の社会問題となってきております。

冒頭で都市部と申し上げましたが、亀山市でも同様に自転車の事故というのは多いとお聞きしております。自転車をよく利用する人は、どのような人か、お考えください。その多くは、免許を持たない人、車を運転しない、または運転ができない、困難な人です。具体的に申しますと、多くは小学校、中学校、高校の学生さん、または高齢者の方であると思います。

それではまず最初に、自転車事故を未然に防ぐための対策について伺いたしたいと思います。

児童・生徒の多くは自転車に乗って移動します。特に中学生、高校生につきましては、通学で自転車を利用しています。そういった中で、亀山市では各学校の自転車の乗り方について、どのように行われているか、またどのような内容で指導がされているのかをお答えください。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

議員ご質問の、市内小学校、中学校での自転車についての生徒・児童への指導についてでございますが、まず市内小学校におきましては、1年生、2年生を対象に、登下校の歩きにおける交通安全指導を、また3年生、4年生を対象に自転車の指導を行っております。自転車の指導では、交通安全協会の協力を得て、交通マナーについての話を聞いたり、運動場に設置された道路、信号、踏切などの模擬練習場で自転車の乗り方について学んだりしています。また、各小学校が交通安全子供自転車三重県大会に毎年順番に参加し、自転車競技を通して自転車の技量と交通マナーの向上を図っているところであります。そのほかにも、全校集会等で交通マナーの呼びかけを行っているところであります。

次に、各中学校では、1年生を対象に交通安全教室を実施し、亀山警察の署員から自転車の整備や乗り方の指導を受けたり、自転車の乗り方に係るビデオ鑑賞や、署員からの講話を聞いたりするなど交通マナーの向上に取り組んでおります。また、全校生徒を対象に、先生による登下校の交通マナー指導や生活委員会と担任による自転車の整備点検等も行っているところであります。

保護者の方に対しましては、三重県子ども・青少年施策総合推進本部が作成いたしました青少年施策ハンドブックを保護者全員に配付し、自転車乗車中の注意ポイントなどを示したりしています。また、学校だより等で交通事故から子供を守るための啓発を行っているところであります。

また、青少年総合支援センターの青色パトロールでは、日常的に自転車のヘルメット未着用や危険運転に対して現場での注意を行っているところであります。

以上、説明させていただきましたように、学校では家庭、地域、交通安全協会や亀山警察署など

の協力を得て、児童・生徒の交通安全指導に努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

思った以上にたくさんの指導、そしてたくさんの団体の方の、例えば保護者の方も青色パトロールの方もそうなんですけれども、いろんな方が携わっていただいているということがわかりました。

ちょっとその中の学校の指導についてなんですけれども、私が小学校のころなんかは、手信号という右に曲がるとか、左に行きますとか、そういったのがあったと思います。今思うと、それらをそれ以降に使ったという記憶がありませんし、実際に私は普通に公道を走っているときにそういうのを見たことが、私の場合一度もないんですけれども、実際、亀山市のように坂道が多かったりとか、歩道が狭くて車道を自転車が走る場合が多いところ、ああいったところで手信号なんかを行うというのはとても危険なことであると思いますし、実際それが必要なのかなあというふうに私は感じるんですけれども、そういった議論は学校等で、先生方でもいいんですけれども、あったかどうか。また、このあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育次長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

私が一番最近で体験いたしました子供の自転車の乗り方の指導を、亀山南小学校で実際に警察の方や交通安全協会の方に来ていただきまして指導していただいている様子を見ておりますと、今は手信号というよりも、一たんとまって前後を見て、言葉で確認する、そういった指導をしていただいております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ちょっと疑問に思ったので聞かせていただきました。

これが規則なのかどうなのかというのもちょっと、亀山市ではどうなのかというのもちょっと疑問であったんですけれども、例えばルールだからとか、そういう意味で危険なことをするのはどうかと思いますので、そういうことに対しても後でお聞きしたいと思っております。

その次に、先ほど地域の方、それから保護者とか、いろんな方が携わってくださっているということでしたが、児童・生徒さんの自転車乗車中に多い事故というのはどういったものか、もし各学校などで調査しているようであれば教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

昨年度の市内小・中学校児童・生徒の自転車事故は、10件ほど発生をしています。そのうち、対車の事故が5件、対バイクの事故が2件、単独事故が3件でありました。事故発生場所を見ますと、大部分が交差点付近で起こっているところでございます。

今年度の自転車事故は、12月5日現在で9件ほど発生をしています。そのうち、対車の事故が8件、単独事故が1件であります。事故のうち、今年度も7件が交差点で発生をしています。事故の件数は、毎年10件程度で、急激な増加は亀山では見られない状況であります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

10件の事故のうちに、車に対してというのが5件で、バイクが2件とか、今お話を詳しく聞いたんですけども、聞いて大丈夫だったのかなあというのが心配なんですけれども、交差点付近がほとんどだということなんです。先ほど校外でも指導が学校の先生とかで行われているというふうにお聞きしたんですけども、この指導する場所というのはどのように決められているとか、どこら辺かというのは、どうやって決めていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

議員もごらんいただいたこともあるかと思えますけれども、特に朝なんかは、各市内のそれぞれの学校の交差点とか、危険地域と思われるところに定期的に教員が立ちまして、交通安全指導を行ったりとかしております。それぞれの学校で見守る場所を決めて点検をしたり、指導をさせていただいたりしております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

自分の地区は大体どこかというのはわかるんですけども、やはり交通量の多いところ、県道の交差点であったりというところが多分多いんだと思います。この辺につきましては、地域に住んでいる方や保護者の方、子供たちもそうですけれども、そういった皆さんの情報を集めて、その中で危険箇所と思われるところをぜひ指導していただきたいと思えます。

それでは、次に移りたいと思えます。

次に、高齢者の自転車の乗り方指導についてお伺いしたいと思います。

高齢者対象の交通安全に関する情報提供はどのようにされているのか。高齢者対象の交通安全教室などが、例えば各コミュニティーなどで行われているのを見たことがございます。このような取り組みはどこが主催しているのか、またどのような頻度で、どのような内容で行われているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

高齢者に対します自転車の指導とか、そういった部分におきましては、亀山市の交通安全対策は亀山地区交通安全協会、亀山警察署、亀山市の三者で構成する亀山市交通安全対策協議会と関係団体などで連携・協力し、交通安全に対します啓発運動を実施いたしているところでございます。

高齢者の自転車の乗り方などの指導講習につきましては、亀山市交通安全対策協議会において、

亀山自動車学校のご協力のもと、亀山市老人クラブ連合会の会員の方々を対象に、昨年度はシルバースクールを開催いたしました。内容といたしましては、二輪車に関するマルバツによるテストを実施し、その解答と解説、また自転車の安全な乗り方や二輪の事故の原因など、解説を交え講習を実施いたしましたところでございます。本年につきましては、交通弱者安全研修会を開催いたしましたところでございます。

それから、広報という大きい意味での部分でございますけれども、そういった講習に参加されない方に対しましては、四季の交通安全運動期間中におきまして、関係機関と連携をして、チラシなどの配布により交通安全全般の意識の醸成に努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

年間を通じてさまざまな行事、イベントが行われているということです。

広報でも、先ほど最後に述べていただきましたけれども、紙面での交通安全に対することが書いてあるということですが、やはり講習、イベントなど、そういったものを利用していただくのが一番効果的ではないかと思えます。

全国的に見ましても、高齢者の自転車乗車時の事故が大変多くなっているとされております。その理由として、ルール違反が多いと聞いております。自転車を利用している人は、確かに自転車の乗り方や一定のルールはほとんどの方がご存じではあると思えますけれども、自転車の死亡事故につながったものは本人にも違反のある割合がかなり高いとされております。特に高齢者の方で違反している状態で事故に遭ったのが多いのは、交差点の安全不確認、信号無視などによる割合が高いとされております。やはりどのような事故が多いのか、自分の自転車の運転に問題がないかをきちんと個々に確認したり、把握したりすることが重要であると思えますので、できる限り、講習やイベントがあることの周知などを広めていただきたいと思います。

次に、亀山市において高齢者に多い事故はどのようなものかをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

まず亀山市内における自転車事故につきまして、亀山警察署にお聞きいたしましたところ、亀山警察署管内における事故件数は、平成22年度では総件数47件で、内訳は人身事故が12件、うち高齢者の事故が2件、物損事故件数が35件で、うち高齢者の事故が5件でございます。平成23年11月末現在におきましては、総件数が54件で、内訳は人身事故が17件で、うち高齢者の事故が1件、物損事故件数が37件で、うち高齢者の事故が4件でございます。

それらの事故のほとんどが、交差点での出会い頭等々の衝突事故であるということを知っております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

やはり高齢者、学生、どちらもが交差点の事故が多いということでした。

亀山市では、特段高齢者の方の自転車事故の割合が多いというわけではないようですけれども、今後注意していきたいと思います。

これらの事故は、みずからの安全運転というのが一番大事だと思うんですけれども、自転車に関する事故などもニュースなどでよく流れております。それによって、自転車に関する法律等も日に日に新しくなっており、先日も見ましたら、12日に警視庁で自転車総合対策推進計画を決定したというニュースが出ておりました。ちょっと詳しく調べてないんですけれども、ただそういった日に日に情報が変わっていくので、市民の方が多く知ることができるような環境を、市としまして各団体等と連携しながらつくっていく努力をしていただきたいと思います。

では、次に人ではなくて道路環境について質問をいたしたいと思います。

亀山市は、今騒がれている都市部の自転車問題とは違った環境にございます。道路は狭く、歩道も自転車と一緒に通行できるほど広いところはほとんどございませんし、車道も県道など大型トラックやトレーラーがすぐ横を頻繁に走って通っているような危険箇所がたくさんございます。メディアを通しては、自転車が原則として車両であり、車道を通るとありますが、亀山市ではどうすべきと考えているのか。亀山市の道路事情を踏まえて、市では歩行者と自転車の安全性をどう考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

歩行者及び自転車の安全性を確保するため、自動車交通量の多い道路では、自動車の通行空間と歩行者及び自転車の通行空間は原則として分離すべきであると考えております。

また、高齢者等を含め、移動性、利便性及び安全性の向上を図るため、歩行空間のバリアフリーを進めることも重要であるというふうに考えておりますが、幅員的には、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上の歩道整備を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

歩行者、自転車の通行に対して、安心・安全を守るために、道路の拡幅だけでなく、道路整備とか歩道の整備とかいった、例えば特に通学路などの歩行者や自転車が頻繁に通っている場所にそういう道路整備などの設置要望が結構あると思うんですけれども、そういった要望というのは、どのような基準で採択をされるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

道路整備の全般的な要望に対する対応という形でご答弁申し上げますが、市内の生活道路におけます歩道の設置を含めた道路改良要望につきましては、従来は地域の要望に基づいて、全線にわたる関係地権者の了承を得られた路線から順次事業を進めてまいりましたが、用地協力などの問題などから、整備が思うようにはかどらないという状況でございました。このため、地域と行政が協働

して、それぞれの地域の道路整備計画を策定し、それに基づいて多様な整備手法で改善を進めていく。亀山市生活道路整備指針を取りまとめ、さきの9月議会においてお示しをさせていただいたところでございます。指針の試行に来年度から着手するために、自治会を通じて市民への周知を始めさせていただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

やはり、その地域に住んでいる方が一番どこが危険とか、どこが歩道が必要だとか、よくご存じだと思いますので、そういった地域ぐるみの取り組みというのを進めていただきたいと思います。

関連しまして、道路環境という点でもう1点、通学路、通学安全灯などのことについて、照明についてお伺いしたいと思います。

今のような冬場ですと、もう5時ごろになりますとかなり暗くなっているんですけども、こういった暗くなった道路、通学安全灯、防犯灯などの道路照明の要望も多くあると思いますが、この設置基準についても教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

現在、市では三つの方法により、明かりの整備による安全・安心なまちづくりにつながる施策を進めております。

道路交通における安全対策の観点から、主要な交差点等には水銀灯300ワットから400ワットでございますが、それからナトリウム灯110ワットから220ワットの灯具を道路照明として設置。集落と集落を結ぶ通学路に、小・中学生の安全対策から、挙動が確認できる程度の明るさ80ワットの灯具を、コスト縮減から独立柱ではなしに電柱に共架するなど、通学安全灯として設置しております。

また、集落内の防犯対策として、補助金制度を活用して、自治会管理のもと、防犯灯として市民相談協働室の方で対応させていただいております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

本当であれば、そういった道路整備、ハード面という意味で自転車や歩行者の方が安全に通行できるようにということを要望したいところなんですけれども、いろいろ要望をしても、いろんな障がいがあったりすることは私も存じ上げております。

できる限り、もちろん人の注意、安全対策というのもとても大事なんですけれども、もちろんハード面もこれから考えていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、亀山市の考え方についてお聞きしたいと思います。

新聞やテレビの自転車問題に関する報道を見ていまして、都市部との違いに戸惑いを覚えている方はたくさんいらっしゃると思います。また、自転車の違反による罰則規定、罰金などもよく紹

介されているんですが、例えば並進、自転車で並んで走行すると2万円の罰金または過料、傘差し運転、携帯電話やメールをしながらの運転、一時停止違反、信号無視などは3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金など、市内で普通によく見かけているような違反に対する罰金などが紹介されており、新しいルールによって市民の中にも困惑している人はたくさんいらっしゃると思われます。今後、亀山市として自転車運転の取り締まりについての考え方、対応についてはどのようにしていくのかをお答えください。

○議長（小坂直親君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

自転車運転の取り締まりという部分に関しましては、三重県の公安委員会の方が担当ということで、自転車運転の取り締まりについて、亀山警察署に確認をさせていただいたところ、本年4月の三重県道路交通法施行細則の一部改正が行われ、自転車運転の罰則が強化をされたところであり、そのことにより、四季の交通安全運動期間中だけでなく、1年を通じ、警ら中に自転車運転の取り締まりを実施しているとのことでした。

具体的には、議員が言われるように、自転車の2人乗りや、自転車乗用中に携帯電話の使用など発見した場合においては、自転車運転者に指導や警告を行っているということでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

今は指導ということで、これからいろいろ取り締まりとかも厳しくなってくると思うんですけども、もちろんこれ警察の範囲になってくるところが多くなると思うんですけども、市としても、また教育に携わる方々もですけども、やはり安心・安全を守っていくということで、交通安全に対する意識の啓発や、また行事で講習やイベントなども行われているということですので、そういったことの周知などもぜひしていただきたいと思ひますし、またできれば道路の整備についてもしっかり取り組んでいただきたいと思ひます。

質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

5番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時55分 休憩）

（午後 2時05分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

今回、先ほども地震がありました。私が質問すると地震が多いのかなあと。地域の皆さんも、何もないように祈っております。

それでは、ことし最後の質問をさせていただきます。

昨今、B級グルメなど、亀山みそ焼きうどん、全国に亀山市が有名になり、そしてシャープ、続いて知名度がだんだん上がってきたように感じます。

ご存じのように、今回はご当地ナンバープレートとして私は質問させていただきます。

乗用車、トラック等では、今現在鈴鹿ナンバーがついております。私、いろいろ遠出をさせていただきますと、「鈴鹿から来たんやね、鈴鹿ってサーキットがあるところやろう」と。サーキットはございません。そして、あるところでは、「鈴鹿ってコウナゴが有名なところやね」と。亀山には海はございません。いつもそういうじくじたる思いがございました。

それは私は基本的に全然反対ではなく、それはそれでよしと思っておりますが、まず亀山市が変えられるところといえば、市内の原付等々であります。最初の1番の項といたしまして、市内における原付等の登録台数についてお聞かせ願いたい。

○議長（小坂直親君）

1番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

原動機付自転車の登録状況につきましては、12月1日現在で50cc以下のものが3,743台、51以上90cc以下のものが268台、91以上125cc以下のものが338台、合計4,349台となっております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

今現在、四日市等では、原付等のご当地ナンバー制度ははやっております。四日市ナンバーで鈴鹿、津とか、いろいろなところでカモメがついたナンバーとかいろいろ見る機会が多くなってきました。今現在、亀山市として4,349台の広告媒体があると考えまして、今いろいろと甲賀、土山、伊賀とか、ご当地ナンバーをつけようという機運が高まってきておりますが、今の現状を踏まえて、亀山市としてはどう考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

ご質問の新課税標識、いわゆるご当地ナンバープレートでございますが、市町村が交付する原動機付自転車の標識に独自のデザインとしたものをつけてもらうことによって、地域の愛着を深めてもらうと同時に、議員が言われたように走る広告塔として広くPRすることで、地域振興や観光振興、また名物の知名度向上などを目的とされております。

導入状況でございますが、平成19年7月の愛媛県松山市を皮切りに、全国で広がりを見せており、現在、全国の自治体約1,700のうち64自治体が導入され、そのうち東海地方で16自治

体、県内では議員が申されたように四日市市、鳥羽市が導入され、伊賀市が導入予定であると伺っております。

当市の導入についてでございますが、過去に調査・研究を行った結果、新課税標識には、作成に際して生じる費用が初期投資で数百万円程度必要となり、また毎年交付する標識の作成費用がこれより多くなります。しかしながら、地域振興や知名度の向上を目指すことは必要であると考えており、今後も他の自治体の動向も見ながら検討をしてみたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

初期投資が数百万円、5万人の広告媒体として数百万円というのは、私はまず会社と考えて安い方じゃないのかなあと。5万の数百万と掛ければ、すごく安いんじゃないかなあと私は思います。それに伴い、活性化になり、市民から募集して、市民の手で作り上げるというナンバーはすばらしいんじゃないかなあと。よそへ行って、鈴鹿から来たのかなと言われる心配もないのかなあと。正直、私、四日市とか鈴鹿を走っておりますが、亀山ナンバーの原付、外で結構走っております。よく見かけますので、その辺のところを導入していくつもりはあるのかと、市長に最後にお伺いさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

高島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今議員がご所見で触れられました、答弁させていただきました、ある一定の効果が期待できるものだというふうに感じております。

私も、就任当初、その導入の可能性について調査・研究をするようにということで、2年ほど前でございますが、指示をいたしまして調査・研究を行わせていただきました。その結果、先ほど申し上げましたように、新規導入のための費用、あるいは毎年交付の手続等々のことを考えますと、優先を今すべきかどうかということでは、そうではないのではないかという思いを持たせていただいて、今日に至っております。ただ、ご指摘のように、この一体感の醸成でありますとか、あるいは市民の皆さんの参画ということを考えますと、将来的にこれを否定するものではなくて、例えば亀山市の節目節目の時点で、この導入につきましてもタイミングを合わせて考えていってはいかがかと、こういう思いも持たせていただいておりますのでございまして、今後の検討課題ということで受けとめさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

将来的に導入と。今、B級グルメで、結構亀山市、いろいろなところで亀山、世界のシャープ亀山とかありますが、将来的にするんやったら、僕はせんでもいいと。今するから効果があるのであって、広告というのは今打つときに打ってこそ僕は効果があると思います。将来的にして、何もないうちにぼかんとナンバーだけ出てきても、費用対効果にしても全然意味がない。そういうところ

にお金を使うんやったらやめておけばいいと。今せよとは言いませんけれども、今ちょうど亀山、地元意識と皆さんがあるところで、地元できずなを持ってというときに導入してこそその生きるお金。それが数百万円が何千万円かになって返ってくるのではないかと。将来的にやって、その数百万円が何十万円で返ってきてでは意味がないと。それこそ費用対効果の問題から考えても、皆さんの機運が高まっておるときに何でもやるのが一番かなあと思います。

もうそれ以上言うても無駄なので、言いません。亀山市の農業の将来像についてに移らせていただきたいと思います。

今、亀山市、いろいろ産業等がございますが、亀山市で核となるのは、私は農業だと思います。幾ら産業、工業が来ようとも、この亀山市になくてはならない、この日本にもなくてはならないのは農業だと思います。

昨今のいろいろな動きを見ていますと、農業に将来はないのかなあと。農業に未来は持てやんのかなという感じ、懸念もいたしますが、今回、この農業問題の将来像についてお聞かせいただきます。

まず亀山市の耕作面積は一体どれぐらいあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

耕作面積でございますが、2010年の農林業センサスによりますと、まず経営耕地面積といたしまして、販売農家、これは経営耕地面積が3反以上、または農作物の販売が50万円以上という農家でございますが、この農家の方々の面積は1,115ヘクタール、また先ほどの3反未満、また50万未満の自給的農家でございますが、164ヘクタールでございます。

また、これに反しまして耕作放棄地でございますが、以前、耕作をしておりましたが、過去1年間以上作物を作付せず、数年間の間に再び作付する意思のないというような定義の中の耕作放棄地は約229ヘクタールというところでございます。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

亀山市の面積を占めるのが、現在の耕作面積は、やはり農業が一番なのかなあと。その中で、やはり目立ってきているのが、耕作放棄地とあります。私の地元も、車で走っておりますと、草も生え、セイタカアワダチソウも生え、強いていけば木が植わっておるといふ田んぼ、畑もございません。

そこで、この核となる産業を支えていくのには、個人の力で今からやっていこうなんて、到底私は無理と思います。いろいろな話を聞いておりますと、今父親が残していった機械があるからやっていけると。これを新しい機械に買いかえてまでやるつもりはないとか、そういう機械を買う分でお米を買ったらどんだけ買えるかわかるかとか、いろいろ私も言われますが、やはりここでいろいろな策を講じていかないと、この亀山市においても、農業、林業等々がだんだんと疲弊していくのではないかと私は思います。

そこで、亀山市の地域柄中山間地域というものがございまして。坂道があって、道が細い、田んぼに入っていくのに機械が入らんとか、そこに山が隣接しておりますので、猿やシカやイノシシやと、いろいろ出てくることに、私も以前から対策はして国と一体となってもろておりますが、その対策が追いついていかないのじゃないかと私は思いましたので、今回、質問させていただきます。

私は野登でございまして、野登の方、国と一体となった獣害対策用のさくはつくっていただきましたが、ほかの山間地域、いろいろ亀山市にございまして。そこでの中山間地域の対策についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

中山間地域におきましては、後継者不足による耕作放棄地の拡大、また農作物への獣害被害が著しく、その対策が大きな課題となっているところでございまして。

獣害対策につきましては、先ほど議員が言われました坂本地区における棚田全体を囲むような侵入防止さく、これについても今年度進めておるところでございまして、そのほかの策といたしましては、小規模なさくへの支援、それから追い払い用の花火の配布など、そういったことも行っておりますが、やはり集団的に集落全体で取り組んでいただくというのが獣害対策の最も効果が上がっているというようところでございまして。

このほかに、獣害対策はそういったところでございまして、中山間地域に対しましては耕作放棄地対策というような形の中で、農業の生産活動を協働して集落で行っていただく。そういった地域に中山間地域等直接支払制度というような形で農地の維持管理を推進しておるところでございまして。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

中山間地域における獣害対策、獣害被害等は、やはりさんざんなものだと思っております。猿、イノシシ、私の実家といいますが、住んでいるところの田んぼもイノシシがことし、大分走っていただきまして、悲惨な結果になっております。やはり先祖から受け継いできた、おじいさん、おばあさんが耕してやってきた、そこを耕作していかないといけないという責任感においてやっても、イノシシが出てきてぐちゃぐちゃにしていく。猿が出てきて稲を食べると、そういう現状をわかっておられると思っておりますが、いま一度わかってもらいたいと思っております。

それと、3、4番目、後継者対策と農業従事者の環境づくりについて、一括でさせていただきたいと思っております。

先ほどからも触れておりますが、昨今、農業の衰退化はすさまじいものがございます。先ほども言わせてもらいましたが、機械がなくなったらもうせえへんよと。しかし、亀山の若者の中でも農業を守っていかないかと。先祖から受け継いできたものを何としてもやっていくんだと。それをなりわいにしたいんだと。農業をなりわいにしたいんだという若者もたくさんいます。地域によっても、温度差はあろうかと思っておりますが、この亀山市で農業を守っていくんだと、地域として守っ

ていくんだと、地区として守っていくんだという動きも多々あります。

そこで、市として、それだけでは私は地域が頑張ったところでは無理だと思いますので、行政として足りないところがあれば、そこをバッチを当ててあげる、バックアップをしてあげるという可能性はないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず後継者対策の部分でございますが、農業の担い手不足、後継者不足の問題は、農家の減少、それから耕作放棄地の増加の原因にもなっております。これらの対策といたしまして、地域の農業を支える認定農業者、これらの方々の担い手の育成確保、また営農組合の設立とか継続的な運営などが必要であるというふうに考えてございます。

そのような中、現在、担い手や営農組合に取り組んでいただいている集団転作、また景観作物への作付の補助、それから農業用施設の維持管理に対する補助などを行っているところでございます。

それから、農業従事者の環境づくり、この点でございますが、先進地におきましては、生産者が加工や販売を行います6次産業化、それから地域の実情に応じた集団営農、企業の農業参入、こういったこれまでの農業の既成概念にとらわれない新しい発想でさまざまな取り組みが行われているところでございます。

亀山市におきましても、地域農業の活性に向けて、新たな取り組みを行おうとされる農家や団体にあつては、モデル事業的な位置づけというような形で積極的に支援を行って、農業者の方々と協働して取り組んでいきたいというふうに考えております。

具体的な内容といたしましては、地域資源や現行の補助制度の最大限の活用を図ることもありますが、さらなる支援制度が必要であるというような話になれば、その取り組みの内容とか規模、効果なども考えまして、有効かつ適正な支援策も検討をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

すばらしいお答えをありがとうございます。

今後、若者、地域がこの農業でなりわいとしてやっていくんだと。地域としてやっていくんだといえども、今から整備をしていかなきゃいけない。若者に後を譲っていくのならば、そこを整備して譲っていかねばならないという状況になると思いますので、またよろしくお願いします。

それと、最後の質問に移らせてもらいたいと思います。

白鳥の湯について。

あいまいに白鳥の湯があると思いますが、現在の利用者等の実績がわかると思いますので、教えていただきたい。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

平成22年度の亀山温泉白鳥の湯の利用者につきましては、年間18万7,798人で、営業日

数307日でございましたので、1日平均612人にご利用をいただいております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

1日612人来ていただいていると。その中で、利用者の最大率、年齢層についてもお調べと
かしておると思いますので、それもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず利用者の年齢層から先に申し上げますが、料金区分の方から平成22年度の実績で、先ほど
申しました18万7,798人のうち65歳以上の高齢者の方が10万2,123人で、率にして約
54%でございました。また、12歳以上65歳未満の方は7万1,647人で、率にして38%
でございます。そして、12歳未満の子供の方は6,825人で、率にして約4%でございました。
これ以外に、市内に居住の方で、身体障害者手帳を所持されている方、また生活保護を受給中の方、
一人親家庭の方に対して、年間24枚を限度として無料券を発行してありまして、延べ7,203
人の利用があり、これも率にして約4%でございました。

最大率の方でございますが、本年11月の利用でございますが、1万5,409人のうち利用1
回ごとに券売機で入浴券を購入された方が1万3,131人で、率にして約85%、それに対しま
して10枚つづりの回数券を利用された方は1,858人で、率にして約12%でございました。
また、無料券の方は420人で、約3%でございました。

この結果から見ますと、毎日のように温泉を利用される方は、回数券を利用されている、少なく
とも利用者の12%ということが言えるというふうに思います。

また、一方、去る10月15日に実施をいたしました白鳥の湯高齢者無料開放の日、「湯ったり
おふろの日」と言っておりますが、この日のアンケート調査で、65歳以上の高齢者97名でござ
いいますが、その回答では、毎日利用の方が49人で約50%に達していました。また、週に二、三
回の利用の方が20人で、約20%、このような結果も出ておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

毎日来られる方、週に2回以上来られる方が多いと聞きますが、そこでこのあいあいとしての、
毎日来てくれる人はありがたいことですね。新規開拓とか、宣伝等々はやっていないんでしょ
うか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

先ほどご答弁させていただきましたように、非常に多くの方にこの白鳥の湯をご利用いただい
ております。新規開拓をという、そのPRでございしますが、ホームページでさせていただくほか、市
内の方に対しましては、先ほどの高齢者、それから障がいをお持ちの方に対します利用の促進とい

うこともやっております。さらに、これ以上の利用ということで、PRが必要というご指摘だと思いますが、現状、ゆったり入っていただけると、そういう状況が非常にいい状態だと、このようにも感じております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

先ほどの部長のご答弁にありました、ゆったり入ってもろうとるで、これ以上は要らんということですか。私は聞きたいんですけども、これ以上あると最初のころのような芋洗いになるで、これ以上の利用は要らないと先ほど言われましたけれども、本当にそう思っておるんですか。僕は考えられない答弁が来たなあと感じておりますけれども、再度お伺いします。本当にこれ以上もう要らんと思っておるわけですか。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

先ほどの答弁で、これ以上は要らないと、そう断言したわけではございませんが、現状、開設当初の混雑の状況も落ちついておりますし、また健康保持とか、それから温泉を楽しんでいただくという面から見ますと、ご利用の方にはゆったり落ちついて入っていただける、そういった環境も必要ではないかというふうなことで、ご答弁を申し上げました。決してこれ以上は要らないと、そう断言した答弁ではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

断言したわけではないと言われますが、この温泉施設を福祉と考える、営利目的で考える。だけど、両方から考えても、いろんな人に、亀山市民ではなくても、いろんな人に利用してもらえる、いろんなお年寄りの方が来てもらって、ええ湯やなと思ってもらえる。新しい人が来てもらって、ああよかったなあと。体が冬やで温まるなあと思うのは当然のことだと私は思いますが、断言したわけではないと言われますので、信用しておきますが、本当に亀山市としてこの温泉、広く皆さんに使っていただくのは当然のことだと思いますし、福祉にしても、営利にしても、安く皆さんが利用できる施設であり続けたいと思います。

そこで、私は今回ご提案させていただきたいのは、年間パスポートと申しますか、年間通し券と申すのをつくっていただいて、いつでもだれでも、身分は証明されなければならないですが、それを持ってきたらいつでも入れると。財布を持ってこやんでも、タオル一本で入れる白鳥の湯を目指していきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

亀山温泉白鳥の湯の利用者数は、平成13年4月のオープンから本年11月末までで244万2,535人でございます。年間の利用状況は、平成13年度では28万3,227人でありましたが、

昨年度は18万7,798人で、約9万5,000人減少しているところがございます。オープン以来10年を経過しまして、利用者が年々減少している傾向というのはあるものでございます。

このようなことを踏まえまして、市では温泉を身近に感じていただけますよう、毎月11日を亀山市民デーとして位置づけ、この日には温泉健康相談として血圧測定や健康に関する相談を実施しております。

また、市内65歳以上の高齢者の方々を対象に「湯ったりおふろの日」を、またさらには市内の障がいをお持ちの方に対しましても、年2回ほど「支え合いふれあい入浴日」を定め、無料開放をいたしております。

このように、温泉を中心としました市民の福祉、健康づくりをテーマとして、多数の方々が温泉に親しんでご利用いただけるよう取り組んでおります。

議員ご指摘の、年間のパスポート制でございますが、現在、回数券、これは10枚が一組でございますが、これを販売いたしておりますので、当面この利用の増加を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

10枚一組の回数券を販売しておるということですが、再度お伺いします。10枚一組の回数券を売って、11枚あるのでしょうか。1枚余分についてくるのでしょうかと聞きます。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

回数券でございますが、現在10枚一組で販売をさせていただいております。これの利用回数は10回で、料金も10回分でございます。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

確かにそれは正当なものだと思いますので、あれですが、今現在、この世の中、10回行ったら1回ただとか、ポイント制になって、何ポイントためたら1回ただだよという風潮があるし、僕は本当にいいことだと思います。そこで利用促進を図るのにも、10回行って、本当に1回ぐらいただ、11枚を10回分で売るとか、そういう考えはございませんか、お聞かせ願いたい。

○議長（小坂直親君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

現在、白鳥の湯の入浴料金は、高齢者が100円、それから一般が150円、子供が50円と、他の温泉施設と比べましても非常に安価に設定をしております。現在、条例で料金を定めておりますが、割引制度はないものでございます。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

条例で定めておるからサービスはできやんと。その条例を改正するつもりはないのか。やはり10回行ったら1回ぐらい、コーヒーでもチケットを買えば一枚二枚はただなんです、基本的に。それをしていこうというサービス意識はないのか、最後に市長にお伺いして終わりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この白鳥の湯、平成13年のスタート以来、もう11年目を迎えたところでございますが、多くの皆さんにご利用いただいて、健康増進の大きな役割を担っているものと喜んでおるところであります。

今、議員ご提案をいただきました回数券のお話、それからパスポート制度の導入のお話がございました。今後も多くの方にご利用いただきたいと、このように考えておるところでございます。

一方で、他の施設に比べて亀山の白鳥の湯は、本当に低額の料金で提供してきたということ、特徴でございまして、これにつきましては、昨年、行財政改革大綱の中で少し受益と負担の収支のバランスについて検討する必要があるということで、その料金見直しの方向を出しておるところでございます。したがって、今の条例改正、これは議会の皆さんのまたご議論があらうかと思っておりますが、今後、先ほどのパスポート制度や回数券の問題、それから適正料金のあり方について、しっかりと検討させていただいて、その中でサービスの充実に努める一方で、その視点も含めた検討を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

そうですね。やはりポイント制度とか、今だれでもそうだと思いますが、財布の中にはポイントカードの一枚や二枚は入っておるでしょうし、その辺のところを考えると、今後反映させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

1番 高島 真議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はございませんので、関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

明15日から20日までの6日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明15日から20日までの6日間は休会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

休会明けの21日は午後2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 2時43分 散会)

平成23年12月21日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成23年12月21日（水）午後2時 開議

- 第 1 議案第82号 亀山市子どもの出生祝金条例の制定について
第 2 議案第84号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について
第 3 議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
第 4 議案第86号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
第 5 議案第87号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
第 6 議案第88号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
第 7 議案第89号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
第 8 議案第90号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
第 9 議案第91号 平成23年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について
第10 議案第92号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について
第11 議案第93号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
第12 議員提出議案第4号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書の提出について
第13 入札制度調査特別委員会の報告
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中崎 孝 彦 君
5番	豊田 恵 理 君	6番	福沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴木 達 夫 君
9番	岡本 公 秀 君	10番	坊野 洋 昭 君
11番	伊藤 彦太郎 君	12番	前田 耕 一 君
13番	中村 嘉 孝 君	14番	宮崎 勝 郎 君
15番	片岡 武 男 君	16番	宮村 和 典 君
17番	前田 稔 君	18番	服部 孝 規 君
19番	小坂 直 親 君	20番	竹井 道 男 君
21番	大井 捷 夫 君	22番	櫻井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	川戸正則君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	岡崎賢一君
上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	落合弘明君	監査委員事務局長	栗田恵吾君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邊靖文
書記	山川美香		

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長(小坂直親君)

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る9日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました日程第1、議案第82号から日程第10、議案第92号までの10議案を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から提出の審査報告書は、印刷の上、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略し、直ちに委員長各位から委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97

条の規定により報告します。

記

- 議案第82号 亀山市子どもの出生祝金条例の制定について 原案可決
- 議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についての内
第1条 第1項
同条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中
歳入 全部
歳出 第1款 議会費
第2款 総務費
第3款 民生費
第1項 社会福祉費
第1目 社会福祉総務費
第28節 繰出金
第2目 障がい者福祉費
第20節 扶助費の内
福祉医療費助成事業
第2項 児童福祉費
第1目 児童福祉総務費
児童福祉一般事業の内
子ども手当管理費
第20節 扶助費
第2目 児童措置費
第20節 扶助費の内
給付事業
第5項 国民年金費
第4款 衛生費
第1項 保健衛生費
第1目 保健衛生総務費
第28節 繰出金
第9款 消防費
第12款 諸支出金
第1項 基金費
第3目 リニア中央新幹線駅整備基金費
第9目 ボランティア基金費
第4条「第4表 地方債補正」 原案可決
- 議案第86号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につ
いて 原案可決

議案第87号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて 原案可決
議案第92号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について 原案可決

平成23年12月19日

総務委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 小坂直親様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についての内
第1条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中
歳出 第3款 民生費

ただし、

第1項 社会福祉費
第1目 社会福祉総務費
第28節 繰出金
第2目 障がい者福祉費
第20節 扶助費の内
福祉医療費助成事業
第2項 児童福祉費
第1目 児童福祉総務費
児童福祉一般事業の内
子ども手当管理費
第20節 扶助費
第2目 児童措置費
第20節 扶助費の内
給付事業
第5項 国民年金費

を除く

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

ただし、

〔 第1目 保健衛生総務費
第28節 繰出金 〕

を除く

第10款 教育費

第12款 諸支出金

第1項 基金費

第8目 地域福祉基金費

第10目 閑宿にぎわいづくり基金費

第2条「第2表 繰越明許費」中

第10款 教育費

第3条「第3表 債務負担行為補正」

原案可決

議案第91号 平成23年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

原案可決

平成23年12月16日

教育民生委員会委員長 服部孝規

亀山市議会議長 小坂直親様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第84号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

原案可決

議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についての内

第1条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳出 第4款 衛生費

ただし、

〔 第1項 保健衛生費 〕

を除く

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第8款 土木費

第12款 諸支出金

第1項 基金費

第7目 ふるさと・水と土保全基金費

第2条「第2表 繰越明許費」中

第14款 災害復旧費

原案可決

議案第88号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

原案可決

議案第89号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

原案可決

議案第90号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について

原案可決

平成23年12月15日

産業建設委員会委員長 前田 稔

亀山市議会議長 小坂直親様

○議長（小坂直親君）

初めに、櫻井清蔵総務委員会委員長。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それではただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告をいたします。

当委員会は、去る9日、本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、19日、委員会を開催いたしました。

付託議案について一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第82号亀山市子どもの出生祝金条例の制定については、次代を担う子供の出生を祝うとともに、その健やかな成長を願い、出生により新たに市の区域内に住所を定めた保護者に対して、第3子以降につき3万円の出生祝金を支給することを目的として、本条例を制定するものであります。

また、本条例の制定に伴い、平成19年に制定された亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例を廃止するに当たり、本市では、現在子育て施策として、子育て応援プラン後期計画において約30億円の事業予算による五つの施策、70事業を実施しており、総合的な子育て支援の充実を図っている旨の説明があり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてのうち当委員会所管分については、勸奨退職者等の増加による退職手当のほか、ケーブルテレビ活用促進事業、並びに新エネルギー普及支援事業について、それぞれ補助金の増額計上や、また災害対策事業として防

災行政無線基地局更新に伴う工事請負費や、木造住宅補強事業として住宅耐震診断委託料の増額計上及び消防費においては、公務災害補償共済費負担金について追加掛金を計上するものであり、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、人件費に係る補正や過年度負担金返還金を計上するほか、医療費の伸びに伴い、一般及び退職被保険者等に係る療養給付費、並びに高額療養費を増額計上するものであり、やむを得ない補正と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、人件費に係る補正のほか、平成22年度決算の精算に伴う一般会計繰出金を計上するものであり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号平成23年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）については、主に人件費に係る補正であり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、服部孝規教育民生委員会委員長。

○18番（服部孝規君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る9日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、16日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第85号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてのうち当委員会所管分については、亀山城周辺保存整備事業の年度内完成が見込めないことによる繰越明許費の補正、保育士派遣業務委託料、各種健診業務委託料について、いずれも平成24年度の委託先選定のための債務負担行為の追加、また障がい者への自立支援事業のほか、福祉医療費助成事業や小・中学生医療費無料化事業、歴史街道遺産活用事業などを増額計上するものであり、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号平成23年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）については、人件費の減額補正及び給食業務委託料について、平成24年度からの委託先選定のため債務負担行為を追加するものであり、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、前田 稔産業建設委員会委員長。

○17番（前田 稔君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る9日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、15日、委員会を開催いたしました。

担当部長から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、まず議案第84号亀山市道路占用料徴収条例の一部改正については、都市再生特別措置法の一部を改

正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が平成23年10月20日に施行され、同政令により道路法施行令が一部改正されたことに伴い、関連する本条例について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてのうち当委員会所管分については、衛生費で溶融炉処理施設管理費の減額や農林水産業費で農業集落排水事業特別会計の補正に伴い、繰出金を減額いたしました。また、土木費では狹隘道路後退用地整備事業や交通安全施設整備費を増額するほか、公共下水道事業特別会計の補正に伴い、繰出金の減額補正をするものであり、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、人件費に係る減額補正のほか、処理施設維持管理費として汚泥引き抜き手数料を増額補正いたすもので、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、人件費に係る増額補正のほか、国庫補助事業費の決定に伴う建設改良費の減額や下水道事業基金への積立金を計上、また歳入において処理区域外接続協力金の計上をいたすものであり、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第90号平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）については、主に人件費に係る補正で、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第82号及び議案第84号から議案第92号までの10議案について、討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して、議案第82号亀山市子どもの出生祝金条例の制定について、反対の立場で討論します。

この条例の制定により廃止される現在の条例、亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例は、第3子以降の子供に支給することで少子化対策及び子育て支援策として有効であるとともに、定住にも寄与するものとして制定され、政策目的もはっきりしております。ところが、市は子育て支援策をさまざまに展開してきたということを理由に、出生祝金だけを残した条例を制定する、すなわち誕生祝金を廃止するというのです。

反対する一つ目の理由は、この誕生祝金を廃止することに納得のできる説明がなく、議論が不十

分と言わざるを得ないことです。

昨年12月、出生祝金も誕生祝金も両方を廃止するという条例案が出されたとき、我々は廃止を決定するだけの議論が不足していることを理由に反対をいたしました。廃止するというからには、効果がないとか、役割を終えたとか、時代に合わないなど理由が要るでしょうし、きちんと制度の検証をするべきだという声はたくさんの議員からも出されていたと思います。議会で否決され、1年がたち、姿を変え、今回出された議案について、同じ理由で反対をしなければならないことを残念に思います。

総務委員会で委員に求められ、今回やっと出された資料は、この4年間、出生率が上昇し、祝金制度の効果があつたのではないかと思われる数字とグラフでした。制度創設当時のご答弁に、祝金だけで少子化を食いとめるというのではなく、ほかのさまざまな施策と融合される中で市の取り組み姿勢が届き、少しずつ効果が上がるのではないかというのがありました。まさに当初のねらいどおりの効果が出ているではありませんか。今議会の議論からも、財政的に何としてもこの祝金をやめなければならない状態でもない。もちろん、いつでも無駄は省かねばなりません、この制度が無駄とは言えません。

二つ目の反対の理由は、政策目的もなく、市民全体で子供の出生をお祝いするというだけであれば、なぜ第3子以降に限定しなければならないのか、なぜ第1子や第2子の出生をお祝いしないのか。結局、このことに対する明確な答弁がなかったことです。

三つ目の反対の理由は、昨年12月議会で、現条例の亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止が否決されたため、そのときに廃止に反対した議員の賛成を得るために、廃止でもない、現行のままでもない中途半端な折衷案にして、議案を通すことが最優先され、政策目的や子育て支援としての位置づけもあいまいになってしまったという点です。

以上のとおり、問題のあるこの議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論いたします。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案第82号 亀山市子どもの出生祝金条例の制定について、起立採決をいたします。

本案についての委員長報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第82号 亀山市子どもの出生祝金条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のあった議案以外の議案第84号から議案第92号までの9議案について、一括して採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、

議案第84号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第85号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

議案第86号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第87号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第88号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第89号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第90号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第91号 平成23年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第92号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について

の9議案は、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第93号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第93号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員の竹中茂徳氏は、平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任者として、亀山市両尾町208番地にお住まいの内山玉雄氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は平成24年4月1日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第93号については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第93号については常任委員会への付託を省略することに決しました。

次に、議案第93号について討論を行います。通告はございませんので討論を終結し、議案第93号について採決いたします。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第93号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第12、議員提出議案第4号国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

それでは、ただいま提出をさせていただきました議員提出議案第4号国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元に議案書が配付されております。意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書。

安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行われてきました。

しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了します。特に、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっております。国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした基金及び基金事業を継続するよう、強く要望いたします。

一つ、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金。

地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、H i b ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種について予防接種法の対象疾病に位置づける法改正が実現するまで継続を求めます。

一つ、安心子ども基金及び妊婦健康診査支援基金。

保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心子ども基金及び妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健康支援基金について、政府は新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応しているとされているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続を求めます。

一つ、介護職員処遇改善等臨時特例基金。

介護職員の賃金引き上げなどを行うための基金として創設し、今年度末まで予算措置されているが、来年度以降の対応は引き続き基金事業によるのか介護報酬によるのか、方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、介護報酬で手当てできない場合は、既存の基金を積み増しし、着実に賃金引き上げなどに充てられるよう求めます。

一つ、障害者自立支援対策臨時特例基金。

障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行うため、平成18年度から20年度までの特別対策として実施し、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今年度末まで延長されている。来年度以降も、新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上、提出議案の説明といたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時26分 休憩）

（午後 2時29分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案について質疑を行います。通告はございませんので、質疑を終結いたします。

続いて、お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は常任委員会への付託を省略することに決しました。

次に、議員提出議案第4号について討論を行います。通告はございませんので討論を終結し、議員提出議案第4号について採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第13、入札制度調査特別委員会の報告を議題といたします。

入札制度調査特別委員会の委員長から報告をいたしたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

櫻井清蔵入札制度調査特別委員会委員長。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

議長のお許しを得ましたので、入札制度調査特別委員会の報告をさせていただきます。

当特別委員会は、平成22年12月定例会におきまして、亀山市にふさわしい制度を確立するた

め入札制度調査特別委員会を設置し、これまでに10回の委員会を開催し、協議・検討を重ね、今般、当特別委員会として次のとおり意見を取りまとめましたので、報告をいたします。

亀山市の入札契約制度については、長年、指名競争入札を中心として制度の運用を行ってきたが、近年の社会経済の情勢の影響などを受け、地方自治体の入札契約制度を取り巻く環境は大きく変化してきております。

そのような状況の中、市においては合併以降、郵便入札の一部導入、総合評価落札方式の試行に取り組み、さらに入札・契約制度改革プロジェクトチームの提言を受け、平成22年度以降、一般競争入札の導入や予定価格の事後公表、業者格付制度の改善など、状況に応じて見直しが行われてきたところであります。

しかし、入札契約制度に関しては、透明性、公平性を基本としつつ、地域経済の活性化の観点から、市内業者の育成、品質の確保、事務の効率化に向けた取り組みなど、今後においても見直しを検討する事項が多々あると考えたことから、特別委員会として透明性の確保、公正な競争の促進の観点から適正な入札契約制度とするため、現行の入札契約制度の実態や商工会議所との意見交換会で出された意見を踏まえ、検討を重ねた結果、入札契約制度の課題は次のとおりであります。

1. 市内の業者は他市の入札に参加できない状況が多くある中、当市の入札においては、案件によっては市外の業者を参加させている状況である。このことは、指名のあり方にも問題があり、市内業者の育成につながっていない。

2. 設計価格からの歩切りによる予定価格の設定については、平成23年8月25日付総務大臣及び国土交通大臣からの通達において、歩切りは行わないことを厳格に示されたが、依然として歩切りが行われている。

3. 亀山市契約規則において、最低制限価格を設定できることになっているが、その運用がなされておらず、低価格での過当競争が激化すれば、品質や安全性の確保に支障を来すおそれがある。

4. 一般競争入札と指名競争入札の区分として、基準の適用対象となる範囲が適正であるか、拡大することを含めた見直しなど、厳密な検証がされていない。

5. 談合等の不正行為の防止対策や事務の簡素化及び合理化、また入札に参加しようとする者の利便性を図るなど、新たな対策が講じられていない。

6. 設計金額によって定められている入札参加業者数の基準や業者格付制度として建設工事格付基準が明確でない。

よって、これらの課題を解決するため、亀山市にふさわしい適正な入札契約制度の確立は急務であると考えことから、次のとおり市長に対して提言を求めるものであります。

一つ、市内業者の育成として、工事、物品、役務等の契約調達における業者選定については、特殊な案件を除き、市内業者を原則とすること。

2. 予定価格の適切な設定として、予定価格の設定に当たっては、特に工事における品質及び安全性の確保の観点から、歩切りによる切り下げは行わないこと。

3. 最低制限価格制度の運用として、品質の確保及びダンピング受注を防止するため、最低制限価格制度の運用を図ること。

4. 競争入札方式の適正な運用として、競争入札については、当面現行制度を継続することはやむを得ないが、一般競争入札の適用範囲の見直しなどの検討を行い、適切な制度の運用を図ること。

5. 電子入札の導入として、談合等の不正行為の防止、また入札における事務の簡素化及び入札に要する経費の縮減を図るため、早急に電子入札を導入すること。

以上、五つの事項について提言を求めるところであります。市は常に良好な品質を有する施設、物品等を調達する債務を担っていることから、入札契約制度については、その時点の社会情勢や市内の経済動向も配慮して運用していかなければならないと考えます。

したがって、市内企業の現状を把握するとともに、入札契約制度の点検、見直しを継続して行い、さらには市内業者の育成及び地域経済の活性化のため、市内業者を重視した地域維持型の契約方式の活用など、常に前向きな検討を行い、市民の信頼確保に取り組むよう切に望むものであります。

以上、入札制度調査特別委員会の調査・検討結果の最終報告といたします。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

入札制度調査特別委員会委員長の報告は終わりました。

入札制度調査特別委員会は、これをもって任務を終了と認め、廃止をいたします。

次に、お諮りいたします。

以上で、今期定例会の議事をすべて議了いたしました。

議事を閉じ、閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成23年12月亀山市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

（午後 2時39分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年12月21日

議 長 小 坂 直 親

5 番 豊 田 恵 理

17 番 前 田 稔